

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成22年6月29日
- 【事業年度】 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日
- 【会社名】 ドイツポスト・アーゲー  
(Deutsche Post AG)
- 【代表者の役職氏名】 マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(IR  
担当)  
(Martin Ziegenbalg EVP Investor Relations)  
カトリン・アッシャー ヴァイス・プレジデント(法務担当 - ドイツ)  
(Katrin Asher, VP - Legal Services, Germany)
- 【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国、53113 ボン、  
シャルル・ド・ゴール・シュトラッセ20  
(Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 白井勝己
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03 - 6438 - 5511
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 望月洋美
- 【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03 - 6438 - 5511
- 【縦覧に供する場所】 該当なし

## 第一部 【企業情報】

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において別段の記載がある場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

「当社」、「ドイツポスト」	: 子会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。 Bundespost または「ドイツポスト・アーゲー」は「ドイツポスト・アーゲー」を指すこともある。
「当グループ」、「グループ」	: ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社。
「AEI」	: エアー・エクスプレス・インターナショナル・インク (Air Express International, Inc.) 及びその連結子会社。
「ASG」又は「ASGグループ」	: アルメナ・スフェンカ・ゴッデセントラー・エービー (Allmenna Svenka Godscentraler AB) 並びにその連結子会社及び関連会社。
「契約ロジスティックス」	: 業者によるパリュウ・チェーンに沿った複雑なロジスティックス及びロジスティックス関連業務。そのサービスは各産業及び顧客ごとの個別仕様で設定され、複数年契約に基づき提供される。
「ダンツァス」又は「ダンツァス・グループ」	: ダンツァスホールディング (Danzas Holding AG) 並びにその連結子会社及び関連会社 (ネドロイド、ASGグループ及びAEIグループを含む。 )。
「期日指定」	: 期日を指定したエクスプレス配送。
「ドイツポスト・ワールドネット」又は「ドイツポスト・ワールドネットグループ」	: ドイツポスト・ワールドネットとは、広告等公的な場で使用される当グループの名称である。ドイツポスト・アーゲーとは、その株式が2000年11月20日以降ドイツの全証券取引所に上場されている、当グループ親会社の法的名称である。
「ポストバンク」	: ドイツ・ポストバンク・アーゲー。 Bundespost・ポストバンクを指すこともある。
「ドイツテレコム」	: ドイツテレコム・アーゲー (Deutsche Telekom AG)。 Bundespost・テレコム (Deutsche Bundespost Telekom) を指すこともある。
「DHL」	: DHLインターナショナル・リミテッド。
「ダイアログ・マーケティング」	: 個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。
「下方向アクセス」	: ドイツポストは郵便市場の独占的企業として、顧客ごとに個別に、また一定の条件下で他の郵便事業者に対し、自社の郵便パリュウ・チェーンの一部の使用を許可することが義務付けられている。
「DSLバンク」	: ドイツ・ジードルングス・ウント・ランデスレンテンバンク (Deutsche Siedlungs und Landesrentenbank)。
「DSLホールディング」	: DSLホールディング・アーゲー。
「EBIT」	: 少数株主損益及び利息を含まない税引き前営業利益。
「EU郵便指令」	: 欧州連合加盟国における郵便市場のための法的枠組。

「独占的免許」	: ドイツ郵便法に基づき、ドイツポスト・アーゲーは、2007年末まで、一定の郵便物の商用配達に係る独占的免許を有していた。この独占的免許は2008年1月1日付で終了した。
「日用消費財」	: 売行きが早い日用品。
「連邦ネットワーク庁」 (Bundesnetzagentur)	: 電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関する国家の規制当局であり、その前身は郵便通信監督庁(Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post)である。
「ファースト・チョイス」	: サービス水準の向上と顧客重視の拡充を目指した全グループ的プログラム。
「フルコンテナ貨物(FCL)」	: 満載のコンテナによる貨物輸送。
「グローバル・カスタマー・ソリューションズ」	: 当グループの世界的な最大規模の顧客を管理する組織。
「ドイツ」、「連邦共和国」又は「連邦政府」	: ドイツ連邦共和国。
「ハブ」	: 主要な積み替え拠点。積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷センター。
「IATA」	: 国際航空運送協会。
「KfW」、「KfWグループ」又は「復興金融公庫」	: 以前のドイツ復興金融公庫。
「共同一貫輸送」	: 異なる輸送形態を統合した輸送チェーンで、多くの場合、道路輸送と鉄道輸送を結合して用いられる。
「コンテナ混載貨物(LCL)」	: 海上貨物輸送において、単独ではコンテナ満載に至らないためまとめられる混載貨物。
「トラック混載輸送(LTL)」	: 陸上貨物輸送において、単独ではコンテナ満載に至らないためまとめられる混載貨物。
「ルフトハンザ」	: ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー(Lufthansa Cargo AG)。
「ネドロイド」	: ネドロイド・ヨーロピアン・トランスポート・ディビジョン・ホールディング・ビーヴィー(Nedlloyd European Transport Division Holding, B. V.)。
「外部業務委託」	: 外部サービス業者への業務委託契約。
「パックステーション」 (Packstation)	: 小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。
「パケットボックス」 (Paketbox)	: 料金別納小包及び小型郵便物(最大容積: 50x40x30センチメートル)用の郵便ポスト。
「郵便法」 (Postgesetz)	: 1998年1月1日施行のドイツ郵便法の目的は、規制を通じた郵便事業における競争を促進し、全国的に適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することにある。郵便法には、免許、価格管理及び総合サービスに関する規定がある。
「郵便組織改革法」 (Postumwandlungsgesetz)	: 1994年施行の当該法律により、ドイツ・ブンデスポスト公社傘下の各社は、ドイツポスト・アーゲー、ポストバンク・アーゲー及びドイツ・テレコム・アーゲーという民間会社に組織変更された。
「郵便サービス指令」	: 郵便サービス指令とは、1999年に発令された、ドイツ及びヨーロッパ内における書簡、小包及び印刷物の配達の種類及び品質基準について定める指令である。
「優先定期刊行物」	: 内容の30パーセント以上を報道記事が占める出版物。
「料金の上限設定手続」	: 連邦ネットワーク庁が主要郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、これが決定する一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する事前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。
「ライムス」(REIMS II)	: 宛先国における国際郵便の費用に対する補償に関し、1999年にヨーロッパの17カ国の間で締結された協定。
「即日配達」	: 当日に配達される宅配配送。
「標準書簡」	: 最大235mm x 125mm x 5mmの大きさかつ最大重量20グラムまでの書簡。
「標準定期刊行物」	: 内容の30パーセント未満を報道記事が占める出版物。

「TEU」	: Twenty-foot equivalent unitの略語。長さ20フィート(1フィートは約30センチメートル)の標準コンテナの単位。
「時間指定」	: 時間指定の宅配サービス。
「アメリカ」、「合衆国」又は「米国」	: アメリカ合衆国。

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 112.2円(2010年5月31日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者の事業年度は暦年である。
- 6 本書は将来的な記述を含んでいる。「予想する」、「信じる」、「見込む」、「予測する」、「意図する」、「計画する」又は「確信する」等の用語及び類似の表現は、それらが当社又は当グループに関係する場合、将来的な記述を意図している。当社又は当グループはこれらの将来的な記述を更新する意図はない。かかる将来的な記述は、将来の出来事に対する本書提出日現在における当社又は当グループの見解を反映しており、将来の業績の反映とはならない。かかる記述には、必然的に一定のリスク及び不確実性が含まれており、また、実際の業績は、多くの要因の結果、将来的な記述に含まれる情報とは重要な点において異なる可能性がある。

## 第1 【本国における法制等の概要】

### 1 【会社制度等の概要】

#### (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

##### (イ)一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、その中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「oHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- ・合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161乃至第177条aの適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。

- ・GmbH&Co. KG(合資会社の特殊形態)

有限会社が唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。

- ・有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。

- ・株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、無記名式又は記名式のいずれでも発行することができる。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。

株式会社の特徴を以下に敷衍する。

- ・欧州会社(Europäische Gesellschaft - *Societas Europaea* - 「SE」)

欧州共同体の欧州会社規則及び欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、公開有限責任会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社(公開有限責任会社)に適用される法令も適用される。

##### (ロ)設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登記されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・会社の名称及び本店所在地

- ・会社の目的

- ・資本金の額・株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び各額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数

- ・株式の記名式・無記名式の別

- ・取締役数又は取締役数決定の根拠となる規則

- ・会社の公告の方法に関する事項

株式会社は、商業登記簿に登記されたときに法人格を付与される。

#### (八)会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、準備金に組み入れること等を理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は(所定の金額を限度として)取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条に定める非常に限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式に関しては、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・バンキング・アーゲーに預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。

上場会社の株主は、その議決権が、直接的であるか間接的であるか(つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。)を問わず、議決権の3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合、株主がその状況においてその事実を知った後又は知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日(土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州(Bundesland)における州の祝日を除く各暦日)以内に、当該会社及び連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (「FFSA」))に通知しなければならない。株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を認識していると仮定される。株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰すものとされる場合がある。株式発行会社が通知を受けていない場合、当該株式に基づく権利を行使することができない。意図的に又は重過失により通知がなされなかった場合、当該株式に係る権利を遅延された通知の日付から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。各暦月末日に、当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行なうため、現存議決権総数に関する要旨を公表しなければならない。また、株式の交付を要求する権利が付随したデリバティブ商品の保有者(直接間接を問わない。)も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、デリバティブ商品の場合は3パーセントの基準値については適用されない。原則として、かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算されない。とりわけ当該規則は現在審議中であり2008年内に修正される公算が高い。投資家の直接的又は間接的な(つまり議決権が当該投資家に帰す場合)議決権保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金元を、当該基準値が達成されてから20株式取引日以内に株式の発行体に通知する義務を負う。発行体は、受取った情報と通知義務が遵守された旨を公開する。

## (二)会社の組織

### (a) 取締役会

取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない。取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない。

取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。取締役会が数人から成る場合、全取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない(かかる規定を設けるのが普通である。)。定款において、取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる(かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登録される。)。共同代表権を有する取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の取締役のそれと同じである。

取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登録しなければならない。

取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする。

取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

### (b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役(その数は常に3の整数倍でなければならない。)から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法(Mitbestimmungsgesetz)(以下「共同決定法」という。)は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される(以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。)

共同決定法に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・ 一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人(そのうち4人は会社の従業員とし、4人は労働組合の代表)とする。但し、定款で員数を16人又は20人(株主の代表と従業員の代表を同数とする。)と定めることができる。
- ・ 一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人(そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表)とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる。
- ・ 一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人(そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表)とする。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

最近の株式会社法の改正(以下「本改正」という。)により、資本市場において活動する会社(組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行なった会社と定義される。)の管理取締役のうち最低1名は会計の専門知識又は財務諸表の監査の専門知識を有する者(株式会社法第100条第5項)でなければならない。監査役全員が2009年5月29日以降に選任された場合、本改正は適用されない。

株主代表は株主総会で選任される。2009年8月に発効した株式会社法の改正(以下「2009年8月改正」という。)により、上場会社の取締役は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き(株式会社法第100条第2項第1文章第4号)、取締役の任命期間終了後2年間は同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授權に基づき、1977年6月23日に公布され、2005年10月に改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、大会社の場合は最低31週間の

日数を要する。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。

株主代表であると従業員代表であるとを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

( ) 監査役会の権限及び義務

監査役会は業務執行の監督を職務とする。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役会に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役の報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。

2009年8月改正により株式会社法に加えられた変更に従い、監査役の報酬総額及び監査役会の報酬体制は、監査役会の満場一致(株式会社法第107条第3項第3文章)により決定される。報酬総額は、各監査役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない(株式会社法第87条第1項第1文章)。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能な発展に重点を置くもの(株式会社法第87条第1項第2文章)でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払いが会社にとって不公平である場合(株式会社法第87条第2項第1文章)、監査役会は速やかに監査役の報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員に損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない(株式会社法第93条第2項第3文章)。

企業統治法(ドイツ企業統治法)については、後記「第5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

( ) 会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である(共同決定法第28条)。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない(共同決定法第29条)。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。ドイツ企業統治法には、監査役会が監査委員会を組織することを推奨している。

本改正により株式会社法に加えられた変更に従い、監査委員会は、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に監査役の独立性及び監査役が追加で提供するサービスにつき監督する。資本市場において活動する会社においては、株式会社法第100条第5項に従い、監査役のうち最低1名は会計又は監査の専門知識を有する社外監査役でなければならない。また、ドイツ企業統治法に従い、監査役会の監査委員会の会長は会計原則及び内部統制の適用に関する専門知識及び経験を有する、過去2年間に会社の取締役ではなかった外部監査役でなければならない。通常、第100条第5項に基づく監査役及び監査委員会の会長は同じ人物である。資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行なうものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行なう。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を総会において説明しなければならない。但し、株式会社法では、株式会社の監査役会に対し監査委員会を設置する義務が規定されていない。

( ) 取締役の任命

共同決定法第31条に従い、取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1か月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することができる。過半数が得られない場合、3回目の採決(当該採決においても単純多数が必要となる。)を行なうことができ、可否同数となれば会長が決定権を有する。

(c) 株主総会

株主は、株主総会でその権利を行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・ 監査役会における株主代表の選任
- ・ 利益処分案
- ・ 取締役及び監査役の免責
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 定款変更
- ・ 増資及び減資
- ・ 特別監査人の選任
- ・ 会社の解散
- ・ 組織変更、合併及び会社分割

取締役株主総会は、取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8か月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合にも招集されなければならない。株主総会を招集できるのは、取締役会、監査役会又は資本金の5パーセント以上を有する株主である。

株主総会の招集通知は電子版連邦官報(Bundesanzeiger)に公告されなければならない。招集公告には、株主総会の開催日、場所、株式総数及び現存議決権総数並びに議案を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。招集通知は、株主総会の開催日の30日以上前に公告されなければならない。この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。2009年9月に発効した株式会社法の改正(以下「2009年9月改正」)に基づき、登録株式だけではない株式を発行し、第121条第4項第2文章及び第3文章に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は今後、株主総会の招集通知をメディア(例えば電子版連邦官報)を通じて公告しなければならない(株式会社法第4条a)。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したと仮定される。電子版連邦官報における公告の直後に、上場公開会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提供される予定の書類並びに召集通知日における株式総数及び議決権総数を会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。また、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は(該当する場合)、当該書式を公表する。定款の変更により、株式会社は上記の書類の送付を電子通信による送付に限定することができる(株式会社法第125条第2項第2文章)。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し株主のすべて又は一部の権利を行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また取締役会を通して定款に規定することができるようになった。さらに、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主は書面により又は電子通信を介し議決権を行使すること(不在投票)が可能であることを会社の定款において規定することができ、また取締役会を通して定款に規定することができるようになった。

取締役会及び監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない(監査役及び会計監査人の選任決議案は、監査役会のみが提出する。)

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、会社に対し、取締役会及び監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、上場会社の場合、会社のインターネットページを通してアクセスが提供されなければならない。全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見があれば、その意見を閲覧可能にしなければならない。

各株主は、請求に係る情報が議案の適切な判断に必要な場合に限り、株主総会において、取締役会から会社の業務に関する質問について回答を求めることができる。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由(例えば、回答することが会社に不相当ではない不利益を与える事由)がある場合、取締役会は、回答を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が定時株主総会における質疑応答のための適切な時間に関する権限を有する旨を規定することができる。ドイツポストの定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人(委任状の様式は会社により提供される)を通じて行使することも可能である。会社は、株主が複数の代理人に委任した場合、1名又は複数の代理人を拒否することができる。2009年9月改正によって株式会社法に加えられた変更により、委任状は書面において発行される必要がなくなり、電子署名を含まない電子メールなどテキスト形式又は定款に規定のある場合はより簡易な形式での委任でも形式上十分となった。授權及び照合の取消についても同様である。上場公開会社は、株主が授權を希望している場合で、第三者が株主を代理し株主の議決権を株主総会において行使する権利が与えられていることに関する証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない(株式会社法第134条第3項第4文章)。

いくつかの銀行(特に小規模の貯蓄銀行及び信用組合)は、今後、代理人としての役割を果たさない予定であることを公表したが、ドイツでは、今なお、通常、議決権の行使は銀行に委託される(議決権の代理行使)。一方、会社は、株主からの指示によって議決権を行使する委任行使委員会を設置することができる。会社がかかる委員会が設置した場合、株主は、当該委員会に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権を行使することができる。

2009年9月改正によって株式会社法に加えられた変更により、貸付機関、代理専門家及び株主組合は、株主の議決権を行使する明示的な指示が必要ではなくなった。代わりに、代理人は、授權により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii) 監査役会若しくは監査役会の提案に反対する場合は取締役会の提案に従い、広い範囲で議決権を行使することができる(株式会社法第135条第1項第4文章)。さらに、貸付機関、代理専門家及び株主組合に関する詳細の手続要件及び制限が規定された。

株主総会の決議は、行使された議決権の過半数で行うことができる。定款は、額面金額いくらに対し1個の議決権を付与するかを規定する。総会決議は、一定の場合(例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合)、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外(例えば、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等)を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

株主総会については公証人により議事録が作成されなければならない。かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場公開会社は、株主総会の後7日以内に、各決議が得た株式数、株式資本のどの部分が各決議の得た議決権の対象となるか、各決議が得た議決権数、各決議の反対議決権数及び該当する場合は、棄権議決権数を含む決議の結果を公表する(株式会社法第130条第6項)。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたとみなすことができる(株式会社法第130条第2項第3文章)。

不適切な訴訟を防ぐため、2009年9月改正は、裁判所において株主の決議を争ういくつかの手続を規定している。とりわけ、一定の株主の決議の登記を回避するためには、原告が招集通知の公告から最低でも1,000ユーロの按分株式を所有していることの証明が原告に義務付けられた(株式会社法第24条a第2項第2号)。

#### ( ) 計算、利益処分

取締役会は、会計年度終了後3か月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書(年次財務書類)並びに前会計年度についての営業報告書を作成し、これを監査役会及び会計監査人に提出しなければならない。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならない。簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない。会社は、法定準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のもの等から成る。

- ・ 前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント(当該準備金が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで)。
- ・ 新株発行の際の額面超過額(いわゆる「打歩」)。
- ・ 転換社債又は新株引受権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額。

・ 新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額、  
法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損填補の場合に限られる。  
会社は、自己株式を保有している限り、当該株式の簿価に等しい自己株式準備金を設定しなければならない。

法定準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部をかかるとする既開示準備金に組入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

本改正は、商法に規定される複数の会計に関する条項を変更した。改正により、特に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連して、営業報告書の報告義務が拡大された。資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない(商法第289条)。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する公表を含めなければならない(商法第289条a)。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に關係する倫理、作業及び社会性基準などの法的要件、ドイツ企業統治法の遵守に関する申告事項、取締役会及び監査役会の運用方法の説明並びに取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び運用方法が含まれる。会社は、年に一度、取締役会社がドイツ企業統治法に規定されるどの推奨事項を遵守しているか、また不遵守の場合はその理由(「遵守又は説明」)が記載された取締役会及び監査役会による公表をウェブサイトにおいて行わなければならない(株式会社法第161条第1項第1文章)。当該公表の有効期間中に変更があり、公表内容に訂正が必要な場合、直ちに訂正を行い、修正された公表事項は会社のウェブサイトにおいて公表される。年次コンプライアンス報告書は、会社のウェブサイトにおいて恒久的に公表されなければならない。会社の経営に関する公表事項の一部とされなければならない。

2006年12月31日以降に開始する期間に係る財務書類又は半期財務書類に関し、取締役会のメンバーは、これらが知りうる限りにおいて、かかる財務書類が真実かつ公正な概観を提示している旨を書面にて承認しなくてはならない(Bilanzzeit)。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。本改正による変更に従い、会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態になり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない(株式会社法第171条第1項第2文章及び第3文章)。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨を確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

( )利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次(非連結)財務書類に拘束される。

( )公告

年次財務書類、営業報告書、監査役会の報告書、取締役会の利益処分案並びに上場会社の場合は商法第289条第4項至第5項及び第315条第4項に従い情報説明報告書は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる書類の写しが株主に提供される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。通常は、これらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に提供される。

取締役会は、定時株主総会后、不当に遅滞することなく、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報のインターネットサイトにおいて公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト(www.ebundesanzeiger.de)において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局(Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH)に届出なければならない。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、裁判所は、一定の形式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、法律及び定款の規定に従っているか否かを審査する必要はない。

新たに導入されたドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)第3条以下に基づき、会社は「年次財務報告書(Jahresfinanzbericht)」、「半期財務報告書(Halbjahresfinanzbericht)」及び「中間財務報告書(Zwischenmitteilung der Geschäftsführung)」の公表を義務付けられた。主要銘柄部門に上場されている株式会社は、貸借対照表、損益計算書を含む年次財務書類、営業報告書並びに四半期報告書の公表の免除に加え、年次財務報告書及び中間財務報告書の公表義務を免除されている。しかしながら、株式又はその他の有価証券が取引所に上場されている株式会社は、少なくとも取締役会による要約年次財務書類及び中間報告書並びに取締役会メンバーによる確認書を含む半期財務報告書を会計年度第1四半期終了後2か月以内に公表しなくてはならない。

ドイツ証券販売目論見書法(Wertpapierprospektgesetz)第10節に従い、上場株式会社は年に一度、過去12か月間に、(i)ドイツ証券取引法第15条(臨時公表)、第15条a(役員取引)並びに第26条(相当量の株式持分)、(ii)ドイツ証券取引法第30条b、同条e、及び同条f、(iii)ドイツ証券取引法第37条以下(財務報告書)、(iv)証券取引所規制に関するドイツ証券取引所法(Börsengesetz)第42条第1項、並びに(v)これらに類似する(ドイツ以外の)外国の証券取引所法又は証券取引法に基づく開示義務に従い関連会社により公表された全ての情報を記載した、いわゆる年次文書の公表が義務付けられている。かかる年次文書は、一般に知られているビジネス誌若しくは日刊紙に印刷文書として、又は上場株式会社が株式取引の承認を申請した株式取引所のウェブサイト、若しくは当該会社のインターネット上のウェブサイトに掲載して公表しなければならない。ドイツポストは後者の方法によりこれを実施している。年次文書は連邦金融監督庁に対しても提出しなくてはならない。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社はまた、(転換社債が株式に転換された場合等により)議決権の数に変更が生じた場合、当該各月末までに現存する議決権総数を公表しなければならない。

取締役による取引に関する詳細情報は、関連する発行会社が当該取締役より当該会社の株式又は株式関連のデリバティブを対象とした取引に関する通知を受けた直後に、取締役による取引に関する情報を記録する会社登記簿(以下に記載する。)に通知されなければならない。

ドイツ連邦法務省は、明確な不正があった場合に連邦金融監督庁の要請に基づき、抜打ち検査により、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権利を民間組織である財務報告執行委員会(Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung DRP e.V.)(以下「財務報告執行委員会」という。)に授権した。一切の調査結果は財務報告執行委員会により連邦金融監督庁に開示され、同庁によりさらなる処置がとられることがある。

ドイツの電子会社登記簿(Unternehmensregister)はインターネット(www.unternehmensregister.de)により閲覧が可能であり、とりわけ、( )登記書類を含む商業登記簿登記事項、( )開示済み会計書類及び報告書、( )連邦官報のインターネットサイトに掲載された公告、( )連邦金融監督庁に対する通知、並びに( )株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2010年5月10日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

(イ)株主

(a) 株主総会

株主総会招集日の株主名簿に記載されており、期限内に株主総会への参加の登録を行なった株主は、株主総会に出席することができ、株主総会は、取締役会又は監査役会が招集する。招集公告は、議事日程を付して、株主総会の開催日の30日以上前に行われなければならない。この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。取締役会は、定款に規定される6日間より短い登録締切日を規定することができる。

株主総会は、当社の本店若しくはドイツの証券取引所の所在地又は人口20万人超のドイツ国内の都市で開催される。

総会の議長は監査役会会長又は株主を代表して、監査役会会長により指名された他の監査役が務める。いずれの者も議長を務めない場合は、議長は株主総会において選任される。

(b) 議決権

株主総会において、議決権は、株式1株につき1個の割合で行使される。

株主は総会開催日において当社株主名簿に登録されていなくてはならず、かつ総会の6日前までに、当社に対し総会への出席に関する登録をなさなければならない。

2010年4月28日付の株主総会決議により、株主が株主総会に出席しない場合でも、書面による投票又は電子的な投票(郵送による投票)を株主に許可する権限を取締役に与えるため、定款が改訂された。

議決権は代理人により行使することができる。2010年4月28日付の株主決議に基づき、定款、例えば書面における書名が必要ではなくなり、委任はテキスト形式で授権及び取消しを行わなければならない、また会社に対し証明されなければならない、電子メールなどの形式によるもので十分である。株主総会の招集通知は、委任の授権、取消し及び照合の簡易過程を規定することができる。貸付機関、株主組合又は法令において類似する者として定義される者に関する株式会社法第135条に影響はない。

(c) 決議

法令の強行規定に別段の定めのない限り、総会の決議は、行使された議決権の過半数及び法令において株式資本の過半数が義務付けられる範囲において行使された議決権の対象となる株式資本の過半数で採択される。

(ロ)機関

(a) 取締役会

取締役会は、2人以上の取締役から成り、その数は監査役会が定める。

取締役会は、法律及び定款に従って当社の業務を執行する。

当社は、取締役2人又は署名権者(商法に基づき、当社のために署名する権限が当社の法律上の所在地にある地方裁判所が保持する商業登記簿に登録された従業員である授権代理人。)と共同して行為する取締役1人により適法に代表される。

(b) 監査役会

監査役会は、20人の監査役から成り、その職務は株式会社法及び共同決定法に定められている。

(注) 「銀行業務及び証券業務に関する監督」に係る記載は、ドイツバンクの非連結化に伴い関連がなくなったことから削除している。

## 2 【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、改正済みの1961年外国貿易法(Aussenwirtschaftsgesetz)(以下「貿易法」という。)及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令(Aussenwirtschaftsverordnung)(以下「貿易省令」という。)に基づいている。

貿易省令は、ドイツ非居住者による対内投資について報告を要求している。これに関し、貿易省令第58条aは、長期にわたる経営参加、支店の設立又は企業の持分の取得を意図してなされた投資及びかかる投資の処分について、報告義務を定めている。これに対し、ドイツ企業の株式の単なる購入又は売却について、外国人株主の持分が資本金又は議決権の10パーセントにとどまる限り、かかる報告義務は課されない。

ドイツ非居住者である株主への配当の支払いについても、何ら制限は実施されていない。

### 3 【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約(以下「租税条約」という。)に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設(ドイツの常任代理人を含む。)又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的効果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

#### (1) ドイツの課税上の取扱い

近時ドイツでは、全般的に2008年施行の事業税改革(Unternehmenssteuerreform)が制定された。これにより、ドイツの法人は、原則として、以前より低い15パーセント(以前は25パーセント)の法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

しかしながら、事業税改革には、個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則(Zinsschranke)は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。事業税改革の不可欠な要素として、営業税の課税標準調整規定が2008年以降厳格化された。

#### (イ)日本の株主に課される所得税

現行のドイツ国税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、源泉徴収税率は配当金総額の15パーセントに引き下げられる。日本の株主は、ドイツ中央税務局(ドイツ、53225 ポン、フリードホーフ シュトラッセ1 ブンデスアムト・フューア・フィナンツェン)に対して、15パーセントの租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請することができる。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払いの時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はwww.bzst.deから入手することができる。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金(又はその一部)を受領することができる。(後記(2)も参照のこと。)

日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

#### (ロ)相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・ 被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有さずにドイツ国外にて連続5年以上居住したことの無いドイツ市民である場合。
- ・ 当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。又は、
- ・ 相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の登録資本金の最低10パーセントを保有していた場合。

(ハ)その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税は課されない。

(2) 日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について(また、個人については相続についても)支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

#### 4 【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3)銀行業務及び証券業務に関する監督」を除く部分の英語訳(以下「精査済有価証券報告書」という。)を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (a) ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。
- (b) 当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2009年12月31日までの5会計年度分の各会計年度末日における当グループ(非継続事業を除く)の主要な実績連結財務データを表示している。

	2005年	2006年	2007年	2008年 (修正再表示)	2009年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	44,594 (50,034億円)	60,545 (67,931億円)	54,043 (60,636億円)	54,474 (61,120億円)	46,201 (51,838億円)
利息を含まない税引前利益(EBIT)	3,764 (4,223億円)	3,782 (4,243億円)	2,133 (2,393億円)	-966 (-1,084億円)	231 (259億円)
税引前利益	3,053 (3,425億円)	2,842 (3,189億円)	1,188 (1,333億円)	-1,066 (-1,196億円)	276 (310億円)
連結当期純利益	2,448 (2,747億円)	2,282 (2,560億円)	1,873 (2,102億円)	-1,979 (-2,220億円)	693 (778億円)
営業活動より生じた キャッシュ・フロー	3,624 (4,066億円)	3,922 (4,400億円)	5,151 (5,779億円)	1,939 (2,176億円)	-584 (-655億円)
投資活動より生じた キャッシュ・フロー	-5,052 (-5,668億円)	-2,697 (-3,026億円)	-1,053 (-1,181億円)	-441 (-495億円)	-2,722 (-3,054億円)
財務活動より生じた キャッシュ・フロー	-1,288 (-1,445億円)	-865 (-971億円)	-1,787 (-2,005億円)	-1,468 (-1,647億円)	1,688 (1,894億円)
資本 (少数株主持分を除く)	10,624 (11,920億円)	11,220 (12,589億円)	11,035 (12,381億円)	7,826 (8,781億円)	8,176 (9,173億円)
資産合計	172,640 (193,702億円)	217,698 (244,257億円)	235,420 (264,141億円)	262,964 (295,046億円)	34,738 (38,976億円)

	2005年	2006年	2007年	2008 (修正再表示)	2009年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
基本的1株当たり利益	1.99ユーロ (223.3円)	1.60ユーロ (179.5円)	0.79ユーロ (88.6円)	-1.10ユーロ (-123.4円)	0.17ユーロ (19.1円)
希薄化後1株当たり利益(1)	1.99ユーロ (223.3円)	1.60ユーロ (179.5円)	0.79ユーロ (88.6円)	-1.10ユーロ (-123.4円)	0.17ユーロ (19.1円)
自己資本比率(2)	7.2%	6.4%	5.9%	3.7%	23.8%
現金及び現金等価物	2,448 (2,747億円)	2,391 (2,683億円)	4,683 (5,254億円)	1,350 (1,515億円)	3,064 (3,438億円)
平均従業員数(人数)	393,463人	507,641人	500,252人	511,292人	488,518人

- (1) 該当年度の加重平均株式数が計算に使用されている。  
(2) 資本(少数株主持分資産を含む) / 資産合計

以下の表は、2009年12月31日までの5会計年度分の各会計年年度末日におけるドイツポストAGの主要な実績個別財務データを表示している。

	2005年	2006年	2007年	2008年 (修正再表示)	2009年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	14,479 (16,245億円)	13,696 (15,367億円)	13,411 (15,047億円)	13,327 (14,953億円)	12,799 (14,360億円)
経常利益	1,892 (2,123億円)	1,231 (1,381億円)	1,345 (1,509億円)	-1,778 (-1,995億円)	534 (599億円)
当期純利益	1,814 (2,035億円)	1,262 (1,416億円)	1,338 (1,501億円)	-757 (-849億円)	513 (576億円)
営業活動より生じた キャッシュ・フロー	-84 (-94億円)	1,185 (1,330億円)	1,495 (1,677億円)	1,015 (1,139億円)	1,087 (1,220億円)
投資活動より生じた キャッシュ・フロー	-4,241 (-4,758億円)	-1,548 (-1,737億円)	-2,007 (-2,252億円)	-1,923 (-2,158億円)	1,864 (2,091億円)
財務活動より生じた キャッシュ・フロー	1,043	565	82	1,027	-1,072

	(1,170億円)	(634億円)	(92億円)	(1,152億円)	(-1,203億円)
株主持分	11,580	12,160	12,682	10,862	10,650
	(12,993億円)	(13,644億円)	(14,229億円)	(12,187億円)	(11,949億円)
資産合計	28,590	28,747	29,901	37,811	36,476
	(32,078億円)	(32,254億円)	(33,549億円)	(42,424億円)	(40,926億円)
現金及び現金等価物	2,481	627	197	316	2,195
	(2,784億円)	(703億円)	(221億円)	(355億円)	(2,463億円)

## 2 【沿革】

### (1) 当社の沿革

当グループは、当初、連邦特別資産であるブンデスポスト(ドイツ連邦郵便局)の一部であった。ブンデスポストは、1989年、ブンデスポスト・ポストディーンスト(Deutsche Bundespost POSTDIENST)、ブンデスポスト・ポストバンク(Deutsche Bundespost POSTBANK)及びブンデスポスト・テレコム(Deutsche Bundespost TELEKOM)の3社に分割された。1994年9月14日のブンデスポストの株式会社への転換に関する法律(Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutsche Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft)に基づき、ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、ダンツァス・ホールディングAG(スイス)の買収(1999年)及びDHL(バミューダ)の段階的株式取得(1998年開始)とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高のレベルが著しく増大し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれ1999年1月1日のポストバンク及びダンツァスの買収、2000年1月1日のDSLバンクの買収並びに2000年3月1日のAEIの買収である。ポストバンク及びDSLバンクの買収は、当グループの貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。

### (2) 当グループの沿革

年月	出来事	関係部門
1989年	： ブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコムの3社に分割された。	
1994年		
12月	： ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名した。	
1998年		
1月	： マク・ペーパー AG(McPaper AG)を買収した。	
7月	： DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。	エクスプレス
10月	： グローバル・メール Ltd(Global Mail Ltd.米国)を買収した。	
1999年		
1月	： デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。	エクスプレス

	: ダンツァスを買収した。  ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH International Spedition)の80.2パーセント及びITG GmbHロジスティック・ウント・ディストリビューション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。	ロジスティックス
	: ポストバンクの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取得した。	金融サービス
4月	: セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicol Omega Holdings, Ltd.)(英国)の株式25パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセントを基準に比例配分による連結法に基づき計算されている。当グループは同社の議決権付株式の50パーセントを保有している。	エクスプレス
7月	: ファンгент&ロース(Van Gent & Loos)(オランダ)を買収した。  セレクトブラハト(Selektivvacht)(オランダ)を買収した。	エクスプレス
	: ネドロイド(Nedloyd)を買収(この中には、エクスプレス部門に移されたファンジェントとセレクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。	ロジスティックス
9月	: ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。	ロジスティックス
10月	: グイプツコアナ(Guipuzcoana)を買収した(ナールوند・デサローロSL(Narrondo Desarrollo S.L.)(スペイン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例配分による連結法に基づき計算されている。)。	エクスプレス
12月	: DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユーロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前にはDSLバンクの匿名組合出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済みである。旧DSLバンクの既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディングAGは、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。	金融サービス
2000年		
1月	: トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガリー及びオランダの事業を含む。)を買収した。	エクスプレス

	<p>： DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を保有し、旧DSLバンクとポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は決定されていない。DSLホールディングは、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングを解散し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。</p>	金融サービス
3月	<p>： エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界規模)した。</p>	ロジスティックス
7月	<p>： インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。</p>	エクスプレス
11月	<p>： 当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。</p>	
2001年		
1月	<p>： イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100パーセント買収した。</p>	エクスプレス
	<p>： DHL(バミューダ)株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。</p>	エクスプレス
3月	<p>： ルフトハンザとのジョイント・ベンチャーによるアエロロジックGmbH(Aerologic GmbH)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。</p>	エクスプレス
6月	<p>： 株式会社日本航空からDHL株式の4.256パーセントを取得するオプションを取得した。</p>	エクスプレス
	<p>： BHF(USA)ホールディングInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。</p>	金融サービス
11月	<p>： キャンドゥ/カーゴライン・グループ(Candoo/Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。</p>	エクスプレス
2002年		
3月	<p>： DHLの株式4.256パーセントを追加取得した。取得の効力は2002年1月1日に遡及する(取得後保有割合50.642パーセント)。</p>	エクスプレス
	<p>： ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティックスサービス提供者となり、また、東欧・中欧における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプラン/カーゴライン・グループ(Cargoplan/Cargoline group)を買収した。</p>	エクスプレス/ロジスティックス

4月	:	セルヴィスコSP zoo(Servisco Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。	エクスプレス
12月	:	ポストバンクがクレディスイス(ドイツ)の子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermoensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗販売活動及びオンライン販売活動を補完する。	金融サービス
	:	ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(バミュエダ)に対する持分を取得した。これにより、当グループは、現在、当該会社を完全に所有することになった。	エクスプレス/ロジスティックス
2003年			
1月	:	当グループは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スベディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。	エクスプレス
2月	:	カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。	エクスプレス
	:	当グループは、中国の輸送・ロジスティックス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスLtd.は、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。	エクスプレス
6月	:	欧州委員会は、当グループに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコールオメガの100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。	エクスプレス
7月	:	DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーグ(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。	エクスプレス
7月	:	DHLダンツァス・エアー・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporation Cormar Sociedad Anonima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。	エクスプレス
8月	:	DHLによる、アメリカのエクスプレスサービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これにより当グループは米国第3位の規模のエクスプレスサービス業者となり、米国内のネットワークの最後の隙間を埋めることとなった。	エクスプレス

10月	：	ポストバンクは、ドイツ・バンク(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当時銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。	金融 サービス
12月	：	復興金融公庫(KfW Bankengruppe(旧Kreditanstalt für Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。	グルー プ
2004年			
1月	：	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。	郵便 (国際)
4月	：	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者である、インターランデンB.V.(Interlanden B.V.)に対し、以前ウェゲナー(Wegener)・グループが所有していた30パーセントの持分を取得し、現在その100パーセントを所有している。	郵便 (国際)
5月	：	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuikPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。	郵便 (国際)
6月	：	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。1株当たり発効価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約2.6十億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるポストバンク株式保有比率は66.67パーセントであった。	金融サー ビス
10月	：	ドイツポスト・グループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。	郵便 (国際)
11月	：	ドイツポスト・グローバル・メールは、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けており、スペイン企業ウニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得した。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の最低70パーセントに対し営業活動を行っている。	郵便 (国際)
	：	DHLは、インドのエクスプレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社による国内及び国際サービスを提供する初めての国際エクスプレス・ロジスティクス業者となった。	エクスプレ ス
	：	2004年11月29日、復興金融公庫(KfW Bankengruppe)は、約1.2十億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。当該募集の結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。	グルー プ

12月	:	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者KOBAsの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者であり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・グループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。	郵便 (国際)
年月		出来事	
2005年		買収に関連する出来事	
3月	:	インドのエクスプレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客に自社の国内・国際エクスプレスサービスを提供する最初の国際事業者となった。	
7月	:	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティクス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Qelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管及び配送の運営・実施である。DHLは4月にデパート業のロジスティクス事業全体を承継していた。	
10月	:	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルラント(Selekt Mail Nederland)、インターランデン、セレクトブラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当グループはオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。	
	:	ポストバンクは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、不動産貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。	
12月	:	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティクスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当グループは世界最大のロジスティクス企業となった。	
2006年		買収及び売却	
1月	:	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。	
3月	:	当グループは、クーリエ会社のマルケン(Marken)を金融投資家3iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。	
8月	:	DHLは、インドのエクスプレスサービス事業者ブルー・ダート・エクスプレスを完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。	

10月	:	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な大西洋ルートの航空貨物輸送力を確保した。
11月	:	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連印刷サービス・文書管理事業のマーケット・リーダーであるザ・ステーションナリー・オフィスの支配権を得た。
2007年		買収及び売却
1月	:	ウィリアムズ・リーは、公共部門の印刷・文書管理の大手である英国企業ザ・ステーションナリー・オフィスを買収した。
6月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社アスター・エア・カーゴの株式の49パーセントを取得した。
		ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式の49パーセントを取得した。
9月	:	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーズィッヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)並びにP. B. フェルズィッヒェルング(PB Versicherung AG)及びPB レーベンスフェルズィッヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。
2007年		パートナーシップ及びジョイント・ベンチャー
5月	:	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡充し、インドのロジスティクス市場における首位的地位を強化した。
9月	:	DHLエクスプレス及びルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社、アエロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航予定である。
12月	:	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者、MFIと200百万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年		買収及び売却
1月 - 3月	:	FC(フライング・カーゴ)・インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額85百万ユーロのうち65百万ユーロを支払った。
4月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。

4月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に十億ユーロ相当の現金による取引において売却することで合意に達したと発表した。
4月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル-シノトランス・フレート・フォワーディングCo.Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
9月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・バンクに対し、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、一株当たり57.25ユーロ又は総額27.9億ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト・アーゲーのドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
2008年		パートナーシップ及びジョイント・ベンチャー
1月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。
1月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッション・ウィークの公式エクスプレス及び流通パートナーとなる旨発表した。
2月 - 7月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランドポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。
3月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー及びロンド・ローバーとの間で、一年あたり100百万ポンド(130百万ユーロ超)に相当する3年契約を締結する旨発表した。
7月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、世界最大の航空機メーカーの一つであるエアバスとの間で新たに5年契約を締結したと発表した。
12月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング&コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300百万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年		
2月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、米国国内事業から撤退した。
2月	:	ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50万株をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する(約8パーセントの保有持分)代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。

2月	:	ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランドの持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月		ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	:	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有持分は、4パーセントに減少した。
6月	:	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	:	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの株式を保有しなくなった。
7月	:	ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエLtd.は、上海・チュアンイー(Quayni)エクスプレスCo. Ltd.の株式を購入し、同社を完全子会社化した。
12月	:	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティックスUK Ltd.を売却した。

### 3 【事業の内容】

#### (1) 事業及び環境

##### 事業活動及び組織

##### 郵便事業及びロジスティクス事業における中心的グループ

ドイツポストDHLは、標準的な商品からカスタマイズされたソリューションに至るまで、物品及び情報を輸送及び管理のために顧客が必要とする全てにつき提供可能な世界的なネットワークを維持している。当グループは、サービス内容、品質及び持続可能性を重んじ、環境保護、災害救済及び教育に関するプログラムを通じて、当グループの社会的責任を受け入れている。

当グループの郵便部門は、ドイツにおいては唯一の世界的な郵便サービスを提供する事業者である。当グループは、ドイツ国内及び世界中に郵便及び小包を配達するとともに、ダイアログ・マーケティング、全国的なプレス流通サービス及び電子サービスにおけるスペシャリストである。

当グループのエクスプレス部門は、220以上の国及び地域から構成されるネットワークを活用することにより、企業顧客及び個人顧客に対し、クーリエ及びエクスプレスサービスを提供している。

グローバル・フォワーディング及びフレート部門は、鉄道や陸海空路による物品の運送業務を取り扱っている。当グループは、世界一の航空及び海上貨物運送業者であり、ヨーロッパにおける中心的な陸上貨物運送業者の一つである。

当グループのサプライ・チェーン部門は、あらゆる産業の顧客に対する供給プロセスの各段階において、契約・ロジスティクスサービス、倉庫保管サービス、管理の行き届いた運送サービス及び付加価値サービスを提供している。また、同部門は、文書管理を外注する企業のために、エンド・トゥ・エンドのソリューションも提供している。

国際事業サービスにおいては、当グループは、金融サービス、IT及び調達等の当グループ全体をサポートする内部サービスの一元化を行った。これにより、急速に変化する当グループの事業に対する需要に柔軟に対応しつつ、当グループの資産を効率的に使用することが可能となっている。

##### 4つの事業部門

当グループは、4つの事業部門により構成されており、各部門はそれぞれの部門の本部の統制の下で事業を行っている。各部門は、報告の都合上、業務部へと細分化されている。当グループの管理は、コーポレート・センターが行っている。

郵便	エクスプレス	グローバル・フォワーディング / フレート	サプライ・チェーン / CIS
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メール・コミュニケーション</li> <li>・ ダイアログ・マーケティング</li> <li>・ プレス・サービス</li> <li>・ パーセル・ジャーマニー</li> <li>・ 小売店舗</li> <li>・ 国際郵便</li> <li>・ 年金サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨーロッパ</li> <li>・ 南北アメリカ</li> <li>・ アジア太平洋</li> <li>・ 東欧・中東</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル・フォワーディング</li> <li>・ フレート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サプライ・チェーン</li> <li>・ 企業情報ソリューション</li> </ul>

##### 新たな戦略及び名称

当グループは、新たな戦略の一環として、2009年度第1四半期において、当グループの目標の2つの柱であるDie Post für Deutschland(ドイツの郵便サービス企業)であり続けること及び世界のためのロジスティクス企業になることを反映するため、当グループの名称をドイツポストDHLに変更した。これにより、当グループは、新たな透明性、明確な構造及び統合されたカスタマー・ソリューションズを構築した。

これに関連して、当グループは、ブランド構造を改善し、サプライ・チェーン及びコーポレート・イン

フォメーション・ソリューション部門の名称を、サプライ・チェーン事業及びウィリアムズ・リー業務部を包含するサプライ・チェーン部門に変更した。

また、当グループは、DHLソリューション&イノベーションという新たな事業部を設置し、ドイツポスト及びDHLという各柱の人事に関する業務を割り当てた。

異なる観点からのグループの構造

コーポレート・ガバナンス構造	管理責任	法的構造	ブランド名称
コーポレート・ガバナンス上の義務及び職務(取締役会及び委員会)に基づく  ・コーポレート・センター ・コーポレート部門 ・国際事業サービス	意思決定の責任の所在及び報告経路に基づく  ・取締役会 ・事業部 ・業務部 ・サービス部 ・地域 ・部	当グループ内の法人に基づく  ・ドイツポスト・アーゲー ・グループ企業	顧客とのコミュニケーションにおいて使用されるブランド名に基づく  ・ドイツポスト ・DHL

エクスプレス部門及び財務担当の新たな取締役

2009年2月26日に、ジョン・ミューレンの後任として、ケン・アレンが、エクスプレス部門の責任者に任命された。

財務、国際事業サービスについては、2009年6月30日に退任したジョン・アランの後任として、2009年9月1日付で、ローレンス・ローゼンが責任者としての地位を引き継いだ。フランク・アペルは、その移行期間に、臨時の責任者を務めた。

#### 運営事業の組織構造の調整

発表のとおり、当グループは、2009年度初旬に、米国国内のエクスプレス事業から撤退し、それに伴い、当グループの各地域の組織構造を再編した。当グループのグローバル・フォワーディング及びフレート部門の米国における組織も再編され、北米地域及び中南米地域が統合され、北中南米地域となった。

当グループは、エクスプレス部門の再編の一環として、2009年度第4四半期において、後述の地域のその他の機能に包含させるため、欧州地域に関する当グループの本部機能を、ブリュッセルからボン、ライプツィヒ及びプラハへ移転する意向であることを発表した。これにより、当グループが、その資産をより効率的に使用し、より密接に連携することが可能となる。かかる移転は、ベルギー国内の組織、又はブリュッセルのハブヤゲートウェイの運営に影響を及ぼすものではない。

郵便部門においては、第4四半期に当グループの販売組織を再編し、プロセス及び構造の簡略化、コスト削減、及び顧客の需要に更に柔軟に応えることを可能にした。

(2) 各部門  
 (イ) 概要

各事業部門における主要な指数

百万ユーロ	2008年 (調整後)	2009年	増減率%	2008年 第4四半期 (調整後)	2009年 第4四半期	増減率%
<b>郵便部門</b>						
売上高	14,393	13,684	-4.9	3,895	3,712	-4.7
内、メール・コミュニケーション業務部	6,031	5,820	-3.5	1,600	1,554	-2.9
内、ダイアログ・マーケティング業務部	2,855	2,678	-6.2	781	710	-9.1
内、プレス・サービス業務部	860	819	-4.8	223	209	-6.3
内、パーセル・ジャーマニー業務部	2,582	2,574	-0.3	762	768	0.8
内、小売店舗業務部	815	806	-1.1	229	218	-4.8
内、国際郵便業務部	1,970	1,679	-14.8	503	453	-9.9
内、年金サービス業務部	88	98	11.4	20	21	5.0
内、連結/その他の業務部	-808	-790	2.2	-223	-221	0.9
計上外損益の調整前の利息を含まない税引前利益(EBIT)	1,641	1,412	-14.0	476	511	7.4
利息を含まない税引前利益(EBIT)	2,179	1,383	-36.5	442	503	13.8
売上高当期純利益率 <sup>1)</sup>	15.1	10.1	-	11.3	13.6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,235	1,148	-48.6	-	-	-
<b>エクスプレス部門</b>						
売上高	13,637	10,312	-24.4	3,282	2,778	-15.4
内、ヨーロッパ	6,631	5,603	-15.5	1,633	1,474	-9.7
内、アメリカ大陸	3,559	1,473	-58.6	712	391	-45.1
内、アジア・太平洋	2,746	2,580	-6.0	723	724	0.1
内、EEMEA(東欧、中東、アフリカ)	1,176	1,054	-10.4	310	280	-9.7
内、連結/その他	-475	-398	16.2	-96	-91	5.2
計上外損益の調整前の利息を含まない税引前利益(EBIT)	164	238	45.1	66	162	>100
利息を含まない税引前利益(EBIT)	-2,194	-807	63.2	-2,206	-375	83.0
売上高当期純利益率 <sup>1)</sup>	-16.1	-7.8	-	-67.2	-13.5	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	263	-459	-	-	-	-
<b>グローバル・フォワーディング、フレート部門<sup>2)</sup></b>						

売上高	14,179	10,870	-23.3	3,611	2,996	-17.0
内、グローバル・フォワーディング業務部	10,585	7,891	-25.5	2,744	2,208	-19.5
内、フレート業務部	3,710	3,065	-17.4	899	810	-9.9
内、連結/その他の業務部	-116	-86	25.9	-32	-22	31.3
計上外損益の調整前の利息を含まない税引前利益(EBIT)	403	272	-32.5	114	67	-41.2
利息を含まない税引前利益(EBIT)	362	191	-47.2	73	23	-68.5
売上高当期純利益率 <sup>1)</sup>	2.6	1.8	-	2.0	0.8	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	630	528	-16.2	-	-	-
サプライ・チェーン部門						
売上高	13,718	12,507	-8.8	3,535	3,223	-8.8
内、サプライ・チェーン業務部	12,469	11,302	-9.4	3,209	2,909	-9.3
内、ウィリアムズ・リー業務部	1,243	1,206	-3.0	332	317	-4.5
計上外損益の調整前の利息を含まない税引前利益(EBIT)	196	-121	< -100	47	-98	< -100
利息を含まない税引前利益(EBIT)	-920	-208	77.4	-1,069	-171	84.0
売上高当期純利益率 <sup>1)</sup>	-6.7	-1.7	-	-30.2	-5.3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	481	432	-10.2	-	-	-

1) EBIT/売上高

(口) 郵便部門

業務部及び商品

メール・コミュニケーション	パーセル・ジャーマニー
郵便商品	小包商品
特別サービス	特別サービス
郵便料金別納	ボックスステーション
切手収集	
ダイアログ・マーケティング	国際郵便
広告郵便	郵便の輸出入
カスタマイズされたエンド・トゥ・エンド・ソリューション	クロスボーダー郵便
特別サービス	ドイツ以外の国における国内郵便サービス
プレス・サービス	特別サービス
プレス流通サービス	年金サービス
特別サービス	データベース管理
	支払

ドイツ国内の顧客

ドイツ国内のネットワーク

39百万世帯	82の郵便センター
3百万の企業顧客	33の小包センター
小売店舗における1営業日あたりの2~3百万人の顧客数	約2,500のボックスステーション
	約1,000のパケットボックス
	約17,000の小売店舗及び販売拠点
	1営業日あたりの郵便70百万通
	1営業日あたりの小包2.5百万個

各業務部と市場における地位

ドイツにおける郵便サービス

当グループは、ヨーロッパ最大の郵便会社であり、ドイツにおいて1営業日当り約70百万の郵便物を配達している。当グループは、通常の手紙及び商品から、料金の着払い及び書留郵便等の特別サービスに至るまで、あらゆる種類の商品及びサービスを個人顧客及び企業顧客に対し提供している。現在、顧客は、従来どおり、当グループの小売店舗又は切手自動販売機だけでなく、インターネット又は携帯からのメールを通じて切手を購入することができる。それに加え、当グループは、企業顧客及び団体の需要に応えるため、オーダー・メイドの郵便ソリューションを開発している。例えば、当グループは、乗用車の販売を促進するために、ドイツ政府が2009年に採用したUmweltprämie(環境奨励金)の申請を全て電子化し、ドイツ連邦経済及び輸出規制のオフィス宛に電子的形態で送信した。

当社の郵便事業は、2008年初頭に、郵便市場が完全に自由化されたドイツを中心に展開している。自由化以降、競争は一層熾烈になっている。また、電子的通信手段が、徐々に従来の紙ベースの通信手段に取って代わりつつあるため、国内の郵便市場は縮小している。さらに、経済危機が、かかる傾向を助長させた。報告対象年度において、かかる市場は、3.1パーセント縮小して63億ユーロ(前年度：65億ユーロ)となった。当グループは、そのサービス及び商品の品質の高さにより、市場における87.2パーセントのシェアを維持した。

メール・コミュニケーションの国内市場(2009年)

市場規模：63億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
87.2%	12.8%

参考文献：当社推定

ターゲットを絞った広告

当グループの技術ソリューションとは、企業が独自の広告郵便を自らデザインし、印刷できるだけでなく、最善の郵便料金を計算できることも意味する。広告がそのターゲットに直接到達するためには、住所録のデータベースが常に更新されていることが重要である。当グループは、かかる住所録の内容の質を確保するインターネット上のツール及びサービスを提供している。また、当グループでは、コンサルティング及びコンセプトの構築から、媒体の企画立案及び購入、並びに広告物の作成及び発送に至るまで、顧客との対話のための多様なソリューションを開発している。このように、当部門は、ダイアログ・マーケティングと従来型の広告を組み合わせており、かかる広告の効果を評価するための市場調査を行っている。

ダイアログ・マーケティングに関するドイツ市場は、広告郵便、並びに電話及び電子メール・マーケティングにより構成されている。前年度と比較し、かかる市場は、5.5パーセント縮小して193億ユーロとなった。通信販売企業や金融サービス企業をはじめとする企業は、経済危機に直面して、広告支出を大幅に削減した。当グループは、かかる極めて細分化された市場において、13.4パーセントのシェアを維持している。

ダイアログ・マーケティングの国内市場(2009年)

市場規模：193億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
13.4%	86.6%

参考文献：当社推定

新聞及び雑誌の購読

当グループは、ドイツ国内中に、顧客が指定する日に、新聞や雑誌の配達を行っている。当グループのプレス・サービス業務部では、出版会社による伝統的な定期刊行物の郵送方法である「優先定期刊行物」、及びドイツポストを介した、会社による顧客若しくは従業員に対する雑誌の配布方法である「一般定期刊行物」の2種類の商品を提供している。当グループの特別サービスは、電子アドレスの更新サービスや苦情及び品質管理サービス等も含んでいる。

サイモン・クッチャー&パートナーズが行った調査によると、ドイツのプレス・サービス市場の2009年における取引件数は170億件であり、前年度と比べ4.5パーセント減少した。掲載される広告数が減少したため、新聞及び雑誌の発行部数及び重量は、減少した。かかる市場における当グループの競合先は、主に地方日刊紙を配達する企業である。市場全体が縮小したものの、当グループは、11.4パーセントのシェアを維持した。

プレス・サービスの国内市場(2009年)

市場規模：170億部	
ドイツポスト	競合他社
11.4%	88.6%

参考文献：当社推定

24時間体制の小包の投函及び受領システム

当グループは、ドイツ国内において、毎日2.5百万個の小包を取り扱う。個人及び企業顧客は、時間又は場所に関係なく、常に当グループのサービスの利用が可能である。当グループの顧客は、17,000の小売店舗及び販売拠点、2,500のパックステーション、並びに1,000のパケットボックス(概算)において、小包及び小荷物の発送及び受領が可能である。当グループは、ドイツの人口の90パーセントが10分以内に到達できる1,600以上の町及び市においてパックステーションを設置している。また、個人顧客は、インターネット上で、小包の梱包素材の購入、小包の郵送費用の支払い、荷物集荷注文の発注及び荷物追跡を行うことができる。

企業顧客については、特定の事業分野ごとにそれぞれ対応したソリューションを開発している。ダイナミックに成長しているインターネット市場においては、サプライヤー及び顧客の双方が、迅速、単純かつ安全な発注方法の構築を重視している。このため、当グループは、単にカタログ、物品及び返却物を輸送する以上のサービスを行っている。また、当グループは、各個別の顧客のためにオーダー・メイドされた配送及び返却処理ソフトウェアを、小売業者がインターネット上の顧客の年齢及び身元を確認することができる商品であるPostident等の特別なサービスと共に提供している。

2009年、ドイツの小包市場の規模は、約2.7パーセント減少して約63億ユーロとなった。かかる市場は、極めて競争が激しく、DPD、UPS、GLS及びヘルメス等の複数の有力なサプライヤーが存在する。長年に渡り、小包事業は、ネット販売により利益を上げており、小包市場は、経済危機にもかかわらず、報告対象年度において2桁の成長を遂げた。個人の需要が堅調であり続けている一方で、価格に対しより敏感であったにもかかわらず、企業間の市場は減少を続けた。クエルGmbHの破産に見られるとおり、従来の通信販売企業は、大変苦しんでいる。このような厳しい環境にもかかわらず、当グループは、ドイツの小包市場におけるシェアを39パーセントに増加させた。

小包の国内市場シェア(2009年)

市場規模：約63億ユーロ	
DHL	競合他社
39%	61%

参考文献：当社推定

#### 郵便の輸出入

当グループは、国境を越えて郵便物を配達するほか、ドイツ以外の国内市場でも郵便事業を展開し、郵便物の配達に加えて特殊なサービスも提供している。当グループは、米国、オランダ、英国及びスペイン等の主要な国内郵便市場において、企業顧客に対しサービスを提供している。フランスにおいては、DHLグローバル・メール・サービスSASの売却により、当グループのサービスを縮小した。米国においては、当グループのエクスプレス事業のネットワークを縮小した後に、当グループの通信販売企業向けのDHL@home商品の展開を打ち切った。

外国向けのクロスボーダー郵便の世界的な市場規模は、2009年度においては約70億ユーロであった。報告対象年度における事業は、世界的不況及びより熾烈な競争環境の影響を受けた。当グループは、完全に収入の確保の点に焦点を当て、利益の上がらない顧客との関係を断つという決断を行ったため、市場シェアを失った。当グループの2009年度の総市場シェアは、14.5パーセントにはのぼると予想する。

#### クロスボーダー郵便(外国向け)市場(2009年)

市場規模：約70億ユーロ <sup>1)</sup>	
DHL	競合他社
14.5%	85.5%

1)収集方法が変更となったため、この数値を前年度の数値と比較することはできない。

参考文献：当社推定

#### 品質

##### 技術上の利点

ドイツにおいて、当グループは、高品質且つ効率的な郵便及び小包の処理を行う82の郵便センター及び33の小包センターから成る全国的な輸送及び配送のネットワークを維持している。当グループは、郵便事業において、90パーセント以上という高レベルの自動化を維持している。

市場リサーチ及び苦情によると、当グループの顧客が、当グループに対して、可能な限り高い品質基準を達成することを期待していることが判明している。顧客は、郵便物が、迅速且つ確実に、損傷することなく宛先に届けられるか否かという基準により、当グループのサービスの質を評価する。当グループの品質管理は、Technischer Überwachungsverein Nord (TÜV Nord - ドイツ北部を担当する技術検査機関)により、毎年検査され、認証を受けているシステムに基づいている。当社は、ドイツ国内における書簡の輸送時間について優秀な結果を再度達成した。品質研究機関であるQuotasが行った調査によると、当グループの毎日の営業時間内、又は最終の回収前に投函された書簡の94パーセント以上が、次の日に宛先まで配達されている。

小包事業においては、報告対象年度において、輸送時間は再度改善され、企業顧客から集荷した配達物の約90パーセントが、次の日に宛先に配達された。2008年以降、小包輸送時間に関する当グループの内部システムは、TÜV Rheinlandにより認証されている。

国際書簡に関しては、輸送時間は、International Post Co-operation (IPC)により判断される。欧州連合(EU)の規格によると、EU内で投函された全てのクロスボーダー書簡の85パーセントは、投函の3日以内に配達されなければならない。当グループは、この数値を再度大幅に上回り、97パーセントというレベルに到達した。

小売業者との当グループとの連携により、当グループの約17,000の小売店舗及び販売拠点は、1週あたり平均で46時間営業している。当グループの小売店舗の顧客に対する調査は、Kundenmonitor Deutschland(ドイツにおける顧客モニター)により、当グループのサービスに対する満足度を判断するために、毎年行われている。過去10年間にわたり、当グループの評価は、既に高かったレベルから順調に向上してきた。特に当グループのパートナーが営業する箇所においては、小売セクターのものに近い評価を受けており、複数のパートナーは、それを上回ってさえいる。90パーセント以上の顧客は、当グループが毎年約30,000回の小売店舗

のテストを行うTNS Infratestからの匿名の買い物客により確認されているとおり、3分以内に接客される。

当グループは、環境を保護する作業実務を、品質に関する重要な基準として捉えている。したがって、当グループは、ドイツにおいては、当グループの郵便及び小包事業につき、TÜV Nordが認証する環境管理システムを採用している。当グループは、そのGoGreen構想の一環として、天候の変動の影響を受けない配送オプションを、個人及び企業顧客に対して提供している。また、当グループは、ハイブリッド車、天然ガス車及び電気自動車を用いる輸送オプションについても試験的に行っている。

#### 戦略及び目標

当グループは、現在及び将来の双方において、当グループの事業の課題に対処することを目的として、3つの戦略的アプローチを有している。

#### 当グループの中核事業の保護

当グループは、削減が可能であり、かつ理にかなったあらゆるコストを削減し、新商品を導入し、得意先との関係を長期間継続させることにより、当グループの事業を強化している。また、当グループは、環境を保護しつつ、高品質なサービスを維持している。理想的には、当グループは、複数の目標を同時に達成するための対応策を模索する。例えば、当グループの郵便センターにおいて、新世代の機械を導入した場合には、作業の自動化のレベル、即ち品質を引き上げるだけでなく、生産コスト及び炭素(CO2)の排出量を引き下げることになる。

顧客と密着であることは、当グループにとって重要である。当グループは、17,000前後の店舗及び販売拠点により構成されるドイツにおいて圧倒的に大きな固定小売店舗のネットワークを展開している。当グループは、小売店とのパートナーシップを拡大しており、当グループの郵便及び小包サービスにおける迅速かつ容易なネットワークへのアクセスを提供している。当グループは、今後3年の間で、現在2,500前後のパケットマシンのネットワークを150拡大する予定である。

#### 当グループのネットワークの一層の柔軟化

当グループは、将来も郵便事業から安定した収益を確実に確保し続けるために、コストがより柔軟になるように、当グループのネットワークを抜本的に変更する必要がある。2009年度において、当グループは、品質を犠牲にすることなく、数量の変動又は減少に対応することを可能にするための手続を試験的に実行した。夏季休暇の期間において、当グループは、運送経路を統合し、郵便仕分け業務を近隣の郵便センターに移転し、当グループの翌日配達航空便のネットワークを縮小した。当グループは、有効であることが判明して場合には、必要に応じ、これらの手段を再度行う予定である。また、当グループは、小包事業のネットワークを拡大し、当グループの顧客の利益のため、より柔軟なものにすることを計画している。

#### デジタル・マーケットにおける成長

当グループは、優れた電子的手段を提供するために、物理的な通信手段に関する当グループの知識を活用している。インターネットは、すでに当グループのサービスへの顧客のアクセスを容易にしている。顧客は、インターネット又は携帯電話により、郵便料金を計算し、それを支払うことができると共に、小売店舗及びパックステーションを見つけることもできる。また、2010年からは、拘束力があり、秘密であると共に、信頼できる書面形式の電子通信手段であるインターネット上の書簡の提供を開始する予定である。

当グループは、成長過程にあるインターネット広告市場に引き続き参加することを意図している。当グループは、中小企業に対し、すでにwww.alllesnebenan.deにおいて、ローカルなサービスを提供するためのプラットフォーム、並びに利用が簡単な当グループのWerbemanager(広告マネージャー)を使用する複数の媒体における広告の費用の計算及びその掲載についてのオプションを提供している。当グループの小包事業において、当グループは、インターネット販売に関するソリューションを開発している。顧客は、www.meinpaket.deにアクセスすることにより、容易、安全かつ透明性があるインターネット上での購入及び支払いを行うことができる。小包の受領者は、当該小包の到着時間について、事前に通知を受領する。将来は、小包を受領するにあたり、希望場所及び時間を選択することができるようになる。

#### 売上高及び利益実績

##### 昨年度の高いレベルを下回った売上高

報告対象年度においては、売上高は13,684百万ユーロとなり、昨年度の高い数値であった14,393百万ユーロを下回った。経済発展に敏感な分野における前年度比の減少は、予想お範囲内であった。僅かな為替差益(3百万ユーロ)が計上された。

下半期に安定した企業顧客の売上高

メール・コミュニケーション業務部における売上高は、6,031百万ユーロから5,820百万ユーロへ減少した。電子的通信手段の使用の増加は、市場の継続的な収縮をもたらし、かかる傾向は、経済危機により増している。かかる経済環境において、個人顧客が投函した書簡は、前年度より減少した。企業顧客からの売上高は、第3及び第4四半期に安定したものの、2009年度の総売上高は前年度を下回った。当グループは、品質を重視する顧客を引き留め、再獲得したが、当グループの顧客の一部は、好ましくない経済状況の下、価格を重視するようになった結果、競合他社へ移った。

規制の対象となっていた郵便分野において、料金の上限設定手続により、当グループの価格は一律に保たれている。当グループの比較調査によれば、当グループの郵便料金は、ヨーロッパの中で、いまだに最低価格のレベルにある。かかる調査では、最速の標準書簡(20グラム)の想定料金に加え、購買力及び人件費等の主要なマクロ経済要素も考慮に入れている。

メール・コミュニケーション：数量

(単位：百万通)	2008年 (調整後)	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期 (調整後)	2009年 第4四半期	増減(%)
企業顧客書簡	6,857	6,663	-2.8	1,767	1,732	-2.0
個人顧客書簡	1,328	1,292	-2.7	400	386	-3.5
合計	8,185	7,955	-2.8	2,167	2,118	-2.3

顧客はよる広告量の減少

厳しい経済情勢においては、ダイアログ・マーケティング業務部における極めて明確な傾向であるが、顧客はその広告活動を変える。特に、通信販売会社は、報告対象年度において、広告量を大幅に削減し、カタログの送付量も削減した。宛先指定広告及び宛先無指定広告の両方の数量が減少した。宛先無指定広告郵便の数量は、第3四半期のドイツ連邦選挙の準備期間に僅かに増加したが、第4四半期のアルカンドー(Arcandor)の破産後には、再度減少した。売上高は、2008年度の2,855百万ユーロから2009年度の2,678百万ユーロに減少し、6.2パーセントの減少となった。

ダイアログ・マーケティング：数量

(単位：百万通)	2008年	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減(%)
宛先指定広告郵便	6,912	6,323	-8.5	1,947	1,732	-11.0
宛先無指定広告郵便 <sup>1)</sup>	4,940	4,580	-7.3	1,344	1,209	-10.0
合計	11,852	10,903	-8.0	3,291	2,941	-10.6

1) 前年度の数値は、ポートフォリオの変更を反映するために調整されている。

プレス・サービス事業における大幅な減少の継続

プレス・サービス業務部の売上高は、819百万ユーロとなり、前年度の860百万ユーロを4.8パーセント下回った。全般的な経済動向により、出版社は発行部数を減少させ、複数の出版物を完全に打ち切るにまで至った。また、広告量が減少したため、新聞及び雑誌のページ数及び重量は、減少した。したがって、これらの平均的な配達料金は、減少した。

#### ECOMERSによる小包量の押し上げ

パーセル・ジャーマニー業務部の売上高は、2,574百万ユーロとなり、前年度の2,582百万ユーロと同程度であった。当社は、重要な顧客グループである伝統的な通信販売会社が危機に陥ったにもかかわらず、インターネット販売の成長により、ドイツの小包市場における売上高は増加した。Quelle GmbHの場合は、危機に陥った後に、清算するまでに至った。個人顧客相手の事業においては、総数量は僅かに増加した。国際事業においては、小包商品であるEuroplusをエクスプレス部門に移譲した結果、パーセル・ジャーマニー業務部の総売上高は前年度のレベルにようやく到達した。

#### パーセル・ジャーマニー部門：数量

(単位：百万通)	2008年	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減(%)
企業顧客小包	661	648	-2.0	189	183	-3.2
個人顧客小包	112	113	0.9	37	37	0.0
合計	773	761	-1.6	226	220	-2.7

#### 小売店舗の売上高の僅かな減少

当グループの約1,700の小売店舗及び販売拠点の売上高は、主に内部の売上高の減少に起因して、815百万ユーロから806百万ユーロへと僅かに減少した。

#### 国際郵便事業における価格重視の傾向

国際郵便業務部においては、売上高は1,970百万ユーロから1,679百万ユーロに減少した。売上高は、特にDHL@homeの打ち切りの影響を受けた。当グループは、米国におけるエクスプレスのネットワークを縮小した後には、本商品を提供していない。当グループは、ドイツ市場同様、当グループの従来への輸出入事業に悪影響を及ぼす結果となる、顧客が価格により敏感になったという傾向を国際郵便事業においても確認している。

#### 国際郵便部門：数量

(単位：百万通)	2008年 (調整後)	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期 (調整後)	2009年 第4四半期	増減(%)
国際郵便	7,301	6,654	-8.9	1,934	1,705	-11.8

#### 危機にかかわらず堅調な売上高

前年度の営業活動による利益(EBIT)は、当グループが年金債務に関連した年金資産に対する還付をEBITの一部として報告しなくなったため、調整された。現在、これは、当グループの純財務費用または純財務収益において報告されている。

部門のEBITは1,383百万ユーロであり、前年度の2,179百万ユーロを大幅に下回った。第4四半期のEBITは、503百万ユーロ(前年度：442百万ユーロ)であった。EU国庫補助金の還付により、所得が前年度と比べて572百万ユーロ増加した。フランスのDHLグローバル・メール・サービスSASの売却から生じた29百万ユーロ等の経常外費用(前年度：538百万ユーロの経常外収益)に関する調整後、報告対象年度において、EBITは14.0パーセント減少し、1,412百万ユーロ(前年度：1,641百万ユーロ)となった。しかし、第4四半期においては、厳しいコスト管理により、EBITは7.4パーセント増加し、511百万ユーロとなった。アルカンドーの破産の結果、報告対象年度において、34百万ユーロの費用が計上された。経常外損益控除前のEBITは、この変化に関して調整されていない。当グループは、厳しいコスト管理の結果、不況及びポストバンクのVATグループからの除外に起因する構造の変化から生じた売上高の減少に対して、相当程度埋め合わせることができた。しかし、賃金及びコストの上昇は、所得に影響を与えた。売上高当期純利益率は10.1パーセントになった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に前年度におけるEU国庫補助金の還付に起因して、1,148百万ユーロ(前年度：2,235百万ユーロ)になった。運転資本は、-878百万ユーロとなり、前年度の低いレベル(-894百万ユーロ)にほぼ並んだ。

(八) エクスプレス部門

商品	地域	ネットワーク
DHL Time Definite(時間指定便)	ヨーロッパ	220の国と地域
DHL Same Day(即日便)	アメリカ大陸	6の主要ハブ
DHL Day Definite(期日指定便)	アジア・太平洋	22,400のサービス拠点
	EEMEA(東欧、中東及びアフリカ)	8.2百万人の顧客 62,000台の配送車

各業務部と市場における地位

世界中にわたるスピード重視の配送ネットワーク

エクスプレス部門は、スピードの要求される文書及び物品を、固定ルートを使用し、かつ標準化された流れの作業により、各宛先に確実に配送する。当グループのネットワークは、220以上の国及び地域から成り立ち、800万人以上の顧客のために、100,000名以上の従業員が従事している。

2009年において、当グループは、時間指定で配送可能な範囲を拡大し続けた。アジアのみにおいても、現在、さらに3,000の通商レーンにおいて、正午前の配達サービスを提供している。

世界的ネットワークを有する事業者として、当グループが成功を収めるには、サービスの質及び顧客の満足が極めて重要であることについて、十分に理解している。これが、当グループが、最適なサービスを提供するために、継続的に努力を行う理由である。

標準化されたスピード重視の商品

当グループの3つの商品ラインであるDHL Time Definite(時間指定便)、DHL Same Day(即日便)及びDHL Day Definite(期日指定便)は、3つの標準的な時間帯において、それぞれクーリエ及びエクスプレスサービスを顧客に提供している。通関ブローカー業務、医療サービス、並びに修理及び返品等の特別なエクスプレス事業サービスにより、当グループのポートフォリオは補完されている。

一般に、顧客は当グループの顧客サービス窓口への電話又はインターネットを使用して、配送サービスの注文を行なう。ドイツにおいて、当グループは、約17,000のドイツポストの小売店舗及び販売拠点を活用している。また、ドイツ国外においては、顧客が、必要に応じて荷物の発送及び集荷を行うことができ、無料で梱包を行うことができるサービス拠点を、22,000以上設置している。価格は、重量区分によって標準化されている。

グローバル化の環境への影響が全般的に話題となり、それがロジスティクス部門においてより顕著であった当時、当グループは、約30カ国において、気候に影響を及ぼさないGo Greenという配送商品を提供する最初のエクスプレスサービス事業者であった。

当グループの経済的かつ環境に配慮した航空機

貨物運送会社であるAeroLogicは、2009年の夏に営業を開始した。かかるDHLエクスプレスとルフトハンザ・カーゴの合併事業は、レイプツヒ/ハル空港に本部を置いている。当グループは、現在、新しいボーイング機であるB777型4機及びB767型3機の7機の航空機を保有している。当グループは、2012年までに、B777型8機及びB767型3機の11機を追加的に保有することを計画している。これらの航空機は、全ての経済的及び環境的な要件を満たしている。これらの航空機においては、旧型の航空機と比較すると、燃料消費量が削減され、同様に二酸化炭素排出量も20パーセント以上削減されている。その結果、当グループにおいて、二酸化炭素の排出量は1年あたり最大66,000トン削減されると予測している。したがって、当グループの航空機は、当グループの気候保護目標の達成にあたり、大きく寄与する。かかる航空機は、平日においては、当グループのエクスプレス事業のために、アジア及び米国の当グループの配達先へ飛行し、週末においては、ルフトハンザ・カーゴの航空事業を補完する。両パートナーは、かかる取決めにより積載能力及び柔軟性を獲得する一方で、顧客は、より短い輸送時間及びより廉価な単位原価の恩恵を受ける。

グローバル化による継続的な成長

世界的なエクスプレス市場は、主にグローバル化に起因して、2006年までは毎年平均6パーセントから8パーセント成長した。後に発生した経済の減速により、成長は、毎年2パーセントから4パーセントと著しく弱まり、これは2009年度も継続した。それでもなお、グローバル化は、成長の重要なけん引役であり続けている。当グループは、かかる成長市場における存在感及びインフラを継続的に拡大している。例えば、当グループは、特にアジア太平洋地域において、航空ハブの建設や拡張を行っている。また、当グループは、米国以外の多くの国内市場において、その高い潜在能力を活用し続けている。当グループは、中南米、中国及びインドの国内エクスプレス市場において、成長の可能性を見込んでいる。DHLエクスプレスは、長年に渡り、世界中の全地域において確固たる地位を築いており、北米を除く全ての地域における国際エクスプレス市場の中心的存在である。

#### 北中南米地域において拡大された国際商品

2009年2月に、当グループは、米国国内のエクスプレス事業から撤退した。当グループは、現在、最も競争力を有する国際エクスプレス事業に、再度焦点を当てた。米国は、当グループの世界的ネットワークの重要な一部であり続けており、かかるネットワークの世界における存在感及び能力は、エクスプレス市場における当グループの中心的な地位を保証するであろう。

当グループは、サービスの質の大幅な改善を続け、時代遅れのITシステムを標準化されたアプリケーションに置き換えた。当グループの現地従業員は、国際エクスプレスサービスの専門家としての当グループの立場を強化し、顧客に対して一級のサービスを保証することが可能となるインターナショナル・スペシャリスト認証プログラムの一環として、追加研修を受けた。

米国事業の再編に成功した後、北中南米地域は2009年7月に再編成された。かかる地域は、現在、米国に加えて、カナダ、メキシコ、カリブ諸国、中米、ブラジル及びスペイン語圏南米という6つの準地域から構成されている。北中南米地域の多くの国において、当グループは、国際エクスプレス市場における中心的存在であり続けている。当グループは、ヨーロッパでの午前9時前の配達、南米及び中米の全地域から米国への午前10時30分前の配達、及び南米内の正午前の配達等の国際サービス商品を拡充した。

北中南米国際エクスプレス市場(2008年)<sup>1)2)</sup> トップ4

市場規模：1,589百万ユーロ			
FedEx	UPS	DHL	TNT
35.7%	28.6%	16.6%	4.1%

1) エクスプレス商品TDI及びDDIを対象とする。

2) 基準国：CA, MX, BR, CO, AR, VE, PA, CL, PE, BO, UY, PY, DO及びIM

参考文献：MRSC, UPS, TNT, FedExの年次報告書、プレス・リリース、会社ウェブサイト、概算及びアナリストによる報告書

ヨーロッパにおけるトップの地位の維持

ヨーロッパの国際エクスプレス市場が不況により著しい悪影響を受けたものの、当グループは、24パーセント近くの市場シェアでトップを維持した。当グループは、全ての通商レーン、特にアジア及び東欧との間の通商レーンにおいて、顧客に対し、一級のサービスを競争的な価格で提供した。

報告対象年度において、Time Definite International (TDI)商品の数量が減少したにも関わらず、エクスプレスの航空便による配送から遠ざかり、より経済的な陸上輸送を選択する傾向がより鮮明になった。したがって、当グループは、Day Definite International (DDI)製品において、当グループの市場における地位を向上させて、市場シェアを僅かに増加させることはできた。

当グループは、Day Definite Domestic (DDD)事業の収益性及び生産性について検討した結果、英国及びフランスにおける当グループのポートフォリオを合理化するための対策を実施することを決定した。

当グループは、現在、全ての正午前までの配送物の94パーセント以上(前年度：92.2パーセント)につき、定刻で配送している。レイプツヒ/ハル空港に存在する当グループの大陸間ハブは、これに大きく貢献している。各営業日において、約60機の航空機が当該ハブを離着陸し、約1,500トンの貨物が取扱われている。当グループは、ヨーロッパ、中東及びアフリカ間の27,000以上の都市の組み合わせることにより、3大陸の46カ国の連結を維持している。

2009年度末に、当グループは、シナジー効果を活用するため、ブリュッセルにある当グループの本部からボン、レイプツヒ及びプラハに存在する事務所に、中心的な機能を移転する意向を発表した。

ヨーロッパ国際エクスプレス市場(2008年)<sup>1)2)</sup> トップ5

市場規模：14,018百万ユーロ				
DHL	UPS	TNT	FedEx	La Poste
23.6%	17.1%	15.2%	6.8%	5.3%

1) エクスプレス商品TDI及びDDIを対象とする。

2) 基準国：AT, BE, CH, CZ, DK, ES, FR, GE, IT, NL, NO, PL, SE及びUK

参考文献：MRSC

#### DHLによるアジアのEXPRESS市場の独占

アジアは、危機の際にも、当グループの成長の牽引役となっている。これは、国際輸出及びEXPRESS配送の大半に關与する製造分野に、特に該当する。中国、韓国及び台湾においては、製造業は既に不況前の水準に達している。政府の経済戦略は、他の主要国の場合と同様、この回復を大きく後押しした。

2009年度において、当グループは、市場シェアを2パーセント増加させ、36パーセントとすることができた。4月に、当グループは、台北(台湾)及びインチョン(韓国)に、新たなゲートウェイを開設した。当グループは、過去数年間に於いて、各地域のインフラに総額19億ユーロ以上投資しており、今後もアジアの中核的な市場への投資は継続する。

DHLは、アジアでは、航空貨物及びクーリエサービス産業において、最も知名度の高いブランドの一つである。その一例として、当グループは、リーダーズ・ダイジェストから、Trusted Brands Award 2009を授与された。

報告対象年度において、当グループは、Time Definiteのネットワークを大幅に拡大し、現在、正午前に配達するプレミアム・サービスを、更に3,000の通商レーンにおいて提供している。ポラー・エアーとの太平洋をまたぐパートナーシップにより強化された当グループの世界における存在感は、アジアの主要な国内市場における当グループの営業により補完されている。例えば、インドにおいては、ブルー・ダートの国内陸上輸送サービス事業が期待できる成長をみせた。

#### アジア・太平洋国際EXPRESS市場(2008年)<sup>1)</sup> トップ4

市場規模：5,542百万ユーロ			
DHL	FedEx	UPS	TNT
36%	23%	11%	7%

1) EXPRESS商品TDI及びDDIを対象とする。

2) 基準国：AU, CN, HK, ID, IN, JP, KR, NZ, MY, PH, SG, TH, TW及びVN

参考文献：2007年からのMRSCの調査、年次報告書、プレス・リリース、会社ウェブサイト、概算及びアナリストによる報告書

#### 新興市場において拡張したサービス

当グループは、報告対象年度において、EEMEA地域(東欧、中東及びアフリカ)を構成する89カ国における当グループの市場シェアを44パーセントに増加させた。この地域は、特にロシア、南アフリカ及びアラブ首長国連邦、並びにその他の多数の新興国において、2009年度下半期に、期待できる回復をみせた消費財産業に大きく依存している。当グループは、Time Definiteサービスを大幅に改善することができ、インフラ上の著しい課題を有する地域において、前年度に比べ20パーセント多くの事業用宛先に、正午までに配達した。現在、顧客の67パーセントが、かかる配達サービスを受けている。

当グループは、ロシアにおいて、BPと協力して、セント・ペテルスブルグにサービス拠点を設置した。また、当グループは、9月に行われたモスクワ・ファッション・ウィークにおいてEXPRESSサービスを提供することにより、当グループの優れたサービスを紹介する機会があった。

当グループは、DHLがISOの認証(10002:2004)を受けた唯一のエクスプレスサービスの事業者である中東、北アフリカ及びトルコにおいて、Day Definiteの陸上輸送を拡大した。当グループは、インフラ及び品質に投資することにより、自動車及び消費財産業において、新たな契約を獲得することができた。

ガバナンスについては、アジア・太平洋及びEEMEA地域をシンガポールにある当グループのオフィスの担当に含めた。

EEMEA地域国際エクスプレス市場(2008年)<sup>1)</sup>トップ5

市場規模：682百万ユーロ				
DHL	Aramex	TNT	FedEx	UPS
44%	12%	11%	10%	9%

1) 基準国：ZA, NG, KZ, RS, RU, UAE, SA, KW, EG, LB, QA, JD, BH, IR及びMA

参考文献：2006年及び2008年からのMRSCの調査、年次報告書、プレス・リリース、会社ウェブサイト、概算及びアナリストによる報告書

品質

サービス上の優位性

エクスプレス事業においては、顧客は定刻の配達を品質の重要な指標と考える。そのため、当グループは、全組織においてプロセスを標準化し、監視するためのシステムを活用している。当グループは、かかるシステムを、配達の定刻性を判断し、各プロセスにおける遅れを分析し、より迅速に顧客に配達する方法を確立するために使用することができる。

世界的なネットワークを有する事業者にとって、高品質のサービスの継続的な供給は重要である。そのため、当グループは、当グループのサービスの質を測定し、改善するために用いる営業のパフォーマンスを監視するシステムを開発した。これにより、再編及びコストの削減にもかかわらず、当グループが報告対象年度において前年度のレベルの品質を維持することができる。当グループは、配達及び集荷のパフォーマンスさえも改善した。

当グループは、最先端の品質管理センターを用いることにより、世界中の発送物を追跡することができ、当グループのプロセスを大幅に調整することができる。予測していない事由が発生した場合には、発送物が宛先に合意された時間に到着することを確保するため、例えば、空路や海路は、直ちに他の発送経路に変更される。

健康及び安全、財務上の遵守及び当グループの施設のサービスの品質は、定期的に検討される。また、165箇所以上が、世界で最も認められている安全協会の1つであるTransported Asset Protection Agency (TAPA)により認証されている。当グループは、現在、ISO、TAPA及びCustomer Centre of Excellenceに従い、当グループの多くの認証を単一化する品質管理システムを設計している。

戦略及び目標

2009年度においては、不況により、経済生産量はほぼ各地で大幅に減少した。輸出に大きく依存する輸送産業は、特に大きな打撃を受けた。当グループは、営業及びバック・オフィスにおいてコストを削減し、効率を上げることにより、この状態に対処した結果、米国を除き、約10億ユーロの直接的及び間接的なコストの削減となった。また、当グループの米国における活動に要するコストは、当グループの再編の努力の結果、24億ユーロ以上削減された。これらは、全ての商品及び地域において、当グループが、国際エクスプレス事業における最初の選択肢とされ続けるという当グループの目標を達成するための重要な要件である。当グループの戦略は以下の3つの柱に基づいている。

#### 顧客サービスの堅実な改善

エクスプレス事業の分野における当グループの試みの最も重要な目標は、当グループの顧客を満足させることである。当グループ全体のファースト・チョイス・プログラムを活用し、当グループは、顧客のスピード、信頼性及び費用効率に関する高い要求を満たすことができるよう努力している。当グループは、標準化されたシステムを使用し、かつ標準化されたプロセスに従うことにより、当グループの販売組織の生産性を上げ、それに従い大幅に経費を削減した。また、当グループは、顧客に対し、より頻繁に直接電話及び訪問を行った。当グループの状況が改善された事実は、China Best Call Centre、Best Manager及びBest Agentを含め、2009年度において外部の専門家から受けた120以上の賞により証明されている。

当グループの顧客サービス窓口におけるサービスは、当グループの匿名買い物客プログラムの一環として、当グループの従業員により検討され、評価される。また、当グループは、顧客のニーズ及び要件に対し、迅速に適応するため、顧客満足度調査を定期的に行う。

#### 収益性及び生産性の向上

当グループの戦略の中心的な要素は、当グループの国際的な定刻どおりの(International Time Definite)航空交通のネットワークである。当グループは、全ての主要な通商レーンにおいて、競争力のある価格で、一流のサービスを提供する。当グループは、収益を上げるエクスプレス・サービスの事業者として、当グループの市場におけるリーダーシップを高めるため、当グループのパフォーマンス基準及び経費を常に最大限に活用している。具体的には、以下のとおりである。

##### ・ 営業費用の削減

当グループは、様々な世界向け、地域向け及び地方向けの戦略を打ち出すことにより、プロセス及び航空機の管理を改善している。その結果、当グループの単位コストは、約12パーセント減少した。当グループは、間接的なコストを削減するため、当グループの構造を大幅に効率化し、プロセスを標準化することを継続した。

##### ・ ITプラットフォームの統合

当グループは、インターフェース及びメンテナンス費用を最適化するため、全地域において多くのシステムを標準化した。一例として、当グループは、米国において、400の時代遅れのシステムを100のグローバルなアプリケーションと交換し、現時点におけるIT費用だけでなく、将来の費用も削減した。また、当グループは、顧客のニーズに技術を適応させた。現在、50,000以上の顧客が、当グループのProView e-コマース・ソリューションを使用し、40カ国以上においてインターネット上及び携帯電話により、配送状況を追跡することができる。当グループは、2010年度には、当グループは、そのe-コマース・アプリケーションを、より利用しやすくかつ容易にアクセスできるようにする。

##### ・ プロセスの最適化

当グループは、グローバル・スタンダード・オペレーティング・プロシージャー・プログラムの下、当グループのサプライ・チェーン全体について、集荷から配達までの世界的なプロセス基準を定めている。当グループは、内部において、これらの基準が守られているかについて定期的なチェックを行う。また、当グループのスタッフは、効率性を向上させるためのシステムを開発している。一例として、ベルリンにおいては、2009年3月よりスマート・トラックが使用されている。この自動車には、運転手が交通状況及び顧客の要請に迅速に対応することを可能とする動的経路計算プログラムが搭載されている。

##### ・ ポートフォリオの能率化

当グループは、収益性を上昇及び持続させるため、収益の上がない商品及び市場を取り除く観点から、定期的に当グループの商品及び事業のポートフォリオを検討する。したがって、当グループは、当グループの英国におけるDDD事業をホーム・デリバリー・ネットワークに売却することを決定した。当グループのTDI及びSame Day expressサービスにおける持続可能な市場におけるリーダーシップは、当グループの英国における焦点となり続け、当グループは、当グループのフランスにおけるDDD事業の潜在的買主を探している。当グループは、これらが、当グループの英国及びフランスにおける現地ユニット及びDHLエクスプレス全般の競争上の優位性を確保するために正当且つ必要なステップであることを確信している。

#### 当グループの企業文化の強化

当グループの従業員は、当グループの主な競争上の優位性を象徴している。当グループは、当グループの企業文化の一環として、尊重と結果という当グループの原則を掲げており、当グループが営業するいかなる箇所においても最も魅力的な雇用者となるために、目標とさせている。一例として、当グループは、北中南米地域において、既に、「最良の職場(Best Place to Work)」であることを賞する名誉ある賞を複数受賞している。かかる地域における従業員の離職率は、低下し続けている。

#### 売上高及び利益実績

2009年度における売上高及び配送量の減少

エクスプレス部門の売上高は、2009年度において24.4パーセント減少し、10,312百万ユーロ(前年度：13,637百万ユーロ)となった。為替差損が、売上高に198百万ユーロの影響を与えた。現地通貨で換算し、買収について調整した結果、売上高の減少は24.0パーセントとなった。これは、米国における国内エクスプレス事業からの当グループの撤退、数量の減少及び燃料サーチャージによる売上高の減少を主因とした。米国以外においては、現地通貨における売上高は、買収について調整した後で11.8パーセント減少した。

一日あたりの配送量は、前年度と比べ、2009年度においては全体的に減少した。かかる減少は、米国以外において、TDI商品群においては9.1パーセントであり、TDD及びDDD商品グループにおいては、それぞれ1.1パーセント及び0.7パーセントであった。世界的不況が最初の三四半期において当グループの事業に悪影響を与えたものの、米国以外において、1日あたりの配送量は第4四半期において一定程度回復し、TDI商品群においてほぼ前年度の水準と横ばいとなり、TDD及びDDD商品グループにおいては、それぞれ3.5パーセント及び3.4パーセント上昇した。

経済動向は配送量に大きな悪影響を及ぼしたものの、当グループは、米国国内事業からの当グループの撤退の影響を何とか吸収した。

エクスプレス：商品別の売上高

(単位：一日あたり-m)	2008年 (調整後)	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期 (調整後)	2009年 第4四半期	増減(%)
全体						
時間指定国際便	26.7	22.3	-16.5	26.2	24.3	-7.3
時間指定国内便	9.0	4.3	-52.2	7.5	4.7	-37.3
期日指定国内便	9.4	6.8	-27.7	8.6	7.1	-17.4
米国を除く						
時間指定国際便	23.7	20.3	-14.3	23.6	21.9	-7.2
時間指定国内便	4.2	4.3	2.4	4.7	4.7	0.0
期日指定国内便	7.5	6.9	-8.0	7.7	7.1	-7.8

エクスプレス：商品別の数量

(単位：一日あたり千通)	2008年 (調整後)	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期 (調整後)	2009年 第4四半期	増減(%)
全体						
時間指定国際便	510	462	-9.4	496	487	-1.8
時間指定国内便	1,201	568	-52.7	955	592	-38.0
期日指定国内便	1,271	816	-35.8	1,082	880	-18.7
米国を除く						
時間指定国際便	458	423	-7.6	449	445	-0.9
時間指定国内便	588	562	-1.1	570	590	3.5
期日指定国内便	820	814	-0.7	851	880	3.4

ヨーロッパの事業における数量及び重量の減少の影響

ヨーロッパにおいては、売上高は、15.5パーセント減少し、5,603百万ユーロ(前年度：6,631百万ユーロ)となった(196百万ユーロの為替差損を含む)。これは、主に、当グループの英国/アイルランド、スカンジナビア半島及び中央ヨーロッパにおける事業に起因した。これらの損失並びにスペイン及びブルーマニアにおける買収との調整の結果、同地域における売上高は12.9パーセント減少した。当グループのヨーロッパにおける事業は、不況の影響を受け、TDI商品群の数量が減少し、DDD商品グループの重量も減少した。TDD及びDDDの一日あたりの配送量は、第4四半期に回復し始め、同四半期終了時には僅かな増加となった。

#### アメリカ地域においてはコストの大幅な削減

当グループは、2009年2月以降、米国国内においてエクスプレス商品を提供しておらず、そのことにより、当グループのコストを大幅に削減することができた。米国における再編は、報告対象年度において計画通り継続し、495百万ユーロの総費用を生じるに至った。米国及びその他の北中南米地域(ラテン・アメリカ、カナダ及びカリブ)を含む北中南米地域における売上高は、58.6パーセント減少し、1,473百万ユーロ(前年度：3,559百万ユーロ)とあった。この数値は、3百万ユーロの為替差損を含む。現地通貨に換算すると、売上高は58.5パーセント減少した。米国以外においては、売上高は、前年度に比べ、有機的に12.0パーセント減少した。米国におけるTDIの一日あたりの配送量は、不況及び当社の再編構想により25.3パーセント減少したが、予想を下回る減少だった。

#### アジア・太平洋地域における数量の減少

アジア・太平洋地域の売上高は、42百万ユーロの為替差益を含むと、6.06パーセント減少し、2,580百万ユーロ(前年度：2,746百万ユーロ)となった。売上高は、燃料サーチャージの売上高の減少及び経済の低迷から生じた数量の減少を主因とし、有機的に9.4パーセント減少した。この数値は、特に中国国内及びオーストラリア国内のエクスプレス事業における、通貨の影響及び買収について調整されている。TDI及びTDD製品群の2009年度における一日あたりの配送量は、前年度の水準を僅かに下回った。第4四半期における傾向により、これらの商品についても逆転し、TDI及びTDDの数量は前年度比で増加した。

#### 新興国の国内市場における数量の安定

EEMEA(東欧、中東及びアフリカ)地域においては、売上高が10.4パーセント減少し、2008年度の1,176百万ユーロから2009年度の1,054百万ユーロとなった。この数値は、為替差損の40百万ユーロを含む。売上高の減少は、現地通貨においては7.0パーセントであった。TDIの一日あたりの配送量は、報告対象年度における経済に従って減少したものの、2009年度における国内市場における数量は、中東及びアフリカにおける事業の成長による後押しにより、前年度比で横ばいとなった。

#### 厳しいコスト管理の利益実績への反映

営業活動からの利益(EBIT)に関する前年度の数值は、当グループが年金債務に関連した年金資産の損益をEBITの一部として報告しなくなったため調整された。これは、現在、当グループの純財務費用または純財務収益において報告されている。

部門のEBITは、報告対象年度においては改善され、2009年度通年では63.2パーセント上昇し、-807百万ユーロ(前年度：-2,194百万ユーロ)となり、第4四半期では83.0パーセント上昇し、-375百万ユーロ(前年度：-2,206百万ユーロ)となった。再編コスト(1,045百万ユーロ、第4四半期：537百万ユーロ)について調整した結果、2009年度のEBITは238百万ユーロ(前年度：164百万ユーロ)となり、第4四半期においては162百万ユーロ(前年度：66百万ユーロ)となり、前年度比で96百万ユーロ増加した。

当グループの事業の再編は、進展し続けており、好ましくない経済情勢にもかかわらず、利益において期待できる程度の改善をもたらしている。当グループは、特に米国において、当グループの経常外損益前における損失を大幅に削減することができた。当年度における全体の米国における利益は、予想通りであった。当グループは、第4四半期において、米国における年間の損失を400百万米ドル以下にとどめるという当グループの目標を大筋で達成した。

経常外損益前のEBITは、米国外においては、国際及び国内配送量の減少が原因で、1,118百万ユーロから692百万ユーロに減少した。当グループは、厳しいコスト管理により、部分的にこの減少を埋め合わせることができた。

当グループは、着実な運転資金管理により、当グループのサプライヤー及び顧客との支払条件を改善した。しかし、米国での事業再編に要したコストは、経常外損益前のEBIT及び運転資金の改善、並びに資本的支出の減少による改善の効果を減少させた。

再編のために使用された現金純額及び米国における損失を含む営業活動によるキャッシュ・フローは、前年度比で263百万ユーロから-459百万ユーロに減少した。

(二) グローバル・フォワーディング及びフレート部門

地域	拠点	商品
グローバル・フォワーディング	グローバル・フォワーディング	グローバル・フォワーディング
ヨーロッパ、南北アメリカ、アジア・太平洋、中東及びアフリカ > 150の国及び地域	> 810の支店	航空貨物 海上貨物 産業プロジェクト 輸送管理
フレート	フレート	フレート
ヨーロッパ、CIS、中東及び北米 > 53カ国	> 160の支店	トラック満載 トラック一部積載 トラック積荷以下 国際輸送

各部門と市場における地位

国際的かつ個別の運送ソリューション

DHLは、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部と共に、航空及び海上貨物サービスの世界最大のプロバイダーであり、ヨーロッパ及び中東においては有数の陸上貨物運送業者の一つである。当グループは、顧客のために国際的かつ個別の運送ソリューションの展開、容量の供給及び150カ国を超える国々において物品及び情報の発送・送信を統合している。これを実現するために、信頼できるパートナーに加え、約39,000名の従業員の能力に頼っている。

当グループは、顧客と運送業者の間の媒介を行い、航空会社、運送業者若しくは貨物配送業者からの積載スペースの低価格での確保及び積載容量のチャーターを可能にする配送量に到達するために、その注文を統合させる。また、当グループのエクスプレス部門の航空貨物能力も用いる。当グループは、自己で運送サービスを提供せず、運用サービスを購入しているため、事業を非常に低い固定資産で行うことができる。

航空及び海上貨物における世界市場のリーダー

DHLグローバル・フォワーディングは、航空及び海上貨物における業界のリーダーである。あらゆる種類の配送物が空輸又は海上輸送により目的地に輸送されることを確実にするために、約29,000名の従業員が働いている。また、当社は、特別な輸送関連サービスを提供することにより顧客を支えている。当社は、商品の保管、回収、配達を行い、税関手続を取扱い、貨物保険を提供し、情報提供を行っている。このようにして、当社は、国境をも越えた安全性及び信頼性を確保している。当社の顧客は、様々な規模の企業からくる。これらの顧客は、主に技術、製薬、自動車、製造/機械エンジニアリング、ファッション及び消費者商品分野において営業を行っている。当社はまた、特に石油エネルギー産業において、産業的プロジェクトを世界で計画し、実施している。また、増加する限度において、複雑性の減少、品質改善、低コストの実現を目標に、あらゆる輸送手段を顧客のために統合するための輸送管理業務契約を結ぶ。

航空貨物市場シェア上位8社(2008年)

市場規模：19.0十億トン <sup>1)</sup>				
DHL	DB Schenker	Panalpina	Kuehne + Nagel	近鉄エクスプレス
12.9%	6.5%	4.8%	4.4%	2.3%

1) データは、輸出荷物の重量のみに基づく。

参考文献：グローバル・インサイト、グローバル・トレード・ナビゲーター、年次報告書、プレス・リリース及び当社推定

DHLは、依然として危機により深刻な影響を受けた航空貨物市場のリーダーの地位に留まっている。世界的な貿易量の減少は、航空貨物市場に特に著しい影響を与えた。IATAは貨物トンキロで測定される市場取引量の10.1パーセントの減少を報告しているところ、DHLは、約13パーセントの減少を記録した。しかし、IATAの数値がチャーター便及びCargoLuxの様な非IATA貨物業者に関するデータを含んでいないため、これら2つの数値を直接的に比較することはできない。DHLは、いずれの場合においても、依然として市場のリーダーにある。

海上貨物市場における国際的な存在感の上昇

当グループは、小口混載貨物(LCL)による運送及びフルコンテナ貨物(FCL)による運送の双方において国際的なリーダーである。しかし、海上貨物事業も、世界貿易の大幅な減少の影響を受けた。当グループの推定によると、市場規模は、2009年度において12～13パーセント縮小した。その反面、当グループの輸送量は、約9パーセント減少したのみであったため、当グループは市場シェアを増加させることができた。

海上貨物市場シェア上位5位(2008年)

貨物市場規模：31.7百万TEU <sup>1)2)</sup>				
DHL	Kuehne + Nagel	DB Schenker	Panalpina	Expeditors
9.1%	8.4%	4.6%	4.0%	2.8%

1) 運送会社が支配する市場全体における推定シェア

2) 5.9m x 2.3m x 2.3m

参考文献：グローバル・インサイト、グローバル・トレード・ナビゲーター、年次報告書、プレス・リリース及び当社推定

ヨーロッパの陸上運送市場においては市場シェアが安定

DHLフレートは、約10,000名の従業員を有し、53カ国以上でサービスを提供するヨーロッパ及び中東第2位の陸上貨物運送業者である。当グループは、自己を貨物容積の仲介業者であるかのように考えている。陸上運送事業においては、満載、部分積載及び小口荷物サービスを提供している。また、他の運送業者、特に鉄道運送会社と共に複合輸送サービスを提供している。さらに、当グループの一連のサービスは、税関手続の取扱い及び保険の提供を含む。

また、DHLは、展示会、展覧会及びイベントのロジスティックスについての大手プロバイダーの一つである。当グループの一連のサービスは、展示会輸送、並びに展覧者、イベントのオーガナイザー、イベント・マネジメント及び演出関連会社並びにイベント・エージェンシー向けのカスタマイズされた完全サービスのソリューションを含む。

2008年度においては、金融危機が2008年度の第4四半期に輸送産業全体に影響を及ぼし始めたが、地上運送に関するヨーロッパ市場は、1.3パーセント(前年度：約4.2パーセント)成長した。需要の下降は、2009年度上半期において継続し、平均して前年度の20パーセントから25パーセントになった。また、状況は2009年度半ばに緩和し始めたものの、過剰輸送能力が貨物料金に圧力をかけることとなった。それでも、総輸送量は報告対象年度において、ほぼ1/6減少した。当グループは、当グループの計算によると、2.1パーセントで自己の市場シェアを安定させることができた。

ヨーロッパ地上輸送市場シェア上位5位(20087年)

市場規模：169.4十億ユーロ <sup>1)</sup>				
DB Schenker	DHL	DSV (ABXを除く)	Dachser	Geodis

3.3%	2.1%	1.8%	1.3%	1.1%
------	------	------	------	------

1) ばら積み輸送及び特殊物輸送を除くヨーロッパ諸国20カ国における合計

参考文献：2008年及び2009年のMRSC市場調査、ユーロスタット(2008)、年次報告書、プレス・リリース、各社ウェブサイト、推定及び分析報告書

## 品質

### 顧客への近接性の優位点

当グループは、顧客満足度により自己のサービスの質を評価している。当社は、報告対象期間において、顧客に注意を向け、50カ国を超える国々にいる15,000を超える顧客の調査を実施した。当グループは、その後、結果に基づき、約600の評価基準を作成した。当グループは、ファースト・チョイス・プログラムのベースとなったシックス・シグマ・メソッドを使用し、当グループの顧客と協力して頻繁に改善を行う。一例として、当グループは、当グループの重要な海上貨物顧客の1社と、リードタイムを63パーセント削減し、45日から16.5日にすることについて協力した。1,000名を超える当グループのエクゼキュティブは、当グループがより迅速な品質向上を可能とするファースト・チョイス手順の認証を受けている。

当グループが受賞した様々な賞は、より良い品質への当グループの努力の成功をまた証明するものである。このうちの一つは、優秀な分野横断的サービスに贈られる優秀主要パートナー賞を2回連続当グループに贈ったテクノロジー分野の上得意先であるファウエイから受賞した。当グループは、この賞を贈られた唯一の物流企業である。物流関連雑誌であるサプライ・チェーン・アジアは、再度、当グループをインドにおけるエア・フレート・フォワード・オブ・ザ・イヤー及びベスト・ロジスティクス・プロバイダー・オブ・ザ・イヤーに選んだ。全体的に、当グループの顧客は、当グループの商品の質が改善した事実を証言する。顧客満足度は、前年度に比べ、平均で上昇した。

### 戦略及び目標

当グループは、当グループの航空、海上及び陸上輸送において提供している商品のため、市場において好位置につけている。目標は、市場平均を超える安定的且つ本質的な成長を達成することである。このために、3つのアプローチを進める。

#### 成長市場における当グループの存在を増強

当グループは、最善の成長機会を見込んでいる地域、特にアジア、中東、アフリカおよびラテン・アメリカにおける当グループのネットワークを微調整している。一例として、当グループは、2009年度において、当グループのアフリカ・ネットワークに4カ国を追加し、中国において新たに19箇所、並びにパキスタンに当グループ独自の事務所を開設した。また、当グループは、様々なこれらの地域を結ぶ拡大する通商レーンに関するサービス範囲に、輸送及びチャーターに関する合意を追加している。当グループの海上貨物事業においては、現在は毎週約1,000の経路を提供している密接に交わったLCLネットワークを拡大している。

#### 産業固有のソリューションの構築

当グループは、特定の産業のニーズに合う輸送ソリューションを開発する。報告対象年度においては、主にファッション及びアパレル、石油及びガス、ワイン及びスピリッツ、製薬及びテクノロジー産業に焦点を当てた。当グループは、産業専門家と共に、インド、ベトナム、カンボジア及び香港などの主要アジア市場におけるファッション及びアパレル産業に関するコンピータンス・センターを設置した。当グループは、石油及びガス産業に関する同様の施設をシンガポール及びヒューストンに維持している。

#### 当グループのインフラの近代化

当グループは、ネットワーク化されたITインフラ及び新しいテクノロジーに投資している。当グループは、小売業界及び消費財産業の顧客に対して、サプライ・チェーンの各リンクにおける調達及び発注プロセスの完全な概要を提供する

#### 売上高及び利益実績

##### 貨物運送事業における満足できる発展

グローバル・フォワーディング、フレート部門は、2009年度において10,870百万ユーロの売上高があり、前年度比で23.3パーセント(前年度：14,179百万ユーロ)の減少であった。総額は、97百万ユーロの為替差損の影響を受けた。収益は、報告対象期間において22.7パーセント有機的に減少した。当グループは、困難な産業環境を背景として、2009年度における当グループの事業成果に満足している。

グローバル・フォワーディング業務部は、7,891百万ユーロの売上高があり、前年度比で25.5パーセント(前年度：10,585百万ユーロ)の減少であった。減少は、45百万ユーロの為替差損調整後は25.0パーセントだった。世界的不況の結果、航空及び海上貨物料金は、2009年度上半期においては過去最悪の低さまで落ち込んだ。したがって、当グループは、より低価格の輸送手段を購入し、合計で前年度比12.6パーセント減少し、1,943百万ユーロ(前年度：2,222百万ユーロ)となった当グループの総利益の減少を同様に抑えることができた。

輸送量は下半期に安定

2009年度における合計の輸送量は前年度の水準を下回ったものの、第3及び第4四半期においては安定した。

報告対象年度における航空貨物量(輸出)は、前年度を13.2パーセント下回った。しかし、第4四半期においては、12.5パーセントの増加、又は改善が見られていた2009年度第3四半期と比べ20パーセントの増加を記録した。2009年度における航空貨物の売上高は、上半期における燃料サーチャージ及び貨物料金の下降により、前年度比で26.6パーセント減少した。特に、北アジアからの通商レーンの結果は、前年度より低迷した。中東及びアフリカにおける当グループの事業は引き続き堅調であった。

グローバル・フォワーディング：売上高

-m	2008年	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減(%)
航空貨物	5,388	3,957	-26.6	1,341	1,209	-9.8
海上貨物	3,418	2,450	-28.3	924	621	-32.8
その他	1,779	1,484	-16.6	479	378	-21.1
合計	10,585	7,891	-25.5	2,744	2,208	-19.5

グローバル・フォワーディング：配送量

(単位：1,000)	2008年	2009年	増減(%)	2008年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減(%)
航空貨物(トン)	4,291	3,734	-13.0	1,007	1,135	12.7
うち、輸出(トン)	2,437	2,116	-13.2	569	640	12.5
海上貨物(TEU) <sup>1)</sup>	2,882	2,615	-9.3	754	687	-8.9

1) 5.9m x 2.3m x 2.3m

海上貨物においては、前年度比で市場全体を凌いだ。当グループの配送量は、史上における12～13パーセントの減少に比べ、9.3パーセントの減少だった。率の低下の結果、ロウグループの売上高は、報告対象年度において28.3パーセント減少した。中東、アフリカ及び南アジア・タイへ尿ちいきにおいて、当グループの事業傾向は有望であった。

産業プロジェクト事業は、報告対象期間において良い業績を収め続け、実質的に前年度の良い巣順に並んだ。

輸送能力は、当年度の最後数ヶ月において大幅に削減され、航空及び海上貨物輸送サービスは著しくより高額となった。しかし、当グループは、この上昇した経費の全てを顧客に転嫁できていない。貨物量の上昇、特に航空貨物に関しては、第4四半期において当グループの総利益率に影響を及ぼした。営業活動による利益(EBIT)は、厳しい経済状況と同様、前年度比で減少した。

#### ヨーロッパにおける陸上運送は売上高減少

フレート業務部は、報告対象年度において3,065百万ユーロの売上高を記録し、3,710百万ユーロから前年度比で17.4パーセント減少した。54百万ユーロの為替差損を調整すると、売上高は有機的に15.9パーセント収縮した。総利益は846百万ユーロであり、前年度(955百万ユーロ)を下回った。自動車分野に大きく依拠する国々は、特に大幅な減少を記録した。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー及び正味運転資本の傾向は有望

当グループが年金債務に関連する制度資産に対する損益をEBITの一部として報告しなくなったため、前年度のEBITに関する数値は調整された。それは、現在、当グループの純財務費用 / 純財務収益において報告されている。

部門のEBITは、通年で191百万ユーロ(前年度：362百万ユーロ)であり、第4四半期において23百万ユーロ(前年度：73百万ユーロ)であった。再編経費(81百万ユーロ、第4四半期：44百万ユーロ)について調整されると、経常外損益前EBITは、2009年度通年で272百万ユーロ(前年度：403百万ユーロ)であり、第4四半期において67百万ユーロ(前年度：114百万ユーロ)であった。当グループは、再編及び経費削減プログラムという方法により、営業活動に関する経費及び間接的な経費を継続的に削減した。また、当グループの営業チームは、新規事業の獲得において成功を収めた。

当グループは、厳しい経費管理により、2009年度においては、高レベルで営業活動によるキャッシュ・フローを維持した(528百万ユーロ、前年度：630百万ユーロ)。しかし、第4四半期においては、営業活動によるキャッシュ・フローは、再編経費の影響を受けた。

正味運転資本は、2009年度においては大変良い成果を収め、271百万ユーロ(前年度：514百万ユーロ)となった。これは、当グループが営業活動によるキャッシュ・フローに対する所得の減少の結果を部分的に相殺した。

(ホ) サプライ・チェーン/CIS部門

サプライ・チェーン ロジスティックス・ソリューション	サプライ・チェーン分野	ウィリアムズ・リーのサービス
保管 流通 管理された輸送サービス 付加価値サービス(例：梱包、技術 サービス、調達)	消費者 小売 テクノロジー ライフ・サイエンス及びヘルスケア 自動車 エネルギー 航空事業ソリューション	オフィス文書ソリューション 顧客対応管理 マーケティング・ソリューション

各業務部と市場における地位

全DHLユニットに関する統一ブランドの設定

当グループは、2009年度第1四半期において、全てのDHLユニットについて統一したブランドを設定するべく、サプライ・チェーン/コーポレート・インフォメーション・ソリューション部門の名称を変更した。現在はサプライ・チェーン部門と呼ばれており、サプライ・チェーン業務部とウィリアムズ・リー業務部が置かれている。

顧客に焦点を当てた国際的なサプライ・チェーン・ソリューション

当グループは、サプライ・チェーン全体に及び顧客中心のソリューションを多くの産業分野に提供する。当グループは、保管、流通、管理された運送及び付加価値サービスを提供することにより、商品および情報がより迅速且つ効率的に市場に届くようにしており、当グループの顧客に競争優位性を与えている。

当グループのサプライ・チェーン事業は、4つの地理的地域に整理されている。当グループは、現地に関する見識及び国際的な規模をもって、複雑な事業変化へのサポートを行い、60カ国を超える国々で顧客に対するサービス提供を行っている。

当グループのウィリアムズ・リー業務部は、企業情報管理の外部委託を専門とする部門である。ソリューションには、オフィス文書ソリューション、マーケティング・ソリューション及び顧客対応管理を含んでいる。当グループは、これらのソリューションを金融、小売、消費財、薬事、出版及び公共の分野における顧客に提供している。例えば、当グループは、米国のウォル・マートに印刷サービスを提供しており、新聞配布に挟んだりダイレクトメールとして送る配布広告の多くを準備している。2009年中頃に締結されたこの4年契約は、同社の大部分の配布物印刷需要及び関連物流サービスをカバーしている。

産業分野に関する専門知識

当グループは、サプライ・チェーン事業に関し、消費者、小売、テクノロジー、ライフ・サイエンス&ヘルスケア、自動車、エネルギー及び航空事業ソリューションという7つの重要な戦略的産業分野を定めた。各分野は、顧客のプロジェクトを取り扱い、各分野固有のサプライ・チェーン・ソリューションを開発する、国際的な専門家チームの支援の下、専属の分野長により管理されている。

消費者及び小売は、当グループ最大の売上高を上げている分野であり、依然として当グループの優先成長分野である。ここにおいて、当グループは、供給源から小売棚に至るまで、顧客のサプライ・チェーンを管理する。柔軟性、信頼性及び費用の効率性が、これらの分野における当グループの世界中からの倉庫への入庫及び輸送管理から梱包及びその他の付加価値の創出に及びサービスに関する、重要な価値の推進力である。

テクノロジー分野における顧客は、迅速、柔軟且つ効率的なサプライ・チェーンを必要としており、統合された商品及びサービス部品の物流に対する需要が増加している。当グループは、特にこの厳しい経済情勢において顧客のコスト構造を改善を手助けしている。当グループの商品ポートフォリオは、インバウンド・トゥ・マニファクチャリング(製造のための原材料調達及び製造ラインへの輸送)サービスから保管、流通から統合された梱包、返品管理及び技術サービス・ソリューションに及び、

当社は、世界中の多くの部分におけるサプライ・チェーン及び事業プロセスが未熟であるため、ライフ・サイエンス&ヘルスケア分野には良好なビジネス・チャンスがあると見込んでおり、この分野のコスト削減及び効率性向上へのプレッシャーは常に増している。例えば、当グループは、英国ナショナル・ヘルス・

サービス (NHS)のために、10年間でNHSのために約十億ユーロの節約を生み出すことを目標とした優れたサプライ・チェーン・モデルを開発した。当グループのサービスは、英国における医療用品の調達及び流通を含む。

世界的な金融危機は、自動車産業に他の大部分の産業よりも大きな打撃を与えた。このため、当グループの自動車分野チームは、変化した構造上の環境に当グループのサービスを適応させること及び当グループ独自のサービスを強化することに主に注力している。

当グループは、急成長しているエネルギー分野において、大規模なエネルギー・プロジェクトの構築及び実行段階の両方に関する統合された物流ソリューションを提供するため、他のDHLユニットと協力している。例えば、当グループは、オマーンにおいて世界最大級の第四社物流（顧客のため最も効率的かつ経済的な物流パッケージを統合し、全サプライ・チェーンを通して異なるサービス提供者をコーディネートする独立業者）サービスを行っており、貨物及び水を運搬し、1ヵ月あたり約40の地上ベースの石油採掘装置の移動をコーディネートしている。当グループは、エネルギーに対する需要の大幅な増加及び持続可能性の観点からの規制の拡大を予測しており、いずれも当グループのサービスに対する需要を押し上げる可能性が高い。

当グループが焦点を当てている新たな分野は、当グループが航空会社、空港運営会社及び航空機製造業者等を顧客とする航空産業における当グループの活動をベースに定義した、航空事業ソリューションである。当グループは、2009年度において、ヒースロー空港からの短距離フライトに関し、ケータリング及び物流の提供に関するブリティッシュ・エアウェイズとの新規契約を獲得し、この契約により、当グループは、当該分野における革新的な最前線に位置付けられることになる。

契約物流における世界市場のリーダー

DHLサプライ・チェーンは、8.5パーセントの市場シェア(2008年)を有する、契約物流の世界的リーダーである。この細分化された市場では、上位10社は、市場全体の約23パーセントを占めるのみであり、その規模は、147十億ユーロと予測されている。当グループは、その最大の市場である北米及びヨーロッパにおける最大の契約物流プロバイダーであるものの、全ての市場、特に急成長しているアジア・太平洋市場において、現地のサプライヤーとの熾烈な競争に直面している。当グループは、当グループの事業をこれらの市場において拡大するため、自らの国際的な専門知識及び多国籍企業との良好な関係を活用することができると確信している。

当グループのウィリアム・リー業務部は、情報管理の外部委託において市場の先頭に立っている。この市場も非常に細分化されており、極めて限定されたサービスを提供しているか、独占的な隙間市場を占めている専門家によってその大部分が形成されている。幅広い国際サービス及び長期にわたる顧客との関係により、当グループは市場の先頭に立つことができた。また、当グループは、ウィリアムズ・リーのために新規事業を獲得するため、DHLの優れた顧客関係を活用している。

契約ロジスティクス市場シェア上位7位(2007年)

市場規模：147十億ユーロ <sup>1)</sup>						
DHL	CEVA	Kuehne + Negal	CAT LOgistics	Wincanton	Penske Logistics	UPS SCM
8.5%	2.4%	2.1%	1.8%	1.8%	1.6%	1.4%

1) データを収集する機関及び収集方法が変更されたため、これらの数値を前年度のものと比較することはできない。  
 参考文献：トランスポート・インテリジェンス

#### 品質

改善された顧客満足度から新事業を牽引

当グループの目標は、顧客に最高水準のサービス及び価値を提供すると認められている品質に関わる実務及び方法でサプライ・チェーン産業を牽引することである。当グループのファースト・チョイス・イニシアチブは、その目標の達成への取り組みである。

当グループは、世界中の当グループの顧客に標準的且つ反復可能なソリューション及びサービス水準を届ける当グループの取り組みを支える世界的に一致したプロセスを開発した。これらの先端を行く業界の慣行は、顧客に対する均一的かつ高水準なサービスの提供を可能とする。

当グループの各地域におけるプロジェクト・マネージャーで構成される献身的なチームは、プロジェクトの管理方法の牽引に関するについて訓練を受けており、標準的なツールセットを用いている。当グループのプロセス改善アドバイザーは、2009年度において約1,300回のワークショップを開催した。顧客と頻りに共同で作業しながら、ワークショップにおけるコスト削減及びパフォーマンス改善のためのアクション・プランが開発され、これらは文書化されて、年を通じて業務に使用される。

当グループは、安全、生産性及び在庫の正確性を含め、当グループの倉庫及び輸送管理業務のパフォーマンス及び品質を測定するために使用するいくつかの主要指標を定義した。炭素利用率は、GoGreenという当グループの組織的な環境保護プログラムの一環として、炭素効率を改善するという当グループの目標を達成するための取り組みにおいて、世界中の全ての現場で当グループが毎月測定する主要パフォーマンス指標の一つである。炭素利用率プロジェクトは、全地域におけるエネルギー効率が良い照明、世界中の24か所のオフィスにおけるGoGreenオフィスの実施及びスイッチ・オフという従業員参加のキャンペーンを含め、ビジネスの至るところで実施され、監視されている。当グループは自動車群のパフォーマンスに焦点を当てており、例えば、英国においては、燃料消費を削減するため、速度制限、空気力学、運転手研修その他プログラムを導入した。

#### 戦略及び目標

全ての市場における採算性のある成長

今後、当グループは、市場における自らの中心的な地位をさらに向上させるため、当グループの能力及び競争力を活用し続ける。当グループの目標は、当グループの全ての市場において、長期的な採算性を有する成長を遂げ、高品質のサービスを提供することである。当グループの採算性を改善するため、2009年度初頭に開始され、コスト削減及びオペレーションの高品質さらに高めることを目的とする「5 to Thriveプログラム」を継続する。

#### 顧客との長期にわたるパートナーシップ

当グループは、顧客との持続的なパートナーシップを構築することに努力しており、契約ロジスティックにおける先頭を行く革新者として自らを位置付けることを意図している。NHS及びブリティッシュ・エアウェイズに対して当グループが提供するエンド・トゥ・エンドの外注おソリューションは、どの様に当グループがこれを達成する予定であるかの例である。

#### 恒常的なプロセスの改善

当グループは、焦点を当てる各分野において新商品を開発し、販売することを目標としている。当グループは、自らのプロセスを継続的に分析及び改善し、当グループの最善の作業プロジェクト管理方法を適用することにより、オペレーションを高品質のものにするため努力をしている。当グループは、営業組織及びオペレーション・プラットフォームのパフォーマンスを改善することに常に目を向けている。一例として、2009年度においては、ITシステムの数を削減し、それによりメンテナンス費用、インストール費用及び研修費用を削減するために、合理化プログラムを開始した。

#### 売上高及び利益実績

##### 経済危機の顧客の事業への影響

2009年度通年のサプライ・チェーン部門の売上高は、8.8パーセント減少し、12,507百万ユーロ(前年度：13,718百万ユーロ)となった。第4四半期の売上高は、8.8パーセント減少し、3,223百万ユーロ(前年度：3,535百万ユーロ)となった。売上高の減少は、年度全体及び第4四半期について共に有機的には約6パーセントとなった。この数値は、報告対象年度において-399百万ユーロの、第4四半期において-103百万ユーロの通貨換算の影響を除く。当グループは、多くの成績が芳しくない契約の更新を拒否、又はそれから解消し、それは当グループのEBITのマージンを改善することに役立つことになる。有機的な売上高の約21パーセントの減少は、EBITに僅かな影響しかないポートフォリオを合理化するためのこれらの方策によるものであった。

サプライ・チェーン業務部は、11,302百万ユーロ(前年度：12,469百万ユーロ)の売上高を出した。これは、9.4パーセント、又は有機的なベースで6.6パーセントの減少となった。殆どの地域及び分野は、経済の減速による配送量の減少の影響を受けた。北中南米地域においては、最大の影響は自動車、テクノロジー、ホーム・デリバリー及び輸送管理分野において見られた。ドイツにおいては、2009年度下半期において、アルカンドーの破産後、売上高が減少した。その反面、英国においては、中でもヘルスケア分野成長により、売上高は上昇した。

ウィリアムズ・リーの売上高は、2009年度においては1,206百万ユーロ(前年度：1,243百万ユーロ)であった。これは、3.0パーセントの減少であったが、為替レートの変動によるものであった。有機的には、売上高は0.5パーセント増加した。配送量の減少からの売上高の減少は、新規ビジネスの獲得及び金融サービス分野からの多角化の成功により軽減された。

#### サプライ・チェーン(2009年)：地域別売上高

総売上高：12,507百万ユーロ		
ヨーロッパ / 中東 / アフリカ	南北アメリカ	アジア・太平洋
67%	26%	7%

#### サプライ・チェーン(2009年)：分野別売上高

総売上高：12,507百万ユーロ					
小売及び服飾	消費財	化学 / ウィリアムズ・リー 分野 / その他	ヘルスケア	テクノロジー	自動車
28%	20%	18%	15%	13%	6%

#### 困難な市場における有望なビジネスの獲得

厳しい市況にもかかわらず、2009年度においては、年間の売上高の総額が11億ユーロとなる現存及び新規の顧客との更なる契約がサプライ・チェーン業務において締結された。航空ビジネス・ソリューションは、

ブリティッシュ・エアウェイズとの契約の獲得後に、当グループが焦点を当てている新規分野である。契約の更新率は、通年で90パーセント以上の水準において安定していた。

ウィリアムズ・リーも、共に相当な規模のDHLの既存顧客である、米国のウォル・マート及び大規模な欧州のエレクトロニクス企業との契約を含め、多くの有望な大規模の新規ビジネスを獲得した。

アルカンドーの破産及び経常外損失の影響を受けた所得

前年度のEBITの数値は、当グループが年金債務に関連する年金資産の損益をEBITの一部として報告しなくなったため、調整された。これは、現在、当グループの純財務費用または純財務収益において報告されている。

当部門は、2009年度通年において、208百万ユーロの営業活動による損失(EBIT)(前年度：920百万ユーロの損失)を計上した。第4四半期の損失は171百万ユーロ(前年度：1,069百万ユーロの損失)となった。2009年度においては、87百万ユーロの再編コストが当部門の業務部において発生し、そのうちの73百万ユーロが第4四半期に発生したものである。その結果、経常外損益前の営業活動による損失(EBIT)は、2009年度通年については121百万ユーロとなり、第4四半期については98百万ユーロとなった。アルカンドーの破産により、2009年度通年で213百万ユーロの損失(第4四半期：48百万ユーロ)が生じた。経常外損益前のEBITは、この損失について調整されていない。2009年度においては、従業員の解雇、並びに引継いだ財産に関連するその他債務及び減損損失について、ヨーロッパにおいて、97百万ユーロの追加コストが生じた。2008年度においては、総額が1,116百万ユーロ相当の、エクセル・ブランドの価値に関する評価損、のれん及び再編による影響を受けた。売上高当期純利益率は、-1.7パーセント(前年度：-6.7パーセント)に改善した。困難な取引状況は、再編戦略及び間接費用の節約により緩和された。

432百万ユーロの健全な営業活動によるキャッシュ・フロー(前年度：481百万ユーロ)が生み出され、その一部は、98百万ユーロの運転資本の削減によるものであった。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連邦共和国との関係

この点に関しては、別途「第6 - 1 - (1) - (ト)連結財務書類に対する注記 - 注記(55.1)」を参照されたい。

##### (2) 親会社、子会社及び関連会社

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、記載日付における当社の連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6 - 1 - (1) - (ト)連結財務書類に対する注記 - 注記(61)」も参照されたい。

	2009年12月31日
完全所有連結子会社数 <sup>1)</sup>	870
国内(DHLを含む。)	79
海外(DHL及びエクセル・グループを含む。)	791
一部所有連結合弁会社数 <sup>2)</sup>	19
国内	1
海外	18
持分法適用会社数 <sup>3)</sup>	52
国内	29
海外	23

- 1) 完全所有連結子会社とは、連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)のことをいう。
- 2) 一部所有連結合弁会社とは、比例連結関係にある合弁会社のことをいう。
- 3) 持分法適用会社とは、持分法により連結財務諸表に計上された関連会社(アソシエーテッド・カンパニー)のことをいう。

(2009年12月31日現在)

会社名	所在地	事業内容	資本金 (別段の記載がない限り、 千ユーロ)	議決権保有割合(%)
<b>重要な完全所有連結子会社</b>				
<b>郵便部門</b>				
DHLフェルトリース GmbH & Co. OHG	ドイツ	郵便	45	100.00
グローバル・メール Inc.	アメリカ合衆国	郵便	100 米ドル	100.00
ドイツ・ポスト・コムGmbH	ドイツ	郵便	103	100.00
DHLグローバル・メール (UK) Ltd.	英国	郵便	100,000 英ポンド	100.00
ドイツ・ポスト・グローバル・メール (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア	郵便	AUD 2.700.000	100.00
ドイツ・ポスト・アドレス GmbH & Co. KG	ドイツ	郵便		51.00
インターランデン B.V.	オランダ	郵便	18	100.00
ドイツポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH	ドイツ	郵便	37	100.00
ドイツポスト・セレクト・メール・ネーデルラント C.V.	オランダ	郵便	823,6	100.00
グル GmbH	ドイツ	郵便	DEM 50.000	51.00
<b>エクスプレス部門 / ロジスティックス部門</b>				
エクセル・ヨーロッパ Ltd.	英国	エクスプレス / ロジスティックス	55.000.000 英ポンド	100.00
DHL エクスプレス (USA) Inc.	アメリカ合衆国	エクスプレス / ロジスティックス	1 米ドル	100.00
エア・エクスプレス・インターナショナル USA Inc.	アメリカ合衆国	エクスプレス / ロジスティックス	10 米ドル	100.00
エクセル Inc.	アメリカ合衆国	エクスプレス / ロジスティックス	35,145,606 米ドル	100.00
DHL フレート GmbH	ドイツ	エクスプレス / ロジスティックス	21,000,000 独マルク	100.00
DHL ロジスティックス (ブラジル) Ltda.	ブラジル	エクスプレス / ロジスティックス	BRL 92.954.033,00	100.00
DHL グローバル・フォワーディング GmbH	ドイツ	エクスプレス / ロジスティックス	26	100.00
DHL エクスプレス (スウェーデン) AB	スウェーデン	エクスプレス / ロジスティックス	5,000,000 スウェーデン・クローネ	100.00
DHL エクスプレス (イタリア) S.r.L.	イタリア	エクスプレス / ロジスティックス	260	100.00
ダンツァス Z.F. フレート・エージェンシー Co. Ltd.	中国	エクスプレス / ロジスティックス	5,000,000 米ドル	49.00
DHL エクスプレス (UK) Ltd.	英国	エクスプレス / ロジスティックス	15,300,001 英ポンド	100.00
エクセル UK Ltd.	英国	エクスプレス / ロジスティックス	12,000,000 カナダ・ドル + 42,257,020 英ポンド	100.00

DHL グローバル・フォワーディング (UK) Ltd.	英国	エクスプレス / ロジスティックス	12,972,000 英ポンド	100.00
DHL エクスプレス (オランダ) B.V.	オランダ	エクスプレス / ロジスティックス	90,7	100.00
DHL グローバル・フォワーディング (HK) リミテッド	中国	エクスプレス / ロジスティックス	5,000,000 香港ドル	100.00
DHL ソリューションズ GmbH	ドイツ	エクスプレス / ロジスティックス	500,000 独マルク	100.00
DHL インターナショナル (UK) Ltd.	英国	エクスプレス / ロジスティックス	3,042,000 英ポンド	100.00
DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH	ドイツ	エクスプレス / ロジスティックス	45	100.00
DHL エクスプレス・イベリアS.L. (グループ)	スペイン	エクスプレス / ロジスティックス	2,429	100.00
エクセル・トランスポーターション・サービス Inc.	アメリカ合衆国	エクスプレス / ロジスティックス	192,514,801 米ドル	100.00
DHL グローバル・フォワーディング (イタリア) S.p.A.	イタリア	エクスプレス / ロジスティックス	15,600	100.00
DHL グローバル・フォワーディング (フランス) SAS	フランス	エクスプレス / ロジスティックス	43,741	
DHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.	中国	エクスプレス / ロジスティックス	13,000,000 米ドル	51.68
DHL エクセル・サプライ・チェーン (スペイン) S.L.	スペイン	エクスプレス / ロジスティックス	18,000	100.00
DHL グローバル・フォワーディング (スウェーデン) AB	スウェーデン	エクスプレス / ロジスティックス	2,536,200 スウェーデン・クローネ	100.00
DHL ロジスティックス (シュヴァイツ) AG	スイス	エクスプレス / ロジスティックス	4,000,000 スイス・フラン	100.00
DHL ロジスティックス (中国) Co., Ltd.	中国	エクスプレス / ロジスティックス	USD 2.920.000,000	100.00
ウィリアムズ・リー・リミテッド	英国	エクスプレス / ロジスティックス	GBP 500.000,00	95.96
DHL ダンザス・エア&オーシャン (オランダ) B.V.	オランダ	エクスプレス / ロジスティックス	NLG 1.005.123,143	100.00
SCM サプライ・チェーン・マネジメント Inc.	カナダ	エクスプレス / ロジスティックス		100.00
<b>重要な一部所有連結合併会社<sup>2)</sup></b>				
パーワン・エクセル LLC	オマーン		OMR 250.000	49.00
パーセル・ダイレクト・グループ Pty. Ltd.	オーストラリア	エクスプレス / ロジスティックス	AUD 40.000.000,00	50.00
エクスプレス・クーリエズ Ltd.	ニュージーランド	エクスプレス / ロジスティックス	100,000,000 ニュージーランド・ドル	50.00
<b>重要な持分法適用会社</b>				
エアー・ホンコン Ltd.	中国	エクスプレス / ロジスティックス	90.670.000,00 香港ドル	40.00

- 1)ほとんどが内部収益である。  
 2)比例連結額による。

(3) 委任  
 (イ)取締役

取締役	法定委任	類似の委任
フランク・アペル博士	ドイツ・ポストバンク・アーゲー <sup>1)</sup> (監査役会会長)	
ローレンス・ローゼン	ドイツ・ポストバンク・アーゲー <sup>1)</sup> (2009年9月10日から)(監査役会)	
ブルース・エドワーズ		アシュティード plc(取締役) エクセル・オートモーション S.A. de C.V.(取締役) エクセル・インベストメンツ・リミテッド(取締役) <sup>1)</sup> エクセル・リミテッド <sup>1)</sup> (取締役) エクセル・ロジスティックス S.A. de C.V.(取締役) <sup>1)</sup> エクセル・ノース・アメリカン・ロジスティックス S.A. de C.V.(取締役) <sup>1)</sup> エクセル・サービシオス S.A. de C.V.(取締役) <sup>1)</sup> エクセル・サプライ・チェーン・サービス・デ・メヒコ S.A. de C.V.(取締役) <sup>1)</sup> グリーフ Inc.(取締役) ハイペリオン・インモビリアリア S.A. de C.V.(取締役) <sup>1)</sup> チベット・アンド・ブリテン・グループ・リミテッド <sup>1)</sup> (取締役) ウィリアムズ・リー・グループ・リミテッド(取締役) <sup>1)</sup> ウィリアムズ・リー・ホールディングスPlc(取締役会会長) <sup>1)</sup>
ユルゲン・ゲルデス		グローバル・メール Inc.(取締役) <sup>1)</sup>
ケン・アレク		
ヴァルター・ショイルレ		連邦郵便通信庁(理事)
ヘルマン・ウデ		フラポート AG(顧問) ドイツ・フェルケーアスフォルム(幹部)

1) グループ会社を指す。

(ロ)監査役

監査役	法定委任	類似の委任
株主代表		
ヴルフ・フォン・シンメルマン博士(会長)	マキシングベスト AG ドイツ・テレコム AG (2009年12月31日まで)	アクセンチュア Corp.(米国)(取締役) BAWAG P.S.K.(オーストリア)(監査役会会長) ウェスタン・ユニオン・カンパニー、USA(取締役)(2009年4月24日から)

ヴィルヘルム・G・フォン・アグトメル		エネルギー・バーデン＝ヴュルテンベルクAG (理事) バーデン＝ヴュルテンベルク州立銀行 (理事) Lバンク (理事)
ヘロ・ブラームス	ゲオルグマリーन्हユッテ・ホールディング GmbH (副会長) ウィンコー・ニックスドルフAG ライブ・ホールディングAG テレファンケン・ホールディング・アーゲー(会長)(2009年5月1日から)	M.M.ウオーパーグ& Co.KGaA (株主委員会の委員) ズントベル AG(監査役会副会長)
ヴェルナー・ガッツェー	KfW IPEXバンク GmbH g.e.b.b. mbH ブンデスドルツケライ GmbH (2009年12月10日から) エー・ペー・ペー・ドイトシュランド AG	ドイツ連邦不動産サービス庁(理事会会長) ブンデスドルツケライ GmbH (顧問)(2009年12月10日から)
ウルリヒ・シュローダー博士	プロヘルス AG(2009年9月1日まで) ドイツテレコムAG KfW IPEXバンク GmbH (2009年10月1日から) DEG - ドイトシェ・インヴェスティツィオンズ - ウント・エントヴィックルングスゲゼルシャフト mbH (2009年10月1日から)	
ローランド・エトカー	フォルクスワーゲン AG	ドクター・アウグスト・エトカー KG (顧問委員会副会長) RAG - シュティフトゥングス(評議員会の議員)
ハリー・ロールズ		アリアンツAG(顧問) ドイツ・シュティフトゥングスツェントル GmbH(理事)
エルマー・トイム		ブラックベイ Ltd.(英国)(非常勤取締役) スカイシティ・エンターテイメント・グループLtd.(ニュージーランド)(非常勤取締役)(2009年10月30日まで) メッセージ AG(非常勤取締役会会長) ポスティア Inc.(非常勤取締役会)
ヘニング・カゲルマン博士(2009年2月18日から)	ドイツ・バンク AG ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼルシャフト AG	ノキア・コーポレーション(フィンランド)(取締役) ウィプロ Ltd. (取締役)(2009年10月27日から)
シュテファン・ショルト博士(2009年4月21日から)	デルバグ・ルフトファートファージヘルングス - AG (2009年5月8日まで) デルバグ・リュックファージヘルングス - AG (2009年5月8日まで)	フランクファーター・スパーカッセ(理事)(2009年6月30日まで)
従業員代表		
アンドレアス・シャードラー	PSD バンク・コーン eG(会長)	連邦郵便通信庁 (理事)
アネット・ハームス(副会長)	ポストバンク AG	
ヘルガ・チエル	PSD バンク・コーン eG	

ロルフ・パウアー マ イスター	ドイツ・ポストバンク AG	
-----------------------	---------------	--

## 5 【従業員の状況】

## ドイツポストDHLの従業員

220以上の国及び地域において勤務しているドイツポストDHLの従業員は、当グループの成功を表している。2009年12月31日時点において、当グループは、424,686名の常勤従業員を雇用しており、前年度を5.9パーセント下回った。かかる減少は、主に不況を受けての当グループの再編活動に起因し、その結果、人件費は7.4パーセント減少し、17,021百万ユーロ(前年度：18,389百万ユーロ)となった。

## 従業員数(継続事業)

	2008年	2009年	増減(%)
年度末現在			
総従業員数 <sup>1)</sup>	512,536	477,280	-6.9
常勤従業員数 <sup>2)</sup>	451,515	424,686	-5.9
内、郵便部門	142,674	143,042	0.3
内、エクスプレス部門	108,275	96,520	-10.9
内、グローバル・フォワーディング及びフレート部門	41,499	38,859	-6.4
内サプライ・チェーン部門	143,786	132,367	-7.9
内、コーポレート・センター及びその他	15,281	13,898	-9.0
内、ドイツ	167,816	166,880	-0.6
内、ヨーロッパ(ドイツを除く。)	136,649	120,074	-12.1
内、北中南米	78,212	66,833	-14.5
内、アジア・太平洋	55,182	57,897	4.9
内、その他の地域	13,656	13,002	-4.8
年平均			
総従業員数	511,292	488,518	-4.5
内、時間給従業員及び給料制従業員	456,149	435,072	-4.6
内、公務員	51,304	49,691	-3.1
内、訓練生	3,839	3,755	-2.2
常勤従業員数	456,716	436,651	-4.4

1) 訓練生を含む。

2) 訓練生を除く。

郵便部門において、従業員数は、0.3パーセント増加し、143,042名となった。かかる増加は、当グループの中核スタッフの残業及び関連経費を削減するために追加で臨時職員を雇用したことに起因する。公共機関へ出向している公務員も、上記数値に含まれている。これらの2つの要因は、生産性の追加的向上及び当グループの小売店舗ネットワークの再編成に起因する従業員数の減少を上回る結果となった。

前年度と比べ、エクスプレス部門の従業員数は、10.9パーセント減少し、96,520名となった。これは、主に当グループの米国事業の再編に関係した。また、当グループは、不況により、特にヨーロッパにおいて、従業員数を削減せざるを得なかった。アジアにおいては、中国における企業買収の結果、新たな従業員が当グループに参加した。

グローバル・フォワーディング及びフレート部門においては、常勤従業員数は、6.4パーセント減少し、38,859名であった。サプライ・チェーン部門においては、従業員数を7.9パーセント削減し、132,367名とすることにより、その競争上の地位を向上させた。

コーポレート・センター及びその他の分野においては、スタッフ数は減少を続け、9.0パーセント減少し、13,898名となった。当グループのコスト削減プログラムは、特にIT及び経理等の間接的機能において、成果を挙げ始めている。

当グループの従業員の大半は、従業員数が安定しているドイツにおいて勤務している。その他のヨーロッパ、北中南米及びその他地域においては、不況や当グループの米国エクスプレス事業の再編成が理由で、従業員数は減少した。アジアにおいては、企業買収の結果、従業員数は増加した。

地域別従業員割合

ドイツ	ヨーロッパ(ドイツを除く)	北中南米	アジア・太平洋	その他
39%	28%	16%	14%	3%

ドイツポスト・アーゲーの従業員

2009年12月31日時点における従業員数

2009年12月21日時点において、当グループは、142,895名の常勤従業員を雇用している。前年度の常勤従業員数は、142,312名であったことから、常勤従業員の総数は、0.4パーセントと僅かに増加した。以下の表は、従業員数の変動の概要についての詳細を表している。

	2008年12月31日	2009年12月31日	増減(%)
常勤従業員(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	142,312	142,895	0.4
部門別			
郵便部門(パーセル・ジャーマニー、小売店舗及び年金サービス事業部を除く)	116,439	117,350	0.8
パーセル・ジャーマニー事業部	14,455	15,064	4.2
小売店舗事業部	5,091	4,148	-18.5
その他(年金サービスを含む)	6,327	6,333	0.1
従業員数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	179,143	174,473	-2.6
内、従業員	128,542	126,400	-1.7
内、公務員	50,601	48,073	-5.0
年度平均(研修生を除く)	178,610	177,559	-0.6

**重要なステップ：賃金に関する合意**

2009年10月30日、当グループは、当グループのコスト負担を軽減し、ドイツポスト・アーゲーの従業員約130,000名の雇用を維持するために、その対策につき、統一サービス産業労働組合と広い範囲で合意に達した。当該合意によると、2010年度又は2011年度において昇給は行われないこととなった。また、当グループは、夜勤の際の賃料の上げ幅の減少、残業手当の支払の停止、及び追加のコスト削減対策について合意した。これに対し、一時解雇は2011年末まで行われないことになり、従前の合意を6ヶ月間延長し、雇用の維持を図った。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

「第2-3事業の内容」の「(2)部門」及び連結財務書類注記49乃至49.4を参照されたい。

##### (1)利益、財政状態、資産及び負債

当グループの経済状態

##### 取締役会による総合評価

ドイツポスト DHLは、世界的な経済危機の中、2009年度において確かな実績を上げた。前年度に比べ、輸送量が大幅に減少したものの、当該減少は、経常外損益考慮前EBITにより緩和することができた。現に、約15億ユーロで予測をわずかに上回り、年間を通して少なくとも13.5億ユーロに増加した。

当グループは、危機を乗り切るために適切な措置を講じ、より強くなって当該危機を切り抜けた。IndEx プログラムを通し、10億ユーロを超える間接経費の節約に成功した。また、今後の収益性に良い影響を及ぼし続ける、エクスプレス事業の再編を行った。ポストバンクの売却は、当グループの財政状態を強固なものとした。特に年度末の純流動資産17億ユーロにより、当グループは、格付機関の短期信用格付において肯定的な評価を受けた。当グループは、投資の大幅な削減と本質的成長への注力を行った。

#### A.17 業績を示す特定主要指標(継続事業)

	単位	2008年 (修正済)	2009年
売上高	百万ユーロ	54,474	46,201
経常外損益考慮前営業活動より生じた利益(EBIT)	百万ユーロ	2,011	1,473
営業活動より生じた損益(EBIT)	百万ユーロ	-966	231
売上高当期純利益率 <sup>1)</sup>	%	-1.8	0.5
報告対象年度連結純損益 <sup>2)</sup>	百万ユーロ	-1,688	644
一株当たり利益 <sup>3)</sup>	ユーロ	-1.40	0.53
一株当たり配当	ユーロ	0.60	0.60 <sup>4)</sup>

<sup>1)</sup> EBIT/売上高

<sup>2)</sup> 少数株主を除き、ポストバンクを含む

<sup>3)</sup> ポストバンクを含む

<sup>4)</sup> 提案

重要事象

ポストバンク株式売却取引の完了

1月に合意に達した、ドイツ・バンクへのポストバンク株式の売却取引は、予定通り2009年2月25日に完了した。ドイツ・バンクは、増資によるドイツ・バンク株式50百万株と引き換えに、ポストバンク株式の22.9パーセントをドイツポスト DHLから取得した(第1段階)。ドイツポスト DHLは、2009年7月までに、予定通り保有していた全てのドイツ・バンク・アーゲー株式を市場で売却し、郵便及び物流の専門グループになるための大きな一歩を踏み出した。当グループは、ドイツ・バンク株式50百万株売却の結果、予想を約100百万ユーロも上回る結果をあげた。ドイツポストDHLは、現在、ドイツ・バンク株式を保有していない。第1段階では、2009年度の利益に571百万ユーロの影響が及び、当該金額は、非継続事業からの利益及び純財務収益に含まれている。

更に、3年後にポストバンク株式に付く強制転換社債が満期を迎える際に、さらに27.4パーセントの株式がドイツ・バンクに移転する(第2段階)。

第3段階では、ドイツポスト DHLとドイツ・バンクがさらに12.1パーセントのポストバンク株式の売買オプションについて合意している。これらのオプションは、2012年2月まで行使することはできない。純財務収益には、市場における当該オプションの成績を反映する、647百万ユーロが含まれる。

現時点において、ドイツポスト DHLは、ポストバンク株式の売却から総額約50億ユーロを受領している。

カールシュタット及びクヴェレに対する支払不能訴訟手続の開始

アルカンドーの子会社であり、ドイツポスト DHLのドイツ内での重要な顧客であるカールシュタット・ウォーレンハウス GmbH及びクヴィレGmbHに対する支払不能訴訟手続が2009年9月1日に開始された。その後、クヴィレGmbHは、清算されている。これらの支払不能訴訟手続は、2009年12月31日に終了する報告期間の財務諸表において、収益に総額マイナス247百万ユーロの影響を及ぼした。

収益

報告体系及びポートフォリオの変更

2009年2月末に売却されるまで、当グループはポストバンク事業を非継続事業として報告していた。その他の事業は、継続事業として報告している。

国際的慣行との調和及び表示の明瞭性を向上させるために、当グループは年金債務に係る年金資産の運用収益をEBITとして報告するのはやめ、純財務収益/純財務費用として報告することにした。IAS第39号に基づき、金融資産及び負債の透明性を高めるために、勘定科目一覧表を修正し、財務諸表の表示方法を変更した。当該変更に基づき、前年度の数値も適宜修正されている。

報告対象期間におけるポートフォリオの主な変更は以下の通りである。

- 2009年2月6日付けで、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランド C.V.の株式保有比率を51パーセントから100パーセントに増加した。
- 6月にフランス企業のDHL グローバル・メール・サービス SASを売却した。
- 7月に当グループが51パーセントの株式を保有する、DHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.が上海QUanyi エクスプレスCo. Ltd.を買収した。その後、完全に連結されている。
- 12月末に、DHL コンテナ・ロジスティクス UK Ltd.を売却した。

現在は持分法により計上されているポストバンクの非連結化に伴い、持分法により評価したドイツ・ポストバンク・グループを含む連結財務書類を別途作成することは行っていない。

A. 18継続事業についての連結売上高

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
海外	37,592	30,354
ドイツ	16,882	15,847

合計	54,474	46,201
----	--------	--------

#### 継続事業からの連結売上高の減少

2009年度における継続事業からの連結売上高は、15.2パーセント減少し、46,201百万ユーロ(前年度：54,474百万ユーロ)となった。675百万ユーロの為替差損がこの減少の一因となっている。米国国内エクスプレス事業の撤退により、ドイツ国外収益の割合は、69.0パーセントから65.7パーセントに減少した。

#### 収益及び費用の減少

米国エクスプレス事業の再編のために495百万ユーロの経常外費用が発生した(前年度：2,117百万ユーロ)。更に、747百万ユーロ(前年度：440百万ユーロ)の再編費用が2009年度の収益に影響を与えた。前年度には、更に経常外費用として610百万ユーロがサプライ・チェーンののれんの減損損失として、382百万ユーロがエクセル・ブランドの評価損として発生している。

2008年度には、EU国庫補助金に関する手続において受領した返済により572百万ユーロの経常外利益が発生した。これを主な理由として、その他の営業収益が595百万ユーロ減少し、2,141百万ユーロとなった。

石油価格の下落と併せた売上高の減少により、材料費は6,205百万ユーロ減少し、25,774百万ユーロとなった。

人件費は、米国国内エクスプレス事業の撤退を主な原因として、1,368百万ユーロ減少し、17,021百万ユーロとなった。

減価償却、償却及び減損損失は、前年度(2,662百万ユーロ)比で39.1パーセント減少し、1,620百万ユーロとなった。報告対象年度は、特に米国エクスプレス事業の再編及びアルカンドーの破産の影響を受けた。2008年度においては、サプライ・チェーン及びエクセル・ブランドののれんの評価損が何よりも減価償却、償却及び減損損失の増加の要因となった。

経費削減計画の結果、その他の営業費用を前年度の5,146百万ユーロから3,696百万ユーロへ減少させることができた。特に、旅費及びコンサルティング費用が大幅に減少した。

#### アルカンドーの破産による収益への影響

継続事業からの営業活動による利益(EBIT)は、前年度比1,197百万ユーロ増加し、231百万ユーロとなった。前年度の数値は、国庫補助金の手続からの572百万ユーロの収益、再編費用の2,557百万ユーロ及び減損損失の992百万ユーロが含まれていた。報告期間において、上述の再編費用は、収益に1,242百万ユーロの影響を与えた。これらの経常外損益を調整すると、EBITは26.8パーセント減少し、1,473百万ユーロとなった。

アルカンドーの破産は、総額247百万ユーロの費用の発生により、報告期間の収益に影響を与えた。経常外損益前EBIT項目は、当該費用に関して調整されていない。

ポストバンク売却に関連するデリバティブの測定は、純財務収益に良い影響を与え、財務費用の純額は、改善し、前年度の100百万ユーロの費用から145百万ユーロ増加し、45百万ユーロとなった。前年度の数値は、国庫補助金の返済に関する利子要素も含んでいた。

純財務利益は、持分法によるポストバンクの測定により生じた19百万ユーロの利益も含んでいる。ポストバンクによると、ドイツ Prufstelle für Rechnungslegung e.V. が行った、ランダム・サンプリング調査の結果、前年度の財務諸表に訂正が加えられ、その結果、報告対象年度に影響が及んだ。ドイツ・ポスト DHL は、このエラーを重要でないものとして捉えており、2009年度において持分法によるポストバンクの測定の利益として計上している。その結果として、純財務利益は、25百万ユーロ減少した。

継続事業からの税引前損益は、改善し、276百万ユーロとなった(前年度：1,066百万ユーロの損失)。

一方、所得税は200百万ユーロから15百万ユーロへ減少した。全般的に見れば、継続事業からの収益は、261百万ユーロとなり、前年度に比べ1,527百万ユーロ増加した。

A.19継続事業についての連結EBIT

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
経常外項目考慮前	2,011	1,473
経常外項目	2,977	1,242
報告金額	-966	231

非継続事業からの利益には、非連結化による収益が含まれる

非継続事業からの利益は、前年比1,145百万増加し、432百万ユーロとなった。この数値は、2009年初めの2か月間のポストバンクの純損失及び444百万ユーロの非連結化の影響を含む。詳細は注記に開示されている。

当期連結純利益の急増

継続事業と非継続事業の統合利益は、当期において連結純利益693百万ユーロ(前年度：1,979百万ユーロの損失)となった。この金額のうち、644百万ユーロは、ドイツポスト株主に、49百万ユーロは、少数株主に帰せられるものである。基本的及び希薄後1株当たり利益は、共にマイナス1.40ユーロから0.53ユーロに増加した。継続事業の1株当たり利益は、0.17ユーロとなり、非継続事業の1株当たり利益は、0.36ユーロとなった。

1株あたり0.60ユーロの配当の提案

2010年4月28日に開催された定時株主総会で、取締役会及び監査役会は、2009年度について1株あたり0.60ユーロの配当支払いを提案(前年度：0.60ユーロ)する予定である。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益の配当比率は、112.6パーセントである。当グループの株式の年度末終値に基づく純配当利回りは、4.4パーセントとなる。配当は2010年4月29日に分配され、ドイツ居住株主については非課税である。

A.20 配当総額及び無額面株式1株当たりの配当

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009 <sup>1)</sup>
配当総額 (単位：百万ユーロ)	412	445	490	556	836	903	1,087	725	725
無額面株式1株当たりの配当	0.37	0.40	0.44	0.50	0.70	0.75	0.90	0.60	0.60

<sup>1)</sup>提案

財務状態

## 財務管理の原則及び目的

当グループの財務管理には、現金及び流動性管理、金利、通貨及び商品価格リスクのヘッジ、当グループの財務活動、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに格付機関との連絡が含まれる。当グループは、中央でプロセスを管理することによって、効率的な業務運営及び効果的なリスク管理を可能としている。

当グループ本社にあるコーポレート・ファイナンス部がこれらの活動に係る責任を負っており、これをボン(ドイツ)、フォート・ローダーデール(Fort Lauderdale)(米国)及びシンガポールの3つの地域財務センターが支援している。これらのセンターは、本部と活動を行う会社との中継拠点となり、あらゆる財務管理問題について活動を行う会社に助言を与え、グループ全体の要求の遵守を徹底させている。これらの指針及びプロセスは、1998年4月27日付事業の統制及び透明性に係るドイツ法(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG))に従うものである。

コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、財務リスクと資本コストを最小化し、当グループの持続的な財務の安定性と柔軟性を維持することである。当グループは資本市場への自由なアクセスを確保するため、該当セクターとして適当な信用格付の維持を目指している。したがって、当グループは、そのために調整後債務に対する営業キャッシュ・フローの比率を特に念入りに監視している。調整後債務とは、未払年金債務及びオペレーティング・リース債務を斟酌した、当グループの純負債を意味する。

### 現金及び流動性の中央管理

コーポレート財務部が、その活動が全世界に及び子会社の現金及び流動性の中央管理に係る責任を負う。当グループの80パーセントを超える外部売上高が現金プールに統合され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレート財務部が内部借入及び外部借入並びに投資を中央で調整する。このような事情から、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、平衡を保った銀行取引方針を遵守している。子会社の内部収益も、外部の銀行手数料やマージンを避けるため、グループ内部の銀行にプールされ管理されている(会社間決済)。支払決済は統一指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。

### 市場リスク管理

当グループは、市場リスクを限定するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利リスクは、スワップを通じて排他的に管理されている。通貨リスクは先渡取引、さらにクロスカレンシー・スワップ及びオプションによりヘッジしている。商品価格の変動から生じるリスクの大部分は、顧客に移転させており、残部のリスクは、商品スワップを用いて管理している。デリバティブ商品利用の際の枠組み、責任及び管理は、内部指針において定めている。

### 柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、バランスの良い株式資本と負債の比率を維持することにより、長期資金需要をカバーしている。これは、適切な柔軟性をもたらしつつも、財務的安定性の確保を可能にする。最も重要な資金源は、営業活動からの純現金収入である。当グループは、二者間クレジットライン、社債及びストラクチャードファイナンス取引、及びオペレーティングリースを含む数々の独立した資金調達手段を用いて借入需要を満たしている。大部分の債務は、規模の経済及び分業化による利益を活用し、その結果として、資本コストを最小限に抑えるために中央に集約される。

当グループの無担保与信枠の総額は、27億ユーロで、2009年12月31日現在において、その内わずか2億ユーロが実行されている。当グループの銀行取引方針の一環として、取引を広範囲に拡散することを確保することにより、金融機関との間で長期の取引関係を維持している。関連ローン契約には、平等待遇に関する条項や解約権といった通常規定される条項と並んで、その他当グループの財務指標に関する誓約条項は含まれていない。平均すると、2009年度の間に融資枠のわずか約7パーセントが実行されたにすぎない(前年度：17パーセント)。

#### 保証状及びコンフォート・レター

ドイツポストは、グループ会社、関連会社、又はジョイント・ベンチャーが締結するローン契約、リース及び供給契約に関して、必要に応じてコンフォート・レター、保証や担保に関するレターの発行により担保を提供している。このような慣行により、各地において、より有利な条件の下で交渉を行うことが可能となっている。これら保証の提供及び管理は、中央に集約して行われている。

#### 当グループの信用力

信用格付は、独立かつ現時点における企業の信用状態の評価を表したものである。格付は、年次報告及び適切な予算データの定量分析及び測定に基づいて行われている。業界固有の特徴や企業の市場におけるポジション、及び商品及びサービスの幅といった質的要素も考慮に入れられる。当グループの信用力は、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズ・インベスターズ・サービスによる継続的評価を受けている。

スタンダード・アンド・プアーズは、当グループの金融債務の履行能力に対する長期信用格付について、同社が妥当と考えるBBBプラスと発表した。ムーディーズも同様の評価を行っている。これは、ドイツポストDHLが、運輸及び物流セクターにおいて良好な位置付けにあることを意味している。以下の表は、現時点における格付けと評定因子を示したものである。格付機関による全分析及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

#### A.21格付機関による格付

	スタンダード・アンド・プアーズ <sup>1)</sup> (2009年7月2日)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス <sup>1)</sup> (2009年6月26日)
長期	BBB+	Baa1
短期	A-2	P-2
見通し	否定的	安定的
プラス評定因子	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨーロッパ及びアジアにおける国際速配サービスが業界トップに位置する国際的なネットワーク</li> <li>ドイツ郵便市場における優位な位置付けが、グループのキャッシュ・フローを生む</li> <li>世界第一位の統合物流プロバイダーである</li> <li>再編のための資金調達や流動性確保のための、十分な売却収入を有している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨーロッパ最大の物流企業としての国際的存在感及び規模</li> <li>大型かつ比較的強固な郵便業務</li> <li>「価値へのロードマップ」と呼ばれる資本市場プログラムにその概要が示される、収益性向上及び資本集約度減少を目的とする計画</li> <li>ポストバンク売却が、現金流動性をもたらす、米国エクスプレス事業の再編に伴う現金支出の緩衝材となる</li> </ul>

マイ ナ ス 評 定 因 子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制上のリスク及び郵便事業における構造的な取引量の減少</li> <li>・ 国内郵便業務以外の業務についての標準を下回るの利益</li> <li>・ 米国エクスプレス事業に係る大幅な再編の約束</li> <li>・ 国際的ネットワーク支援のための高度な営業上のシステムを有するがゆえの、取引量の低下に対する脆弱性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額な固定費用基盤は、郵便及びエクスプレス業務に係る取引量減少の際、営業利益率を押し下げる</li> <li>・ 完全自由化されたドイツの郵便サービス市場における競争により、ドイツポストの市場シェアを徐々に侵食されている</li> <li>・ ドイツポストの部分的な付加価値税の免除が、現在ドイツ政府及びEUによって見直されている</li> <li>・ 国際的ネットワークでの業務の価値を考慮した米国エクスプレス業務の縮小による戦略的及び業務上見通し</li> </ul>
----------------------------------	---	---

<sup>1)</sup>最新レポートによる。

#### 流動性及び資金源

貸借対照表日現在、当グループは、自由に使用できる現金及び現金等価物を31億ユーロ(前年度：14億ユーロ)保有していた。この大部分はドイツポストが占めている。現金及び現金等価物は、主に金融市場に中心的に投資されている。報告日現在、このような短期金融市場に対する投資額は、合計19億ユーロに達する。これらは、即時に償還請求可能な16億ユーロの投資資金により補完されており、貸借対照表においては短期金融資産として計上されている。

報告対象期間中にポストバンクの売却により得た現金純額は、総額約50億ユーロに達した。一方、主に米国エクスプレス事業の再編及びシンシナティ空港への投資(10億ユーロ)をファイナンスするために発行された地方債の早期返済のために、14億ユーロの臨時資金支出が発生した。

貸借対照表で報告されている金融負債の詳細は以下のとおりである。

#### A.22 金融負債

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
債券	2,019	1,870
銀行に対する債務	1,080	577
ファイナンス・リース債務	531	269
グループ会社に対する債務	184	126
損益を通じて公正価値で測定した負債	652	141
その他金融負債	408	4,456
	4,874	7,439

個別項目として最大のものは、2種類のドイツ・ポスト・ファイナンス B.V. (Deutsche Post Finance B. V.)の上場社債である。その他重要な項目として、米国のデラウェア州ウィルミントンにある空港に対する投資に際し、その資金調達のために発行した地方債、並びに、ドイツにおける郵便分別センター及びチェコ共和国におけるITセンターに関して欧州投資銀行から受けたプロジェクト・ファイナンスがある。

その他金融負債は、主に、強制転換社債、現金担保及びヘッジ債務の形で行われた、ポストバンク株式の売却によって構成される。計上されている金融負債に関する詳細は、注記に記載されている。

オペレーティング・リースは、当グループの重要な資金源である。当グループは、不動産並びに航空機、保有車両及びIT機器に対する資金提供のために、オペレーティング・リースを使用している。

## A.23資産別オペレーティング・リース債務

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
土地及び建物	6,452	5,359
技術設備及び機械	68	106
その他設備、営業所及び営業機器、輸送機器その他	560	416
航空機	194	312
	7,274	6,193

2009年度のオペレーティング・リース債務は、大幅に減少し、62億ユーロとなった(前年度の継続事業：71億ユーロ)。この主な要因は、米国エクスプレス事業が大幅に削減されたことにあるが、この他、全般的に必要な資本が減少したことも要因として挙げられる。これらの影響は、エアロロジックのフリート拡張に伴う航空機の増加により、ある程度相殺されている。

## ターゲットへの投資

資本的支出は、2009年12月末日において総額1,171百万ユーロ(前年度：1,727百万ユーロ)となり、若干予算数値の約1,200百万ユーロを下回った。当グループは、当該資金を、生産性及び品質向上のために利用した。顧客の注文を処理し、ネットワークのパフォーマンスを維持するための資産を、交換投資に力点を置いて取得した。

経済情勢に応じて、当グループは、前年度比32.2パーセント減の出費を行い、第4四半期においては、25.2パーセント減となった。この顕著な減少には、特にエクスプレス及びサプライ・チェーン部門が貢献している。これらの資金は、主に以下の資産の交換及び拡張に使用されたものである。930百万ユーロは有形固定資産に、241百万ユーロは、のれんを除く無形固定資産に投資された。有形固定資産への投資は、主として、前払金及び開発中の資産(207百万ユーロ)、技術設備及び機械(182百万ユーロ)、IT機器(132百万ユーロ)、輸送機器(128百万ユーロ)、航空機(110百万ユーロ)及びその他営業及びオフィス用機器(98百万ユーロ)に関連する。無形固定資産への投資は、内部開発及び購入ソフトウェア(166百万ユーロ)、前払金及び開発中の無形資産(59百万ユーロ)に関連する。

当グループは、主にヨーロッパ、南北アメリカ及びアジアに対する投資を行った。ヨーロッパにおける当グループの投資活動は、ドイツ、ベルギー及び英国が中心であった。アジアに関しては、インド、マレーシア及び中国に注力している。

## A.24 地域別投資

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
ドイツ	716	635
ヨーロッパ(ドイツを除く)	520	300
南北アメリカ	275	123
アジア・太平洋	148	78
その他の地域	68	35

## A.25資本的支出及び減価償却費(通年)

? m	郵便部門		エクスプレス部門		フォーディング/フレート		サプライ・チェーン/CIS		コーポレート・センター/その他		連結		継続事業	
	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009
資本的支出	282	329	727	380	94	82	390	204	234	176	0	0	1,727	1,171
資産の減価償却費	346	321	542	489	105	108	1,343	403	326	299	0	0	2,662	1,620
資本的支出対減価償却比率	0.82	1.02	1.34	0.78	0.90	0.76	0.29	0.51	0.72	0.59	0	0	0.65	0.72

1) 減価償却には、のれん及びエクセル・ブランドの評価損が含まれる

A.26資本的支出及び減価償却費(第4四半期)

-m	郵便部門		エクスプレス部門		フォーディング/フレート		サプライ・チェーン/CIS		コーポレート・センター/その他		連結		継続事業	
	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009
資本的支出	113	129	195	99	29	32	104	64	74	61	0	0	515	385
資産の減価償却費	93	76	208	170	30	28	1,101	92	130	83	0	0	1,562	449
資本的支出対減価償却比率	1.22	1.70	0.94	0.58	0.97	1.14	0.09	0.70	0.57	0.73	0	0	0.33	0.86

1) 減価償却には、のれん及びエクセル・ブランドの評価損が含まれる

今後の郵便部門に対する投資

報告対象年度の郵便部門における資本的支出は、282百万ユーロから329百万ユーロに増加した。これらの投資は、特に技術設備及び機械(92百万ユーロ)、内部開発無形固定資産(76百万ユーロ)、その他営業及びオフィス用機器(73百万ユーロ)及びIT機器(55百万ユーロ)に関連する。

国内郵便事業における当グループの投資は、技術設備及び機械、IT、その他営業及びオフィス用機器の交換に注力して行われた。その他、標準及び小型書簡のより効率的な処理を可能とする郵便仕分け機をドイツ国内のメールセンターのために購入した。また、輸送機器の交換も行った。

国内小包事業においては、主な投資分野は、その他営業及びオフィス用機器、技術設備及びITであった。報告対象期間中、パックステーションの数を1,000超増やし、約2,500とした。

小売店舗に関しては、ITインフラを近代化し、カウンター業務で使用するソフトウェアの改良及びネットワークの再編を行った。

国際郵便事業に対する投資は、大幅に減少し、有形固定資産の取り替えに注力した。

エクスプレス部門は国際ネットワークを統合

経済情勢に応じて、報告対象年度のエクスプレス部門の投資を大幅に削減し、380百万ユーロとした(前年度：727百万ユーロ)。有形固定資産への投資は、航空機(110百万ユーロ)、前払金及び開発中の資産(100百万ユーロ)、技術設備及び機械(46百万ユーロ)、賃貸借物件の改善(26百万ユーロ)並びにIT機器(16百万ユーロ)に対して主に行われた。

無形固定資産への投資は、前払金及び開発中の無形固定資産(38百万ユーロ)及びソフトウェア(19百万ユーロ)に主に関連する。当グループの航空機の国際的ネットワーク及び保有車両を維持し、ハブ及びターミナルを設置及び拡大した。

地域別によると、当グループはヨーロッパ、南北アメリカ及びアジア・太平洋地域に注力している。ヨーロッパにおいては、特にベネルクス、スカンジナビア及び英国にターミナルを設置した。南北アメリカにおいては、主として、米国エクスプレス事業再編の一環で、技術設備及びITを取り替えた。アジア・太平洋地域では、当グループのネットワーク、ターミナル、ゲートウェイ及びオフィスビルに対する投資が行われた。

#### フォーワーディング及びフレート事業のための近代的インフラ

グローバル・フォーワーディング/フレート部門においては、合計82百万ユーロ(前年度：94百万ユーロ)が投資された。このうち58百万ユーロが国際フォーワーディング業務部門に関連する。投資は、主に、無形固定資産(20百万ユーロ)、賃貸借物件の改善(10百万ユーロ)、IT機器(10百万ユーロ)、前払金及び開発中の有形固定資産(6百万ユーロ)及びその他営業及びオフィス用機器(5百万ユーロ)に対して行われた。これにより、近代化されたITインフラ、単純化されたプロセス及び設備が整った建物のための基盤を整えた。地域別では、アジア・太平洋地域、南北アメリカ及びヨーロッパに注力した。

24百万ユーロの資金は、フレート事業分野に対して投資され、主にターミナルの拡張及び最先端ITに使われている。地域別では、ドイツ、スカンジナビア、及びベネルクスに注力した。

#### 契約ロジスティックスとの統合

サプライ・チェーン部門における投資は、前年度水準(390百万ユーロ)に比べ大幅に減少し、204百万ユーロとなった。そのうちの183百万ユーロはサプライ・チェーン業務部門が占めている。当グループは、長期にわたる顧客との関係を確立し、拡大するため、主に新規及び既存の顧客が存在するプロジェクトに対する投資を行った。資本的支出のうち約45パーセントは、新規事業に対する投資である。

英国においては、分野横断的倉庫ソリューション、新規及び既存の顧客のためのこれに関連する設備、その他輸送機器に対し、資本的支出を向けた。南北アメリカ地域においては、消費者、小売、エネルギー及び自動車セクターの新規顧客に利益をもたらす技術設備及び機械に対する投資を行った。更に、当グループは、全セクターの既存顧客のため、倉庫の近代化を行った。ヨーロッパ大陸における資本的支出が最も削減された。資金は、主に新規顧客用の倉庫の整備及び関連するIT設備の購入に使われた。

ウィリアム・リー・ビジネス・ユニット(合計支出：21百万ユーロ)においては、主としてドイツ用の最先端の印刷技術の購入が行われた。

#### 部門間の投資の更なる落ち込み

部門間の投資は、176百万ユーロとなり、前年度の234百万ユーロから引き続き減少した。大部分の支出は、車両の購入及びITのために発生したものである。投資額の減少は、主に車両の購入数が減少したことを原因とする。ドイツポスト・フリート GmbHは、新車及び代替車両のため、103百万ユーロを投資した(前年度：160百万ユーロ)。合計58百万ユーロ(前年度：41百万ユーロ)は達する資金がITに投資された。この増加は、主に再編の結果として起こったものである。

#### 継続事業のキャッシュ・フロー計算書

営業活動による純現金収入は、前年度比で2,118百万ユーロ減少し、1,244百万ユーロとなった。この減少は、米国エクスプレス事業の再編に主に起因する引当金の使用によるものである。これを理由として、運転資本増減前の営業活動による純現金収入は、前年度額(2,714百万ユーロ)を大幅に下回り、763百万ユーロとなった。運転資本の減少は、営業活動による純現金収入を増加させる要因となった。特に、受取債権及びその他流動資産の減少が、この改善に寄与している。全体として、運転資本からの純現金収入は、前年度比で、167百万ユーロ減少した。

#### A.27部門別オペレーティング・キャッシュ・フロー

(単位：百万ユーロ)	2009
郵便部門	1,148
エクスプレス部門	-459
フォワーディング/フレート	528
サプライ・チェーン部門	432

#### A.28キャッシュ・フロー特定指標 (継続事業)

(単位：百万ユーロ)	2008年	2009年
12月31日現在における現金及び現金等価物	1,350	3,064
現金及び現金等価物の増減	62	1,456
営業活動による純現金収入	3,362	1,244
投資活動による純現金支出	-914	-1,469
財務活動による純現金支出	-2,386	1,681

投資活動による純現金支出は前年度(前年度：914百万ユーロ)より大幅に増加し、1,469百万ユーロとなった。これは主に、942百万ユーロの資本流入をもたらした2008年度における不動産売却に起因する。さらに、EU国家援助の返済に伴い発生した495百万ユーロの利息を受領した。その一方で、固定資産の取得による現金支出は、1,713百万ユーロもの大幅な減少を生じ、1,456百万ユーロとなった。当グループは、何よりも、メールセンター及びITの近代化を行い、航空機の国際的ネットワークの維持を図った。前年度においては、ヨーロッパ及びアジアの航空ハブ拠点の建設に多額の資金が投資され、また、当グループは、ポストバンクの増資の引受けを行った。短期金融資産の増減は、659百万ユーロの純現金支出をもたらした。ドイツ・バンク株式の売却は、現金収入をもたらし、当該現金は資本市場商品に投資された。子会社及びその他事業部門の取得のための現金支出は、前年度の1,417百万ユーロから大幅に減少し、53百万ユーロとなった。

総合すると、営業活動による純現金収入及び投資活動による純現金収入は、225百万ユーロのマイナスのフリー・キャッシュ・フローとなった。前年度のフリー・キャッシュ・フローは、2,448百万ユーロで大幅にプラスの数値だった。

報告対象年度における財務活動による純現金収入は、1,681百万ユーロとなった。この増加は、主にポストバンク売却に関連するドイツバンクによる強制転換社債の引き受け及び残りのポストバンク株式に設

定されたプット・オプションの担保支払いの結果である。株主に対する配当金の支払いが、この項目において最も多額な支払いであった(725百万ユーロ)。短期金融負債の減少は、支払利息の減少に反映され、143百万ユーロ減少して291百万ユーロとなった。前年度の財務活動による純現金支出は、2,386百万ユーロであった。

継続事業及び非継続事業における個々の分野の変化により、現金及び現金等価物は、前年度との比較において、1,350百万ユーロから3,064百万ユーロとなった。

## 資産及び負債

### ポストバンクの売却による当グループ総資産の減少

ポストバンクの非連結化は、2009年12月31日時点における当グループの総資産の大幅な減少を招いた。これは、34,738百万ユーロとなり、2008年12月31日時点の数値に比べ、228,226百万ユーロ減少したものである。

固定資産は、主に関連会社への投資額の1,711百万ユーロの増加に伴い、20,517百万ユーロから22,022百万ユーロに増加した。非連結化後の本項目には、残りのポストバンク株式も含まれている。特に、ポストバンク売却の一環として取得したプット・オプションが、その他の長期金融資産を718百万ユーロから1,448百万ユーロへと増加させた。その他の固定資産は、22百万ユーロわずかに減少し、348百万ユーロとなった。有形固定資産は、主に減価償却、償却、減損損失及び評価減により、6,676百万ユーロから6,220百万ユーロへと減少した。繰延税金資産についても、365百万ユーロ減少し、668百万ユーロとなった。

流動資産の大幅な減少(242,447百万ユーロから12,716百万ユーロへ減少)は、主にポストバンク売却によるものである。非連結化後、ポストバンクの資産は全て処分されたものと認識されたため、売却のために保有する資産は、ほぼゼロとなった。フランス及び英国の国内期日指定輸送事業の売却が予定されていることを受け、これに対応する資産を、売却のために保有する資産に組替えている。ポストバンクの売却により得られた資金の一部は短期資本市場商品に投資され、これが、長期金融資産を684百万ユーロから1,894百万ユーロへと上昇させる主要な要因となった。現金及び現金等価物は、特に残りの現金収入により、1,350百万ユーロから3,064百万ユーロへ増加した。一方で、受取債権及びその他資産は、主に一般的な経済状況を原因として、8,081百万ユーロから7,157百万ユーロへ減少した。

2008年12月31日に比べ、ドイツポスト株主に帰属する株主資本は、350百万ユーロ増加し、8,176百万ユーロとなった。当該数値の増加は、主に報告対象期間に係る連結当期純利益に起因しており、これに対して、2008年度に係る配当金支払いがこれを減少させる要因となっている。少数株主持分利益の97百万ユーロへの1,929百万ユーロもの大幅な減少は、ポストバンクの非連結化に起因するものである。

ポストバンクの売却は、固定及び流動負債を減少させる主な要因ともなっている。ポストバンクの負債及び引当金は全て、2008年12月31日時点においては、売却のために保有される資産に関連する負債として計上されており、非連結化後は、完全に処分されたものとして認識された。この結果、227,736百万ユーロの純減となった。金融負債は、4,874百万ユーロから7,439百万ユーロに増加した。短期金融負債は、主に銀行ローンの返済及び為替デリバティブに係る負債の下落により、1,422百万ユーロから740百万ユーロに減少した。一方で、長期金融負債はポストバンクの売却の一環として、強制転換社債の引き受けが行われ、プット・オプションが担保に供されたことにより、3,452百万ユーロから6,699百万ユーロへと増加した。長期及び短期引当金は、主に再編評価のための引当金の使用及び繰延税金負債の減少により10,836百万ユーロから9,677百万ユーロへと減少した。

買掛金は、2009年12月31日時点において4,861百万ユーロとなり、前年の数値(5,016百万ユーロ)を僅かに下回った。その他の流動及び固定負債は、4,299百万ユーロから253百万ユーロ減少して、4,046百万ユーロとなった。

### 継続事業の指標

指標の比較可能性を確保するために、2008年12月31日時点の数値は、ポストバンクを持分法により表示した分析に言及している(「持分法によるポストバンク」)。

勘定科目一覧表の改訂は、純負債/純流動性の構成に影響を与え、当該項目には、デリバティブの測定による影響も含まれるようになってきている。これに伴い、前年度の金額も調整されている。詳細は、注記に掲載されている。

ポストバンクの売却は、当グループの純負債を大幅に減少させ、純流動性を増加させた。強制転換社債の引き受け及びポストバンク株式の残部に設定されたオプションの担保支払いにより金融負債は増加したものの、ポストバンク株式と引換えに受領した現金及び金融資産は増加した。しかし、ポストバンク

株式により全額が支払われる予定であるため、純負債の算定に際して、強制転換社債を含めていない。同様に、ポストバンク株式の残部に設定されたプット・オプションのための担保並びにポストバンク売却から生じるデリバティブの測定の正味の影響も、計算に含めていない。その結果、純負債は減少し、又は純流動性は増加し、2,466百万ユーロからマイナス1,690百万ユーロとなった。

自己資本比率は、前年度と全く同一の23.8パーセントとなった。  
 資本と純負債の合計金額に対する純負債の割合、つまり、ネット・ギアリングは、23.7パーセントから25.7パーセントに下落した。

純インタレスト・カバーは、EBITを純受取/支払利息で除して計算し、純利息債務に対するEBITの割合を示す。当該数値は、7.1から1.2へ下落した。

ダイナミック・ギアリング比率は、自己資金調達能力を表す指標であり、報告対象年度の営業活動により創出されたキャッシュ・フローの使用により、残債務の完済に要する平均年数を表したものである。当該比率は、平均0.7年からマイナス1.4年へと変化した。

A.29 純資産に関する指標の一部(継続事業)

		2008年 <sup>1)</sup>	2009年
株主資本比率	%	23.8	23.8
純負債/純流動性	百万ユーロ	2,466	-1,690
ネット・ギアリング	%	23.7	-25.7
純インタレスト・カバー		7.1	1.2
ダイナミック・ギアリング比率	年	0.7	-1.4

<sup>1)</sup> 持分法によるポストバンク

A.30 純負債の算出(継続事業)  
 (単位：百万ユーロ)

	2008年	2009年	
長期金融負債		3,452	6,699
+ 短期金融負債		1,422	740
= 金融負債		4,874	7,439
現金及び現金等価物		1,350	3,064
短期金融資産		684	1,894
長期預金 <sup>1)</sup>		256	120
長期金融デリバティブの正の公正価値 <sup>2)</sup>		89	805
= 金融資産		2,379	5,883
ウィリアム・リーの少数株主に対する金融負債		29	23
強制転換社債 <sup>3)</sup>		0	2,670
プット・オプションのための担保 <sup>3)</sup>		0	1,200
+ ポストバンク・デリバティブの測定の正味の影響 <sup>4)</sup>		0	647
= 非現金調整		29	3,246
<b>純負債/純流動性 (継続事業)</b>		<b>2,466</b>	<b>-1,690</b>

<sup>1)</sup> 売却可能な金融資産として貸借対照表に記載されているもの

<sup>2)</sup> 長期金融資産として貸借対照表に記載されているもの

<sup>3)</sup> 長期金融負債として貸借対照表に記載されているもの

<sup>4)</sup> 長期金融資産及び金融負債として貸借対照表に記載されているもの

## 2【生産、受注及び販売の状況】

前記「1.業績等の概要」及び「第2-3事業の内容」の「2.部門」を参照されたい。

## 3 【対処すべき課題】

前記「第2-3 事業の内容」の各部門の「戦略と目標」を参照されたい。

## 危機から回復しつつある世界経済

2010年の初め、世界経済は回復期にあった。しかし、この回復は、未だ、低金利と広範な政府主導による極めて拡張的な金融政策に下支えされるものである。そのため、この経済の上昇傾向は自律的回復とは言いがたく、回復基調が程なく失速する可能性もある。とはいえ、経済成長予想は控えめながら楽観的である。国際通貨基金(「IMF」)は、2010年における世界経済生産の3.9%の上昇を予測する。こうした状況を背景に、国際貿易は緩やかに成長することが予想される。(IMF: 5.8%、OECD: 6.0%)。

## A.67 世界経済 - 成長予測 (%)

	2008	2009
国際貿易量	- 12.3	5.8
実質国内総生産		
全世界	- 0.8	3.9
先進国	- 3.2	2.1
新興国	2.1	6.0
中央及び東ヨーロッパ	- 4.3	2.0
旧CIS国家	- 7.5	3.8
アジア新興国	6.5	8.4
中東	2.2	4.5
ラテンアメリカ及びカリブ諸国	- 2.3	3.7
アフリカ	1.9	4.3

出典：2009年10月付、2010年1月更新のIMF世界経済情勢

米国では、経済は回復が見込まれているが、個人消費は低調が続くものと思われる。予測は、総じて堅調なGDPの伸びを予想する(IMF: 2.7%、OECD: 2.5%、ポストバンク・リサーチ: 2.3%)。

日本経済は、国際貿易の上昇基調の恩恵を受けるため、輸出の急速な拡大が見込まれる。日本もまた、堅調なGDPの伸びを記録することが見込まれている(IMF: 1.7%、OECD: 1.8%、ポストバンク・リサーチ: 2.0%)。中国では、急成長が続くが、ここ数年の記録的な成長率に完全に達することはないと思われる(IMF: 10.0%)。

ユーロ圏は、輸出と固定資本形成により景気が刺激されたことにより、回復途上にあると思われる。しかしながら政府の経済政策が縮小された場合、景気の原動力が失速する可能性はある。経済成長は引き続き低調なものになると予想されている(ECB: 0.8%、ポストバンク・リサーチ: 1.7%)。

輸出に依存するドイツ経済は、輸出の急増及び現在低調な機械・設備への投資の増加の予想を受け、世界的な景気好転の恩恵を受ける見込みである。さらに、やがては政府のインフラプログラムの全面的な効果も体感できるようになるはずである。しかし、失業率が引き続き上昇し続けるため、個人消費が景気を刺激するとは考えにくい。GDPの伸びは、ユーロ圏よりも高くなるものと見込まれている(The German Council of Economic Experts: 1.6%、ポストバンク・リサーチ: 2.2%)。

石油価格が2009年の最安値や2008年の最高値に達する可能性は低い。本年度の石油平均価格は、2009

年度よりも高くなると予想している。

米連邦準備銀行は、当面の間、主要金利を現在の極端に低い水準で維持するものと予想されている。景気が回復すれば、この夏以降、金利はわずかに上昇する可能性もある。ECBIは、おそらくより長期間、主要金利を1%で維持するものと見込まれる。本年度後半の経済情勢によっては、金融政策を引き締める可能性もある。

資本市場金利は、総じて上昇する見込みである。しかし、価格安定性が高めで推移すると仮定した場合、投資利回りは引き続き低めを維持すると予想される。

#### 過渡期にある郵便事業

ドイツにおける郵便需要は、経済情勢と、どの程度まで紙媒体の書簡が電子メディアによって代替されていくかという点に左右される。通信全般の需要は引き続き拡大する一方、郵便通信市場は引き続き縮小すると予想している。当社の目標は、書面による通信という当社の専門性の強みを生かして有力な電子通信を提供し、新規事業を生み出すことである。当グループは、継続的な厳しい競争への対応も行っている。

ドイツの広告市場も同様に経済に呼応している。Zentralverband der deutschen Werbewirtschaft (German Advertising Federation)の予想によると、広告市場は2010年には縮小する見込みである。企業はより経済的な宣伝方法の使用増加により、ターゲティング広告やタイアップ広告の流行は続く見込みである。当グループは、自由化された紙媒体広告市場における当社の地位を強固なものとし、広告市場全体における当社のシェアを拡大するつもりである。

新しいメディアの増加の影響で出版市場は引き続きやや縮小する見込みである。経済動向が購読者数や平均重量に影響を与え、ひいては将来の当社の収入にも影響を与える。

景気動向はまた、国際郵便市場にも影響を及ぼす。当社は、この当該分野において、当社の中核事業である郵便事業に関連する新規事業に進出したいと考えている。

小包市場では、2つの傾向が今後も続くだろう。ビジネス顧客向けセグメントは、従来型の通信販売事業者が、引き続き出荷量の低下が予想されるなかで苦戦を強いられる一方、個人消費者向けセグメントは、当社が基盤を拡大しようとしている分野である、電子商取引の恩恵を受けると考えられる。

#### 国際エクスプレス事業の開発

国際エクスプレス市場は、2010年度において、0.5%上昇し、1.5%になると予想されている(2009年10月、Datamonitor Consulting)。専門家は、中期的にはヨーロッパで0.1%から0.5%の微増、アジアではそれより高い1.5%から2.0%の伸びを予想している。ヨーロッパ及び米国では、個人需要は未だ低調で、これがアジア諸国の輸出活動を低下させている。しかし全体としては、市場成長の機会をてこ入れできると確信している。

収益の業績についても同様のことがいえる。本年度達成した節約とコストへの重点的な取り組みが、厳しい市場環境が続く中であっても、引き続き収益拡大を達成する上で重要な貢献をするものと思われる。このような状況においてこそ、当社の行っている効率・品質向上及びポートフォリオの合理化のためのプログラムが効果をもたらす。当社はマーケットリーダーであり、当該地位を守り、さらに強固なものにするための準備が十分にできている。

#### フレート・フォワーディング事業への集中

2009年初めの海上・航空貨物量の急激な下落の後、市場は第4四半期に回復し始め、当社の市場シェアは拡大しつつある。2010年度は、わずかながら市場の回復傾向は続くものと予想している。航空及び海上貨物容量がここ数ヶ月顕著に減少したことから、当社では、輸送サービスの調達・販売価格の急激な上昇を見込んでいる。

経済の基礎的条件に基づき、当社では、アジア内の輸送量並びにアジア・中東・アフリカ間及びアジア・ラテンアメリカ間の取引路線の増加が生じることを予想している。マーケットリーダーとして、当社は、インフラ及びイノベーションに投資することにより、この成長を後押ししていく。

経済的に厳しかった2009年度の間、特に中小企業に、信頼できる物流サービス提供者としての当社の能力を納得させた。これにより、当社は景気後退の影響を食いとどめ、市場シェアを拡大することができた。この成功を次年度の足場とし、当社の運送サービスに関するポートフォリオを、当該対象グループ及びその他の顧客にとってより魅力的なものにしていくつもりである。当社はまた、2010年度は、特にファッション、石油エネルギー、生鮮品、医薬品、及び技術などの特定産業分野向け物流サービスを強化していく予定である。

顧客、事業パートナー、及び従業員からの提案に基づき、当社の支店に統一「スコアカード」を導入した。これにより、全チームが当社の業績全体への貢献の程度、また潜在的改善分野を示す情報への直接アクセスすることが可能となった。2010年度の終了までに、このシステムをグローバル・フォワーディング事業部門の全支店に導入することを計画している。

#### サプライ・チェーンの業績を引き続き改善

主力経済研究所の見解と同様、当社は、次年度は、個人消費の伸びと投資環境の改善により、世界経済の産出量は穏やかに上昇すると予想している。これはまた、契約物流市場にもわずかな上昇傾向をもたらすはずである。

当社は、当社の主要市場であるヨーロッパ及び北米については、一桁台前半の成長を見込んでいるが、アジア及びラテンアメリカ市場については、一桁台後半の成長を予想している。当社は、販売目標、マーケティング及びコミュニケーション戦略を通じて、全地域におけるビジネスの成長を促進していくつもりである。

しかしながら、契約物流市場は経済全体の影響を受けるため、景気の回復が遅れた場合には当社の事業もそれに伴って影響を受ける可能性がある。

当社の運営をさらに最適化するため、成功している「5 to Thrive プログラム」を継続していく予定である。当社は、顧客とのワークショップを開催しており、これが効果的であることが判明したため、延長して開催することとなった。当社は、継続的に当社のサービスを改善していきたいと考えており、これが当社の最優先事項である。

同時に、新規事業の収益力とともに当社の活動の成功率を改善したい。そのために、当社の販売チームの専門性、パフォーマンス、及び積極的な労働意欲を強化していくことを計画している。

商品開発においては、当社の担当チームがより簡単に標準化できるジョイントサービスを検討中である。

ウィリアムズ・リーでは、事業は、独自の商品展開とDHLの広い顧客基盤を活用することにより二桁成長を続けると予想している。

#### 事業成長の予想

2010年度の初めは、2009年度後半に見られた緩やかな回復傾向が続いた。計画及び予算策定にあたり、当社は2010年度における全体的な取引量の緩やかな回復傾向を読みこんでいる。しかしながら、この回復傾向の程度と継続性については不透明なところも残る。

上記を背景として、2010年度、年間経常外項目前連結税引前損益(EBIT)が16億から19億ユーロに達すると予想している。郵便部門はこのうち約10億から12億ユーロを占めるだろう。前年度と比べ、DHL部門の収益については、10億から11億ユーロの間の金額への大幅な改善が予想される。コーポレート・センター/その他の部門は、約4億ユーロの損失で前年度をわずかに下回るものとみている。2009年度はエクспレス事業のリストラに経常外費用が多額であったことからすると、2010年度の年間の連結EBITは堅調な伸びとなるだろう。

当社は、2009年に12億ユーロ弱に削減した設備投資を約14億ユーロに増やし、2010年も慎重な財務方針を維持するだろう。当社の企業戦略に則り、本質的な成長に焦点を合わせていく。前年度同様、小規模の買収を数件のみ見込んでいる。昨年度実施された約10億ユーロのリストラ対策は、2010年には営業キャッシュ・フローを減少させるだろう。連結純利益、は2010年度も当社の事業とともに引き続きの伸びるものと予想される。

世界経済の回復が続くことを前提とすれば、2010年度について予想している当社の収益増加傾向は2011年にかけて続くと予想される。郵便取引量が電子通信手段に移行して減少していったとしても、郵便部門で始まったコスト削減対策がEBITを安定させるものと期待している。我々は、取引量が回復するに従って、DHL部門のEBITも改善するものと予想している。

2010年度から、ポストバンク取引に関連する全ての金融商品に関してIFRSに従い要求されることとなった時価評価の方法は、現金収支を伴わないものの、純財務費用/純財務収益に、プラスの効果をもたらしている。一部の商品については前年度から既に行われているところであるが、本年度が進むにつれ、当該効果は見直され、必要に応じて各四半期の終了時にポストバンクの公正価値の動向に基づき調整されることになる。

#### 今後の組織の調整

エクспレス部門では、2010年度に、ヨーロッパ地域の中心機能を再編成することを計画である。ま

た、当社は、様々な環境保護活動を企業対公衆政策及び責任部門に統合し、この主要分野における更なる効率的な活動ができるようにしたいと考えている。

#### 強い流動性の維持及び新しい財務戦略

当社の流動性ポジションは、リストラ費用のために2010年度において下落することが予想されるが、引き続き強くあり続けるであろう。当グループは、とりわけ信用格付け、ギアリング比率及び将来の流動性等を考慮した、総合的な財務戦略を現在開発中である。

## 4 【事業等のリスク】

### (1) 機会及びリスク管理

#### 危機管理の一要素としてのリスクコントロール

機会及びリスクの管理は、成功する事業活動の鍵となる要素である。当社の目的は、早い段階で機会及びリスクの双方を認識し、それらを管理して企業価値の持続的な向上を達成することにある。当社の全グループの機会及びリスク管理システムが、これを容易にする。当社では、全世界のマネージャーを対象に、彼らの将来シナリオの格付けに関する組織的調査を行い、当該情報を評価している。統合的された評価プロセスは、その結果の確実な経営管理プロセスへの反映並びに、機会及びリスクの組織的な伝達を保証している。

このプロセスにおいて最も重要なステップは以下の通りである：

- 1 認識及び評価：** 機会及びリスクは、予想利益からの潜在的偏差と定義される。各部門・各地域のマネージャーは、四半期ごとに当社の機会及びリスクの予想を提出し、関連する活動を書面にまとめる。マネージャーは、最善、予想及び最悪ケース評価のためにシナリオを活用する。各リスクは、1名又は複数名のマネージャーに割当てられ、担当マネージャーは、これを評価、監視し、将来の今後の対応策を明記し、報告書を提出する。機会についても同様である。結果は、データベースに蓄積される。
- 2 集約及び報告：** 担当のコントロール部門が結果を回収し、評価し、妥当性を検討する。特定の財務的影響が重複する場合には、当社データベースに記録され、その後の集約において考慮される。部門のトップの承認の後、全結果は組織の次の階層に回覧される。この集約及び報告のステップは、会社統制機関が当グループ取締役会に対し、重要な機会及びリスク並びに各部門が受ける可能性のある全体的な影響について報告したときに完了する。
- 3 総合的な戦略：** 当グループ取締役会は、各部門が直面する基本的な機会及びリスク並びにそれらにうまく対応する方法を究明する。会社統制機関の作成した報告書は、機会及びリスクを総合的に管理するための定期的情報を提供する。
- 4 対応策：** 戦略の一環として、各部門は、機会を利用しリスクを管理するための対策を決定する。各部門は、機会を利用すべきかどうか、またリスクの回避、緩和又は第三者への移転が可能であるかを、費用便益分析により評価する。
- 5 コントロール：** 主要な機会及びリスクに関しては、早期警戒指標が究明され、担当者によって常時監視される。企業内部監査は、取締役会指示の遵守を確実にすべき任務を負っている。また、企業内部監査は、機会及びリスク管理全体の運用の質も確認する。コントロール部門は、定期的にプロセスの全ての部分並びに内部監査及び独立監査の報告を分析し、改善の余地がないかどうか検討し、必要があれば調整を行う。

#### 内部会計統制及びリスク管理システム(ドイツ商法315(2) No.5に基づき要求される開示及び説明書)

ドイツポスト DHLは、当グループの会計の一般的に公正妥当と認められる会計基準への準拠を確実にするため、内部会計統制システムを利用している。このシステムは、法律の規定の遵守並びに内部及び外部双方の会計による事業の過程の数字による適切な表現の提供を確保することを目的としている。全ての数字が、正確かつ完全に入力・処理されることになっている。会計上のミスは原則として避けられ、重大な評価誤差は速やかに発見されることとなっている。

このコントロールシステムの設計は、グループ内の全社に拡張される組織的及び技術的な手法から構成される。中央にて標準化された会計ガイドラインは、個別財務諸表の調整を統制し、国際会計基準(「IFRS」)の当グループ全体を通じた統一的適用を確保する。グループ企業は全て、標準勘定科目表の使用を義務付けられる。会計プロセスは、しばしば集中及び標準化のため共通サービス・センターに集められる。当グループ各社のIFRS基準の財務諸表は、標準のSAPベース・システムに記録され、一括して連結が行われる中央で処理される。当社のコントロールシステムのその他の構成要素としては、自動妥当性

チェック及び会計データのシステム検証が含まれる。さらに、非中央レベルでは各地の責任者(CFO)が、中央レベルではコーポレート・センターにおいてコーポレート会計・税務・財務部が、それぞれ手動で定期的にチェックしている。上述の内部会計管理システム及びリスク管理構造のほかに、企業内部監査は当グループの統制・監視システムの重要な要素である。リスク重視の監査手続を用い、企業内部監査は、財務報告に関連するプロセスの検証を行い、その結果を取締役に報告する。報告されたデータについて、時系列でボトムアップ及びトップダウンのチェック及び分析が行われる。必要な場合、例えば年金資産などについては、外部の専門家に依頼する。最後に、中央管理の財務諸表暦を使用した財務諸表作成のための標準化されたプロセスは、組織化・効率化された会計処理を保証する。

## (2) リスクの種類と具体的なリスク

以下に記載するリスクは、当グループが、現在、当グループの収益、財務状態並びに資産及び負債に重大な潜在的悪影響を及ぼすと考えているものである。当グループが直面するリスクは必ずしもこれらに限定されるわけではない。未認識のリスク又は重大とみなしていないリスクによって、当グループの事業が悪影響を受ける可能性も存在する。

### 政治及び規制環境により生ずるリスク

事業環境一般に関連するリスクは、当社及び子会社が規制市場において一部の業務を行っていることから生じる。当社のドイツにおける法定の独占的免許は、2008年1月1日に廃止された。しかし、ドイツ郵便法は、1998年1月以降、競合他社が当グループの独占免許において規定される重量及び料金の上限の範囲内で営業することを認可する例外規定を認めている。本年度末までに、規制当局(ドイツ連邦ネットワーク庁)は約1,500の競合他社に認可を付与し、そのうち約840社がこの市場で営業している。

2007年11月7日、規制当局は、認可が要求される郵便料金の料金上限手続下の規制に対して、2008年から2011年末まで適用される条件の規定に関する基準決定を発表した。ここでは、一般インフレ率及びドイツポストの期待生産性成長率を、認可を要する郵便料金に適用される鍵となる要因として規定されている。適用期間のインフレ率が、規制当局が定める生産性成長率より低い場合には、料金の引き下げが必要となる。認可を要する郵便料金は、2010年度は大筋において変更はなされない。規制当局は、これに関するドイツポストの申請書を2009年11月17日に受理した。

第3次郵便指令は、2008年2月27日に効力を生じた。当該指令は、直近の9カ国の加盟国並びにギリシャ及びルクセンブルグは、2013年まで市場開放を繰り延べる選択権を有するものの、ほとんどのEU加盟国に対し、2011年までの市場開放を義務付けている。それまでは、上記制限が引き続きEUで適用され、取扱可能な業務は、最大50グラム又は標準書簡料金の2.5倍に限られる。現在においては、ヨーロッパにおける国営独占企業の崩壊について、確実な将来予測を立てることが可能である。

郵便市場自由化はドイツに競争激化をもたらすことから、ドイツポストにとってはリスクを伴うものであるが、一方で欧州の他の郵便市場への参入機会を開放する。2009年度においては、ドイツポストと他の西欧13カ国の郵便事業者との間のヨーロッパにおけるクロスボーダー郵便は、ライムスIII合意に準拠し、他の東欧9カ国の郵便事業者とはライムス・イースト合意に準拠している。ライムスIVは、これら2つの合意を引き継ぎ、2010年1月1日に効力を発生した。

郵便事業が付加価値税(VAT)の免除を受けるべき範囲については議論が続いている。現在作成されているUmsatzsteuergesetz(ドイツ付加価値税法)の改正は、ドイツポスト・アーゲーが受ける付加価値税の免除を減少させる。この内容の法案は、2009年12月16日にドイツの内閣を通過し、2010年7月1日に法律として成立する予定である。新ルールにおいては、付加価値税の免除は、個別交渉合意の対象ではないものか、又は割引等の特別条件により提供されるものではない、EU郵便指令に基づく特定の総合サービスにのみ適用される。ドイツにおいて全国規模でこれらのサービスの全てまたは一部を提供している企業は、付加価値税免除の資格を有する。

ドイツにおける立法プロセスは、英国における郵便サービスの付加価値税免除に関連する2009年4月23日付の欧州司法裁判所(ECJ)の裁定を考慮に入れる必要がある。欧州最高裁判所は、企業が請け負う総合的な郵便サービスは、自由化された郵便市場においても付加価値税を免除されなければならないという終局的な判断をした。ECJによれば、この例外は個別に交渉された条件のもとで提供されるサービスの場合のみである。ドイツの法案は、ドイツ連邦議会及び連邦参議院を未だ通過していない。

規制当局もドイツポストと同様、認可料金は付加価値税を含まない正味料金であるとしているため、付加価値税が認可料金に上積みされる可能性はある。しかしながら、付加価値税適用が収益及び利益の減少をもたらす可能性も排除できない。

ヨーロッパレベルにおいては、郵便サービスに対する付加価値税免除の範囲は、2006年4月10日に欧州委員会がドイツ連邦共和国に対して起こした侵害訴訟の主題でもある。委員会は2007年7月24日の手続における決定において、ドイツポスト・アーゲーが提供する郵便総合サービスに関する付加価値税免除は範囲が広すぎるとし、ドイツ政府に適用法を改正するよう求めた。ドイツは、現在の付加価値税免除が適用法に遵守していると考えていること及びかかる取扱いは、郵便サービスに対する付加価値税に関するドイツの法律規定を別途の詳細な審査に服せしめるものであることと手続において欧州委員会に回答した。現在までのところ、英国における郵便サービスについての付加価値税免除に関するECJでの侵害手続は進展していない。

ドイツ税務局は、付加価値税が免除されている郵便商品に対して、遡及的に付加価値税を課税する予定であると発表した。修正可能な課税年度については、修正課税評価が再発行されると見込んでいる。郵便サービスの付加価値税免除はヨーロッパ法(郵便サービス指令、付加価値税指令)及びドイツ法(ドイツ郵便法、郵便総合サービス指令、ドイツ付加価値税法)に基づいている。これらの法律に基づき、ドイツポスト・アーゲーでは自社の郵便サービスを付加価値税課税免除のものとして付加価値税課税対象のものに分類している。ドイツ税務局はこの分類を長年審査しており、これまでは異議を唱えたことはなかった。当社としてはこの修正課税評価については適切な法的措置をとるつもりである。当社としては、商品の付加価値税免除は現在のヨーロッパ及びドイツの法律に準拠しているという見解を有しているが、追加課税の可能性を完全に排除することはできない。

政治的又は規制の枠組みに変更があれば、当グループにとって、特にドイツの郵便事業に関しては財務面で多大な影響を及ぼす可能性がある。これは基本的に政治判断の問題なので、発生の可能性について確実な予想を立てることはできない。

#### 業界特有の状況により生ずるリスク

規制環境のほかに、市場及び業界に特有の状況も当グループの業績に重大な影響を及ぼす。

物流サービスの需要は世界経済に大きく左右される。報告対象年度には、経済危機の影響で全ての部門において輸送取扱量が減少したため大幅な減収となった。経済状況が回復しなければ、これにより当社の予想収益に多大な影響が生ずる。その一方、予想レベルを超える経済回復があれば、期待を超える利益を生む可能性もある。今後の発展及び経済危機の終了が不透明なので、現時点では当グループの直面するリスク又は機会の発生可能性をこれ以上具体的に予測することは難しい。

当社の顧客の財務健全性が当社の事業活動の成功を左右する重要な要素なので、顧客の破産によるリスクにも直面している。報告対象年度は、ドイツのアルカンドーAGの破産が連結利益に深刻な影響を及ぼした。現在の見通しとしては、これほどの規模のリスクは他には見込んでいない。当社の目標は当社の顧客における危機発生を早い段階で認識し、当社のコスト体系が潜在的な財務面の影響を抑えるに十分な柔軟性を確保することである。

当社は競争市場で商品及びサービスを提供している。郵便及び物流事業においては、低価格で高品質を提供することにより顧客を獲得し維持することができる。当社の高い品質及び対象年度に創出した節約のおかげで、予想収益が競争の影響を受けるリスクを低く抑えられると考えている。上述の通り、様々な政治的・規制上の要因も郵便部門には影響を及ぼす。

#### 企業戦略から生ずるリスク

対象年度の年間通じて持続した経済危機の間、当グループは中核サービスと本質的成長に注力した。当社は、自社の部門やプロセスの最適統合を通じて当社の収益力を高め競争優位性を強めていきたい。

過去、郵便部門は連結収益に多大な貢献をしてきた。しかし現在、全体的な景気後退、競争の激化、紙媒体から電子通信への移行の影響により、郵便部門はドイツにおける郵便事業でさらなる売上量減少を見込んでいる。当社の企業計画には、ドイツでのメールコミュニケーション事業部の減収を考慮に入れている。当社は、予想数値からの大幅な乖離のリスクは低いと見ている。さらに、当社郵便事業では、デジタル化に機会があると期待しており、新しい電子商品の開発を行っている。

エクスプレス部門では、景気後退の影響を受け、対象年度は全ての地域で減収であった。この減収は米国エクスプレス事業から撤退したことの影響も大きい。この状況にネットワーク、価格、及び権利体制を適合させていく必要があった。さらに、ヨーロッパでも収益性の低い事業部を売却していく。2008年末から続いているエクスプレス事業のリストラは、ヨーロッパでのEBITを拡大することを目的としている。今のところ、リストラに割り当てられた予算で足りると考えている。経済的に魅力的な市場での増収増益の新しい可能性をさらに探っている。

グローバル・フォワーディング/フレート部門では、一定の顧客との間で定額輸送に合意した。輸送サービスの需要減を受け、貨物運搬船は最近、価格を維持するため輸送能力を縮小した。価格が上がれば収益は減少する。貨物運搬船は、さらに報告対象年度において価格調整も行った。この点で、当社は輸送価格高騰の全額を当社の顧客に転嫁できないというリスクにさらされている。当社の収益率が悪影響を受けるかどうか、またどの程度の影響を受けるかということは、世界経済の動向に大きく左右される。予想数値からの上方向又は下方向の乖離、いずれも可能性がある。

サプライ・チェーン部門では、顧客との緊密な長年の取引関係の恩恵を受けている。この点、当社顧客の経済状況への依存及び顧客が直面する業界リスクの影響をある程度はうけることになる。上述の通り、アルカンドーAGの件では、主要顧客の破産がいかに深刻な経済的打撃を当社に与えるかが判明したが、この先、このような規模のリスクに直面するとは予想していない。総じて、コスト削減の必要性から企業は主要な物流プロセスを外部委託する傾向にあり、当社は経済危機の時期であってもこの恩恵を受けると楽観的に捉えている。

#### 内部プロセスから生ずるリスク

信頼性とスピードが当社の物流サービスの質の指標である。品質は、投函、収集、分類、輸送、保管、配達のための複雑な営業インフラで起こり得る問題によって悪化する可能性がある。当社としては、予防策を講ずることで営業の中断を防ぎたい。予防策とは防火対策を含む非常事態対応プランや機能障害や損傷の際のバックアップ体制などである。さらに、当社は200以上の国にわたって分散してサービスを提供しているので、当社が大幅なダウンタイムに悩まされる可能性は低いものと考えている。当社の保険契約が発生しうる財務上の影響を軽減している。

当社では、早くも2005年にはパンデミック非常事態プランの策定及び国際危機対応チームの編成を開始した。パンデミックが起こった場合でも、当社の従業員の感染リスクを最小限に抑え、業務活動を維持したいと考えている。

当グループは、ファースト・チョイス・プログラムにおいて、内部プロセスを顧客のニーズに厳密に合わせている。また、同時に、場合によっては資本的支出を必要とする費用効率性の改善を目指している。10百万ユーロを超える投資の決定は、取締役委員会により行われる。国際事業サービス及びコーポレート・センターにおける資本支出には、5百万ユーロというより低額な上限が適用される。取締役は定期的に投資決定について知らされるので、顕著なリスクがあれば早い段階で指摘でき、必要な対策を講ずることができる。

サービス提供者として、当社は狭義の研究開発は行わないのでこの分野で報告すべき重大なリスクは存在しない。

#### 情報技術(IT)から生ずるリスク

当社では、ITリスクを効率的に識別し対処するために必要なあらゆるステップをとってきた。これらのリスクは当社グループ全体いたるところでリスク管理、IT監査、データ保護、及びコーポレートセキュリティの各部門が監視している。情報セキュリティ委員会は各部門で安全なITを提供する。少なくともISO 27002の業界安全基準を満たすことを目標としている。

当社の物流及びサービスのプロセスは、必要なITが利用できてこそスムーズに機能することができる。一つ又は複数のシステムが完全な故障にみまわれると、営業のぶるせすに大きな混乱を引き起こしデータの損失につながる。このため、当社では故障を一切避けたい。

当社ではITリスクの実現を減らすため以下の対策をとっている：当社ではチェコ共和国とマレーシアに2つのメインデータセンターを有している。これ以外に、追加の処理能力の提供を、外部委託業務の基準について当社との間で合意したサービス・プロバイダーであるT-Systemsから受けており、T-Systemもまた同様にその処理能力を複数のデータ・センターに分散させている。さらに、事業に必須のアプリケーションに関しては、当グループ全体で非常事態の手順を定めてある。

当社は、データ及び携帯機器への不正アクセス及び不正操作から保護するためのセキュリティ対策を常に改善している。アクセス権のある者は、標準的な手続として、重要なデータを暗号化しパスワードを80~90日ごとに変更することが義務付けられている。重要なデータは妥当性次第で個別にバックアップをとるか又はリアルタイムで複数のデータ・センターにバックアップをとる方法により保護される。

当社のサービスには、頻繁にアップデートされたり新しく開発されたりしたソフトウェアを使用することが不可欠である。これには複雑なITシステムなどの場合には特に全体的な費用のリスクをとまなうだけでなく、開発の遅延によるリスクや新しいソフトウェアの運用開始時の機能上の不備などの

リスクも伴う。ソフトウェアの開発・設計から導入までの全プロセスにわたる効率的なプロジェクト管理システムがこのリスクを軽減する。

当社がとっている予防措置は、重大な影響を生むITリスクが発生する可能性を低く抑えている。当社では、実際に起こってしまうリスクの影響を最小限にとどめ、顧客にわずかでも影響をおよぼさないようにするための対策をとっている。しかしながら、中程度から高程度の財務上の影響を伴うリスク要素は完全には排除できない。

#### 環境管理から生ずるリスク

当グループ全般のリスク管理システムでは環境政策の進展も監視している。例えば、EUは2012年から航空交通に排出取引システムを導入することを決定した。この導入による経済的な影響は、2004～2006年の基準期間についてのEUによる排出量調査の結果に大きく左右される。これらのデータが、当社が使用する航空会社に割り当てられる無料の排出権の量を決め、また当社のニーズを満たすために排出権をオークションで購入しなければならない量を定めることになる。さらに、市場で排出権が取引される価格を見積もることもまだ不可能である。とはいえ、当グループはGoGreenプログラムのおかげで財務上のリスクを抑えるための設備が十分に整っているものと確信している。予想数値からの乖離は極めて低いものと理解している。

#### 人材から生ずるリスク

当社の従業員は、当社の将来の成功のためには極めて重要である。だから、当社は同業者の中で雇用者として最も人気の高い企業でありたい。一般的に、適切な時期に適切な役職に適切な従業員を見つけられないというリスクがある。さらに、有能な海外取締役を獲得するためには競争しなければならない。

当社では、このリスクを内部及び外部の測定パラメータを使用して監視している。例えば、米国のコンサルティング会社Universumでは、26カ国の学生12,000名を対象に定期的に調査し、最も人気のある雇用者を調べている。DHLはトップ50社にランクインした唯一の物流会社である。内部的には、当グループの全従業員を対象とした年次の調査において、従業員の満足度を調べている。調査結果によれば、過去数年間にわたって、当社の従業員の貢献度は順調に向上している。2009年が景気後退の年であったことを考慮すれば、このことは特に心強い結果である。

当社では、優秀な従業員を採用し、能力をあますところなく活用してもらい、忠誠心を育てていきたい。従って、経済的に厳しい時期であっても、また特に人口構造の変化があっても、ドイツでの職業訓練は、引き続き当社の将来にとって重要な投資であることに変わりはない。従業員の意欲という面では、この業界の厳しさをよく知っていてRespect and Resultsの原則に基づいて部下に接するマネージャーが重要な役割を果たす。マネージャーを多数のプログラムでサポートし、業績連動ボーナスを含めその労働に対し適正に支払い、出身国及び海外でのキャリアアップの機会を提供している。これにより、従業員退職による専門知識と顧客関係を失うリスクをおさえている。

これらのリスクの財務上の影響はさほど大きくないと理解しているが、これまで導入してきた対策のおかげで、リスクが現実化する可能性も低いと見ている。このリスクは、経済的状况を背景として、前年度と比べて低下した。

#### 財務上のリスク

2009年1月14日、ドイツポスト・アーゲー及びドイツ・バンク・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの保有するドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式を売却する取引を再構築することに合意した。売買契約は現在、3つの段階から構成されている。

第1段階はドイツ・バンク・アーゲーの新規株式5,000万株と引き換えに現金によらない増資としての出資並びにヘッジ取引に関連するドイツ・バンク・アーゲーによる支払及び現金以外の利益の提供によるポストバンク株式5,000万株の売却である。ここでは、株式の買付価格の支払請求は放棄された。第1段階は2009年の4月から7月に実行された。ドイツ・バンク株式の売却には、市場の混乱を避けるためのメカニズムが適用された。

2009年12月現在、ドイツポスト・アーゲーはポストバンク株式86,417,432株を保有していた。ドイツポストは、クローリング時点で2,568百万ユーロの現金価値を有し、3年で満期を迎える年利4%の強制転換社債と引き換えにポストバンク株式6,000万株を売却する(第2段階)。当該社債はドイツ・バンク・アーゲーが引受け、2012年2月25日にポストバンク株式6,000万株と交換される。

第3段階では、ドイツポスト・アーゲー及びドイツ・バンク・アーゲーは、ポストバンク株式の残り26,417,432株の譲渡と引き換えるプットオプション及びコールオプションに合意した。行使期間は2009年2月25日のクローリング後、3年目と4年目の間に設定される。第2段階及び第3段階で合意されたデリバティブは貸借対照表上、かなりの変動を引き起こす可能性がある。このリスクについては、貸借対照表上のリスクその他の財務上のリスクに関する情報とともに注記でさらに詳しく説明している。

#### 法的手続生ずるリスク

法的リスクに関しては注記に記した。

#### 当グループの直面するその他のリスク

当社の保険戦略では、付保可能なリスクを2つのグループに分類している。第一のグループは発生可能性が高いが費用の低いリスクである。これらのリスクはキャプティブ(自社専用保険会社)、つまり当グループが所有する保険会社を通じて付保され、一般の保険会社より低コストでこの種のリスクに付保可能である。当社の保険出費の大半はこのグループのリスクにかかるものであり、低コストであること以外にもメリットがある。一般の外部の保険が利用可能かどうかということの変化や保険料の変更による影響を受けにくく、コストが安定していることである。信頼できるデータを受領しそれに基づいて、発生可能性が高く費用の低いリスクを分析することができる。当社はその上でこの種のリスクの最低基準及び対象を定めることができる。第二のグループは発生可能性が低いが大きな損失を生む可能性のあるリスク、例えば航空輸送リスクなどである。これらのリスクは一般の保険会社に依頼している。

このファイナンス及び保険戦略を用い、2009年には97百万ユーロ近く節約した。毎年行われているワールド・キャプティブ・フォーラムでは、当グループのグローバル自社保険戦略は優秀賞を受賞した。

DHL Express (USA)及びAirborne Inc.では、引き取り手のない物品に関する米国の法律に沿って現在準備中である。この法律では、引き取り手のない物品は、正当な所有者、直近の所有者の母国、又はこれが不明の場合には会社の本拠地のある国に返還されなければならないとされている。当グループが重大な財務上の影響を受ける可能性はかなり低い。

#### (ト)財務リスク管理

財務リスク管理に関する情報は、後記の連結財務諸表の「注記50」に記載されている。

#### (チ)事業に関する規制等から生じるリスク

##### ドイツ郵便市場の民営化及び自由化

郵便改革によりブンデスポストから3つの特別連邦資産として分離されたブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコムは、1995年1月1日に株式会社に再編された。この日以降、郵便サービスは、もはや政府ではなく民間企業により提供される。連邦共和国の職務は、基本的な郵便サービスがドイツ国内全体に供給されることの確保に縮減されている。

今日では、ドイツ郵便市場の規制の枠組みは、EC法及び国内規制により決定される。後記「EUにおける規制の枠組み」及び「ドイツにおける規制の枠組み」を参照されたい。

##### EUにおける規制の枠組み

第3次郵便指令に関するヨーロッパの立法手続は、議会と閣僚理事会との間で2008年度第一四半期に達した合意により終結した。当該指令は採択され、2008年2月28日付で発効した。当該指令により、EU加盟国は2011年に競争市場への開放を行わなくてはならないが、9カ国のEU新加盟国、ギリシャ及びルクセンブルグなど数か国に対しては市場自由化の期限を2013年まで延長している。それまでの間は、50グラム以下かつ標準書簡料金の2.5倍以下という現行の認可制限範囲がヨーロッパで適用される。今後は、ヨーロッパにおける国営独占企業の崩壊について、確実な将来予測を立てることが可能となる。郵便事業の付加価値税免除の適用範囲に関しては、審議が継続中である。

欧州委員会は、2006年4月10日付通達により、ドイツポストが提供する総合郵便サービスに係る付加価値税免除に関し、ドイツ連邦共和国に対し侵害訴訟を開始し、2007年7月24日、当該訴訟において、同委員会はドイツポストが提供する総合郵便サービスに対する付加価値税免除の範囲は広範すぎると考える旨、言及した。欧州委員会はドイツ政府に関連する法律を修正するよう要求した。ドイツは、現行の付加価値税免除は適用法令に遵守していると考え、かかる判断に沿って欧州委員会に应诉した。ドイツ内閣は、国内郵便事

業における総合サービスに対する付加価値税免除を維持することを決議した。

しかしながら、ドイツの付加価値税に係る法律の改正は暫くの間審議され、2010年3月26日に改正され、ドイツポスト・アーゲーの付加価値税免除の削減を含んだ。新たなルールによると、2010年7月1日より、付加価値税免除は、個別に交渉される合意の対象ではない、又は特別な条件(割引等)において提供されるEU郵便指令に基づく特定のユニバーサル・サービスにのみ適用される。これらのサービスの一部又は全てをドイツ全国において提供することに合意する企業は、当該サービスについて付加価値税免除の資格を得る。付加価値税適用により可能性がある収益の減少は、1年あたりで数百万ユーロ前半になると現在推測されている。

ドイツ税務当局は、付加価値税が免除されていた郵便を遡及的に付加価値税の対象にする意向を発表した。当グループは、修正課税がオープンとなっている全ての税務期間について再発行されることを前提としている。郵便サービスに関する付加価値税免除は、ヨーロッパ法(郵便サービス指令、付加価値税指令)及びドイツ国法(郵便法、郵便ユニバーサル・サービス法、付加価値税法)に基づく。これらの法律に基づき、ドイツポスト・アーゲーは、その郵便サービスを付加価値税免除又は付加価値税対象に分類する。ドイツ税務当局は、長年にわたりこの評価を検討してきており、異議を唱えていない。当グループは、これらの修正課税に対し、適切な法的措置を取る意向である。製品の除外は現在の欧州及びドイツ法に遵守するという当グループの見解にかかわらず、追加の租税支払の可能性を完全に排除することはできない。

政治的枠組み又は規制の枠組みが変更となる場合、特にドイツにおける郵便事業について、当グループに重大な財政的な影響を及ぼす可能性がある。これは、基本的に政治的な決定であるため当グループは発生の可能性について、信憑性のある推測をすることはできない。

#### ドイツにおける規制の枠組み

1997年12月22日施行のドイツ郵便法(2001年改正及び2002年改正を含む。)は、EU郵便サービス指令をドイツ国内法において実施するものであり、ドイツ郵便市場を支配する規制の枠組みを規定している。その目的は、郵便分野の規制を通じて競争を促進し、総合サービスを確保することにある。(「総合サービス」を参照されたい。)

2007年12月31日付で、当社の独占的免許は失効した。

#### 国内規制当局

ドイツ郵便市場規制の責任は、連邦ネットワーク庁(旧郵便通信監督庁(RegTP))(以下「規制当局」という。)が有している。規制当局は、連邦共和国の経済大臣に対して報告を行う。同庁は、郵便法及び同法に基づき公布された命令の遵守を監督する。規制当局は、1名の長官及び2名の次官により統括されている。これらの者は、諮問委員会による推薦に基づいて、連邦政府によって任命される。

#### 郵便法に基づく市場への参入の要件

一般的に、誰でも、一定の条件に従いドイツ国内市場において郵便サービスを提供することができる。重量1,000グラム以下の郵便物を業として配送するためには、認可を必要とする。2007年末までに、規制当局は約1,500社の競合他社に認可を付与しており、そのうち約840社が市場で実際に事業を行っている。

多くの郵便サービスは何ら認可を必要としない。この中には、とりわけクーリエ・サービス、発送小包の配達及び留置郵便物が含まれる。

#### 総合サービス

ドイツ憲法、ドイツ郵便法及びEU郵便サービス指令は、総合郵便サービス(総合サービス)の提供、すなわち、ドイツ国内において、誰もが、手頃な料金で、基本的な郵便サービスの享受できること、を義務付けている。また、1999年改正の万国郵便条約も、同様の要求をしている(後記「国際郵便配達 - (a)万国郵便連合による規制」を参照されたい。)

ドイツポストは、総合サービスを提供している。郵便サービス指令では、総合サービスに関する一定の規則及び品質基準が規定されている。

郵便サービス指令によれば、総合サービスとは、重量2,000グラムまでの郵便物、1件当たりの重量が20キログラム以下の宛名のある小包及び新聞及び雑誌の配達をいう。また、郵便書簡の配達には、例えば、書留郵便、保険付配達物及び代金引換配達が含まれる。

当該規則は、これらのサービス及び回収・配達ネットワークの質的な基準を規定している。最低12,000か所の郵便書簡や小包の輸送業務に関する契約が締結・履行され得る恒久的施設が、ドイツ国内において利用可能でなければならない。恒久的施設は、人口2,000人を超える全ての都市に最低1か所存在してなければ

ならない。人口4,000人を超える全ての都市の顧客及び確立された郵便地域の近隣の顧客は、2,000メートル以内の距離で当該施設を利用できることが必要である。さらに、あらゆる地域(Landkreis)において、80平方キロメートルにつき1つの恒久的施設の設置が必要となる。その他全ての地域は、自動車による郵便サービスの提供が必要となる。これらの施設は、土曜日を含む平日は、必ず完全に営業していることを要する。

総合サービスは、手頃な料金で提供される必要があるため、郵便サービス指令は、総合サービスの料金水準を定めている。郵便サービス指令によれば、当該総合サービスに対する民間家計部門の平均需要による1997年12月31日現在の実質価値を上回らない限り、書簡郵便物の配達料金は、手頃であるとみなされる。小包、大量郵便物、新聞、雑誌及び補完的郵便サービスの料金については、当該料金が効率的なサービス提供コストに基づくものであれば手頃であると見なされる。

#### 市場において優越的地位を有する会社に対する規制

ドイツポストの市場における主導的な地位ゆえに、当社が提供する数多くのサービスは、ドイツ郵便法に基づき業界固有の規制による制約を受けている。特に、規制当局により実行される業界固有の規制の枠組みは、価格審査、認可手続き、下流利用条件の定式化、及び市場濫用に係る一般的なチェックを含む。その結果として生じる手続きは、収益及び利益の減少を招く可能性がある。

##### (a) 料金規制

郵便法により、市場において優越的地位を有する提供者が課す郵便サービス料金並びに料金に関する一般的な条件は、特別な規制上の監督統制に服する。さらに、郵便サービスの提供者は、ヨーロッパ及びドイツにおける一般的適用法令(競争法及び消費者保護法を含む。)による制約に服する。

郵便法は、事前の承認(「事前料金規制」)を要する料金と、事前の承認を必要としないが事後の審査(「事後料金審査」)に服する料金とを区別している。

事前規制は、当グループが市場において優越的地位を有するサービス提供者として、免許を要する郵便サービス(すなわち、重量1,000グラム以下の郵便物)の料金を徴収する場合に要求される。最低50通以上の郵便書簡に適用される一括配達サービス料金については、事前料金規制が免除される。

その他の郵便サービスの料金については、事前認可を要しない。ただし、当該サービス提供者が市場において優越的な地位を占める企業であって、規制当局が干渉を正当化するに足るサービスの提供者による優越的地位の濫用の事実を認識するに至った場合は、事後審査の対象となることがある(後記「( )料金規制における濫用基準」を参照されたい。)

郵便法は、料金の認可について、2つの基本的なアプローチ、すなわち料金の上限料金設定手続及びコストを基準とする個別のサービスの認可手続を規定している(「個別料金認可手続」)。郵便料金規制規則上、料金の上限設定手続が優先する。同規則は、個別のサービスに関する競争圧力が大きく異なる限り、一連のサービス群について適用される。他のサービスと「バスケット」に入れてグループ化することが不可能なサービスについてのみ、個別料金認可手続が適用される。

##### ( ) 上限料金設定手続

上限料金設定手続に基づき、規制当局は、一連のサービス群についてサービスの「バスケット」を定めている。各バスケットについて、上限料金、ひいては同一バスケット内のサービスに対して課せられる平均料金が規定される。かかる料金は、一定の期間におけるインフレ率及び特定期間におけるサービス提供者の生産性成長率を考慮して計算される。料金の上限設定手続は、コストを基準として長期間を要する個別料金認可手続を避け、より少ない規制及び監督労力による新料金のより迅速な導入を容易にすることを意図している。

規制当局は、2007年11月、サービスのバスケットについて、将来の料金上限(標準料金)を決定した。当該決定は、2008年から2011年までの料金上限設定期間を対象とする。2010年には小幅な料金の上昇があったものの、事前2011年においては承認を要する郵便商品の料金を僅かに下降させなければならぬだろう。これは、対象となる2009年における低いインフレ率によるものである。

規制当局のいくつかの料金認可決定について訴訟が提起されている。その結果は当面の間予測不可能であるが、不利な判決は財務上重大な影響を及ぼす可能性がある。

##### ( ) 個別料金認可手続

事前の認可を必要とするが料金の上限設定手続の対象とされない料金は、効率的サービスの提供コストを基準にして、個別に計算されなければならない(個別料金認可手続)。効率的なサービス提供のためのコストは、当該サービスを提供するための追加的長期コスト(長期増加コスト)と輸送量に関係のない共通コスト

トのための適切な追加料金から生じる。これらは、当該コストがサービスの提供に必要なコストである限り、ビジネス・リスクに比例する利益を含んでいる。効率的なサービスの提供のためのコストを基準としない経費(一般経費)は、コストが法律上の義務から生じる場合又はその他の正当化事由がある場合に考慮される。

( )料金規制における濫用基準

承認を要する料率は、法律上の義務又は客観的に正当な理由によって証明されない限り、(a)市場におけるプロバイダーの優越的地位の結果として普及している追加料金を含んでいるとは限らず、(b)郵便サービス市場の他社の競争機会を阻害するような非競争的な方法による割引(非競争的割引)を含んでいるとは限らず、また、(c)同種の郵便サービスの他の利用者との関係で個人利用者にとって得とは限らない(差別的特徴)、免許を要する分野に共通の基本的労働条件の遵守に要するコスト及びドイツ全土における郵便サービスの提供に要するコスト並びにブンデスポストの法的承継者としての従業員年金の支払いに要するコストについても同等のことがいえる。

当グループが優越的な地位を有する市場における当グループの料金は、全て事後審査に服している。規制当局は、客観的な正当性のない値下げ又は差別的な内容が優越的地位を有する企業の料金に含まれているという推定の根拠となる事実を発見した場合、事後審査を開始する。規制当局は、かかる料金に反対し、無効を宣言することができる。

さらに、規制当局は、上記の意味における非競争的値上げ、値下げ又は差別的な内容が当該料金に含まれているという推定の根拠となる事実を発見した場合、事前に認可を受けていなかった料金を事後的に審査することができる。また、規制当局は、かかる料金に反対し、無効を宣言することができる。

(b) 当グループのサービスの一部及び私書箱並びに住所変更情報へのアクセス

( )当グループのサービスの一部へのアクセス(下流利用)

ドイツ郵便法に従い、当社は、市場において優越的な地位にある企業として、その輸送機関の一部を提供する義務を有する(下流利用)。ただし、かかるアクセスの要求があり、かつ、経済的に合理的である場合に限る。設備の営業上の受容可能量若しくは営業上の信頼性が危険に曝され得る場合又は要求されるサービスに利用可能な受容可能量がない場合、当社は、かかる下流利用を拒むことができる。さらに、競合企業に対して当グループのサービスの一部を提供しなければならない義務は、次の2つの条件を充足する場合に限られる。1つ目は、サービス・プロバイダーが、関連する市場において優越的な地位にないことであり、2つ目は、アクセスを提供しなければ、同一又は別の市場において不当な競争制限を受け得ることである。

規制当局が、当社に対して、海外向け郵便物仕分センター及び国内向け郵便物仕分センターへのアクセスを義務付けている手続きもある。

規制当局が規定する条件及び料金について、顧客及び競合他社並びに当社が提起した訴訟が係属中である。これらの訴訟は、当社ネットワークへのアクセスが促進され料金が下がるというリスクを含んでいる。ケルン行政裁判所は、2005年5月10日付判決において顧客に関し、2007年4月17日付判決において競合他社に関し、下流利用の条件及び料金を承認した。顧客及び競合他社はかかる判決に控訴した。顧客へのアピールは一時的に引いており、競合他社のアピールは未だはっきりしていない。当分の間、かかる訴訟の結果を予測することはできないが、当社に不利な決定がなされた場合、重大な財務的影響があり得る。

( )私書箱及び住所変更情報へのアクセス

当社が市場において優越的な地位にあるがために、ドイツ郵便法は、当社に対して、当該アクセスが明らかに不当な場合を除き、他の郵便サービス・プロバイダーが、料金の支払いと引き換えに、当社が管理する私書箱へ郵便物を配達することを許可するよう義務付けている。ドイツ郵便法により、競合企業は、同一の条件で、市場において優越的な地位にある免許保有者が有する住所変更情報を利用することができる。

私書箱及び住所変更情報へのアクセスに要する料金については、規制当局の承認を受けなければならない。

2009年11月、規制当局は、当グループの私書箱へのアクセス(2012年12月まで有効。)及び住所変更情報(2011年12月まで有効。)の料率を承認した。

( )市場において優越的地位を有する企業の濫用的運用に対する特別監督

規制当局は、郵便法に基づき市場において優越的地位を有する郵便サービス提供会社の濫用的運用を監督する権利を有する。

競争及び国家援助に関するEUの監督

(a) 概況

EUの競争規則は、欧州連合の機能に関する条約(TFEU、旧EC条約)の第101条以下(新法による。旧法では第81条以下。)及び欧州合併規則に規定されている。かかる競争規則は、全ての加盟国に直接適用され、そのため当グループの業務にも適用されている。

TFEU第101条(1)の反トラスト条項に加えて、加盟国間の貿易が悪影響を受ける場合、同条約第102条は、EUの大半の領域において、市場における優越的な地位を濫用することを禁じている。TFEU第106条により、公共サービスの提供が適用免除を必要とする場合、上記の規定は適用されない。郵便部門における競争規則は、1998年2月6日付の欧州委員会からの通知に掲載されている。

TFEU第107条以下により、欧州委員会は、国家援助を監督する権限を付与されている。国家援助の監督の一環として、欧州委員会は、とりわけ加盟国がある会社に供与する金銭的利益が国家援助又は国家の資金による援助としての性格を有するかどうか、またかかる性格を有する場合には、供与された国家援助がEC市場と両立し得るものであるかどうかを検証する。国家援助は、TFEU第106条に基づき、特別の例外事由がなくても国家援助を正当化し又はTFEU第107条により全体として若しくは部分的に例外とされることがある。欧州委員会がTFEU第107条に基づき例外事由とすることができない旨判断した場合、加盟国は国家援助の返還を請求する義務を負う。

(b) 国家援助及び反トラスト法に関する手続き

当グループに関して、以下の6件の反トラスト法及び国家援助に関する手続きが欧州委員会及び欧州第一裁判所に係属している。

・ 国家援助に関する手続き - ドイツポスト対欧州委員。これについては、「後記( )国家援助に関する手続き - 小包サービス」を参照されたい。

・ 国家援助に関する手続き - ドイツポスト対欧州委員。これについては、「後記( )国家援助に関する手続き - 総合サービス」を参照されたい。

・ 国家援助に関する手続き - ドイツ連邦共和国及びドイツポスト対欧州委員会。これについては、「後記( )国家援助に関する手続き - ドイツポストとポストバンクの間における譲渡に関する価格設定及び取得」を参照されたい。

・ 国家援助に関する手続き - ドイツ連邦共和国、ドイツポスト及びDHL対欧州委員会。後記「後記( )国家援助に関する手続き - DHLのライブチヒ・ハレ航空ハブ拠点」を参照のこと。

( )国家援助に関する手続き - 小包サービス

2008年7月1日、欧州第一審裁判所(現在、普通裁判所)は、受領したとされた国家援助を返金することをドイツポスト・アーゲーに義務つけた2002年6月19日の欧州委員会の決定を無効であると判断した。欧州委員会の決定の結果、ドイツポストは、この決定を直ちに控訴したものの、総額907百万ユーロ(主張された国家援助572百万ユーロ及び利息)を2003年1月にドイツ連邦共和国に対し支払わなければならなかった。欧州第一審裁判所の判決に従い、ドイツは、この金額及び利息をドイツポスト・アーゲーに返金し、ドイツポスト・アーゲーは、2008年8月1日にドイツから総額1,067百万ユーロを受領した。

欧州委員会は、欧州第一審裁判所の決定を欧州最高裁判所に控訴した。ドイツポスト・アーゲーは、控訴は僅かな成功の可能性を有するのみであると見込んでいる。この見解は、2010年3月24日に委員会の控訴を

棄却することを裁判所に勧告した法務官(Advocate General)により支持されている。しかし、欧州最高裁判所が控訴を認めると、欧州第一審裁判所が問題を再度判断しなければならなくなる。継続している訴訟にかかわらず、2002年度欧州委員会の判決は、再度有効となる可能性があり、2008年7月1日付の欧州第一審裁判所による判断の結果受領した総額を、ドイツ連邦共和国に再び支払わなければならなくなるかもしれない。

( )国家援助に関する手続き - 総合サービス

2007年9月12日、欧州委員会はドイツ連邦共和国に対し、ドイツポストに対する助成金の疑いについて正式な調査を開始した。この調査の焦点は、ドイツ連邦共和国が国家資本を使用して、1989年から2007年までの間に、総合サービスの提供に係る費用に関し、ドイツポスト又はその前任者であるドイツ・ブンデスポスト・ポストディーンストに対し過度な補償を行ったのではないかと及びこれにより同社がEU法に抵触する国家援助を付与されたのではないかとという点である。調査開始決定によると、欧州委員会は同期間中における全ての公的譲渡、公的保証、法律に基づき付与された独占的権利、書簡サービスに係る料金規則及び公務員の年金に対する公的資金の拠出に関し精査する意向である。さらに、ドイツポスト及びその前身である会社における、規制対象の書簡サービス、総合サービス及び競争サービス間の費用配分についても調査が行われる予定である。これはまた、ドイツポストとポストバンクとの間における協力合意及びドイツポストと事業者向け小包サービスを運営するDHLフェルトリースGmbHとの間における協力合意にも関連している。

ドイツポストは、この新規調査には事実的根拠が欠けていると考えている。ドイツ・ブンデスポストの民営化に関連する全ての公的譲渡、公的保証及び年金債務に対する資金拠出は、2002年6月19日付判決により結審した国家援助に関する手続きにおける訴訟対象物であった。当該判決は、上記の手段を不適合な国家援助であるとは判断しなかった。ドイツポストはさらに、先ず何より、法律により付与された独占的権利及び規制対象の書簡料金は、国家援助を構成すると考えられる法定基準を満たしていないと考えている。ドイツポストはまた、子会社との間の内部コストの配賦はEUの国家援助規則及び欧州司法裁判所の判例法に適合していると考えている。しかしながら、総体的評価により欧州委員会が不適合な国家援助であると判断する可能性は排除できない。

( )国家援助に関する手続き - ドイツポストとポストバンクの間における譲渡に関する価格設定及び取得

ドイツ独占委員会(Monopolkommission)による申立ては、第三者のドイツ連邦政府に対する不服申立に関する欧州委員会による情報要求の根拠となっている。当該申立ての内容は、ドイツポストが、ポストバンクに市場相場以下の料金でのドイツポストの小売店舗の使用を許可することにより、EU条約に規定されている国家援助の禁止に違反しているとするものである。ドイツポストは、当該申立ては不当であり、ポストバンクにより支払われる料金はヨーロッパ法に規定される競争及び国家援助に関する規定に遵守しているとの主張を維持している。

欧州委員会による情報要求には、1999年1月1日付ドイツ連邦政府によるポストバンクの全株式持分のドイツポストへの売却に関する問題も含まれている。しかしながら、欧州委員会は、市場価格以下の価格による売却に関する申立てを、2002年6月19日付決定により終結した国家援助に関する手続きの一部として、調査済みであった。当時、欧州委員会は、「ポストバンクの買収にはいかなる国家援助の付与も含まれていない」と明確に結論付けていた。

ドイツ政府は、情報要求の中で取上げられた質問に対する回答を、当該申立てには根拠がないとの主張とともに、欧州委員会に対し期限内に提出した。それでもなお、情報要求に関する両申立てにつき、欧州委員会が当該案件の事実が国家援助に当たるとの判決を下さないという保証はない。

( )国家援助に関する手続き - ドイツポストとDPEEDの間における譲渡に関する価格設定

ドイツポストとドイツポスト・ユーロ・エクスプレス・ドイチェランドGmbH & Co. OHGとの間における譲渡価格の設定に関して、現在欧州委員会により情報要求がなされている。当社は当該価格設定はヨーロッパ法に規定される標準規定を満たしていると判断している。しかしながら、欧州委員会が正式に国家援助に関する手続きを開始し、当該案件の事実が国家援助に当たるとの判決を下すという可能性は排除できない。

( )国家援助に関する手続き - DHLのライプチヒ・ハレ航空ハブ拠点

2006年11月22日、欧州委員会は、DHLのライプチヒ・ハレ空港におけるヨーロッパ航空ハブ拠点の設立に関し国家援助の可能性があると、正式に法的手続きを開始した。欧州委員会は、とりわけ、ドイツのザクセン州による南滑走路の新設に対する融資、同州による財務保証の提供及び空港運営会社側による一定の事業引受が、ヨーロッパの国家援助に関する法律に違反するのではないかと疑義を抱いている。ドイツポ

スト及びDHLは、ザクセン州及び空港運営会社との間で締結された契約は国家援助に関する法律に遵守しているものと判断している。しかしながら、欧州委員会が当該契約の特定の条項につき違法であるとみなす可能性は排除できず、このことはDHLの空港ハブ拠点の運営に追加的な負担を強いることにつながりかねない。

## 国際郵便配達

### (a) 万国郵便連合による規制

クロスボーダー郵便事業は通常、郵便法の適用範囲内であるため、同法下の規制に従う。しかしながら、これは、国際条約及びこれらを実施するために施行される法令により別途調整が企図されていない場合に限られる。

国際法下で最も重要な規定は、万国郵便連合憲章及び万国郵便条約である。万国郵便条約は、万国郵便連合加盟国間における書簡郵便事業を規制している。万国郵便連合は国連の専門機関である。殆どすべての国家が万国郵便連合の加盟国である。万国郵便連合内では、万国郵便連合憲章及び万国郵便条約以外に、郵便小包条約及び代金引換郵便条約も重要である。万国郵便条約及び上記の条約は細則により補足され、最終議定書を含む。

ドイツ連邦共和国の万国郵便連合加盟国の権利は連邦経済労働省により行使される。1999年9月15日付万国郵便連合条約を批准した2002年6月18日付郵便法に基づき、当社はドイツ連邦共和国を代理して、万国郵便条約、郵便小包条約、代金引換郵便条約、細則及びこれらに係る最終議定書の下に、利用者及び他の郵便事業者に関する郵便事業を確保する、かかる権利及び義務を行使する。連邦法により付与された当社の独占的権利に抵触しない限り、他社も申請により連邦経済労働省により上記の権利及び義務を行使する権利の付与を受けることができる。現在、かかる権利を付与された他の会社は存在しない。2002年6月以降、監督官庁(旧連邦経済省)は、万国郵便連合の規則の遵守を監督している。万国郵便連合加盟国の郵便事業はさまざまな事業体によりその活動に従事している。

2004年の議会以降、万国郵便連合の条約は、加盟国による万国郵便議会により4年に1度(以前は5年に1度。)見直され再発行される。新しい条約が各国家で法的効力を持つためには、各加盟国により批准されなくてはならず、且つドイツの場合、同意文書により国内法に適用されなくてはならない。直近の条約改正は、2004年9月及び10月にブカレストにおける万国郵便連合議会において承認された。2004年万国郵便条約はドイツ議会の批准を要する。

2004年万国郵便議会において、ターミナル手数料制度を改定する決定が採択された。これにより、先進国間の郵送物に対するターミナル手数料率(以下「ターゲット・システム」という。)は、より多額のコストをカバーするため、2006年から2009年の間に段階的に約13パーセント引き上げられることになった。後進国間及び先進国と後進国の間における郵送物に対するターミナル手数料率(以下「過渡的システム」という。)は、2006年中に約9パーセント引き上げられることになった。さらに、宛先国の発展のレベルに基づき、サービスの質を向上させるため、後進国におけるサーチャージが郵送物の種類により、1パーセント、8パーセント及び16.5パーセントに区別されることになる。ターゲット・システムに準拠した規則は、クロスボーダー郵便の受取国の事業者にとりコスト負担の改善につながる一方、過渡的システム適用国に郵便物を発送する事業者にとってはコスト負担の増加につながるであろう。しかしながら、かかる流れの郵便配送は事業全体の最小割合を占めるにすぎないため、当該規則の及ぼす影響は最小限に止まるものと考えられる。

万国郵便連合の条約は、最も重要な国際郵便事業のための一連の包括的な規則を含んでいる。ターミナル手数料等の個々の問題を規律する個別の規則は許可されており、加盟国又は郵便事業者間で二か国間又は多国間ベースで合意を締結することができる。これに関連し、とりわけライムス条約及びライムス・イースト条約に関する特記が必要である。(後記「(c)ライムス及びライムス・イースト」を参照されたい。)万国郵便連合の条約に関し発生する紛争は仲裁により解決される。

万国郵便条約の重要な規制措置は、郵便事業者間のクロスボーダー郵便の処理及び配送に対する償還金(ターミナル手数料)である。万国郵便条約の現行のターミナル手数料システム(以下「UPUシステム」という。)は、先進国間での郵送と後進国間又は後進国との間における郵送に区別を設けている。先進国に関しては、一定の場合、異なるターミナル手数料率が適用される。先進国において使用される重量及び数量に基づく料率は、後進国において使用されるいわゆる標準料率より高い。ヨーロッパ内の郵便物の配送に関する個別の条約が一部UPUシステムに優先する場合があるが、同システムは多数の国々の中の郵便取引において使用されている。先進国が受領するターミナル手数料は、そのコストを割っている。かかる請求システムの構造的欠陥の結果がいわゆるリメールである。(後記「(b)リメールに関する万国郵便条約の規則」を参照されたい。)この問題は、万国郵便条約の低いターミナル手数料が、国内郵便会社の高い国内料率を避けるために郵便物を海外から発送する目的で、不正に利用される場合に重大である。極めて大きな関税上の利点が一部の標準定期通信物(請求書や類似の内容物を含む郵便物)の海外発送に対しインセンティブを与えている。

#### (b) リメールに関する万国郵便条約の規則

万国郵便条約は、宛先国の郵便事業者にリメールに関する一定の処置を講ずることを可能にしている。

万国郵便条約第43条(1)乃至(3)に基づき、郵便事業者は、居住者である差出人が、より有利な郵便料率を利用するために外国において投函したか又は投函せしめた書簡郵便物を宛先人へ転送若しくは配達する(いわゆるABAリメール)義務を負わない。宛先国の郵便事業者(宛先国事業者)は、国内郵便料金を差出人、又はこれが不可能である場合、当該郵便物の発送国の郵便事業者に請求することができる。

発送国の事業者が宛先国事業者により指定された期限までにかかる支払いを怠った場合、宛先国事業者は、当該郵便物を発送国の事業者に返送する(費用償還を受ける。)か、国内法規に基づき当該郵便物を廃棄する権利を有する。

リメールについては、物理的な郵便物の郵送(物理的リメール)と送信の準備を行った場所から他国へ電子形態により送信される対象物の発信(非物理的リメール)との間で区別がなされている。当社の見解では、万国郵便条約は、ABAリメールに関し国内料金を請求する可能性は、物理的リメールにのみ適用されるのではなく、非物理的リメールをも含むということを明確に規定している。連邦裁判所は、当社の法学的見解を、2002年10月10日の判決において明言している。

1999年万国郵便条約第43条(4)に基づき、郵便事業者は、ターミナル手数料が、差出人が書簡郵便物を差出人の居住国で投函した場合に課されるターミナル手数料より安価で済む場合に、大量書簡郵便物を差出人の居住国以外の国において投函したか又は投函せしめた場合、これらを宛先人へ転送若しくは配達する義務を負わない。宛先国事業者は、かかるいわゆるABCリメールの場合に、発送国の事業者に対し、同等物に対する国内料率の80パーセントのターミナル手数料が、又は1郵便物当たり0.14の特別引出権プラス1キロ当たり1特別引出権を請求することができる。発送国の事業者が宛先国事業者により指定された期限までにかかる支払いを怠った場合、宛先国事業者は、当該郵便物を発送国の事業者に返送する(費用償還を受ける。)か、国内法規に基づき当該郵便物を廃棄する権利を有する。

1994年万国郵便条約に規定されるリメール規則の適用及び解釈は、1989年万国郵便条約に規定される規則と詳細が異なっており、当社とリメールを利用する会社との間において係争対象となっている。現段階では、かかる訴訟の結果を予測することはできない。

#### (c) ライムス、ライムスIV及びライムス・イースト

2009年において、ドイツポスト・アーゲー及びその他の西欧の郵便事業者13社並びに東欧の郵便事業者2社間のヨーロッパ内の越境郵便は、ライムス に準じており、その他の東欧の郵便事業者7社とは、市場の混乱を避けるため、西欧諸国への郵便に対するターミナル手数料の段階的な増額が定められていたライムス・イーストが存在した。

2010年1月1日までに、西欧の郵便事業者13社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、スウェーデン、スイス)及び東欧のパートナー3社(リトアニア、ポーランド、ルーマニア)は、新たに交渉されたライムスIVに切り替えた。この新たな合意は、競争の激化、郵便量の減少及び電子化への転換に対処するために当事者が唱えた必要なものの変化に応える。東欧の郵便事業者からの郵便に対するターミナル手数料の段階的な増額を未だに見越している。

ライムスの目的は、各当事者の配達に関する実際の経費をより密接に反映する越境郵便の配達について公正な競争を当事者に提供し、越境郵便サービスの質を向上することである。ライムスは、ターミナル手数料を、配達先国における国内郵便関税及び提供されるサービスの質を関連付ける。

#### 日本の個人情報保護法に関する情報

当社の子会社であるドイツポスト DHLの日本におけるグループ会社(ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社等の日本における関連会社をいい、以下「DHLジャパン」と総称する。)並びにDHLグローバルメール・ジャパン株式会社の合併会社であるヤマトダイアログ&メディア株式会社(以下、「YDM」という。)は、国際エクスプレス事業、国内および国際貨物運送事業、倉庫事業及びダイレクトマーケティング事業等を行っており、それらのデータベースにはサービス利用者の個人情報がデータとして蓄積されている。

DHLジャパン及びYDMでは、これらの個人情報の重要性に鑑み、利用目的の範囲を超えた利用及び第三者への提供を行っておらず、従業員に対する教育及び監督を行うなど厳格に運用している上、プライバシーポリシーを定めてそれぞれのサイトに提示している。

現時点までにおいて情報管理に関する事故やトラブルの発生は認識していないが、万が一、これら法令で管理が義務付けられている情報等が外部に漏洩したり、不正使用された場合には、業務改善命令や損害賠償請求が行なわれる可能性があり、信用の低下等が生じる可能性もある。

### (リ)訴訟等のリスク

以下に記載する訴訟等を除き、当グループは、通常の事業活動の過程を逸脱する、財政状態に重大な影響を与え得る、又は過去2年間に於いてかかる影響を与えていたかもしれない司法又は仲裁手続の当事者となっていないと考えている。当グループの知る限り、かかる手続が発生するおそれはない。

#### ヨーロッパ競争法と国内訴訟

ドイツポストの市場における主導的な地位ゆえに、当社が提供する数多くのサービスは、ドイツ郵便法に基づき業界固有の規制による制約を受けている。特に、規制当局により実行される業界固有の規制の枠組みは、価格審査、認可手続き、下流利用条件の定式化、及び市場濫用に係る一般的なチェックを含む。その結果として生じる手続きは、収益及び利益の減少を招く可能性がある。

ドイツ行政裁判所において、2003年、2004年、2005年及び2008年の上限料金設定手続における規制当局の料金認可に関して、上訴が係属している。

規制当局が定める条件は、ドイツポストに対し、顧客や競合他社による自己のネットワークの下流での利用を許容することを義務付ける。行政裁判所又は民事裁判所において、手続きが係属中である。この手続きの結果によっては、収益及び利益減少の可能性がある。

郵便配送統合業者による下流利用に関する連邦反トラスト監督庁の決定に関連し、ある競合他社が訴訟を提起し、ドイツポストに対し、規定の割引を過去に行わなかったことに基づく損害賠償金支払命令を求めた。原告は、自己の主張及び金額の算定根拠について立証責任を負うものの、損害賠償に関する判断によっては、さらに競合他社がドイツポストに対して類似の訴訟を提起する可能性がある。

第三者の申し立てに対応して、押収委員会は、ドイツ連邦政府に対し、ドイツ独占委員会の主張に関する情報提供を求めた。この主張は、ドイツポストがポストバンクに対し、市場価格を下回る金額でのドイツポストの販路利用を認めることにより、EC条約に基づく国家援助の禁止に違反しているというものである。ドイツポストとしては、この主張は誤っており、ポストバンクにより支払われる料金はEU法が規定する競争及び国家援助の条項を遵守するものであると考えている。欧州委員会は、ドイツ連邦政府に対し、1999年に行われたポストバンクからドイツポストに対する全持分の売却について意見を求めている。しかし、欧州委員会は、2002年6月19日付で決定により終了した国家援助に関する手続の一部として、ポストバンクの取得について既に調査している。当時、欧州委員会は、ポストバンクの取得は「国家援助の供与」を含まないものであると明確に結論付けている。

ドイツ連邦政府は、既に、欧州委員会に対し、この主張は、根拠を有しないものであると考えている旨の反論をしている。もっとも、情報提供要求に関する2つの主張に鑑みれば、欧州委員会が本件の事実関係が国家援助を構成する旨の判断を下さないと断言することはできない。

2007年9月12日、欧州委員会はドイツ連邦共和国に対し、ドイツポストに対する助成金の疑いについて正式な調査を開始した。この調査の焦点は、ドイツ連邦共和国が国家資本を使用して、1989年から2007年までの間に、総合サービスの提供に係る費用に関し、ドイツポスト又はその前任者であるドイツ・ブンデスポスト・ポストディーンストに対し過度な補償を行ったのではないかと及びこれにより同社がEU法に抵触する国家援助を付与されたのではないかとという点である。調査開始決定によると、欧州委員会は同期間中における全ての公的譲渡、公的保証、法律に基づき付与された独占的権利、書簡サービスに係る料金規則及び公務員の年金に対する公的資金の拠出に関し精査する意向である。さらに、ドイツポスト及びその前身である会社における、規制対象の書簡サービス、総合サービス及び競合サービス間の費用配分についても調査が行われる予定である。これはまた、ドイツポストとポストバンクとの間における協力合意及びドイツポストと事業者向け小包サービスを運営するDHLフェルトリースGmbHとの間における協力合意にも関連している。

ドイツポストは、この新規調査には事実的根拠が欠けていると考えている。ドイツ・ブンデスポストの民営化に関連する全ての公的譲渡、公的保証及び年金債務に対する資金拠出は、2002年6月19日付判決により結審した国家援助に関する手続きにおける訴訟対象物であった。当該判決は、上記の手段を不適合な国家援助であるとは判断しなかった。ドイツポストはさらに、先ず何より、法律により付与された独占的権利及び規制対象の書簡料金は、国家援助を構成すると考えられる法定基準を満たしていないと考えている。ドイツポストはまた、子会社との間の内部コストの配賦はEUの国家援助規則及び欧州司法裁判所の判例法に適合していると考えている。しかしながら、総体的評価により欧州委員会が不適合な国家援助であると判断する可能性は排除できない。

2008年7月1日、欧州第一審裁判所(現在、普通裁判所)は、ドイツポスト・アーゲーに対して、供与を受けた主張された国家援助の返金を命ずる欧州委員会の2002年6月19日付決定は無効であるとの判断を下した。ド

イツポストは、欧州委員会の決定に対して直ちに控訴したものの、当該決定の結果、2003年1月にドイツ連邦共和国に対して総額907百万ユーロ(主張に係る国家援助572百万ユーロ及び利息)を支払わなければならなかった。欧州第一審裁判所の判決に従って、ドイツはドイツポスト・アーゲーに対して、当該金額及び利息を返金し、ドイツポスト・アーゲーは2008年8月1日にドイツから総額1,067百万ユーロを受領している。

欧州委員会は、欧州最高裁判所に欧州第一審裁判所の判断について控訴した。ドイツポストは、この控訴が成功する見込みは低いと考えている。この当社の見解は、2010年3月24日に裁判所に対し、欧州委員会の控訴を棄却するよう提言した法務官(Advocate General)により支持されている。しかし、欧州最高裁判所が控訴を認め、その結果欧州第一審裁判所がこの問題について再度判断しなければならない可能性を排除することはできない。訴訟が継続しているものの、2002年の欧州委員会の決定が再度有効になる可能性があり、その場合、2008年7月1日付欧州第一審裁判所の判断の結果受領した全金額は、ドイツ連邦政府に再度支払わなければならない。

2008年7月23日の決定により、欧州委員会は、レイプチヒ/ハル空港におけるDHLの欧州におけるハブの建設に関連する国家援助の疑いについて2006年11月22日に開始された調査を終結した。委員会は、新たな南滑走路に出資するための350百万ユーロ前後となる公共投資は、国家援助に関する欧州法に沿うものであるという結論を下した。同時に、DHLの利益としてザクセン州により行われた財務保証は、証拠として認められないとされた。欧州委員会の意見によれば、付与が制定法に相反する国家援助である場合、DHLにより返金されなければならない。DHL、レイプチヒ/ハル空港及びザクセン州は、欧州第一審裁判所に決定を控訴した。責任制度の無効性又は存在する可能性がある返金義務は、DHLの毎日の営業に影響を与えない。

2007年10月、DHLグローバル・フォワーディングは、フレート・フォワーディング産業におけるその他全ての大手業者と同様、国際フレート・フォワーディング産業におけるサーチャージ及び料金の設定に関する正式な調査に関連し、欧州委員会競争理事会からの情報要請、米国司法省反トラスト局の召喚状及びその他管轄における競争当局からの情報要請を受領した。2008年1月、反トラスト集団訴訟が、フレート・フォワーダーのサービスの購入者を代表し、ニュー・ヨーク地方裁判所において開始され、ドイツポスト・アーゲー及びDHLが被告とされた。この民事訴訟は、反トラストに関する調査が継続しているという事実に基づくとみられるが、把握されている結果又は数値化された損失に関するものではない。当グループは、調査結果又は集団訴訟のメリットについて予測又はコメントできないが、双方に関連する財務上の露出は限定されており、従って、会計における対策は採られていない。

法律上のリスクに関連するその他情報は、連結財務諸表の注記において記載されている。

### (3) 当グループのリスク状況の総合評価

現在、当グループの業績への最大のリスクは、経済及び規制環境にあり、中でも今後の一般的景気動向及びドイツ郵便市場の変動にあると考えている。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、当グループが継続企業として活動を行っていく能力に疑問を呈する特定可能なリスクは個別にも総体的にも発見されておらず、また、近い将来にこの様なリスクが生じる可能性も判明していない。

## 5 【事業に関する重要な契約】

### ドイツ・ポストバンク

連結財務諸表の5-1注記3を参照されたい。

### セレクト・メール・ネーデルランド C.V.

2009年2月6日付けで、ドイツ企業のセレクト・メール・ネーデルランドC.V.の当グループ株式保有比率を51%から100%に変更した。

### DHL グローバル・メール・サービスSAS

6月にフランス企業のDHL グローバル・メール・サービスSASを売却した。

### DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.

7月に当グループが51%の株式を保有する、DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.が上海QYanyi エクスプレスCo. Ltd.を買収した。それ以来、完全に統一されている。

### DHL コンテナ・ロジスティクス・UK Ltd.

12月末に、DHL コンテナ・ロジスティクス・UK Ltd.を売却した。

6 【研究開発】

サービス提供者である当グループは、厳密な意味で研究開発に取り組んではおらず、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

7 【財政状態及び営業成績の分析】

前記「1.業績等の概要」の(1)利益、財政状態、資産及び負債を参照されたい。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、「第3-1業績等の概要」の「ターゲットへの投資」乃至「部門間の投資のさらなる落込み」を参照されたい。

### 2 【主要な設備の状況】

#### (1) 不動産及び恒久的施設

不動産ポートフォリオの変更は、主にポストバンクの不動産の除外並びに米国のエクスプレス事業及び小売販売の減少及び終了に基づくものである。

不動産の大部分は、郵便部門に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、すべて自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2009年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ全体	郵便部門	エクスプレス部門	ロジスティックス部門	その他(1)
敷地面積 (所有)					
・合計(m <sup>2</sup> )	17,430,000	6,340,000	3,280,000	7,420,000	390,000
グループ所有不動産					
・建物数	2,410	1,660	120	150	480
・使用可能 純面積(m <sup>2</sup> )	4,220,000	1,860,000	690,000	1,180,000	490,000
賃借不動産					
・賃貸借契約数	15,410	8,180	2,730	3,240	1,260
・使用可能 純面積(m <sup>2</sup> )	24,550,000	2,930,000	4,590,000	16,320,000	710,000

(1) 本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2009年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約23億ユーロであった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約67パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、合わせて3,400か所の配達支援地点を伴う、各々について約10か所の配達拠点がある33か所の小包センター及び83か所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産(そのうちいくつかは都心に位置している。)が売却された。

#### (2) 支店

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、2007年12月31日までの間、ドイツ国内において、少なくとも12,000か所の恒久的郵便施設を運営することを求められている。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。2007年12月31日までに、これらの施設のうち少なくとも5,000か所が、支局として、当社の社員により運営される必要がある。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1か所の郵便施設の設置が必要とされる。2004年、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1か所設置することを約束した。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域には、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1か所の郵便支局の提供が保証される必要がある。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域における、顧客の2キロメートル以内に1か所の郵便支局の設置を約束した。また、各地方部において、80平方キロメートル内に1か所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにも関わらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店における事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2009年
小売店舗(支店及び販売拠点)	28,995	16,971	13,762	12,978	16,923
支店数*	28,995	16,971	13,663	12,877	12,785
グループ支店*	28,995	13,983	5,590	5,657	2,919
第三者支店(提携先支店)*	0	2,988	8,073	7,220	9,641
事業顧客のための支店*	0	0	99	101	225
販売拠点*	0	0	0	0	4,138
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	18	30	41	42	43

\* 各年末の情報

ポストバンクは、最も販売量の多い支店850か所を取得している。その大部分は、いわゆるポストバンク・ファイナンス・センターである。また、2005年12月31日、オーナー運営に係る1,172か所の支店はドイツポストに譲渡され、850か所はドイツポスト・リテールGmbH(Deutsche Post Retail GmbH)の所有にとどまる形で、ドイツポスト・リテールGmbHの支店網が分割されている。ドイツポスト・リテールGmbHの株式は、2006年1月1日付でポストバンクに譲渡された。これらの全支店において、引続き郵便サービスが提供されている。この新しい組織体制は、ポストバンクの売上のさらなる発展・強化を促進すると考えられる。

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するための業務部門がドイツポストに設置され、当該部門は、2,500か所を超える郵便サービス支店の直接運営及びその他約390か所の支店の管理を行う。同部はまた、外部提携業者運営に係る9,800か所超の支店及び約4,100か所の販売拠点の調整も行う。販売拠点も提携業者が運営しており、小包及び書留郵便用の切手や郵便料金のみ取り扱っている。販売拠点は支店ではないため、書簡や小包の集荷は行っていない。

最大かつ最も近代的な支店は、ポストバンク・ファイナンス・センターである。これらの支店において、顧客は、ポストバンク金融サービスに係る個別の販売コンサルタント、及び、当グループの伝統的なサービスやポストバンクのサービスを提供する複数のオープン・サービスカウンターを利用することができる。さらに、ドイツポストは、従来の郵便サービス、及びポストバンクの顧客に対するサービス全般も提供する約390か所の支店を運営している。提携業者運営支店が提供する商品及びサービスは、基本的な郵便サービス並びにしばしば金融商品及びサービスに限られる。

ポスト・サービスと呼ばれる約2,500か所の支店においては、基本的な郵便商品及び郵便サービスが提供される。ポスト・サービスはグループ支店であり、小売店内に設置され、当グループ子会社によってわずかな人員で運営される。

支店は当グループ内において共同利用されており、郵便部門、エクスプレス部門及びしばしば金融サービス部門(ポストバンク)のサービスを提供している。また、ポストバンク・ファイナンス・センターのみ、例えばドイツ・テレコムAGの通信サービスや、電気供給契約を取り扱っている。

2006年1月1日付で、ポストバンクはドイツポストから850か所の支店を取得した。当該取得の一環として、両社間で以下の3契約が締結され、その協力関係の再編が図られている。

1. 金融サービス(FDL)の販売

- ・当該契約は、ドイツポスト管理支店におけるFDLの販売について規定する。
- ・ドイツポストの報酬：ドイツポストは、新規事業についての手数料を、当座預金及び貯蓄預金についてのサービス料をポストバンクから受領する。

2. 新規サービス(NDL)の販売

2006年以降は、ポストバンクがNDL事業に関する責任を負う。

- ・ポストバンクは、ドイツポストに対し、ドイツポスト管理支店におけるNDLの販売を委託する。
- ・ドイツポストの報酬：ドイツポストは、契約締結の成功及び商品の販売についての報酬をポストバンクから受領する。

3. 郵便サービス(PDL)の販売

PDLは、850か所のポストバンクの支店でも提供される。

- ・当該契約は、850か所のポストバンク支店における郵便サービスの販売について規定する。
- ・ポストバンクの報酬：ドイツポストは、ポストバンクに対し、費用ベースの報酬を支払う。

一般郵便サービス規則により課される当グループ支店網に対する制限は、競争市場における通常水準を超えるものである。そのため、純粋に市場本位の支店網構造を構築していれば発生しない追加的なコストが発生している。2009年3月より、ポストバンクは、もはやドイツポストDHLグループの一員ではなくなっている。そのため、ポストバンクが保有する850か所の支店は、現在、提携先運営支店として数えられている。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

あらゆる予測が慎重かつ楽観的なものであることを受け、当グループは、従前の計画に反して、2010年の資本的支出を約1,400百万ユーロに増やすことを決定した。この大半は、有形固定資産並びに郵便部門、エクスプレス事業部門及びサプライチェーン部門に充てられる。上記部門では、有形固定資産及び無形資産により多額の資金を注入することが可能となる。

郵便部門へ充てられる資金は、前年により大幅に増え、主に国内郵便及び小包事業用に割り当てられる予定である。当グループは、報告対象年度に開始した投資を継続し、標準及び小型書簡の分別機を備えた更なるメールセンターを設置したいと考えている。さらに、当グループは、フラット・メールをより効率的に処理するための機械の購入を計画している。当グループはまた、書簡送付のためのインターネット・プラットフォームを設置し、パーセル・ジャーマニー事業部門のITシステムをアップデートし、引き続き小売店舗のネットワーク再構築を行いたいと考えている。

エクスプレス事業部門における資本的支出は、報告対象年度の資本的支出よりも高くなる見込みである。2010年に、当グループは、法律の定めに従い、航空機フリートの保守及び改革に再び集中する予定である。当グループはまた、ライプチヒ及び北アジアにおけるものを含む、当グループのハブ、ゲートウェイ及びターミナルに資金を注入する計画をしている。資本的支出は、再びヨーロッパ、南北アメリカ及びアジア太平洋地域の地域に集中する予定である。

グローバル・フォワーディング/フレート部門では、資本的支出を概ね前年度レベルに維持することを予定している。当部門では、特に製薬業界向けの専門センターを稼働させ、船積みプロセスの透明性を向上させるためのシステムに投資する予定である。フレート事業部門では、当グループの支店ネットワーク、IT及び輸送機器への投資を考えている。これらの投資は、ドイツ、スカンジナビア及び中東を中心に行われる予定である。

サプライチェーン部門では、資本的支出をやや増加させることを考えている。投資の大部分は、サプライチェーン事業部門に対するものを予定しており、当事業部門において、当グループは、英国及び南北アメリカを中心に、あらゆる分野の新規及び既存顧客に関して、事業の確立及び拡大のためのカスタマイズされたソリューションを開発したいと考えている。ウィリアムズ・リー事業部門においては、主にドイツへの投資

を予定している。当グループは、プリントサービス及び文書事業における、顧客特定のソリューションを実行する予定である。

当グループはまた、2010年は部門間投資を増加させる意向である。前年度と同様、資本的支出は、車両とITに集中することを予定している。さらに、当グループは、Go Green環境保護プログラムの一貫として、新しい環境技術の普及を図りたいと考えている。

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2009年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,505,015,874	1,209,015,874	296,000,000

##### 【発行済株式】

(2009年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,209,015,874(注)	フランクフルト証券取引所、 シュトゥットガルト証券取引所、 ミュンヘン証券取引所、 ハノーヴァー証券取引所、 デュッセルドルフ証券取引所、 ベルリン・プレーメン証券取引所、 ハンブルグ証券取引所、 クセトラ(Xetra)	
計		1,209,015,874(注)		

(注) 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

#### (2) 【発行済株式総数、資本金の推移】

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2005年12月13日まで	4,629,967	1,117,429,967	4,629,967	1,117,429,967	新株発行 (ストックオプション制度2000に基づくストックオプションの行使に伴うもの)
2005年12月13日	75,203,772	1,192,633,739	75,203,772	1,192,633,739	新株発行 (エクセルplcの買収に伴うもの)
2005年12月31日現在	0	1,192,633,739	0	1,192,633,739	
2006年12月31日まで	9,686,121	1,202,319,860	9,686,121	1,202,319,860	新株発行 (ストックオプション制度2001年、2002年及び2003年トランシェに基づくストックオプションの行使に伴うもの)
2006年12月31日現在	9,686,121	1,202,319,860	9,686,121	1,202,319,860	

2007年12月31日まで	5,150,738	1,207,470,598	5,150,738	1,207,470,598	新株発行 (ストックオプション制度2002年、2003年及び2004年トランシェに基づくストックオプションの行使に伴うもの)
2007年12月31日現在	5,150,738	1,207,470,598	5,150,738	1,207,470,598	
2008年12月31日まで	1,545,276	1,209,015,874	1,545,276	1,209,015,874	新株発行 (ストックオプション制度2002年、2003年及び2004年トランシェに基づくストックオプションの行使に伴うもの)
2008年12月31日現在	1,545,276	1,209,015,874	1,545,276	1,209,015,874	
2009年12月31日まで	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2009年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	

(3)【所有者別状況】

(2009年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	368,277,358	30.5
法人	2,324	0.53	761,130,250	63.0
その他個人	432,816	99.47	79,608,266	6.5
計	435,141	100	1,209,015,874	100

(4)【大株主の状況】

(2009年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ドイツ復興金融公庫(KfW Bankengruppe)	ドイツ連邦共和国、60325フランクフルト・アム・マイン、パルメンガルテンシュトラッセ 5-9	368,277,358	30.5
テンプレートン・インベストメント・カウンセル LLC	アメリカ合衆国	42,121,925	3.5
アライアンス・バーンSTEIN LP.	アメリカ合衆国	41,450,567	3.4
ザ・キャピタル・グループ	アメリカ合衆国	40,055,000	3.3
計		491,904,850	40.7

## 2 【配当政策】

2010年4月28日開催の当社株主総会において、2009年度の配当として、725百万ユーロ(一株当たり0.60ユーロ)の支払いが可決された。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結純利益に基づく配当性向は、112.6%となった。当グループ株式の年度末の終値に基づく最終的な配当利回りは、4.4%であった。配当金は、2010年4月29日に支払われ、ドイツに在住する株主に対しては非課税であった。

当社の株主は、ある会計年度に関し、配当金を支払うか否か、並びに当該配当金の金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金が支払われる年度の直後の当社の定時株主総会で採択される。

配当金は、取締役会及び監査役会により承認された当社の年次個別財務書類に計上された年間純利益からのみ支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払いは、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制等の法的考慮事項を初めとするその他の要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務書類に基づいて決定される。配当金の支払いは、源泉徴収税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

### 3 【株価の推移】

以下の表は、それぞれ記載の期間のクセトラにおける当社普通株式の取引の高値及び安値を示している。

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月日	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2005年度	2005年12月31日	21.23	16.48
2006年度	2006年12月31日	23.75	18.55
2007年度	2007年12月31日	25.65	19.95
2008年度	2008年12月31日	24.18	7.18
2009年度	2009年12月31日	13.79	6.65

#### (2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2009年7月	11.37	8.72
2009年8月	12.59	10.76
2009年9月	13.34	10.98
2009年10月	13.19	11.26
2009年11月	13.25	11.25
2009年12月	13.82	12.51

4 【役員の状況】

(1) 取締役会

当社の現在の取締役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名、生 年月日	役職又は管 理業務	主要略歴等	任期
フラン ク・ア ベル博 士 1961年7 月29日生	最高経営責 任者	最高経営責任者であり、コーポレート・オフィス、コーポレート法務、コーポレート・エグゼクティブズ、コーポレート・コミュニケーション、コーポレート開発、コーポレート規制管理、コーポレート・ファースト・チョイス、コーポレート公共政策及び責任、並びに、HR DHLインターナショナル及びDHLソリューションズ・アンド・イノベーションズの責任者である。当グループの大口顧客対応の部門間販売組織であるグローバル・カスタマー・ソリューションズについても責任を負う。2009年7月1日から同年8月30日まで、財務及び国際事業サービスの暫定責任者も務めた。	2002年か ら 2012年10 月まで
ローレ ンス・A ・ロー ゼン 1957年12 月8日生	財務、国際 事業サービ ス	統制、コーポレート経理及び報告、IR、コーポレート資金調達、コーポレート監査及びセキュリティ、税務等の財務、並びに国際事業サービスの責任者である。	2009年9月 1日 から 2012年8月 まで
ユルゲ ン・ゲ ルデス 1964年9 月5日生	郵便事業	郵便部門の責任者である。	2007年か ら2015年6 月まで
ケン・ア レン 1955年8 月8日生	エクスプレ ス事業	エクスプレス部門の責任者である。	2009年2月 26日から 2012年2月 まで
ヴァル ター・ ショイ ルレ 1952年8 月13日生	人事	HR基準、HRガイドライン、人事及び労務管理、並びにHRメール等の人事の責任者である。	2000年か ら2013年3 月まで
ヘルマ ン・ウ デ 1961年8 月24日生	グローバル ・フォー ディング、 フレート事 業	グローバル・フォワーディング及びフレート部門の責任者である。	2008年3月 4日 から 2016年3月 まで

ブルー ス・エ ドワー ズ 1955年4 月8日生	サプライ・ チェーン事 業	サプライ・チェーン部門の責任者である。	2008年3月 4日から 2016年3月 まで
--	---------------------	---------------------	----------------------------------

取締役の報酬に関する詳細は、後記「5-(2) 報酬」を参照されたい。

(2) 監査役会

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
ヴルフ・フォン・シンメルマン博士 1947年2月19日生	監査役会会長	経営コンサルタント
ヴィルレム・G・フォン・アグトメル 1947年9月19日生	監査役	E. ブロイニングエルGmbH・アンド・カンパニー(E. Breuninger GmbH & Co.)の経営パートナー
ヘロ・ブラームス 1941年7月6日生	監査役	経営コンサルタント
ヴェルナー・ガッツェー 1958年11月4日生	監査役	連邦財務省の副大臣
ローランド・エトカー 1949年4月7日生	監査役	ROI フェルヴァルトゥングスゲゼルシャフトmbH(ROI Verwaltungsgesellschaft mbH)の経営パートナー
ヘニング・カゲルマン(Prof.) 1947年7月12日生	監査役 (2009年2月18日より)	SAP AGの前最高経営責任者
ハリー・ロールズ 1948年7月26日生	監査役	
ウルリヒ・シュローダー博士 1952年3月9日生	監査役	ドイツ復興金融公庫(KfW Bankengruppe)の取締役会会長
エルマー・トイム 1947年8月8日生	監査役	E トイム・コンサルティングLtd. (E Toime Consulting Ltd.)の最高経営責任者
シュテファン・ショルト博士 1960年4月9日生	監査役 (2009年4月21日より)	フラポート・アーゲー(Fraport AG)の取締役会副会長(2009年8月31日まで)、取締役会会長(2009年9月1日より)
従業員代表監査役		
アンドレア・コンシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	ドイツ統一サービス産業労働組合(ver. di)の中央幹部会副会長、並びに、連邦郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティクス事業の責任者
アネッテ・ハームス 1955年1月18日生	監査役	ドイツ・ポストバンク・アーゲー(ハンブルグ)の労働評議会議長
ヴォルフガング・アベル 1956年9月29日生	監査役	ドイツ統一サービス産業労働組合(ver. di)(ハンブルグ地区)の郵便事業、フレート・フォワーディング事業及びロジスティクス事業担当の地区会長
ロルフ・パウワーマイスター 1957年11月10日生	監査役	ドイツ統一サービス産業労働組合(ver. di)中央本部の郵便事業、共同決定及び青年担当の会長、並びに、郵便事業担当の中央本部長
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ 1949年9月14日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの執行代表委員会委員長

トーマス・コチエ ルニク 1966年5月10日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのグループ労働評議会議長
アンケ・クファルト 1959年11月26日生	監査役	DHLグローバル・フォワーディングGmbH(ハンブルグ)の労働評議会評議員
シュテファニー・ ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	労働評議会評議員、並びに、輸出小包及び郵便取扱支店(アウグスブルグ)勤務
アンドレアス・ シャードラー 1956年10月12日生	監査役 (2008年5月 6日 より)	ドイツポスト・アーゲーの一般労働評議会議長
ヘルガ・チエル 1953年8月11日生	監査役 (2008年5月 6日 より)	ドイツポスト・アーゲーの一般労働評議会副議長

監査役の報酬に関する詳細は、後記「5-(2) 報酬」を参照されたい。

## 5 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスの概要

ドイツ商法第289a条に基づく本年次コーポレート・ガバナンス報告書において、ドイツポストDHLは、以下のとおり、そのコーポレート・ガバナンス体制の主要な要素を開示している。これら要素には、取締役会及び監査役会による法令遵守宣言、法的要求を大幅に超えるコーポレート・ガバナンス実務に関する情報、取締役会及び監査役会の業務手法に関する情報、並びに、委員会の構成及び業務手法に関する詳細が含まれる。

#### ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの全ての勧告の遵守

2009年12月、取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法(Aktiengesetz)第161条に基づき、以下の無条件の法令遵守宣言を再度公表した。

「ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、前回2008年12月に法令遵守宣言を公表して以来、2008年6月6日付で改訂されたドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに基づき政府委員会により行われた勧告を遵守していること、並びに、ドイツポスト・アーゲーは、2009年6月18日付で改訂された同コードに基づく全ての勧告を今後も遵守する意向であることを宣言する。第3.8(3)条に基づき、2010年上半期に行われる次回の保険契約の調整時に、監査役の控除免責金額を、要求レベルまで引き上げる。」

また、一般討論の開始までは年次総会につきインターネットでのみ放映するという点を除き、当グループは、同コードにおいて定められている勧告を実施した。

#### 具体的なコーポレート・ガバナンス実務

当グループの企業経営は、尊重と結果を基本理念としている。これは、責任感を持って従業員や顧客のニーズに対応しつつ、一流の結果を残すという日々の挑戦から生まれたものである。当グループは、かかる挑戦について公表した上で、その対処方法を明確に述べることにより、株主を尊重している。当グループは、自社の企業活動が社会に与える影響について熟知している。それゆえに、当グループが関わる全ての者及び当グループが置かれている生活環境を尊重している。この基本理念から、当グループは、開示、責任、情熱というリーダーシップにおいて最も重要な3つの価値基準を導き出しており、これらは、当グループが尊重と結果のバランスを取る上で役立っている。

グローバルに活動する企業及び企業市民として、当グループは、活動を行う地域における環境及び生活条件について多大な責任を負っており、これは重大な責任であると認識している。当グループの持続可能な戦略は、企業の中心的な技術及び従業員の経験を基礎としている。当グループの目標は、社会に明白な利益をもたらす、かつ当グループの事業が環境に与える悪影響を最小限に留めることである。当グループは、革新的かつ持続可能なロジスティックス事業を先導することを望んでいる。持続可能性という考えは、革新を後押しし、新しい事業の機会を切り開き、当グループに競争上の優位をもたらす。

当グループの持続可能な戦略は、次の3つの分野に焦点を置いている。当グループのGoGreenプログラムは、当グループによる気候保護の目標の達成を目的としている。2つ目の分野はGoHelpであり、被災地の人々の生活環境改善のために、当グループの専門知識を適用している。当グループの3つ目の社会貢献は、教育の支援であり、この目的を推進するために、GoTeachプロジェクトを創出した。

2009年に、ドイツポスト DHLは、経済、生態及び社会に対する責任を果たしているその包括的戦略が評価され、最も持続可能な戦略部門において、ドイツ・サステナビリティ賞を受賞した。

#### 行動規範及びコンプライアンス管理

ドイツポスト DHLは、2006年中頃から全ての地域及び全ての部門で適用されている行動規範を開発した。当該行動規範は、当グループの約50万人の従業員のための日々の職場での行動に関する指針を定めている。

行動規範の土台となっているのは、尊重、忍耐、正直、開示、従業員及び顧客に対する誠実さ、並びに社会的責任を負う企業としての意欲である。本指針は、全ての階層レベル及び全ての部門の従業員に適用される。

ドイツポスト DHLのコンプライアンス組織は、コンプライアンス委員会、グローバル・コンプライアンス・オフィス(リージョナル・コンプライアンス・オフィスを含む。)及びインテグリティ・ボードで構成されている。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理の基本的要件及び必要な措置について判断する。同委員会は、グローバル・コンプライアンス・オフィス、及び現時点では14個のリージョナル・コンプライアンス・オフィスにより支援されており、取締役会に対して直接報告を行う。グループの内部及び外部の専門家から構成されるインテグリティ・ボードは、コンプライアンス委員会に対して助言を行う。ドイツポストDHLのコンプライアンス管理は、継続的に見直され、改善されている。

行動規範を補完するため、2009年に、2つの指針が公表された。汚職防止指針は、行動規範の定めに基づいて、贈物、便益及び接待への対応方法に関する明確な指示を含めて、汚職回避に関する具体的な指示を与えている。競争指針は、競争相手との調整行為の禁止に関する具体的な指示を与えている。

サプライヤー向けの行動規範は、倫理上及び生態学上の基準を遵守するようサプライヤーに義務付けている。報告年度以降、これらの基準には、差別、並びに児童労働及び強制労働の禁止が明示的に規定された。賃金と労働時間は、国の法律や規則を遵守していなければならない。違法な支払(賄賂)は禁止されている。サプライヤー向けの行動規範は、全ての新しい調達契約に含まれており、2007年以降の既存の長期契約に追加されている。

さらに、当グループは、特定のターゲット・グループに対して、様々な義務的なオンライン上のトレーニングプログラムを提供している。当グループのコンプライアンス手続の持続可能性は、内部監査により定期的に見直されている。

#### 取締役会及び監査役会の業務手法

ドイツポストは、ドイツの上場公開有限責任会社として、二重の経営制度を採用している。取締役会は、当社の経営につき責任を負う。当該取締役会は、監査役会により任命され、監督され、助言を受ける。

取締役会は、最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当の取締役に加え、郵便部門、グローバル・フォワード・ディング・フレート部門、エクスプレス部門及びサプライ・チェーン部門という各事業部門の責任者である取締役から構成される。

監査役会の同意を得て、取締役会は、取締役会内部の構造、経営及び協力の方針について定めた手続規定を設けている。この枠組み内において、各取締役は、自己の担当部門につき独立して運営し、他の取締役に對して、主要な進展事項を定期的に通知する。当社又は当グループにとって特に重要な事項については、取締役会全体で決定する。これらの事項については、法律により取締役への委任が禁止されている業務に加えて、監査役会の承認を要する全ての決定事項が含まれる。また、取締役会全体による決定を求めてある取締役から提出された事項についても、取締役会全体で決定する。

上記決定の過程において、取締役は、個人の利益を追求してはならず、かつ自らの便益のために、当社が得べき事業の機会を悪用してはならない。取締役は、利益相反が生じた場合には、遅滞無く監査役会に開示する義務がある。

監査役会は、取締役に對し、助言を与え、監督し、取締役に任命する。監査役会は、その内部体制に関する基本原則、その承認を要する取締役会の取引一覧及び監査役会委員会の規則を含む手続規定を定めている。監査役会は、少なくとも半年に2回会議を行う。重要な出来事が生じて開催が必要な場合には、臨時の会議がいつでも開催される。監査役会は、2009事業年度においては、7回の本会議及び21回の委員会会議を行った。

取締役会と監査役会は、戦略的措置、企画、事業開発、リスクの影響及びリスク管理、並びに企業コンプライアンスに関して、定期的に連絡を取り合っている。取締役会は、全ての重要な議題について、速やかにかつ包括的に監査役会に通知する。

監査役会による全ての決定、特にその承認を要する取引に関する決定については、関係する委員会において徹底的に議論される。各本会議において、監査役会は、その委員会の業務について詳細な報告を受ける。

上記決定の過程においては、監査役は、個人の利益を追求してはならず、かつ自らの便益のために当社が得べき事業の機会を悪用してはならない。監査役は、利益相反が生じた場合には、監査役会に開示する義務がある。監査役側に、単に一時的ではない重大な利益相反が生じた場合には、当該監査役は、監査役を辞任する。

#### 執行委員会及び監査役会委員会

取締役会より下位のレベルでは、重要な決定は、いわゆる執行委員会において行われ、同委員会は、取締役会全体により行われるべき決定の準備も行う。執行委員会は、とりわけ戦略、買収及び取締役会内の各部門における主要な投資について責任を負う。

郵便運営委員会は、郵便部門について責任を負い、部門間DHL執行委員会は、エクスプレス部門、グローバル・フォワード・ディング・フレート部門及びサプライ・チェーン部門について責任を負う。最高経営責任者、最高財務責任者及び各取締役が、上記委員会に参加する。また、人事担当の取締役も、郵便運営委員会の委員である。執行委員会には、関係する取締役と共に、例えば、事業運営の責任者のような場合には、常勤として、またある時には特別な議題について補助するため、次席レベルの幹部も参加する。調達部門及び統制部門の責任者は、例えば、設備投資に関する助言を求められて招集され、財務部門、企業開発部門及び法務サービス部門の責任者は、買収案件の場合に招集される。

DHL執行委員会は、通常1ヶ月に2回、郵便運営委員会は、1ヶ月に1回会議を行う。

さらに、事業検討会議が四半期に1回開催される。これらの会議は、各部門、最高経営責任者及び最高財務責任者の間で、戦略的成果につき議論する場の一つである。これらの会議では、取締役会の各部門における戦略的措置、運営上の議題及び予算状況について検討される。

監査役会は、その任務を効率的に遂行するために、5つの委員会を組織した。

監査役会委員会は、監査役会の本会議における決議の準備を行う。一定の議題については、監査役会から個々の委員会に対し、その最終決定が委託されている。

#### (2) 報酬

2009会計年度における当グループの取締役会の報酬体系

2009会計年度における各取締役の合計報酬額は、監査役会、より具体的には、監査役会会長が率いる執行委員会により決定された。監査役会は、協議した後に、執行委員会が提出した提案をもとに、主要な契約事項を含む取締役会の報酬体系を決定した。取締役会の報酬は、会社の規模及び世界展開、経済及び財政状態、並びに各取締役の職責に応じて決まる。報酬額は、ドイツ国内及び国際的な同業者と比べて遜色ないように設定されており、取締役が最大限の業績を挙げ、結果を出すことができるようなインセンティブを与えている。

2009年度の取締役会の報酬は、標準的な市場価格に従い、関係任務にふさわしく、かつ業績に応じてこれに報いることを意図としている。当該報酬は、固定報酬、変動報酬及び長期的インセンティブ報酬により構成される。

業績非連動部分は、年間固定報酬(年俸制)、特別給付及び年金契約である。年間固定報酬は、12回の均等月払いにより、各月の末日に、遡及的に支払われる。特別給付は主に、社用車の利用、保険料補助、並びに自国外における業務に対する特別手当及び福祉手当により構成される。

2009年度の変動報酬は、当社の年間利益に連動する部分(年間業績連動報酬)及び長期インセンティブに対応する部分(長期インセンティブ制度)により構成される。

年間業績連動部分(年間賞与)の金額については、監査役会が、当社の業績に基づいて、その裁量により決定する。各取締役の賞与額には、事前に設定した目標値の達成度又は超過の程度が反映される。当グループの資産に関する費用計上後のEBITという業績測定基準が、本算定を行う上での主要なパラメーターとなる。郵便部門、グローバル・フォワーディング・フレート部門、エクスプレス部門及びサプライ・チェーン部門担当の取締役にとっては、個々の部門における資産に関する費用計上後のEBITも重要なパラメーターとなる。会計年度の上限目標が達成された場合は、年間最大業績連動報酬(年間賞与)が付与される。年間最大賞与は、年間固定報酬の100パーセントに相当する。また、監査役会は、並外れた業績を報いるため、適切な特別賞与の付与を決定することができる。

現在、当社の年間利益に連動する報酬部分は、2009年8月5日に施行された取締役の報酬の相当性に関する法律(VorstAG : Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung)の規定に基づいて、持続可能性の要素が考慮される。これは、2009年8月5日以降に締結及び更新される雇用契約において考慮され、取締役の報酬を決定する際に、会社の持続可能な発展がより重視されるようになる。将来、当該契約における年間業績連動報酬は、合意された目標が達成されたとしても、もはや全額支払われなくなる。その代わりに、年間業績連動報酬の50パーセントが、新たに3年という中期的な期間(1年間の業績認定段階、2年間の持続可能性認定段階)の経過により支払われる。当該報酬は、資産に関する費用計上後の報告済EBITに関連する目標(のれん及びのれん減損前の資産に関する費用の計上を含む。)が、持続可能性認定段階において達成されたことを条件として、持続可能性認定段階終了後に支払われる。持続可能性の基準が満たされない場合は、補償なしに当該支払を受けることができなくなる。かかるデメリット方式によって、取締役の報酬を決定する際に、当社の持続可能な発展がさらに重視されることになる。

株式評価益権(SAR)は、2006年に監査役会で決議された長期インセンティブ制度(2006 LTIP)に基づいて、長期的報酬として付与された。

各株式評価益権の保有者は、当該株式評価益権の権利が行使される日の直前の5営業日におけるドイツポスト株式の平均終値と当該株式評価益権の権利行使価格との差額に相当する精算金額を受取る権利を有する。2009年度に、各取締役は、各トランシュにつき、各人の年間目標給与額の10パーセントをドイツポスト株式に投資した。2009年度に株式評価益権が配分手続の一環として付与された際、ロックアップ期間が3年から4年に延長された。ロックアップ期間満了後は、絶対的又は相対的業績目標が達成されたことを条件として、株式評価益権の一部又は全部を2年間行使することができる。かかる2年の間に行使されなかった株式評価益権は、失効する。

付与された株式評価益権(存在する場合)がいくつ行使可能かを判断するために、基準期間及び業績期間における平均株価又は平均指標値が比較される。基準期間とは、発行日直前の連続する20取引日を指す。業績期間はロックアップ期間終了日直前の60取引日を指す。平均株価(終値)は、ドイツ証券取引所株式会社のカセトラ電子取引システムにおけるドイツポスト株式の終値の平均値として計算される。

各6個の株式評価益権のうち、最大4個までが絶対的業績目標の達成により獲得可能であり、最大2個までが相対的業績目標の達成により獲得可能である。ロックアップ期間終了時までには絶対的又は相対的業績目標のいずれも達成されなかった場合、関連するトランシュの株式評価益権は失効し、いかなる代替品や補償も与えられない。

株式評価益権は、ドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る毎に獲得することができる。相対的業績目標は、ダウ・ジョーンズ・ストックス600インデックス(ダウ欧州株価指数(SXXP)、ISINコード EU0009658202)の業績に関連する株式の業績と相関関係にあり、業績期間中に株価が同インデックスを下回らないか、株価がインデックスを最低10パーセント上回った場合に達成される。

現在、各取締役が投資すべき金額は、その基本年俸の10パーセントであるにもかかわらず、長期インセンティブ制度は、2009年8月5日以降に締結及び更新された契約において、引き続き採用されている。株式評価益権による報酬は、目標の現金報酬(基本年俸に目標年間業績連動報酬を加えたもの)の300パーセントを上限とする。

2008年度に開始した、コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に基づく退職金上限額条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

2008年6月6日付で改正されたドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード第4.2.3条の勧告に従い、2008会計年度以降新たに締結された取締役の委任契約には、当該契約が正当な理由なく早期に終了した場合には、契約の残存期間の報酬を超える退職金は支払われない旨の条項が規定されている。退職金は、補助給付を含めて、最大2年分の報酬額を上限とする(退職金上限額)。

支配権の変更がある場合には、取締役は、満3ヶ月前に通知の上、当該支配権の変更後6ヶ月以内に、正当に退任し、委任契約を解除することができる(早期解除権)。

当該契約の条項は、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定めている。まず、ある株主が、ドイツ有価証券購入及び引き受けに関する法律(Wertpapierwerbs- und Übernahmegesetz)第29(2)条において定義されている支配権を取得した場合、すなわち最低30パーセントの議決権(同法第30条において定められているとおり、他の株主と共同で行動することにより当該株主に帰属する決議権を含む。)を保有するに至った場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法(Aktiengesetz)第291条に基づき、当社が従属会社となる旨の支配契約が締結され、当該契約が効力を生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ組織変更法(Umwandlungsgesetz)第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合(但し、合意された換算率で定められた当該法人の価値が、当社の価値の50パーセント以下である場合を除く。)が挙げられる。

支配権の変更後9ヶ月以内に、早期解除権が行使されるか、又は委任契約が相互の合意により解除される場合、取締役は、自己の委任契約の残存期間分の補償の支払を受ける権利を有する。当該支払は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に基づき、退職金上限額の150パーセントに制限されている。取締役が退職時に60歳に達していない場合には、支払額は25パーセント減額される。委任契約の残存期間が2年以下であり、取締役が退職時に62歳に達していない場合には、支払金額は退職金上限額と同額となる。支配権の変更時点で、契約の残存期間が9ヶ月以下であり、かつ契約が更新されなかったことにより、取締役が62歳に達する前に委任契約が満了した場合も同様とする。

契約終了後2年間有効な競業禁止条項は、取締役の委任契約においても規定されている。競業禁止期間中、取締役は、最後に契約で定められた年間固定報酬(基本年俸)の50パーセント(ローレンス・ローゼン氏の場合は75パーセント)を按分計算により毎月受領する。その他の勤労所得は、当該収入と対価の支払とを合算して、最終的に月単位で支払われていた固定報酬を上回ることを条件として、競業禁止期間中に支払われる対価から差引かれる。当該対価の支払額自体は、退職金や年金の支払から差引かれる。当該取締役契約終了前又は終了時において、当社は、競業禁止条項の遵守義務を課さないことを宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言の受領から6ヶ月後に、競業を制限することによる対価支払の義務について免責される。ローレンス・ローゼン氏との契約においては、かかる一方的な免責条項は、規定されていない。

その他の規定

ローレンス・ローゼン氏は、2010年、2011年及び2012年に総額2.55百万ユーロの補償を受け取る。これは、当社への移籍の結果消滅する権利に対する補償である。

ジョン・アレン氏の委任契約の競業禁止条項により、同氏は、当社を退職後2年間の競業禁止義務を負っている。かかる競業禁止の制約を受ける2年の間、同氏は、最終的な年収の月額分の50パーセントの対価(月額47,031ユーロ)を受領する。もっとも、年収の半分を超過する勤労所得が存在する場合には、超過する限度で、上記対価から差し引かれる。

ジョン・P・ミュレン氏との委任契約は、2010年2月28日に終了した。同氏の報酬は、同日まで支払われる。その後は、同氏は、契約の残存期間(2010年12月31日まで)につき、契約上決められた金額の

支払いを受ける。上記以外に、契約の終了にあたりいかなる退職金に関する取り決めもされていない。

上記の取り決めを除き、いかなる取締役も、契約終了時に追加の給付を約束されていない。

2009会計年度に、現職の取締役に支払われた報酬額の合計は、14.92百万ユーロ(前年度：11.89百万ユーロ)であった。この報酬額は、9.81百万ユーロ(前年度：9.01百万ユーロ)の業績非連動部分と5.11百万(前年度：2.88百万ユーロ)の業績連動部分から構成される。2009会計年度において、取締役は、発行時(2009年7月1日)において総額7.25百万ユーロ(前年度：4.78百万ユーロ)相当の1,800,000個の株式評価益権を付与された。

2009会計年度に、当グループの現職の取締役に對して支払われた報酬額  
以下の表は、現職の取締役に支払われた報酬額の合計を示している。

B.05 2009年度における当グループの取締役の報酬：現金部分

(単位：ユーロ)

取締役	業績非連動		業績連動	合計
	年間固定報酬	特別給付	年間業績連動報酬	
フランク・アベル 会長	1,582,831	27,969	1,376,430	2,987,230
ジョン・アラン(2009年6月30日より)	564,375	353,658	490,781	1,408,814
ケン・アレン(2009年2月26日より)	602,217	84,677	562,953	1,249,847
ブルース・エドワーズ	860,001	141,851	373,928	1,375,780
ユルゲン・ゲルデス	787,500	27,972	639,529	1,455,001
ジョン・ミュレン(2009年2月24日より)	161,832	160,594	218,416	540,842
ウォルター・ショイルレ	860,000	22,656	747,856	1,630,512
ヘルマン・ウデ	715,000	15,322	455,670	1,185,992
ローレンス・ローゼン(2009年9月1日より)	286,667	8,001	249,285	543,953

B.06 2009年度における当グループの取締役の報酬：長期インセンティブ効果を有する報酬部分

(単位：ユーロ)

現職の取締役	SARの数	付与日(2009年7月1日)におけるSARの価額	2006年乃至2009年に付与されたSARの合計価額と付与日の価額との変更額
フランク・アベル 会長	360,000	1,450,800	- 1,685,900
ケン・アレン(2009年2月26日より)	240,000	967,200	145,919
ブルース・エドワーズ	240,000	967,200	- 229,829
ユルゲン・ゲルデス	240,000	967,200	- 656,270
ウォルター・ショイルレ	240,000	967,200	- 1,738,900
ヘルマン・ウデ	240,000	967,200	- 122,943
ローレンス・ローゼン(2009年9月1日より)	240,000	967,200	446,400

前年度(2008)において当グループの取締役に對して支払われた報酬額

B.07 2008年度における当グループの取締役の報酬：現金部分

(単位：ユーロ)

取締役	業績非連動		業績連動	合計
	年間固定報酬	特別給付	年間業績連動報酬	
フランク・アペル(2008年2月18日より会長)	1,429,205	28,387	0	1,457,592
ジョン・アラン	1,046,580	593,906	0	1,640,486
ブルース・エドワーズ(2008年3月4日より)	715,760	40,331	0	756,910
ユルゲン・ゲルデス	715,000	37,222	0	752,222
ジョン・ミューレン	1,139,871	767,765	0	1,907,636
ウォルター・ショイルレ	860,000	23,891	0	883,891
ヘルマン・ウデ(2008年3月4日より)	590,067	12,603	0	602,670

B.08 2008年度における当グループの取締役の報酬：長期インセンティブ効果を有する報酬部分

(単位：ユーロ)	SARの数	付与日(2008年7月1日) におけるSARの価額	2006年乃至2009年に付 与されたSARの合計価額
			と付与日の価額との変 更額
取締役			
フランク・アペル(2008年2月18日より 会長)	360,000	955,650	- 1,955,050
-----			
ジョン・アラン	240,000	637,100	- 420,650
-----			
ブルース・エドワーズ(2008年3月4 日より)	240,000	637,100	- 527,064
-----			
ユルゲン・ゲルデス	240,000	637,100	- 895,664
-----			
ジョン・ミューレン	230,000	637,100	- 1,895,000
-----			
ウォルター・ショイルレ	240,000	637,100	- 1,895,000
-----			
ヘルマン・ウデ(2008年3月4日より)	240,000	637,100	- 422,076

旧制度に基づく年金契約

各取締役は、取締役が永続的な就労不能、死亡又は高齢によって当社の役務を離れる場合に給付の支払いを行うという年金契約についてそれぞれ直接合意している。かかる給付は、取締役としての勤務年数が5年以上存在することを条件として、取締役の委任契約終了時に取得できる。永続的な就労不能に関する給付の支払条件は、最低5年間勤務していることである。高齢による年金は、55歳(ユルゲン・ゲルデス氏の場合は62歳)以降に支払われる。取締役は、年金の受取方法について、通常の年金の支払い又は元金一括払いのいずれかを選択することができる。給付は、年金給付対象となる報酬に応じて、勤務年数に基づく最終的な報酬の一定割合が支払われる。

年金給付対象となる報酬は、年収(基本年俸)のうち契約期間の最後の12ヶ月の平均額である。2002年度から2007年度の間新たに任命された取締役は、取締役会での5年の勤務後に、最終的な報酬の25パーセントに相当する給付の受給資格を有する。一方で、当該取締役が受給しうる給付の最高の割合は、10年の勤務後の50パーセントである。2002年度より前に任命された取締役が受給する可能性のある給付については、最終的な報酬に対する最高の割合は、60パーセントである。最終的な報酬に対する割合は、各人が合意した契約条項に従い、勤務年数又は取締役としての任命期間のいずれかに沿って徐々に上昇する。退職後の年金の支払いについては、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して上方又は下方に調整される。

B.09 2009会計年度における旧制度に基づく個別年金契約

	年金契約		年金債務に関する勤務費用 (2009会計年度) (ユーロ)
	2009年12月31日現在の年 金水準(%)	最高年金水準(%)	
フランク・アペル(会長)	25	50	415,539
-----			
ユルゲン・ゲルデス <sup>1)</sup>	0	50	117,912
-----			
ジョン・ミューレン(2009年2月24日 まで)	45	50	674,211 <sup>2)</sup>
-----			
ウォルター・ショイルレ	30	60	506,408
-----			
合計			1,714,070

1) 最低必要期間に達していない。給付金が支払われる場合は、旧制度の規定を適用する。

2) 年間費用。

B.10 2008会計年度における旧制度に基づく個別年金契約

	年金契約		
	2009年12月31日現在の年 金水準(%)	最高年金水準(%)	年金債務に関する勤務費用 (2008会計年度) (ユーロ)
フランク・アベル (2008年2月18日 より会長)	25	50	444,897 <sup>1)</sup>
ユルゲン・ゲルデス <sup>2)</sup>	0	50	112,312
ジョン・ミューレン	35	50	546,824
ウォルター・ショイルレ	30	60	528,795

1) 取締役会長の就任に伴う給付金の増加額。

2) 最低必要期間に達していない、給付金が支払われる場合は旧制度の規定を適用する。

新体系における年金契約

年金契約のシステムは、2008年度に再編成された。2008年3月4日より、新たに任命された取締役は、従来の最終報酬に基づく年金制度ではなく、確定拠出制度に基づいて年金を受領する。

新たな確定拠出制度においては、当社は該当する取締役の基本年間報酬の25パーセントに相当する一律の年度拠出額をネット上の年金口座へ支払う。拠出支払の期間は15年に限定される。取締役が当社を退職するまでの間、課税計算にかかる年金繰入額の割引率が年金資産に適用される。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で元金が支払われるものである。年金は、取締役が定年(62歳)に達した場合、永続的に就労不能となった場合又は任期中に死亡した場合に支払われる。受給者は、自己の年金受給権に関してオプションを有している。かかる年金受給権が行使された場合、扶養遺族に関する個別の情報と将来の年金調整1%を考慮に入れ、課税計算に適用される計算原則に基づき、元本が年金として支払われる。取締役が定年に達することなく取締役会から退職する場合は、それ以降の拠出又は利息の支払いがされることなく、退職日までに積み立てられた元金の額のまま年金口座に維持される。

ケン・アレン氏、ローレンス・ローゼン氏、ヘルマン・ウーデ氏及びブルース・エドワーズ氏には、この新たな年金制度が適用される。ヘルマン・ウーデ氏の給付受給権については、置き換えられた給付、すなわち取締役役に任命された日に適用されていた評価基準を用いた給付が継続していたならば支払われたであろう金額の最小限の年金を保証する規定が存在する。

B.11 <2009会計年度における新制度に基づく個別年金契約

(単位：ユーロ)	2009年度出資総額	2009年12月31日現在の年金勘定残高	年金債務に関する勤務費用(2009会計年度)
ケン・アレン <sup>1)</sup>	148,9583)	156,370	150,5976)
ブルース・エドワーズ	215,000	406,460	221,591
ローレンス・ローゼン <sup>2)</sup>	871,6674)	888,763	70,2346)
ヘルマン・ウーデ	178,750	704,7935)	177,182
合計			619,604

1) 2009年2月26日より取締役 2) 2009年9月1日より取締役 3) 10ヶ月に比例配分した金額 4) 4ヶ月に比例配分した金額に初期資本800,000ユーロを加えた額 5) 死亡時の最低支払額：929,765ユーロ；傷病を患った場合における最低支払額：1,606,058ユーロ（2009年12月31日現在）。6) 5.75パーセントの金利で算出された、2009年1月1日現在の想定元本。

B.12 2008年度における新制度に基づく個別年金契約

(単位：ユーロ)	2008年度出資総額	2008年12月31日現在の年金勘定残高	年金債務に関する勤務費用(2009会計年度)
ヘルマン・ウーデ <sup>1)</sup>	465,3612)	486,149	133,647
ブルース・エドワーズ <sup>1)</sup>	134,063	140,052	137,565

1) 2008年3月4日より取締役  
 2) 同氏の従来の年金契約切り替えによる331,298ユーロの当初残高を含む。

退任取締役に対する手当

2009会計年度において、退任取締役又は扶養遺族に支払われた手当は、8.1百万ユーロ（前年度：43.1百万ユーロ）となった。IFRSに基づいて算出された現行の年金に関する確定給付債務(DBO)は、26.1百万ユーロ（前年度25.3百万ユーロ）となった。

監査役報酬

定時株主総会で決議された当社の定款第17条に基づき、監査役の年収は、固定報酬、短期業績連動型の報酬及び長期のインセンティブ効果を有する業績連動型の報酬から構成される。

固定された基本報酬額は20,000ユーロであり、短期業績連動型の報酬は、該当する会計年度の1株当りの連結純利益が0.50ユーロを0.03ユーロ上回る毎に300ユーロとなっている。2009年においては、1株当りの連結純利益が0.53ユーロであったので、0.50ユーロを0.03ユーロ上回った。2009年度において、監査役は、2011年度における1株当りの連結当期純利益が2008年度における1株当りの連結当期純利益を3パーセント超える毎に300ユーロの長期的なインセンティブ効果を有する業績連動型の報酬の受給権を有している。もっとも、当該報酬は、20,000ユーロを超過してはならない。当該報酬は、2012年度の定時株主総会終了時に支払われる。

監査役会の会長は上記報酬の2倍の報酬額を、同副会長は1.5倍の報酬額を受領する。監査会の委員会の委員長も2倍の報酬額を、同委員会の委員も1.5倍の報酬額を受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会委員には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者は、所属期間に比例する金額の報酬を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた費用を請求することができる。監査役会の報酬及び立替費用に対する付加価値税も払い戻される。さらに、監査役は、監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき500ユーロの会議出席手当を受領する。

2009年度の、非業績連動型の報酬(固定報酬及び会議出席手当)は、約747,500ユーロ(前年度:766,833ユーロ)であり、業績連動型の報酬は、9,263ユーロ(前年度:0ユーロ)であった。以下の表は、各監査役に支払われた報酬の内容である。

B.13 各監査役に対して支払われた報酬

	固定部分	短期業績連動部分	出席手当	合計	前年度の報酬 (2008年度) <sup>1)</sup>
ウルフ・フォン・シンメルマン (2009年1月1日より会長)	70,000	1,050	11,000	82,050	25,000
アンドレア・コシス(副会長)	60,000	900	10,000	70,900	72,500
ヴォルフガング・アベル	30,000	450	8,000	38,450	32,667
ヴィレム・フォン・アグトメル	20,000	300	3,500	23,800	24,000
ロルフ・パウワーマイスター	30,000	450	9,000	39,450	31,667
ヘロ・ブラームス	40,000	600	9,500	50,100	50,500
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ	20,000	300	3,500	23,800	15,833
ヴェルナー・ガツェー	40,000	600	11,000	51,600	54,500
アネット・ハームス	20,000	300	4,000	24,300	25,000
ヘニング・カゲルマン (2009年2月18日より)	17,500	263	3,500	21,263	—
トーマス・コチェルニク	40,000	600	9,000	49,600	33,667
ラルフ・クルーガー(2009年4月 21日まで)	11,667	175	3,000	14,842	50,000
アンケ・クファルト	20,000	300	4,000	24,300	16,333
ローランド・エトカー	37,083	556	7,000	44,640	39,000
ハリー・ロールズ	20,000	300	4,000	24,300	24,500

アンドレアス・シャードラー	20,000	300	4,000	24,300	16,333
ウルリヒ・シュローダー	20,000	300	3,000	23,300	8,667
シュテファン・ショルト(2009年4月21日より)	21,250	319	4,000	25,569	–
ヘルガ・チェル	30,000	450	8,000	38,450	26,500
エルマー・トイム	20,000	300	3,500	23,800	24,500
シュテニファニー・ヴェッケセル	30,000	450	7,500	37,950	34,167

1) 比例配分した固定部分に出席手当を加えた額。2008会計年度についていかなる短期変動報酬も支払われなかった。

(3) 内部監査制度の概要  
 5つの委員会

監査役会により設置された委員会は、全部で5つである。それらは、ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz)により設置が義務付けられている調停委員会に加え、執行委員会、財務・監査委員会、人事委員会、及びドイツ・ガバナンス・コードにより勧告された指名委員会である。

委員会	構成員
執行委員会	ヴルフ・フォン・シンメルマン (委員長) アンドレア・コシス(副委員長) ローランド・エトカー ロルフ・パウワーマイスター ヴェルナー・ガッツェー シュテファニー・ヴェッケッセル
人事委員会	アンドレア・コシス(委員長) ヴルフ・フォン・シンメルマン(副委員長) ローランド・エトカー トーマス・コチェルニク
財務・監査委員会	ヘロ・ブラームス(委員長) ヴォルフガング・アベル(副委員長) ヴェルナー・ガッツェー トーマス・コチェルニク シュテファン・ショルト ヘルガ・ティエル
調停委員会 (ドイツ共同決定法第27条(3)準拠)	ヴルフ・フォン・シンメルマン (委員長) アンドレア・コシス(副委員長) ローランド・エトカー ロルフ・パウワーマイスター
指名委員会	ヴルフ・フォン・シンメルマン (委員長) ローランド・エトカー ヴェルナー・ガッツェー

(4) 関連当事者に関する開示

後記「第6-1-(ト)連結財務書類に対する注記 - 注記(55)」を参照されたい。

(5) 当社の独立会計監査人に関する情報

当社の会計監査業務は、プライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人がこれを行っており、同社の経済監査士ディートマー・プリュム氏及び経済監査士クラウス・ディーター・ルスケ氏によりこれに係る監査報告書が発行されている。

会計監査人報酬については、後記「第6-1-(ト)連結財務書類に対する注記(56)」を参照されたい。

## 第6 【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務書類は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務書類は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」)第127条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。  
当社の年次財務書類は「金融商品取引法施行令」(昭和40年政令第321号)第35条の規定に基づく「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査は受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2010年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売・買相場の仲値である1ユーロ=112.2円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ(国際財務報告基準)における会計原則及び会計慣行の相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務諸表】

(1)連結財務諸表

(イ)連結損益計算書

		自1月31日至12月31日			
		2008年 調整済(1)		2009年	
継続事業	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高	(11)	54,474	61,120	46,201	51,838
その他の営業収益	(12)	2,736	3,070	2,141	2,402
営業収益合計		57,210	64,190	48,342	54,240
材料費	(13)	-31,979	-35,880	-25,774	-28,918
人件費	(14)	-18,389	-20,632	-17,021	-19,098
減価償却費、償却費及び減損	(15)	-2,662	-2,987	-1,620	-1,818
その他の営業費用	(16)	-5,146	-5,774	-3,696	-4,147
営業費用合計		-58,176	-65,273	-48,111	-53,981
利息を含まない税引前利益/損失(EBIT)		-966	-1,084	231	259
関連会社による純利益	(17)	2	2	28	31
その他の財務収益		598	671	1,885	2,115
その他の財務費用		-714	-801	-1,857	-2,084
為替変動結果		14	16	-11	-12
その他の財務費用純額/その他の財務収益純額	(18)	-102	-114	17	19
財務費用純額/財務収益純額		-100	-112	45	50
税引前利益/損失		-1,066	-1,196	276	310
法人所得税	(19)	-200	-224	-15	-17
継続事業による当期純利益/損失	(20)	-1,266	-1,420	261	293
非継続事業					
非継続事業による当期純利益/損失	(21)	-713	-800	432	485
連結当期純利益/損失	(22)	-1,979	-2,220	693	778
連結当期純利益/損失は以下に 帰属する					
ドイツポスト・アーゲー株主		-1,688	-1,894	644	723
少数株主	(23)	-291	-327	49	55

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本的1株当り利益	(24)	-1.40	-157	0.53	59
内、継続事業に係るもの		-1.10	-123	0.17	19
内、非継続事業に係るもの		-0.30	-34	0.36	40
希薄化後1株当り利益	(24)	-1.40	-157	0.53	59
内、継続事業に係るもの		-1.10	-123	0.17	19
内、非継続事業に係るもの		-0.30	-34	0.36	40

(1)注記5参照。

(口)連結包括利益計算書

自1月31日至12月31日

	注記	2008年		2009年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
当期連結純損益		-1,979	-2,220	693	778
外国為替換算調整勘定					
未実現損益による増減		-502	-563	165	185
実現損益による増減		0	0	31	35
その他の留保利益の増減					
未実現損益による増減		0	0	0	0
実現損益による増減		0	0	0	0
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金					
未実現損益による増減		-88	-99	3	3
実現損益による増減		153	172	-49	-55
IAS第39号に準拠した再評価剰余金					
未実現損益による増減		-1,007	-1,130	366	411
実現損益による増減		744	835	-256	-287
IFRS第3号に準拠した再評価剰余金					
未実現損益による増減		8	9	0	0
実現損益による増減		0	0	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	(19)	54	61	0	0
関連会社のその他の包括利益の割合(税引後)		0	0	123	138
その他の包括利益(税引後)		-638	-716	383	430
包括利益合計		-2,617	-2,936	1,076	1,207
ドイツポスト・アーゲー株主		-2,147	-2,409	1,070	1,201
少数株主		-470	-527	6	7

(八)連結貸借対照表

	注記	2008年1月1日 調整済(1)		2008年12月31日 調整済(1)		2009年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
<b>資産の部</b>							
無形固定資産	(26)	14,226	15,962	11,627	13,045	11,534	12,941
有形固定資産	(27)	8,754	9,822	6,676	7,490	6,220	6,979
投資不動産	(28)	187	210	32	36	32	36
関連会社に対する投資	(29)	203	228	61	68	1,772	1,988
長期金融資産	(30)	985	1,105	718	806	1,448	1,625
その他の固定資産	(31)	369	414	370	415	348	390
繰延税金資産	(32)	1,040	1,167	1,033	1,159	668	749
<b>固定資産</b>		<b>25,764</b>	<b>28,907</b>	<b>20,517</b>	<b>23,020</b>	<b>22,022</b>	<b>24,709</b>
棚卸資産	(33)	248	278	269	302	226	254
法人所得税資産	(34)	312	350	191	214	196	220
受取債権及びその他の流動資産	(35)	9,676	10,856	8,081	9,067	7,157	8,030
金融サービスより生じた受取債権及びその他の有価証券		193,920	217,578	0	0	0	0
流動金融資産	(36)	202	227	684	767	1,894	2,125
現金及び現金等価物	(37)	4,683	5,254	1,350	1,515	3,064	3,438
売却目的で保有する固定資産	(38)	615	690	231,872	260,160	179	201
<b>流動資産</b>		<b>209,656</b>	<b>235,234</b>	<b>242,447</b>	<b>272,026</b>	<b>12,716</b>	<b>14,267</b>
<b>資産合計</b>		<b>235,420</b>	<b>264,141</b>	<b>262,964</b>	<b>295,046</b>	<b>34,738</b>	<b>38,976</b>

	注記	2008年1月1日 調整済(1)		2008年12月31日 調整済(1)		2009年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
<b>資本及び負債の部</b>							
資本金	(39)	1,207	1,354	1,209	1,356	1,209	1,356
その他の剰余金	(40)	875	982	439	493	869	975
留保利益	(41)	8,953	10,045	6,178	6,932	6,098	6,842
ドイツポスト・ アーゲー株主に 帰属する資本	(42)	11,035	12,381	7,826	8,781	8,176	9,173
少数株主持分	(43)	2,778	3,117	2,026	2,273	97	109
<b>資本</b>		<b>13,813</b>	<b>15,498</b>	<b>9,852</b>	<b>11,054</b>	<b>8,273</b>	<b>9,282</b>
年金及びその他の 従業員 給付に係る引当 金	(44)	5,989	6,720	4,685	5,257	4,574	5,132
繰延税金負債	(32)	1,569	1,760	833	935	182	204
その他の長期引 当金	(45)	3,015	3,383	2,511	2,817	2,275	2,553
長期引当金		10,573	11,863	8,029	9,009	7,031	7,889
固定金融負債	(46)	8,838	9,916	3,452	3,873	6,699	7,516
その他の固定負 債	(47)	148	166	233	261	372	417
固定負債		8,986	10,082	3,685	4,135	7,071	7,934
長期引当金及び 固定負債		19,559	21,945	11,714	13,143	14,102	15,822
短期引当金	(45)	1,703	1,911	2,807	3,149	2,646	2,969
流動金融負債	(46)	1,686	1,892	1,422	1,595	740	830
買掛金	(48)	5,453	6,118	5,016	5,628	4,861	5,454
金融サービスよ り生じた負債		187,787	210,697	0	0	0	0
法人所得税負債	(34)	473	531	351	394	292	328
その他の流動負 債	(47)	4,902	5,500	4,066	4,562	3,674	4,122
売却目的で保有 する固定資産に 付随する負債	(38)	44	49	227,736	255,520	150	168
流動負債		200,345	224,787	238,591	267,699	9,717	10,902
短期引当金及び 流動負債		202,048	226,698	241,398	270,849	12,363	13,871
<b>資本及び負債合 計</b>		<b>235,420</b>	<b>264,141</b>	<b>262,964</b>	<b>295,046</b>	<b>34,738</b>	<b>38,976</b>

(1)注記5参照。

## (二)連結キャッシュ・フロー計算書

自1月31日至12月31日

	注記	2008年 調整後(1)		2009年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
税引前利益/損失		-1,066	-1,196	276	310
その他の財務費用純額/ その他の財務収益純額		102	114	-17	-19
関連会社による純収益		-2	-2	-28	-31
利息を含まない税引前利益 (EBIT)		-966	-1,084	231	259
固定資産の減価償却費/ 償却費		2,662	2,987	1,620	1,818
固定資産処分益純額		-76	-85	67	75
非資金損益項目		202	227	128	144
引当金の増減		1,237	1,388	-890	-999
その他の固定資産及び負債の 増減		-20	-22	-54	-61
支払税金		-325	-365	-339	-380
運転資本の増減考慮前の 営業活動より生じた現金純額		2,714	3,045	763	856
運転資本の増減					
棚卸資産		-58	-65	47	53
受取債権及びその他の固定 資産		472	530	778	873
負債及びその他の項目		234	263	-344	-386
継続事業に係る営業活動より 生じた現金純額		3,362	3,772	1,244	1,396
非継続事業に係る営業活動に 使用した現金純額		-1,423	-1,597	-1,828	-2,051
営業活動より生じた/使用し た現金純額合計	(49.1)	1,939	2,176	-584	-655
固定資産処分による収入					
子会社その他の事業体		0	0	-8	-9
有形固定資産及び無形固定 資産		1,421	1,594	217	243
その他の長期金融資産		162	182	334	375
		1,583	1,776	543	609
固定資産の取得に支払われた 現金					
子会社その他の事業体		-1,417	-1,590	-53	-59
有形固定資産及び無形固定 資産		-1,660	-1,863	-1,174	-1,317
その他の長期金融資産		-92	-103	-229	-257
		-3,169	-3,556	-1,456	-1,634
受取利息		570	640	103	116
受取配当(ポストバンク)		103	116	0	0
短期金融資産		-1	-1	-659	-739
継続事業に係る投資活動に 使用した現金純額		-914	-1,026	-1,469	-1,648
非継続事業に係る投資活動に より生じた/使用した現金純 額		473	531	-1,253	-1,406
投資活動に使用した現金純額 合計	(49.2)	-441	-495	-2,722	-3,054
固定金融負債の発行による収 入		176	197	3,981	4,467
固定金融負債の返済		-497	-558	-587	-659

流動金融負債の増減	-337	-378	-548	-615
その他の財務活動	-148	-166	-115	-129
ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金	-1,087	-1,220	-725	-813
その他の株主への支払配当金	-80	-90	-34	-38
ストックオプション制度に基づく株式の発行	21	24	0	0
支払利息	-434	-487	-291	-327
継続事業に係る財務活動に使用したノにより生じた現金純額	-2,386	-2,677	1,681	1,886
非継続事業に係る財務活動に使用した現金純額	918	1,030	7	8
財務活動に使用したノにより生じた現金純額合計	(49.3)	-1,468	1,688	1,894
現金及び現金等価物の増減純額	30	34	-1,618	-1,815
現金及び現金等価物に係る為替レートの変動の影響	-53	-59	20	22
売却目的で保有する資産に付随する現金及び現金等価物の増減	2	2	0	0
連結グループの変更による現金及び現金等価物の増減	0	0	0	0
現金及び現金等価物、期首残高	4,683	5,254	4,662	5,231
現金及び現金等価物の期末残高	(49.4)	4,662	3,064	3,438
控除：非継続事業に係る現金及び現金等価物の期末残高	3,416	3,833	0	0
加算：継続事業及び非継続事業に係る現金及び現金等価物の期末残高	104	117	0	0
継続事業に係る現金及び現金等価物の期末残高	1,350	1,515	3,064	3,438

(1)注記5参照。

[次へ](#)

(ホ)株主持分変動計算書

(単位：百万ユーロ)

注記	その他の剰余金						ドイツ ポスト ・ アー ゲー株 主に帰 属する 持分 (42)	少数 株主持分 調整済(1) (43)	株主持分 合計
	資本金 (39)	資本 剰余金 (40)	IAS第39号 剰余金 (40)	IFRS第3号 評価替 剰余金 (40)	外国為替 換算調整 勘定 (40)	留保利益 (41)			
2008年1月1日現在 残高	1,207	2,119	-347	0	-897	8,953	11,035	2,778	13,813
株主との資本取引									
配当金	0	0	0	0	0	-1,087	-1,087	-196	-1,283
連結グループの変更に よる少数株主持分の増 減	0	0	0	0	0	0	0	-86	-86
ストックオプション 制度(行使)	2	19	0	0	0	0	21	0	21
ストックオプション 制度(発行)	0	4	0	0	0	0	4	0	4
							-1,062	-282	-1,344
包括利益合計									
連結純利益	0	0	0	0	0	-1,688	-1,688	-291	-1,979
為替差損益	0	0	0	0	-500	0	-500	-2	-502
その他の増減	0	0	33	8	0	0	41	-177	-136
							-2,147	-470	-2,617
2008年12月31日現在 残高	1,209	2,142	-314	8	-1,397	6,178	7,826	2,026	9,852

(単位：百万ユーロ)

注記	その他の剰余金						ドイツ ポスト ・アー ゲー株 主に帰 属する 持分	少数 株主持分 調整済(1)	株主持分 合計
	資本金 (39)	資本 剰余金 (40)	IAS第39号 剰余金 (40)	IFRS第3号 評価替 剰余金 (40)	外国為替 換算調整 勘定 (40)	留保利益 (41)			
2009年1月1日現在 残高	1,209	2,142	-314	8	-1,397	6,178	7,826	2,026	9,852
株主との資本取引									
配当金	0	0	0	0	0	-725	-725	-39	-764
連結グループの変更に よる少数株主持分の増 減	0	0	0	0	0	0	0	-1,896	-1,896
株式割当制度	0	5	0	0	0	0	5	0	5
							-720	-1,935	-2,655
包括利益合計									
連結純利益	0	0	0	0	0	644	644	49	693
為替差損益	0	0	0	0	182	0	182	7	189
その他の増減	0	0	244	-1	0	1	244	-50	194
							1,070	6	1,076
2009年12月31日現在 残高	1,209	2,147	-70	7	-1,215	6,098	8,176	97	8,273

(1)2008年度に少数株主持分内での組替。

(単位：億円)

その他の剰余金

注記	資本金	資本 剰余金	IAS第39号 剰余金	IFRS第3号 評価替 剰余金	外国為替 換算調整 勘定	留保利益	ドイツ ポスト ・アー ゲー株 主に帰 属する 持分	少数 株主持分 調整済(1)	株主持分 合計
	(39)	(40)	(40)	(40)	(40)	(41)	(42)	(43)	
2008年1月1日現在 残高	1,354	2,378	-389	0	-1,006	10,045	12,381	3,117	15,498
株主との資本取引									
配当金	0	0	0	0	0	-1,220	-1,220	-220	-1,440
連結グループの変更に よる少数株主持分の増 減	0	0	0	0	0	0	0	-96	-96
ストックオプション 制度(行使)	2	21	0	0	0	0	24	0	24
ストックオプション 制度(発行)	0	4	0	0	0	0	4	0	4
							-1,192	-316	-1,508
包括利益合計									
連結純利益	0	0	0	0	0	-1,894	-1,894	-327	-2,220
為替差損益	0	0	0	0	-561	0	-561	-2	-563
その他の増減	0	0	37	9	0	0	46	-199	-153
							-2,409	-527	-2,936
2008年12月31日現在 残高	1,356	2,403	-352	9	-1,567	6,932	8,781	2,273	11,054

(単位：億円)

その他の剰余金

注記	資本金	資本 剰余金	IAS第39号 剰余金	IFRS第3号 評価替 剰余金	外国為替 換算調整 勘定	留保利益	ドイツ ポスト ・アー ゲー株 主に帰 属する 持分	少数 株主持分 調整済(1)	株主持分 合計
	(39)	(40)	(40)	(40)	(40)	(41)	(42)	(43)	
2009年1月1日現在 残高	1,356	2,403	-352	9	-1,567	6,932	8,781	2,273	11,054
株主との資本取引									
配当金	0	0	0	0	0	-813	-813	-44	-857
連結グループの変更に よる少数株主持分の増 減	0	0	0	0	0	0	0	-2,127	-2,127
株式割当制度	0	6	0	0	0	0	6	0	6
							-808	-2,171	-2,979
包括利益合計									
連結純利益	0	0	0	0	0	723	723	55	778
為替差損益	0	0	0	0	204	0	204	8	212
その他の増減	0	0	274	-1	0	1	274	-56	218
							1,201	7	1,207
2009年12月31日現在 残高	1,356	2,409	-79	8	-1,363	6,842	9,173	109	9,282

[次へ](#)

(ハ)セグメント別報告

部門別セグメント情報

自1月1日 至12月 1日	郵便部門(1)		エクスプレス部門(1)		グローバル・フォワー ディング/フレート部 門(1)		(単位：百万ユーロ) サプライ・チェーン (1)	
	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年
外部に対する売上高	14,186	13,502	13,184	10,008	13,453	10,257	13,552	12,362
内部に対する売上高	207	182	453	304	726	613	166	145
売上高合計	14,393	13,684	13,637	10,312	14,179	10,870	13,718	12,507
利息を含まない 税引前利益 (EBIT)	2,179	1,383	-2,194	-807	362	191	-920	-208
関連会社による 純利益	0	2	2	-1	0	8	0	0
セグメント別資産 (2)	3,683	3,551	8,870	8,428	6,887	6,541	6,287	5,815
関連会社に対する 投資(2)	22	24	32	31	6	12	0	0
セグメント別負債 (2)(3)	2,384	2,287	3,150	2,880	2,275	2,198	2,903	2,784
資本的支出	282	329	727	380	94	82	390	204
減価償却費、償 却費及び評価減 その他の現金を 伴わない 費用	346	321	542	489	105	108	1,343	403
従業員数(4)(単 位：人)	146,184	146,021	112,420	99,494	41,602	40,254	141,060	136,135

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月1日	コーポレート・センター その他部門 (1)		連結(1)		継続事業(1)		非継続事業	
	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年
外部に対する売上高	99	72	0	0	54,474	46,201	11,226	1,634
内部に対する売上高	1,683	1,455	-3,235	-2,699	0	0	0	0
売上高合計	1,782	1,527	-3,235	-2,699	54,474	46,201	11,226	1,634
利息を含まない 税引前利益 (EBIT)	-393	-328	0	0	-966	231	-871	-24
関連会社による 純利益	0	19	0	0	2	28	0	0
セグメント別資産 (2)	1,377	1,271	-401	-261	26,703	25,345	227,364	0
関連会社に対する 投資(2)	1	1,705	0	0	61	1,772	0	0
セグメント別負債 (2)(3)	1,244	1,123	-421	-319	11,535	10,953	218,730	0
資本的支出	234	176	0	0	1,727	1,171	71	7
減価償却費、償却費及び評価減	326	299	0	0	2,662	1,620	179	0
その他の現金を伴わない費用	114	126	0	0	2,803	2,132	539	114
従業員数(4)(単位：人)	15,450	14,747	0	0	456,716	436,651	22,175	0

地理的地域に関する情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月1日	ドイツ(1)		ヨーロッパ (ドイツを除く)(1)		アメリカ大陸			
	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年		
外部に対する売上高	16,882	15,847	19,856	16,689	9,630	6,340		
セグメント別資産(2)	3,997	3,837	7,598	7,376	3,256	3,105		
資本的支出	716	635	520	300	275	123		

  

	アジア・太平洋地域(1)		その他の地域(1)		継続事業(1)		非継続事業	
	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年
外部に対する売上高	6,303	5,661	1,803	1,664	54,474	46,201	11,226	1,634
固定資産(2)	2,968	2,932	584	595	18,403	17,845	2,373	0
資本的支出	148	78	68	35	1,727	1,171	71	7

(1)注記5及び10参照。

(2)12月31日現在。

(3)無利息の引当金を含む。

(4)平均値(FTE：常勤従業員相当数)

## (ト)連結財務諸表に対する注記

### 準備方針

#### (1)会計方針

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、欧州連合(EU)において採用されている国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に基づきこれに加えて適用が要求されている商法の規定に従って、連結財務諸表を作成している。かかる財務書類は、透明性指令施行法(Transparenzrichtlinie-Umsetzungsgesetz-TUG)(ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz-WpHG)第37v条)において定義される年次会計報告書(2007年1月5日付の)のことを表す。

適用された基準の要求は全て満たしており、当グループの連結財務諸表は、その純資産、財政状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、支払い方法に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2009年度の連結財務諸表の注記中の説明や開示は、2008年度の連結財務諸表に採用した会計方針と全般的には同一である。ただし、注記4に記載している、2009年1月1日より当グループに適用が要求されているIFRSに基づく国際財務報告の変更及び注記5に記載している、過年度の数値の調整は例外である。会計方針については注記7に説明されている。

ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのボンにおくドイツポスト・アーゲーはボン地方裁判所にて商業登記されている。

本財務諸表は、2010年2月19日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が許可された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

(2)連結グループ

ドイツポスト・アーゲーに加え、2009年12月31日に終了した事業年度における連結財務諸表には、ドイツポスト・アーゲーが直接的若しくは間接的に議決権の過半数を保有している、又はドイツポスト・アーゲーがその他の方法で事業活動を支配できる全てのドイツ国内及び外国企業が含まれる。これらの会社は当グループによる支配権の行使が可能となった日から連結されている。

親会社であるドイツポスト・アーゲーに加えて、下記の表に記載された会社が連結されている。

連結グループ

	2008年	2009年
完全連結会社(子会社)数		
ドイツ国内	106	79
国外	854	791
比例連結合弁会社数		
ドイツ国内	1	1
国外	18	18
持分法適用会社(関連会社)数		
ドイツ国内	3	29
国外	12	23

連結グループにおける増減は、特に、2009年2月末日におけるポストバンク及びその子会社の非連結化、並びに2009年3月以降、これらを関連会社として連結財務諸表に含めたことによる。

ドイツ商法第313条第2項第1号乃至第4号及び第3項に準拠した当グループの持分の全一覧表は、注記61に掲載している。

買収価額の配分

2008年10月末日に効力を発生した契約の結果、アメリカ法人のポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド・インク(「ポーラー・エア・カーゴ」)は、2008年11月より当グループに完全連結された。ポーラー・エア・カーゴはかかる日付まで関連会社として連結財務諸表に含まれていた。当時、最終的な購入価額の配分について必要な情報が揃っていなかったため、当該買収の当初買収価額配分が2008年12月31日をもって終了した年度の財務諸表に計上された。この結果、100百万ユーロの暫定的なれんが生じた。最終的な買収価額の配分は、2009年9月30日に行われ、以前発表された当初買収価額配分と比較され、いかなる調整も生じなかった。

純資産

(単位：百万ユーロ)	
公正価値	
<b>資産</b>	
固定資産	1
流動資産	96
現金及び現金等価物	41
	138
<b>資本及び負債</b>	
固定負債	1
流動負債	103
	104
取得した純資産	34

重要性の乏しい買収

2009会計年度において、ドイツポストDHLは、当グループの単体及び連結のいずれの純資産、財政状態及び経営成績に対しても重要な影響をもたらさない子会社の買収をおこなった。

2009年度 重要性の乏しい買収

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	調整	公正価値
<b>資産</b>			
固定資産	5	4	9
流動資産	9	0	9
現金及び現金等価物	5	0	5
	19	4	23
<b>資本及び負債</b>			
固定負債及び引当金	0	0	0
流動負債及び引当金	15	0	15
	15	0	15
純資産	-	-	8

2009年度 のれん

	公正価値
買収費用	54
控除：純資産	8
全部のれん	46
内、少数株主利益	-19
のれん	27

2009年度における重要性の乏しい買収は、連結売上の総額26百万ユーロの増加及び連結EBITのマイナス11百万ユーロの増加に寄与した。これら全ての被買収会社が2009年1月1日に完全に連結されていたとしても、上記金額の変動は僅少であった。

2008年度 重要性の乏しい買収

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	調整	公正価値
<b>資産</b>			

固定資産	54	24	78
流動資産	118	0	118
現金及び現金等価物	36	0	36
	208	24	232
<b>資本及び負債</b>			
固定負債及び引当金	6	0	6
流動負債及び引当金	125	0	125
繰延税金	10	7	17
	141	7	148
純資産(100%)			84
内、少数株主利益	-	-	-29
純資産	-	-	55

2008年度 のれん

	公正価値
買収費用	144
控除：純資産	55
のれん	89

2008年度における重要性の乏しい買収は、連結売上の総額208百万ユーロの増加に寄与した。これらの被買収会社は、当グループと重要なサービス供給関係にあった。これらの被買収会社が2008年1月1日に完全に連結されていたとしても、上記金額の変動は僅少であった。

2009会計年度において、当グループは、子会社取得のため、総額58百万ユーロを費やした(前年度：458百万ユーロ)。被買収会社の買収費用は、現金及び現金等価物によりまかなわれた。

キャッシュ・フローの詳細は注記49に記載されている。

処分及び非連結化の影響

完全連結会社の処分及び非連結化のもたらす影響は、以下の表のとおりである。以下の会社は、報告対象年度中に売却されるか、又は非連結化された会社である：ドイツ・ポストバンク・グループ(ドイツ)、DHL グローバル・メール・サービス SAS (フランス)、DHL コンテナ・ロジスティックス(イギリス)、及び4C アソシエイト Ltd (イギリス)。

完全連結会社の処分及び非連結化の影響

(単位：百万ユーロ)

	2008年		2009年	
	その他の会社	ドイツ・ポストバンク・グループ	その他の会社	その他の会社
処分の影響				
無形固定資産	0	-		4
有形固定資産	1	-		12
長期金融資産	0	-		10
受取債権及びその他の資産	11	-		48
売却のために保有する資産(1)	0	243,684		0
現金及び現金等価物	2	-		7
引当金	-3	-		-4
買掛金及びその他の負債	-8	-		-43
金融負債	0	-		-9
売却のために保有する資産に関連する負債	0	-238,734		0
受領対価の合計	0	1,194		3
非連結化損益(-)	-1	444		-22

(1)非連結化前のデータ

ドイツ・ポストバンク株式の売却：ドイツバンク・アーゲーに対する、ポストバンク株式50百万株の売却に関する合意取引(第1段階)は、2009年2月25日に完了した。ドイツバンク・アーゲーは、増資によるドイツ・バンク株式50百万株と引き換えに、ドイツポストDHLからドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式の22.9パーセントを受領した。ドイツバンク・アーゲーのシェアパッケージは、7月初めまでの期間中、市場において売却された。株式25百万株全てについて、先渡、及びコール/プット取引により担保が設定された。かかる取引によって生じた追加収益は、ドイツバンク・アーゲーによるものであり、担保としてドイツバンク・アーゲーに預託された。デリバティブの清算、及びこれによる担保解除は、2012年度における強制転換社債の行使をもって行われる(注記(3)参照)。ドイツバンク・アーゲー株式の売却により、2009年度における所得は571百万ユーロ影響を受けた。当該金額は、非継続事業による利益、及び財務費用純額/財務収益純額に含まれる。当該金額のうち、444百万ユーロは、非連結化利益によるものである。ドイツバンク・アーゲー株式の残りの39.5パーセントは、子会社に対する投資における持分法投資(equity-accounted investment)として計上される。その他の段階の詳細は、注記3を参照のこと。

ジョイント・ベンチャー

下記の表は、連結財務諸表に含まれている重要なジョイント・ベンチャーに帰属する貸借対照表項目及び損益計算書項目の情報である。

ジョイント・ベンチャー

(単位：百万ユーロ)

	2008年12月31日現在(1)	2009年12月31日現在(1)
<b>貸借対照表</b>		
無形固定資産	65	82
有形固定資産	13	24
受取債権及びその他の資産	37	50
現金及び現金等価物	8	11
買掛金その他の負債	-37	-50
引当金	-2	-4
金融負債	-42	-62
<b>損益計算書</b>		
売上高(2)	208	211
(利息を含まない税引前利益)(EBIT)	8	8

(1) 比例配分による個別財務諸表データ。

(2) グループ内売上を除いた売上高。

連結されたジョイント・ベンチャーは、主としてエクスプレス・クーリエ Ltd. (Express Couriers Ltd.)(ニュージーランド)、エクスプレス・クーリエ・オーストラリア Pty Ltd. (Express Couriers Australia Pty Ltd.)(オーストラリア)、エアロロジック GmbH (ドイツ)、及びバウアン・エクセル LLC (Bahwan Exel LLC)(オマーン)に関連するものである。

(3)重要な取引

注記2に引用されている連結グループの変更の他に2009会計年度における当グループの純資産、財政状態及び経営成績に影響を及ぼした重要な取引は以下のとおりである。

ドイツ・ポストバンクの株式の売却の一部として、注記2に記載のとおり、ドイツ・ポストバンクの株式に関する強制転換社債が満期を迎える3年後(第2段階)に、27.4%の追加株式がドイツバンク・アーゲーに譲渡される。強制転換社債は、ドイツポスト・アーゲーにより、36ヶ月という満期期間をもって2009年2月に発行され、ドイツバンク・アーゲーにより全面的に引受けられた。かかる社債は、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式60百万株を譲渡することにより行使される。強制転換社債は、前払と先渡取引からなり、ゆえに前払先渡取引として認識されなければならない。2009年12月31日現在で、約2,600百万ユーロの固定負債に加え、103百万ユーロの未払利息による出費が貸借対照表上に認識された。組込先渡取引には当然IAS第39号は適用されず、報告日現在での未完了取引として認識されなければならない。先渡取引の認識は、2010年1月1日に変更となる。注記50参照。

第3段階において、ドイツポスト・アーゲーとドイツバンク・アーゲーは、更に12.1%のポストバンクの株式を売買するオプションに合意した。これらのデリバティブは早くとも2012年2月までは行使することはできない。かかるオプションは固定金融資産(669百万ユーロ)及び固定金融負債(22百万ユーロ)として報告されている。純財務費用及び純財務収益には、オプションの公正価値の変更による647百万ユーロの利益が含まれる。オプションの帳簿価格は、ポストバンクの株式価格の上昇によりオプションの当初認識と報告日における認識の間で297百万ユーロ下落した。ドイツバンク・アーゲーは、ポストバンクの株式の残りの12.1%の購入価格のために約1,200百万ユーロの担保を提供し、これは支払利息の他に固定財務負債に認識されている。ドイツポスト・アーゲーは、ポストバンクの株式の売却により合計約5,000百万ユーロを受け取った。

2009年9月1日に、カールシュタット・ヴァーレンハウスGmbHとクヴェレGmbHに関する清算手続が開始された。クヴェレGmbHは現在2009年11月11日に開催された債権者集会の決議に基づき清算中である。2005年に、ドイツポストは(当時カールシュタット・クヴェレとして知られていた)貿易グループの流通活動をその倉庫を含めて取得し、更なる協力について規定する10年間の契約を締結した。清算手続に関わらず、ドイツポストDHLはカールシュタット及びクヴェレに対しすべてのサービスの提供を続けていた。しかしながら、顧客マスター契約の修正により2010年以降の売上及び収益は減少することが予測されている。清算が当該会計年度における収益に与えた影響は、マイナス247百万ユーロであった。

ドイツポストDHLは、2009年2月初旬に米国における国内エクスプレス事業から撤退した。すべての国際サービスは提供され続ける。2009会計年度には、再編措置のために495百万ユーロに相当する費用が発生した(前年度は2,117百万ユーロ)。

(4) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2009年1月1日より、以下の会計基準、会計基準の改定及び解釈指針の適用が要求されている。

	重要性
IFRS第8号「事業セグメント」	関連あり

IAS第23号「借入費用」	非重要
IFRS第2号「株式報酬」	非重要
IFRIC第11号「IFRS第2号 - グループ及び自己株式取引」	非重要
IFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」	非重要
IFRIC第14号「IAS第19号 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	非重要
IAS第1号「財務諸表の表示」	関連あり
IAS第32号「金融商品：表示」	非重要
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」	関連なし
IFRSの改訂(2008)	非重要
IFRS第7号「金融商品：開示」	関連あり
IFRIC第9号「組込デリバティブの再査定」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」	関連なし

IFRS第8号「事業セグメント」は以前のIAS第14号「セグメント報告」に代わるもので、セグメント報告の表示に関連する新しい規定を盛り込んでいる。IFRS第8号では、セグメント報告はマネジメント・アプローチによることが求められている。マネジメント・アプローチでは、各セグメントの定義及び各セグメントの開示内容は、事業体の各部門へ資源を配分し、部門の業績を評価するために経営陣が内部的に用いる情報を基にしている。IFRS第8号の適用の効果については、注記10参照。

IFRIC第14号「IAS第19号 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」は、アセット・シーリングとして知られる確定給付資産の測定の上限に関連するIAS第19号の現行の規定(IAS第19.58号ff)を補完する。さらに、本解釈指針は、法定又は契約上の最低積立要件が存在する場合、確定給付資産を制限する要件の適用方法についても規定する。ドイツポストの会計実務は今日まで既に本解釈指針の規定に従っていることから、連結財務諸表への重大な影響はなかった。

改訂IAS第1号「財務諸表の表示」は、利用者が財務諸表から得られる情報を分析、比較しやすくなることを目的としている。変更点は主に、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書の表示並びに特定の株主持分変動計算書(包括利益計算書)の導入部分並びに会計方針の適及的な変更又は修正再表示による影響を受けた一番早い期間の開始貸借対照表を公表する義務についての改訂である。これらの変更は既に適用されている。

2009年3月5日、IASBはIFRS第7号(金融商品：開示)の改訂を発表した。これらの改訂は、公正価値での金融商品の測定についてのより広範囲な開示と流動性リスクについて規定している。改訂は2009年1月1日以降開始事業年度に適用されることが義務付けられている。しかしながら、初度適用に際する追加の開示要件に関しては、前年度の比較情報は一切要求されていない。

#### EUが採用し今後適用を義務付けられる新会計要件の公表

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後適用が義務付けられるところである。

適用が開始される事業年度の開始日	重要性

IFRIC第12号「サービス委 譲契約」	2009年3月30日	関連無し
IFRIC第16号「在外営業活 動体に対する純投資のヘッ ジ」	2009年6月30日	発効日の前に適用
IFRIC第17号「所有者に対 する非現金資産の分配」	2009年10月31日	関連無し
IFRS第3号「企業結合」及 びIAS第27号「連結及び個 別財務諸表」	2009年7月1日	関連あり
IFRIC第15号「不動産の建 設に関する契約」	2010年1月1日	関連無し
IAS第39号「金融商品：認 識及び測定」	2009年7月1日	検討中
IFRS第1号「国際財務報告 基準の初度適用」	2009年12月31日	関連無し
IFRIC第18号「顧客からの 資産の移転」	2009年7月1日	関連無し
IAS第32号「金融商品：表 示」	2010年2月1日	検討中

IFRIC第16号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」は、在外営業活動体の機能通貨及び親会社の機能通貨間で生じる為替変動リスクがヘッジされたリスクとして指定することが可能であることを説明している。ヘッジ手段は、当グループ内の営業活動体であればいずれの営業活動体も保有することができる。ヘッジ手段の測定から生じる外国為替の差異は、IAS第39号に従いその他の包括利益として認識されなければならない。利益又は損失が、その他の包括利益から損益として再分類される日付はIAS第21号により規定される。本解釈指針は、遡及することなく適用されなければならない。在外営業活動体における純投資のヘッジは既に本解釈指針に従っていることから、IFRIC第16号は連結財務諸表に影響はない。

IFRS第3号「企業結合」及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の改訂版は、次の変更を含む。事業体の100パーセント未満の株式の取得を計上する場合の選択肢が提言されている。これにより、少数株主持分は、その公正価値で測定されるか(「全部のれん法」)又は識別可能純資産に比例した公正価値により測定されることが可能となる。さらに、株式取得及び支配を維持したままの株式の一部処分は、株主との資本取引として計上され、利益又は損失は認識されない。株式取得に関連する取引費用の全額が費用として計上される。改訂の適用は、2009年7月1日以降開始事業年度に行なわれる企業結合への適用が義務付けられる。2010事業年度より、企業結合は2つの改訂版会計基準に従い取り扱われ、連結財務諸表に相応の影響をもたらすことになる。

2008年7月に、ヘッジ会計における適格ヘッジ項目に関連して、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂が発表された。かかる改訂は、ヘッジ項目の構成要素として、一方向のリスクやインフレに対する会計上の判断について、実務上特に問題が多いことから、ヘッジ手段に該当するかの判断に際して使用する指針を提供することを目的としている。2009年7月1日以降開始事業年度については、かかる改訂の遡及適用が強制される。連結財務諸表への影響は現在評価中である。

2009年10月8日に、IASBは権利の分類の問題に関し、IAS第32号「金融商品：表示」の改訂を発表した。かかる改訂は、事業体が有する一定数の自己持分金融商品に関する任意の通貨による一定額の権利、オプ

ション及びワラントが同クラスの持分金融商品のすべての既存の所有者に対して比例配分により提供される場合、これらは持分金融商品であるという趣旨でIAS第32号を補完する。かかる改訂は2010年2月1日以降開始事業年度から適用が義務付けられる。これに先立つ早期適用も認められる。連結財務諸表への影響は現在評価中である。

EUが未採用の新会計要件(承認手続き中)

2009年に、IASB及びIFRICは更なる会計基準及び解釈指針を発表したが、これらは2009会計年度には適用が義務付けられていない。これらのIFRSが適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

	発表日	適用開始事業年度の開始日	重要性
IFRS (2009)の改訂	2009年4月	2010年1月1日	関連あり
IFRS第2号「株式報酬」	2009年6月	2010年1月1日	検討中
IAS第24号「関係当事者についての開示」	2009年11月	2011年1月1日	関連あり
IFRS第9号「金融商品」	2009年11月	2013年1月1日	検討中
IFRIC第19号「持分金融商品による金融負債の消滅」	2009年11月	2010年7月1日	検討中
中小企業版IFRS(中小企業向けIFRS)	2009年7月	2010年1月1日	関連無し
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(改訂)	2009年7月	2010年1月1日	関連無し

2009年4月16日に、IASBは、IFRSの追加の軽微な改訂を発表した。本会計基準には、既存の12のIFRSに影響を与える多数の異なる改訂が含まれる。改訂の大部分は2010年1月1日以降開始事業会計年度から適用するが、幾つかの改訂は2009年7月1日以降開始事業年度から適用されなければならない。2010年1月1日の改訂版IAS第39号の発効により、以前はIAS第39.2(g)号により転換社債(注記3参照)として認識されなかったポストバンク株式の27.4%についての先渡取引は、その公正価値である1,453百万ユーロで収益として認識される。IAS第39号の改訂の結果、ここ数ヶ月で既にみられているドイツポストDHLの純財務費用及び純財務収益における乱高下は増幅するかもしれない。その他の改訂の影響は現在評価中である。

2009年6月18日に、IASBはIFRS第2号「株式報酬」の改訂を発表した。改訂は、当グループの現金決済型の株式報酬取引の会計処理について説明している。改訂は、IFRS第2号の範囲及びこれに含まれる多くの定義を改訂した基本原則を定めている。改訂は2010年1月1日以降開始事業年度から、遡及的に適用される。連結財務諸表への影響は現在評価中である。

2009年11月4日に、IASBは改訂版会計基準IAS第24号「関連当事者の開示」を発表した。改訂は、主に修正された「関連当事者」という用語の修正された定義と、政府関連団体に対する開示要件の部分的免除の導入からなる。さらに、改訂により、未履行契約もまた報告可能な取引であることが明確となった。IAS第24号の改訂版は、2011年1月1日以降開始事業年度から適用が義務付けられる。会計基準全体又は政府関連団体に対する開示要件の部分的免除のいずれかの早期適用は認められる。改訂により、開示要件が追加される。

2009年11月12日に、IASBIは金融商品の分類及び測定に関する原則を定めることを目的とするIFRS第9号「金融商品」を発表した。会計基準の発表は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を新会計基準と置き換えるという三段階プロジェクトの第一段階の完了を意味する。IFRS第9号は、金融資産の分類及び測定についての新しい指針を紹介する。本指針は、2013年1月1日以降開始事業年度から、初度適用されなければならない。早期適用は認められる。IASBIは、金融負債の分類及び測定、金融商品の認識の中止、減損処理並びにヘッジ会計について規定する新しい指針を含めるよう2010年にIFRS第9号を拡大することを目標としている。IAS第39号は、2010年末までに完全にIFRS第9号に切り替わるはずである。欧州委員会での展開を待たなければならない。本グループへの相応の影響は現在評価中である。

IFRIC第19号「持分金融商品による金融負債の消滅」は、2009年11月26日に公表された。本解釈指針は、負債の条件について再交渉した結果企業が債権者に対して持分金融商品を発行することにより金融負債の全部又は一部を消滅させる場合の企業の会計について取り上げている。本指針は2010年7月1日以降開始事業年度から適用される。連結財務諸表への影響は現在評価中である。

#### (5) 過年度の連結財務諸表の調整

##### 貸借対照表

計算書の改訂により、金融資産及び負債に関して貸借対照表の透明性が増した。かかる改訂に応じて、過年度の数値は調整された。詳細は関連する注記に記載されている。

##### 過年度に係る金額の調整：2008年12月31日現在の貸借対照表

	(単位：百万ユーロ)			
	2008年12月 31日現在	調整	2008年12月31 日現在 (調整済)	注記
長期金融資産	574	144	718	(30)
その他の固定資産	514	-144	370	(31)
受取債権及びその他の流動資産	8,715	-634	8,081	(35)
短期金融資産	50	634	684	(36)
非流動金融負債	3,318	134	3,452	(46)
その他の固定負債	367	-134	233	(47)
流動金融負債	779	643	1,422	(46)
その他の流動負債	4,745	-679	4,066	(47)
買掛金	4,980	36	5,016	(48)

##### 過年度に係る金額の調整：2008年1月31日現在の貸借対照表

	2008年1月1 日現在	調整	2008年1月1日 現在 (調整済)	注記
--	-----------------	----	--------------------------	----

長期金融資産	857	128	985	(30)
その他の固定資産	497	-128	369	(31)
受取債権及びその他の流動資産	9,806	-130	9,676	(35)
短期金融資産	72	130	202	(36)
非流動金融負債	8,625	213	8,838	(46)
その他の固定負債	361	-213	148	(47)
流動金融負債	1,556	130	1,686	(46)
その他の流動負債	5,101	-199	4,902	(47)
買掛金	5,384	69	5,453	(48)

### 損益計算書

2009事業年度以降、制度資産に係る期待収益率は、年金費用の利息部分と併せて財務費用純額 / 財務収益純額に計上されている。改訂された表示は、一般に公正妥当と認められた手続きにこれを従わせ、よって財務諸表の比較可能性を高めている。かかる変更に応じて、過年度の金額は調整された。

また、2009年1月付で、為替差損益及び関連するヘッジの影響は、それぞれ財務費用純額 / 財務収益純額に計上され、これにより透明性が高まった。かかる変更に応じて、過年度の金額は調整された。

### 過年度に係る金額の調整：損益計算書

	2008年	制度資産の収益 についての組替	為替差損益による 影響についての組 替	2008年 調整済
人件費	-17,990	-399	-	-18,389
その他の財務費用純額 / その他の財務 収益純額	-501	399	-	-102
その他の財務収益	621	-	-23	598
その他の財務費用	-1,122	399	9	-714
為替変動結果	-	-	14	14

### (6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務諸表は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出した使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨のほとんどは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、収益及び費用は通常、月末のレートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2009会計年度において、182百万ユーロの為替差損益(前年度：マイナス500百万ユーロ)がその他の包括利益において認識された(包括利益計算書及び株主持分変動計算書も参照のこと)。

2005年1月1日より後の企業結合により生じたのれんは、被買収会社の資産として扱われ、これにより当該被買収会社の機能通貨で計上されている。

当グループにとって重要な為替換算に一般的に適用された為替レートは以下のとおりである。

通貨	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2008年 (1ユーロ 当り)	2009年 (1ユーロ 当り)	2008年 (1ユーロ 当り)	2009年 (1ユーロ 当り)
米国ドル(USD)	アメリカ合衆国	1.40920	1.440	1.47418	1.39638
スイス・フラン(CHF)	スイス	1.48967	1.48486	1.57921	1.50818
スターリング・ポンド(GBP)	イギリス	0.97230	0.89330	0.80463	0.89054
スウェーデン・クローナ(SEK)	スウェーデン	10.92292	10.26871	9.68703	10.59062

極度のインフレにある経済において業務を行っている連結会社において、非貨幣性資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、貸借対照表日現在の購買力を反映している。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務諸表における受取債権及び負債は、貸借対照表日現在のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2009会計年度において、収益161百万ユーロ(前年度：269百万ユーロ)及び費用163百万ユーロ(前年度：269百万ユーロ)は為替差損益によって生じたものである。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

#### (7) 会計方針

連結財務諸表は、公正価値で認識された特定の金融商品を除き、取得原価に基づいて作成されている。

#### 収益及び費用の認識

ドイツポストDHLの通常の事業活動は、ロジスティックサービスの提供により構成される。通常の事業活動に関連する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。

売上高及びその他の営業収益は、一般的にサービスを提供し、売上高及び収益の金額を信頼性のある方法で測定することが可能で、その取引により経済的便益が当グループにもたらされることがほぼ確実な場合に認識される。営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で収益に認識される。

#### 無形固定資産

無形固定資産は償却原価で認識される。無形固定資産は、内部創出の無形固定資産、購入した無形固定資産及び購入したのれんにより構成される。

内部創出の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で資産計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として収益で即時認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。発生した借入費用は製造原価に一切含まれない。無形固定資産の取得又は製造

に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。資産計上されたソフトウェアは2年から5年の耐用年数にわたって定額法により償却される。

無形固定資産は、定額法により耐用年数にわたって償却される。ライセンスは、そのライセンス契約の期間にわたって償却される。資産計上された顧客関係は5年から18年の期間にわたって定額法により償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

耐用年数が無期限の無形固定資産(例えば、ブランド名)は償却されないが、毎年または減損の兆候がある場合には減損の有無がテストされる。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

#### 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び評価引当金によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。減価償却費は通常、定額法を用いて費用計上される。当グループが減価償却に使用している予想耐用年数は以下のとおりである。減損の兆候がある場合には「減損」の項に記載の原則が適用される。

#### 耐用年数

	2008年	2009年
建物	5 - 50年	5 - 50年
技術設備及び機械	3 - 10年	3 - 10年
乗用車	4 - 6年	4 - 6年
トラック	5 - 8年	5 - 8年
航空機	15 - 20年	15 - 20年
その他の車輛	3 - 8年	3 - 8年
ITシステム	3 - 8年	3 - 8年
その他の営業用及び事務用機器	3 - 10年	3 - 10年

#### 減損

無形固定資産、有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。かかるテストは、当該資産の回収可能価額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能価額は売却費用控除後の資産の公正価値とその使用価値とのいずれか高い方の額とする。使用価値は、当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値とする。割引率は実際の市場条件を反映している税引前の割引利率を使用する。個別の資産項目について回収可能価額を算定できない場合には、当該資産が配賦されかつ独自のキャッシュ・フローを生み出す、識別可能な最小の資産グループ(現金生成単位、以下「CGU」という。)について回収可能価額を算定する。資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能価額の増額が算定された場合には、当該回収可能価額を超えない範囲で減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入れに起因して帳簿価額を増額

する場合の限度額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額(償却費又は減価償却費控除後)とする。減損の戻入は損益計算書上で認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入してはならない。

2005年1月より、のれんは、IFRS第3号に準拠して「減損のみ」のアプローチを用いて会計処理されている。これは、それ以降ののれんは取得原価から減損による累計調整額を差し引いて測定しなければならないと定めている。したがって買収によるのれんは償却されなくなるが、その代わりに、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損テストが行われる。減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業買収の結果発生するのれんは、当該買収の相乗作用により便益を得ると予想される識別可能な資産グループ(CGU又はCGUのグループ)に配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、差額は当該CGUの他の固定資産に配賦される。

#### ファイナンス・リース

リースによる資金調達取引とは、賃貸人が、一括又は分割による支払いと引換えに一定の期間にわたって資産を使用する権利を賃借人に譲渡する契約である。IAS第17号に準拠し、賃借人がリース資産の所有権に伴うリスク及び便益を実質的に全て負う場合には、リース資産の受益所有権は当該賃借人に帰属する。受益所有権が当グループに帰属する場合、リース資産は、使用開始日に、公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか小さい価額で資産計上される。固定負債には同額のリース負債が認識される。リースはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。減価償却の方法及び予想耐用年数は、類似する購入資産に対して用いられるものと一致する。

#### オペレーティング・リース

オペレーティング・リースについては、当グループは、リース資産を償却原価で自己が賃貸人である有形固定資産における資産として計上している。当期に認識された支払リース料は、その他の営業収益に表示されている。当グループが賃借人である場合、支払った支払済みリース料は材料費における賃借費用として認識される。リース料及び収益は、定額法を用いて認識される。

#### 関連会社に対する投資

関連会社に対する投資は、IAS第28号「関連会社に対する投資の会計処理」に準拠し、持分法を用いて会計処理される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、利益持分、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社の資本のその他の変動を反映して毎年増減する。投資の帳簿価額に含まれるのれんは、IFRS第3号に準拠して会計処理される。持分法で計上する会社に対する投資は、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損する。

## 金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融資産を、もう一方の事業体に金融負債又は持分金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融資産には、特に現金及び現金等価物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及び受取債権、及びトレーディング目的のデリバティブ金融資産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融資産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びファイナンス・リースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

## 公正価値オプション

当グループは、2006年度に初めて公正価値オプションを適用した。このオプションに基づき、金融資産又は金融負債は当初認識時に損益を通じて公正価値で測定することができるようになったが、かかるオプションの適用は測定値又は認識上の不一致(会計処理上のミスマッチ)が排除される、あるいは大幅に軽減される場合に限られる。当グループは会計処理上のミスマッチを避けるため、公正価値オプションを利用している。

## 金融資産

金融資産は、金融商品を4つの区分に分類しているIAS第39号の規定に従って会計処理される。

## 売却可能金融資産

これらの金融商品は非デリバティブ金融資産であり、信頼性のある方法で測定が可能な場合には、公正価値で計上される。公正価値が算定不可能である場合は、取得原価で計上される。決算日から次の決算日までの間の公正価値の変動は、一般的にその他の包括利益(再評価準備金)に認識される。当該準備金は、処分に際して又は公正価値が一時的でなく取得原価を下回る場合に戻し入れられる。その後の貸借対照表日現在で、減損損失認識後に発生した事象の結果として債務証券の公正価値が客観的に増加した場合には、減損損失は適正な金額で戻入れられる。持分金融商品について認識した減損損失は収益に戻入れてはならない。持分金融商品が公正価値で認識された場合、戻入れはその他の包括利益において認識されなければならない。取得原価で認識された持分金融商品の場合は、いかなる戻入れも行ってはならない。売却可能金融商品は貸借対照表日から12か月以内に処分する意図がない限り、これらは固定資産に配賦される。とりわけ、非連結子会社に対する投資、市場性のある証券及びその他の株式投資がこの区分に計上される。

満期保有金融資産金融商品は、当該商品を満期まで保有する意図を有し、かつ満期保有することについて経済条件も満たされる場合には、当該カテゴリーに割り当てられる。これらの金融商品は、実効金利法を用いて償却原価で測定される非デリバティブ金融資産である。

## 貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は、活況な市場で取引されていない、固定又は確定可能な支払いを伴う非デリバティブ金融資産である。トレーディング目的で保有している場合を除き、これらは取得原価又は貸借対照表日現在の償却原価で認識される。金融市場での受取債権の帳簿価額は、満期までの期間が短いことからおおよそ公正価値に相当する。貸借対照表日から12か月以内となる貸付金及び受取債権は、流動資産とみ

なされ、これ以外のものは固定資産として認識される。回収可能性が疑わしい受取債権は、償却原価から適切な個別又は合計評価引当金を差し引いた額で認識される。売掛金の評価減は、未収金額全額が回収不可能であることを示す客観的な兆候がある場合に認識される。評価減の金額は、損益計算書に認識される。

#### 損益を通して公正価値で計上される金融資産

トレーディング目的で保有される金融商品及びヘッジ会計の基準を満たしていないデリバティブは全て、この分類に割り当てられる。これらは一般に公正価値で測定される。公正価値の全ての変動は損益に認識される。この区分の金融商品は全て取引日現在で会計処理される。この区分の資産で、トレーディング目的で保有される、又は貸借対照表日から12か月以内に実現する可能性が高いものは流動資産として認識される。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動による純利益の増減を回避するため、可能かつ経済的に有益な場合にはヘッジ会計が適用される。デリバティブ及び関連するヘッジ対象項目による利益及び損失は、同時に損益に認識される。当グループは、ヘッジ対象項目及びヘッジされるリスクに応じて、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを利用する。

損益を通して公正価値で計上されない金融資産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに及び減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。減損損失の金額は帳簿価額と公正価値との比較により算定される。減損の客観的な兆候がある場合には、減損損失は、損益計算書上でその他の営業費用又は財務費用純額/財務収益純額として認識される。減損の原因がもはや存在しないことを示す客観的な理由が貸借対照表日後に生じた場合には、減損損失は戻入れられる。減損損失の戻入れの結果として帳簿価額が増加する場合でも、減損損失が認識されなかったと仮定して算定した帳簿価額(償却費又は減価償却費控除後)を上回ってはならない。

債務者が財政難にある、債務者が破産手続きの対象となることがほぼ確実である、発行体の技術的、経済的、法的又は市場的環境に重大な変化がある、又は金融商品の公正価値が長期にわたって償却原価を下回る場合には、当グループ内で減損損失を認識する。

公正価値ヘッジは、認識された資産及び負債の公正価値をヘッジする。デリバティブ及びヘッジ対象項目双方の公正価値の変動は、同時に損益に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識された資産及び負債(金利リスクの場合)、ほぼ確実な予定取引、並びに通貨リスクを伴う未認識の確定契約から生じる将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする。キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は資本におけるヘッジ準備金に認識される。ヘッジ手段の公正価値の変動の結果発生する非有効部分は、直接、損益に認識される。ヘッジ取引により生じる損益はまず資本で認識され、その後、取得資産又は引受負債が損益に影響を及ぼす期間において損益に組替えられる。確定契約のヘッジにより後に非金融資産が認識される場合、資本で直接認識された損益は当該資産の当初の帳簿価額に含められる(基礎調整)。

外国会社に対する純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に扱われる。ヘッジの有効部分による利益又は損失はその他の包括利益に認識され、非有効部分による利益又は損失は損益に直接認識される。その他の包括利益に認識された損益は、当該純投資の全部又は一部が処分されるまでその他の包括利益に留まる。ヘッジ取引に係る詳細な情報は、注記50.2に記載されている。

金融商品の通常の方法による購入及び売却は、トレーディング目的で保有される商品(特にデリバティブ)を除き、決済日に認識される。金融資産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した場合、当該資産の認識は中止される。金融資産の譲渡に際しては、処分に適用されるIAS第39号の要件に基づき、当該資産の認識を中止すべきかどうかについての見直しが行われる。処分損益は、処分の際に発生する。過年度においてその他の包括利益に認識された再測定による損益は、処分日に戻し入れなければならない。金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

#### 投資不動産

IAS第40号に基づいて、投資不動産は、サービスの提供に利用するため、管理目的、又は通常の業務において売却するためよりもむしろ賃貸料を得るため又は運用資産として若しくはその両方のために保有される。投資不動産は、原価モデルに従って測定される。減価償却可能な投資不動産は5年から50年の期間にわたって減価償却される。公正価値は専門家の意見を基に算定される。減損損失は「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

#### 棚卸資産

棚卸資産は通常業務での売却を目的に保有される資産、仕掛品、又は製造過程で若しくはサービス提供の際に消費される資産で、取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては評価引当金が計上される。

#### 国庫補助金

IAS第20号に従って、補助金の付帯条件が満たされ、補助金を受領できる合理的な保証がある場合に限り、国庫補助金は公正価値で認識される。補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。

#### 売却目的で保有する固定資産及び売却目的で保有する固定資産に関連する負債

売却目的で保有する固定資産は、現状のままで売却可能でかつ売却がほぼ確実な資産である。売却は、分類した日から1年以内に売却完了として認識されることが見込まなければならない。売却目的で保有する固定資産は、個別の固定資産、資産グループ(処分グループ)、又は事業体の各部門(非継続事業)等により構成されている。同一取引で資産と共に処分される予定の負債は処分グループ又は非継続事業に含まれ、売却目的で保有する固定資産に関連する負債として別途計上される。売却目的で保有する固定資産は減価償却も償却も行われず、売却費用控除後の公正価値又は帳簿価額のいずれか低い方の価額で認識される。「売却目的で保有」に分類される個別の固定資産又は処分グループを再測定することで発生する損益は、最終処分日までは継続事業による損益に計上される。「売却目的で保有」に分類される非継続事業を売却費用控除後の公正価値で測定することで発生する損益は、非継続事業による損益に計上される。これは事業体の各部門の営業損益及び処分損益にも適用される。

## 現金及び現金等価物

現金及び現金等価物は、現金、要求払預金及び当初の満期が3か月未満のその他の短期流動金融資産で構成され、元本金額で計上される。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

## 株式報酬

IFRS第2号に準拠して、役員向けのストックオプション制度、及び新役員報酬制度は、オプション価格決定モデルに基づいた投資手法を使用して測定される。その目的はオプションの公正価値を算定することであり、確率的シミュレーション・モデル(モンテカルロ・シミュレーション)が用いられる。このモデルは、ドイツポスト株式の収益とダウジョーンズ・ユーロストック・トータル・リターン・インデックスが対数正規分布をとると仮定している。オプション価格は、付与日現在の公正価値で測定される。こうして計算された行使可能であろうオプション価格は、損益の人件費に認識され、オプションが付与されるまでの期間にわたり配分される。

取締役会メンバー及び役員に与えられた株式評価益請求権は、IFRS第2号に準拠して、同等のオプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益請求権は、各決算日及び決済日に測定される。失効しないであろう株式評価益請求権として算定された金額は、権利確定期間(転売禁止期間)に提供された勤務を報酬として反映するために案分比例によって人件費の収益に認識される。かかる金額に対して同額の引当金が認識される。

## 年金債務

当グループは、従業員の年金給付対象となる報酬及び勤続年数に基づく確定給付年金制度を複数の国において維持している。これらの年金制度は年金に関する外部の制度資産及び引当金、並びにその他の従業員給付によって積立てが行われている。年金債務は、確定給付制度に関してIAS第19号で規定されている予測単位積増方式を用いて測定される。IAS第19号第92項に従って、保険数理上の損益は債務の現在価値又は制度資産の公正価値の10パーセントを超過した場合のみ認識される。超過額は現従業員の残存勤務期間にわたって配賦され、損益に認識される。2009年以降、年金費用の年金費用の制度資産部分についての支払利息及び期待収益率は、財務費用純額 / 財務収益純額に計上される。変更に応じて、過年度の数値は調整された。

当グループも数多くの確定拠出年金制度に拠出している。これらの年金制度への拠出金は、拠出時に人件費として認識される。2009年度に、こうした確定拠出年金制度に支払われた雇用主の拠出額は189百万ユーロ(前年度(調整済)：152百万ユーロ、ドイツ・ポストバンク・グループを除く)であった。

## ドイツ国内の公務員向け年金制度

法定年金保険基金により運営され、時給制労働者及び給与制従業員のための拠出金が非賃金コストとして支払われる公的年金制度に加え、ドイツポスト・アーゲーでは法律の規定に準拠して公務員の確定拠出制度に拠出を行っている。

2000年まで、ドイツポスト・アーゲーは、現職及び退職した公務員向けの年金基金を別々に運営していた。この基金はドイツテレコムAG及びドイツ・ポストバンク・アーゲーの年金基金と併合され、共同の特

別年金基金であるドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V. (Bundes-Pensions-Service für Post und Telekommunikation e.V. (BPS-PT))が設立された。

郵便通信改革法(Gesetz zur Neuordnung des Postwesens und der Telekommunikation (PTNeuOG))の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、特別年金基金から給付金及び支援金の支払いを行っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法(Post-personal rechtsgesetz)第16条により規定されている。2000年以降、ドイツポスト・アーゲーはこの特別年金基金に対し、現職公務員の年金支給対象となる報酬総額及び休職中の公務員の年金支給対象となる想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う法的義務を負っている。報告対象年度において、ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.に対し、ドイツポスト・アーゲーは559百万ユーロ(前年度：557百万ユーロ)の拠出金を支払った。

郵便通信改革法に従い、連邦政府は、特別年金基金の現在の支払債務とドイツポスト・アーゲーの現在の拠出金又は資産運用収益との差額を明確にするしかるべき措置を取っており、特別基金が資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも果たす能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府が特別年金基金に対し支払いを行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

#### 時給制労働者及び給与制従業員に対する年金制度

当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する給付債務は、主としてドイツ国内の年金債務並びに英国、オランダ、スイス及び米国の重要な積立済の債務に関連するものである。個々の従業員グループ向けに様々な年金契約がある。これらの契約には、通常勤続年数及び退職時の給与に基づくもの(例：英国)、出資額に基づくもの(例：スイス)又は定率資本制度に基づくもの(例：ドイツ)がある。確定給付制度の引当金はIAS第19号で規定された予測単位積増方式を用いて測定される。将来の債務は保険数理上の原則並びに、保険数理上及び経済上の仮定を用いて決定される。将来の予測給付額は、主要な要素の変動を考慮し、従業員の全雇用期間にわたって積み立てられる。

ドイツ国内の確定給付債務の大半は、ドイツポスト・アーゲーに関連している。ドイツポスト・アーゲーは、2009年12月30日に年金基金を設立した。ドイツポスト・アーゲーの年金債務は、650百万ユーロ相当の資産と共に当該基金に移転された。かかる方策による、ドイツポスト・アーゲーの債務合計額、又は積立状況の変更はなかった。

米国において、従来の確定給付年金制度は、2009年12月31日付で終了し、2010年より在職期間について確定拠出年金制度に統合された。

#### その他の引当金

その他の引当金は、過去の事象の結果として生じ、将来の経済的便益の流出をもたらすと予測され、かつその金額が信頼性のある方法で測定できる、貸借対照表日現在で存在する、第三者に対するあらゆる法的債務及びみなし債務に関して認識される。それらは、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、リスク、地域、及び債務が清算されるまでの期間を反映した市場金利で割引かれる。当会計年度に使用された割引率は、1パーセントから12.75パーセント(前年度：2パーセントから19.50パーセント)の間であった。

再編引当金は、詳細かつ正式な再編計画が立案され、影響を受ける者に対して知らされた場合にのみ、上記の認識に関する基準に従い、設定される。

保険契約準備金(保険)には、未払保険準備金及びIBNR(損害を被っているものの届出をしていない請求)準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払が完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する最終的な債務の見積を表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、貸借対照表日以前に発生しているが、当社には報告されていないものの、将来的に請求が行なわれるであろう事故に関連する最終的な債務の見積を表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積の妥当性を確認するため独立した保険数理調査をも毎年委託している。

#### 金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。価格効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付金の期間にわたって全て損益に認識される。

#### 負債

買掛金及びその他の負債は、償却原価で計上される。負債の公正価値は、おおよそ帳簿価額に相当する。

#### 繰延税金

IAS第12号に準拠して、繰延税金はIFRSに基づく財務諸表上の計上金額と個別の事業体の税務上の計上金額との間の一時差異に対して認識される。また、繰延税金資産は、予想される既存の税務上の繰越欠損金の将来の利用から生じる、実現の可能性が高い税額控除の請求を含んでいる。繰延税金資産又は負債は、IAS第12号第24(b)項及びIAS第12号第15(b)項に準拠して、ドイツポスト・アーゲーのIFRSに基づく財務諸表上の計上金額と税務上の計上金額との間に一時差異がある場合のみ認識されたが、この差異は1995年1月1日以降に生じた差異に限定された。繰延税金資産及び負債は、1995年1月1日現在のドイツポスト・アーゲーの期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については、認識しない。税務上の繰越欠損金より生じた繰延税金の追加的な開示は、注記19に記載されている。

IAS第12号に準拠して、繰延税金資産及び負債は個別の国々において貸借対照表日に適用可能な税率又は繰延税金資産及び負債が実現する時点の公表税率を使用して算定される。法人税率に統一割増税並びに異なる営業税率の平均税率として計算される営業税率を加えた29.8パーセントの税率がドイツ国内のグループ会社に適用された。海外のグループ会社においては、繰延税金項目を算定するにあたり個別の法人税率を使用する。海外の会社に適用された法人税率は41パーセントに上る。

#### 法人所得税

法人所得税資産及び法人所得税負債は、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払

われる予定の支払額を基準に測定される。

#### 偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらさないもの又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は負債として認識されない。注記51を参照のこと。

## (8)会計方針を適用する際の判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。これは特に以下の場合に該当する。

- ・年金及びその他の従業員給付に対する引当金を測定する場合には、保険数理上の損益を認識する上で種々の選択肢がある。このため、当グループは、IAS第19号92項に準拠してコリドール法を適用している(10パーセントのコリドール)。
- ・売却目的で保有する固定資産に関しては、当該資産が現況のままで売却可能か、さらに売却はほぼ確実かを判断しなければならない。もしそのようであれば、当該資産及びその関連する負債は売却可能な固定資産及び売却目的で保有する固定資産に関連する負債として計上及び測定される。

### 経営陣による見積り及び評価

IFRSに準拠して連結財務諸表を作成する場合、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額、収益と費用の金額、及び偶発債務に関連する開示内容に影響を及ぼすような仮定及び見積りを行うことが求められる。

特に、こうした仮定は引当金の認識及び測定に関連する。年金及びその他の従業員給付に対する引当金を算定する際には、使用する割引率を見積りを必要とする重要な要素である。割引率は、高品質な社債の収益率に基づいている。社債のリスク・プレミアムは、国債と比較して、再度、前年度比で大幅に減少した。結果として、利率計算の根拠となっている市場収益も減少した。使用する割引率が1パーセント・ポイント増減すると、ドイツ国内での年金制度の年金債務が約800百万ユーロ増減することになる。英国の当社グループ会社の年金債務の測定に使用される割引率で同様の増減があった場合には、約450百万ユーロの増減となる。保険数理上の損益は、確定給付債務と制度資産の公正価値のいずれか大きい方の額の10パーセントを超える場合にのみ認識されるので、当グループの給付制度で使用される割引率の増減は通常、費用又は翌年度に認識される引当金の帳簿価額にはほとんど又は全く影響しない。

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税金負債及び繰延税金に影響を及ぼす可能性がある。繰延税金資産として認識した金額は、予定した課税所得についての見積り又は税務戦略の結果として実現可能な税務上の利益についての見積りが下方修正される場合、又は現行税法の改正により将来実現可能な税務上の利益に制限を受ける場合には、減額される場合がある。

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で測定される。その際に必要な最も重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定する上での複雑性に依じて、独立した外部の鑑定専門家の意見

に基づいて行なわれうる。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけでなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。当グループでは年1回及びのれんに減損が発生している兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。その後、CGUの回収可能価額が算出されなければならない。CGUの回収可能価額は売却費用控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額とする。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率に関して調整及び見積りを行うことが求められる。経営陣は、回収可能価額算出のためになされた仮定は適切なものであると考えているが、これらの仮定に予期できない変動(例えば、EBITマージンの減少、資本コストの増加、長期成長率の低下など)が起こった場合には、当グループの資本コスト、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼし得る減損損失が発生する可能性がある。

当グループが関係している係争中の訴訟については注記53に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟に関して入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生し得る負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積もられているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払い請求がなされている、又は訴訟に関して注記で開示されているからといって、必ずしも引当金に関連するリスクについて認識されるというわけではない。

仮定及び見積もりは全て貸借対照表日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。全般的な環境で仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。

連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務諸表で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2010年度に重大な調整はなされないと予想される。

## (9)連結方法

連結財務諸表は、統一された会計方針に従って2009年12月31日現在で作成され、独立監査人により監査されたドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社のIFRS適用の財務諸表に基づいている。

連結財務諸表に含まれる子会社に関する買収の会計処理は、パーチェス法を用いて行われる。買収費用は処分資産、発行された持分金融商品及び発生した又は引き受けた負債の取引日における公正価値に、買収に直接起因する費用を加算した額に相当する。

IAS第31号に準拠して、ジョイント・ベンチャーは、比例連結法によって連結される。共同の支配下にある会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該会社に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。比例配分による買収の会計処理並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

親会社が重要な影響を及ぼす会社(関連会社)は、パーチェス法を用いて持分法で会計処理される。全てののれんは関連会社に対する投資として認識される。

グループ内の売上高、その他の営業収益及び費用、並びに連結会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外のグループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。

## セグメント別報告の開示

### (10)セグメント別報告の開示

2009会計年度以降、IFRS第8号(事業セグメント)の適用が求められている。ドイツポストDHLは、4部門の事業セグメントについて報告している。これらの部門は、提供される商品及びサービス、並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロファイルに従い、責任を有する経営体によって独立に管理されている。事業体の各部門は、ドイツポストDHLの最高経営陣に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

改訂された金融商品の勘定科目一覧表によって、セグメント別資産及び負債への勘定の配賦に変更が生じた。かかる影響は、ほとんど重要性を有しなかった。変更に応じて、過年度の数値は調整された。

当グループの主要な組織構造を反映させるため、基本的な報告形式は事業部門に基づいている。当グループは、以下の部門に区分される。

#### (10.1)部門別セグメント

##### 郵便部門

書面によるコミュニケーションの配送及び配達に加えて、郵便部門は、書面によるコミュニケーションを取り扱うエンド・トゥー・エンドサービスの提供者として位置付けられている。当該部門は、メール・コミュニケーション、ダイアログ・マーケティング、プレス・サービス、パーセル・ジャーマニー、国際郵便、小売店舗及び年金サービスといった業務部に分かれている。

#### エクスプレス部門

エクスプレス部門は、事業顧客及び個人顧客に対し、国内・国際配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス部門は、エクスプレス・ヨーロッパ、エクスプレス・アメリカ、エクスプレス・アジア・パシフィック及びエクスプレスEEMEAの業務部から成り立っている。

#### グローバル・フォワーディング/フレート部門

グローバル・フォワーディング/フレート部門の活動は、鉄道、道路、空路及び海路を使用した物品の運送である。グローバル・フォワーディング/フレート部門は、国際運送業務部及び輸送業務部である。

サプライ・チェーン部門 サプライ・チェーン部門は、契約ロジスティクスに特化し、倉庫保管及び輸送サービスに加え、全体のサプライ・チェーンと共にセクター別付加価値サービスを提供している。本部門は、企業情報及びコミュニケーション管理のためのエンド・トゥー・エンド・ソリューションを提供している。サプライ・チェーン部門の業務部は、サプライ・チェーン及びウィリアムズ・リー(旧企業情報ソリューション)である。

上記の報告対象のセグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

#### コーポレート・センター/その他の部門

集合セグメントは、国際事業サービス(GBS)、コーポレート・センター、及び営業外活動その他の事業活動により構成される。GBSにより生じた損益は、他の事業セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる(非対称的配賦)。

#### 連結

部門に関するデータは、部門内取引の連結後に表示される。部門間取引については、「連結」欄において削除されている。

#### 非継続事業

ドイツ・ポストバンク・グループは、2009年1月及び2月、並びに昨年度について非継続事業として報告される。2009年3月残存株式は、関連会社に対する投資に記載され、関連会社による純収益は、「コーポレート・センター/その他」と題する欄に報告されている。

セグメントの数値から連結の数値への調整

調整

	報告対象セグメント合計		コーポレート・センター/その他		グループ/連結への調整		連結の数値	
	(単位：百万ユーロ)							
	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年	2008年	2009年
外部売上高	54,375	46,129	99	72	0	0	54,474	46,201
内部売上高	1,552	1,244	1,683	1,455	-3,235	-2,699	0	0
売上高	55,927	47,373	1,782	1,527	-3,235	-2,699	54,474	46,201
その他の営業収益	2,212	1,786	1,693	1,528	-1,169	-1,173	2,736	2,141
材料費	-33,285	-26,932	-1,514	-1,459	2,820	2,617	-31,979	-25,774
人件費	-17,391	-16,099	-1,009	-940	11	18	-18,389	-17,021
その他の営業費用	-5,700	-4,248	-1,019	-685	1,573	1,237	-5,146	-3,696
減価償却費、償却費及び減損	-2,336	-1,321	-326	-299	0	0	-2,662	-1,620
利息を含まない税引前利益(EBIT)	-573	559	-393	-328	0	0	-966	231
関連会社による純利益	2	9	0	19	0	0	2	28
その他の財務費用純額							-102	17
法人所得税							-200	-15
非継続事業利益							-713	432
連結当期純利益/損失							-1,979	693
内、ドイツポスト・アーゲー株主へ帰属							-1,688	644
内、少数株主へ帰属							-291	49

外部売上高とは、グループ外の第三者にから部門で生じた売上高をいう。内部売上高とは、その他の部門から生じた売上高をいう。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格(独立企業原則)として使用される。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたITサービスに係る費用は、その原因別に部門に配賦される。独立企業原則に従って各部門の負担にできない部分の費用は、引続きサービス・セグメントに含まれることになる。ドイツポスト・アーゲーの全国的な郵便サービス義務(全国の小売店舗網、毎営業日の配達)から生じる追加費用、及びドイツ・ブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、郵便部門に配賦される。

セグメント別資産は、固定資産(長期金融資産を除く。)及び流動資産(法人所得税資産、現金及び現金等価物並びに短期金融資産を除く。)から構成される。取得したのれんは、各部門に配賦される。

#### セグメント別資産の調整

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
資産合計	262,964	34,738
投資不動産	-32	-32
長期金融資産(関連会社に対する投資を含む)	-779	-3,220
その他の固定資産	-343	-323
繰延税金資産	-1,033	-668
法人所得税資産	-191	-196
受取債権及びその他の資産	-50	-29
短期金融資産	-659	-1,861
現金及び現金等価物	-1,350	-3,064
非継続事業	-231,824	0
セグメント別資産	26,703	25,345
内、コーポレート・センター/その他	1,377	1,271
内、報告対象のセグメント	25,727	24,335
内、連結	-401	-261

セグメント別負債は、無利子引当金及び負債(法人所得税債務を除く。)に関連する。

セグメント別負債の調整

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
資本及び負債合計	262,964	34,738
資本金	-9,852	-8,273
連結負債	253,112	26,465
長期引当金	-8,029	-7,031
固定負債	-3,685	-7,071
短期引当金	-303	-344
流動負債	-1,837	-1,066
非継続事業	-227,723	0
セグメント別負債	11,535	10,953
内、コーポレート・センター/その他	1,244	1,123
内、報告対象のセグメント	10,712	10,149
内、連結	-421	-319

内部報告に即して、セグメント別投資に代わって資本的支出が開示される。その違いは、無形資産が資本的支出数値においてのれん抜きで報告されることである。減価償却費、償却費及び評価減は、各部門に配賦された資産に関連する。その他の現金を伴わない費用は、主に引当金を認識するための費用に関連する。

(10.2)地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ、南北アメリカ、及びアジア太平洋その他の地域において主に活動する。外部売上高、固定資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告対象の事業体の所在地に従って個々の地域に配賦される。過年度の数値はかかる配賦に応じて調整された。固定資産は、主に無形資産及び有形固定資産から構成される。

損益計算書の開示

(11)売上高

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
売上高	54,474	46,201

2009会計年度においては、前年度と同様、バーター取引に基づいて生じた売上高はなかった。売上高は、全ての地域において、前年度比で減少した。その原因は、世界的不況並びに当グループの米国国内エクスプレス事業からの撤退及び為替差損である。

部門別の売上高の詳細な分類、並びに売上高の地域別の配賦は、セグメント別報告に示されている。

(12)その他の営業収益

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
引当金の戻入益	253	562
賃貸及びリース収益	178	172
保険収入	173	171
為替差益	269	161
履行済かつ資産計上された業務から生じた収益	168	138
手数料及び補償より生じた収益	103	124
デリバティブより生じた収益	86	90
受取債権及びその他の資産に係る減損の戻入れ	64	81
負債の再評価により生じた収益	118	77
手数料収入	66	69
固定資産処分益	147	40
負債の簿外化による収益	23	38
前期請求に係る収益	626	34
損失補填収益	23	22
以前に償却した受取債権の受取額	9	11
補助金	8	7
その他	422	344
その他の営業収益	2,736	2,141

引当金の戻入益は、主として米国エクスプレス事業の再編による特定の将来の支払債務についての見積金額変更、及び米国における再編措置の一環として負う報酬支払債務についての再交渉に関連する。多岐に渡るその他の営業収益には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

(13)材料費

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販目的購入商品に係る費用		
燃料費	968	736
航空機燃料費	781	454
包装材料	390	317
再販目的購入商品	1,352	1,311
事務用消耗品	79	68
スペアパーツ及び修理材料	92	83
その他の費用	100	83
	<u>3,762</u>	<u>3,052</u>
購入サービス費		
交通費	19,483	14,791
臨時社員費	2,321	1,904
解約不能なリースより生じた費用	1,735	1,820
解約可能なリースより生じた費用	469	405
その他のリース費用(特別費用)	185	145
修繕費	994	957
ITサービス費	764	667
支払手数料	343	341
ポストバンク支店使用にかかる費用	484	519
その他の購入サービス費	1,439	1,173
	<u>28,217</u>	<u>22,722</u>
材料費	<u>31,979</u>	<u>25,774</u>

材料費の減少は、一般的な市況に起因する売上の減少、当グループの米国国内エクスプレス事業からの撤退、及び石油価格の下落に起因する。その他の受領したサービスには、多数の個別の項目が含まれる。

(14)人件費 / 従業員

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年 (1) 調整済	2009年
賃金、給与及び報酬	14,104	13,160
内、ストックオプション制度に基づくオプションに関する費用	4	0
内、株式割当制度に基づく費用	0	5
内、2006年株式評価益請求権制度/LTIPより生じた費用	0	11
社会保険料	2,382	2,638
退職給付費用	1,903	1,223
人件費	18,389	17,021

(1)過年度調整額(注記5参照)。

とりわけ、当グループの米国国内エクスプレス事業からの撤退が、人件費の減少につながった。

退職給付費用は、ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.に対するドイツポスト・アーゲーの拠出額559百万ユーロ(前年度：557百万ユーロ)も含まれている。詳細は注記7を参照のこと。

人件費は主として賃金、給与及び報酬並びに報告対象年度中に当グループの従業員が提供した役務の対価として支払ったその他全ての給付に関連する。社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。人件費の減少は、主に米国国内における再編措置の一環として前年度に負った報酬支払債務に起因する。

退職給付費用は現職及び退職した従業員若しくはその扶養遺族に関連している。これらの費用は、年金引当金繰入額、補助企業年金制度への雇用主拠出及び雇用主による従業員に対する退職給付の支払を含んでいる。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告対象年度の平均従業員数は以下のとおりであった。

	(単位：人)	
	2008年	2009年
時給制労働者及び給与制従業員	456,149	435,072
公務員	51,304	49,691
研修生	3,839	3,755
従業員数	511,292	488,518

報告対象年度において買収又は売却された会社の従業員については、買収後又は売却前の期間について按分したものが含まれている。常勤従業員として計上される2009年12月31日現在の従業員数は、424,686名(2008年12月31日：451,515名)に達する。連結されたジョイント・ベンチャーの従業員は、持分割合で案分すると、1,589名にのぼる(前年度：1,709名)。

(15)減価償却費、償却費及び減損損失

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
無形固定資産の償却費 (のれんの減損を除く)	826	421
有形固定資産の減価償却費		
土地及び建物	203	282
技術設備及び機器	338	287
その他の設備、営業用及び事務用機器並びに車輛	480	478
航空機	202	151
前払金	3	1
	1,226	1,199
	2,052	1,620
のれんの減損	610	0
減価償却費、償却費及び減損	2,662	1,620

減価償却費、償却費及び減損損失には、264百万ユーロ(前年度：213百万ユーロ)の減損損失が含まれている。この数値のうち、92百万ユーロはアルカンドーの破産に関連する。さらに、23百万ユーロは米国国内エクスプレス事業における有形固定資産の減損損失、24百万ユーロは航空機の減損損失に関連するものである。

81百万ユーロの減損損失は無形固定資産(前年度：79百万ユーロ)に、98百万ユーロ(前年度：9百万ユーロ)は土地及び建物に、85百万ユーロ(前年度：125百万ユーロ)はそれ以外の有形固定資産に関連する。

セグメント別では、固定資産の減損損失は以下のとおりである。

固定資産の減損損失	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
郵便部門	4	0
エクスプレス部門	125	116
グローバル・フォワーディング/フレート部門	0	0
サプライ・チェーン部門	19	91
本社/その他	65	57
減損損失	213	264

前年度ののれんの減損損失は、DHLサプライ・チェーン(436百万ユーロ)及びウィリアムズ・リー(旧CIS、174百万ユーロ)に関連するものであった。

(16) その他の営業費用

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
流動資産の評価減	321	328
交通費及び研修費	450	308
保証費用、払戻し及び補償金	326	290
清掃、輸送及び警備サービスの購入費用	302	280
その他の事業税	378	273
通信費	269	236
資産の処分により生じた費用	503	236
コンサルティング費用	272	184
事務用消耗品	207	177
為替差損による費用	269	163

任意の社会給付	132	142
保険費用	118	112
交際費及び福利厚生費	163	110
その他広報費用	163	101
訴訟費用	167	97
広告宣伝費	142	82
連邦郵便通信庁によるサービス	70	81
支払手数料	64	70
広報および顧客サポートに伴う費用	70	56
引当金繰入額	112	51
拠出金及び手数料	37	49
デリバティブより生じた費用	221	34
前年度分のその他の営業費用	85	32
監査費用	36	31
金融取引費用	35	24
寄附金	18	2
その他	216	147
その他の営業費用	5,146	3,696

その他の営業費用の減少は、主に当グループ全体の費用削減運動に起因する。

流動資産の評価減には、51百ユーロのアルカンドー / カールシュタットクヴェレによる売掛金の評価減を含む。

多岐に渡るその他の営業費用には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

法人所得税以外の税金は関連費用項目に、また配賦先が特定できない場合はその他の営業費用に認識される。

(17) 関連会社による純利益

	2008年	2009年
関連会社による純利益	2	28

当社が重大な影響力を与えることが可能な会社で、持分法で計上されている会社に対する投資は、財務費用純額 / 財務収益純額に28百万ユーロ(前年度: 2百万ユーロ) 寄与した。過年度からの数値の変化は、ドイツ・ポストバンク・アーゲーが関連会社として連結されたことに起因する。

(18)その他の財務費用純額 / 財務収益純額

その他の財務収益	(単位：百万ユーロ)	
	2008年 (1)調整済	2009年
受取利息	576	106
その他の株式投資及び金融資産より生じた収益	15	2
その他の財務収益	7	1,777
	598	1,885
その他の財務費用		
支払利息	-664	-820
内、割引後の年金引当金及びその他の引当金	-290	-439
損失負担費用	0	0
金融資産の評価減	-30	-33
その他の財務費用	-20	-1,004
	-714	-1,857
外貨換算額	14	-11
その他の財務費用純額 / その他の財務収益純額	-102	17

(1)過年度調整額(注記5参照)。

その他の財務費用純額 / 財務収益純額には、ドイツ・バンク株式の売却による127百万ユーロの実現利益を含む。さらに、505百万ユーロの収益は、一方では転換社債利息(マイナス103百万ユーロ)が生じ、他方では第3段階についてのオプションの測定による収益及び現金担保の利息(608百万ユーロ)が生じたことによる。

財務費用純額 / 財務収益純額には、106百万ユーロ(前年度：576百万ユーロ)の金融資産からの受取利息及び損益により公正価値で測定されなかった820百万ユーロ(前年度：664百万ユーロ)の金融負債による支払利息を含む。

(19)法人所得税

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
当期法人所得税費用	-352	-324
当期法人所得税還付	25	40
	-327	-284
一時差異より生じた繰延税金収益	140	172
繰越欠損金に係る繰延税金資産の減少より生じた繰延税金収益(前年度：税金費用)	-13	97
	127	269
法人所得税費用	-200	-15

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
法人所得税考慮前継続事業による利益/損失	-1,066	276
法定税率に基づき予想される法人所得税費用	318	-82
初期差異にかかる認識されない繰延税金資産	420	304
繰越欠損金及び一時差異にかかるドイツのグループ会社の認識されない繰延税金資産	-469	-280
繰越欠損金及び一時差異にかかる外国のグループ会社の認識されない繰延税金資産	-424	-130
過年度の当期税金への影響額	45	5
非課税収益及び控除不能費用	-118	143
外国会社の税率差異	30	27
その他	-2	-2
継続事業にかかる実効法人所得税費用	-200	-15

法定税率に基づき予想される法人所得税費用と実効法人所得税費用との差額は特に、1995年1月1日現在の期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異により生じたドイツポスト・アーゲーのIFRS適用の財務諸表上の帳簿価額と税務上の帳簿価額との一時差異によるものである。IAS第12号第15(b)項及びIAS第12号第24(b)項に準拠して、当グループはこれらの主に有形固定資産並びに年金及びその他の従業員給付に

対する引当金に関連する一時差異に係る繰延税金資産を認識しなかった。2009年12月31日現在のIFRS適用の財務諸表の帳簿価額と税務上の帳簿価額との間に残存する一時差異は10億ユーロ(前年度：20億ユーロ)であった。

ドイツのグループ会社の繰越欠損金について認識されない繰延税金資産による影響は、主にドイツポスト・アーゲー及びその税務上の連結会社に関連している。繰越欠損金について認識されない外国会社の繰延税金資産による影響は、主としてアメリカ大陸地域に関連している。

認識されない繰延税金資産による影響額は648百万ユーロ(前年度：585百万ユーロ、戻入)であり、これは繰延税金資産の評価減による。法人所得税費用は、過去に財務諸表に反映されていなかった税務上の欠損金を使用した結果、128百万ユーロ(前年度：17百万ユーロ)減少した。

タックスプランニングに基づき繰延税金資産が実現する可能性があるため、472百万ユーロ(前年度：332百万ユーロ)のドイツ企業についての繰延税金資産が貸借対照表に認識された。

2009会計年度は、前年度と同様に、ドイツ国内のグループ会社は税率の変更に影響されなかった。外国の課税管轄内における税率の変更は、重大な影響を及ぼさなかった。

実行法人所得税費用には、ドイツ会社及び外国会社の過年度の税金収益5百万ユーロ(前年度：45百万ユーロ)が含まれる。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

	税引前	法人所得税	税引後
2009年			
外国為替換算調整勘定	196	0	196
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金	-46	29	-17
IAS第39号に準拠した再評価剰余金	110	-29	81
関連会社のその他の包括利益における持分	123	0	123
その他の包括利益	383	0	383
2008年			
外国為替換算調整勘定	-502	0	-502
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金	65	-28	37
IAS第39号に準拠した再評価剰余金	-263	82	-181
IFRS第3号に準拠した再評価準備金	8	0	8
その他の包括利益	-692	54	-638

(20) 継続事業からの損益

2009会計年度の継続費用からの利益は261百万ユーロ(前年度：1,266百万ユーロの損失)にのぼった。

前年度は、主に当グループにおける事業再編の措置の影響及びサプライ・チェーン、及びウィリアムズ・リー(旧CIS)ユニットの無形固定資産で認識された減損損失によるものである。

(21) 非継続事業による利益/損失

IFRS第5号に準拠して、2009年1月及び2月におけるドイツ・ポストバンク・グループの利益は、損益計算書の非継続事業による利益/損失に表示される。

非継続事業による利益/損失

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
銀行取引の収益(売上高)	11,226	1,634
その他営業収益	-998	-27
営業利益合計	10,228	1,607
銀行取引の費用(材料費)	-8,270	-1,190
人件費	-1,337	-219
減価償却費、償却費及び減損	-179	0
その他営業費用	-1,313	-222
営業費用合計	-11,099	-1,631
利息を含まない税引前損失(EBIT)	-871	-24
純財務費用	-73	-13
非継続事業による税引前損失	-944	-37
税金収益	150	25
非継続事業による税引後損失	-794	-12
負ののれんの戻入(株式投資の増加に伴い発生)/非連結化の影響	81	444
非継続事業による利益/損失	-713	432

2009年3月以降、ドイツ・ポストバンク・グループの残存株式は、持分法による帳簿価額で関連会社に対する投資に計上され、その損益は、関連会社による純利益に計上される。

(22) 連結当期純損益

2009会計年度において当グループは連結当期純利益693百万ユーロ(前年度：純損失1,979百万ユーロ)を計上した。この連結純利益のうち644百万ユーロ(前年度：純損失1,688百万ユーロ)はドイツポスト・アーゲー株主に帰属するものであった。

(23) 少数株主

2009年会計度において少数株主に帰属する当期純利益は、49百万ユーロとなり、前年度比で340百万

ユーロ増加した。この増加は、主として、持分法適用関連会社としてドイツ・ポストバンク・グループを連結したことに起因する。

(24)1株当たり利益

IAS第33号「1株当たり利益」に準拠して、基本的1株当たり利益は、連結当期純利益を平均株式数で割ることとで算定される。2009会計年度における基本的1株当たり利益は0.53ユーロ(前年度：マイナス1.40ユーロ)であった。

基本的1株当たり利益

	2008年	2009年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益/損失 (単位：百万ユーロ)	-1,688	644
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,208,617,943	1,209,015,874
基本的1株当たり利益(単位：ユーロ)	-1.40	0.53
内、継続事業に係るもの(単位：ユーロ)	-1.10	0.17
内、非継続事業に係るもの(単位：ユーロ)	-0.30	0.36

希薄化後1株当たり利益を算出するにあたり、平均発行済株式数は潜在的に希薄化効果のある全ての株式について調整される。2003年ストックオプション制度の2004年トランシュについての行使段階は、2009年6月30日に終了した。当該制度の条件及び条項に基づき、2009年6月30日現在未行使であった当該トランシュに帰属する全オプション及び株式評価益権(以下「SAR」という。)は失効した。結果として、2004年トランシュのクロージング日現在、未行使である役員向けのさらなるストックオプション(前年度：2,726,658)は存在しなかった。2009会計年度における新役員報酬制度(株式割当制度)により、389,585の株式取得権が存在したが、このうち希薄化効果を有するものは存在しなかった。

希薄化後1株当たり利益

	2008年	2009年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益/損失 (単位：百万ユーロ)	-1,688	644
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,208,617,943	1,209,015,874
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	0	0
希薄化後の純利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,208,617,943	1,209,015,874
希薄化後1株当たり利益(単位：ユーロ)	-1.40	0.53
内、継続事業に係るもの(単位：ユーロ)	-1.10	0.17
内、非継続事業に係るもの(単位：ユーロ)	-0.30	0.36

(25) 1株当たり配当金

0.60ユーロの1株当たり配当金が2009会計年度に関して提案されている。2009年12月31日現在で商業登記されている1,209,015,874株に基づいて配当されるため、配当金の分配は725百万ユーロである。前年度は、1株あたりの配当金は1株0.60ユーロであった。配当金の分配についての詳細は注記42を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(26)無形固定資産

(26.1)概要

	内部創出の 無形固定資産	購入した 商標名	購入した顧客 リスト	(単位：百万ユーロ) その他の購入 した無形固定 資産
取得原価				
2008年1月1日現在残高	1,298	858	986	1,773
連結グループへの追加	0	3	54	4
取得	129	0	0	142
組替え	38	0	0	103
処分	-455	-318	-176	-604
為替換算調整勘定	0	-133	-73	-16
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	1,010	410	791	1,402
連結グループの取得	0	0	0	0
取得	88	0	0	94
組替え	16	0	-6	64
処分	-80	0	0	-155
為替換算調整勘定	-1	36	20	12
2009年12月31日現在残高	1,033	446	805	1,417
償却及び減損				
2008年1月1日現在残高	759	0	178	1,205
連結グループの取得	0	0	0	1
償却	113	382	90	213
減損	64	0	0	11
組替え	-1	0	0	-1
減損の戻入	-2	0	0	-6
処分	-258	0	-28	-496
為替換算調整勘定	6	0	-22	-1
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	681	382	218	926
連結グループの取得	0	0	0	0
償却	93	0	83	164
減損	2	0	0	77
組替え	2	0	0	3
減損の戻入	0	0	0	0
処分	-65	0	0	-133
為替換算調整勘定	-2	34	4	5
2009年12月31日現在残高	711	416	305	1,042
2009年12月31日現在の帳簿価額	322	30	500	375
2008年12月31日現在の帳簿価額	329	28	573	476

	(単位：百万ユーロ)		
	のれん	前払金及び 開発中の無形 固定資産	合計
<b>取得原価</b>			
2008年1月1日現在残高	11,770	153	16,838
連結グループへの追加	180	0	241
取得	118	74	463
組替え	0	-120	21
処分	-649	8	-2,194
為替換算調整勘定	-230	-7	-459
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	11,189	108	14,910
連結グループの取得	26	1	27
取得	30	59	271
組替え	0	-54	20
処分	-47	-109	-391
為替換算調整勘定	93	1	161
2009年12月31日現在残高	11,291	6	14,998
<b>償却及び減損</b>			
2008年1月1日現在残高	440	30	2,612
連結グループの取得	0	0	1
償却	0	0	798
減損	610	4	689
組替え	0	0	-2
減損の戻入	0	0	-8
処分	-9	0	-791
為替換算調整勘定	0	1	-16
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	1,041	35	3,283
連結グループの取得	0	0	0
償却	0	0	340
減損	0	2	81
組替え	0	-1	4
減損の戻入	0	0	0
処分	-33	-94	-325
為替換算調整勘定	40	0	81
2009年12月31日現在残高	1,048	-58	3,464
2009年12月31日現在の帳簿価額	10,243	64	11,534
2008年12月31日現在の帳簿価額	10,148	73	11,627

購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

## (26.2)のれんの現金生成単位への配賦

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
のれん合計(1)	10,148	10,243
郵便部門		
国内郵便	37	38
国際郵便	543	552
エクスプレス部門	4,103	4,142
グローバル・フォワーディング/フレート部門		
DHLグローバル・フォワーディング	3,443	3,451
DHLフレート・ヨーロッパ	253	253
サプライ・チェーン部門		
DHLサプライ・チェーン	1,550	1,581
ウィリアムズ・リー	333	340

(1) 調整により生じたのれんはマイナス114百万ユーロ(前年度:マイナス114百万ユーロ)である。

前年度と比べ、現金生成単位(CGU)の構造に変更はない。上の表に示したウィリアムズ・リーCGUは、昨年記載されていた企業情報ソリューション(CIS)に対応している。

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値に基づいてCGUの回収可能価額を決定している。この算出は、まず税引後資本コストと同一のレートで割り引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。その後税引前割引率が反復的に算定される。

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBIT及び経営陣が採用した投資計画に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。方法論的側面からいえば、この詳細計画策定フェーズは2010年から2012年の3ヵ年計画の展望をカバーしている。これは、2013年から先の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGUに関して別々に決定される。以下の表に示した長期成長率を用いて算定される。使用される成長率は、CGUが属する産業の成長率についての期待値を反映しているが、当該CGUの利益への貢献度が最も高い国々において予想される長期成長率を上回るものではない。キャッシュ・フローの予想は、過去の金額及び予想される将来の一般的な市場傾向の双方に基づいている。さらにこの予想は、各国内事業及び国際貿易における成長率、並びに現在進行中の物流スティックス活動の外部委託化の傾向を考慮に入れている。輸送ネットワーク及びサービスに関するコストの見積りも、使用価値に影響を及ぼす。

税引前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表に、各CGUに使用される割引率(税引前)及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

	(単位：%)			
	割引率		成長率	
	2008	2009	2008	2009
サプライ・チェーン部門				
DHLサプライ・チェーン	11.1	10.7	2.5	2.5
ウィリアムズ・リー	11.3	11.6	2.0	2.0
グローバル・フォワーディング/ フレート部門				
DHLフレート・ヨーロッパ	11.1	10.8	2.0	2.0
DHLグローバル・フォワーディング	11.2	10.7	2.5	2.5
郵便部門				
国内郵便	該当なし	11.2	該当なし	0.0
国際郵便	11.4	10.7	1.0	1.0
エクスプレス部門	10.6	10.7	2.5	2.0

2008年12月31日現在、国内郵便CGUは、IAS第36号第99項が規定する要件をすべて満たしていたため、回収可能価額の詳細な再計算を要しなかった。2008年12月31日現在、当該CGUに関し減損リスクは存在しなかった。

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGUについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGUも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2009年12月31日現在、いずれのCGUについてもものれんの減損損失は認識されなかった。

## (27)有形固定資産

## (27.1)概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び 建物	技術設備 及び機械	その他の 設備、 営業用及 び事務用 機器	航空機	車輛及び 輸送用 機器	前払金及 び開発中 の資産	合計
取得原価							
2008年1月1日現在残高	7,268	4,076	3,431	1,367	2,046	305	18,493
連結グループへの追加	46	15	21	0	25	2	109
取得	141	231	285	94	255	447	1,453
組替え	80	169	42	44	31	-390	-24
処分	-2,597	-219	-1,328	-73	-873	-55	-5,145
為替換算調整勘定	-89	-91	-53	4	-88	-13	-330
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	4,849	4,181	2,398	1,436	1,396	296	14,556
連結グループへの追加	1	1	4	0	7	0	13
取得	74	182	230	110	127	207	930
組替え	32	68	26	160	25	-332	-21
処分	-316	-275	-292	-95	-211	-44	-1,233
為替換算調整勘定	37	40	23	1	24	3	128
2009年12月31日現在残高	4,677	4,197	2,389	1,612	1,368	130	14,373
減価償却及び減損							
2008年1月1日現在残高	2,583	2,973	2,604	483	1,099	-3	9,739
連結グループへの追加	24	12	15	0	11	0	62
減価償却	208	278	293	164	198	0	1,141
減損	9	60	21	38	3	3	134
組替え	10	1	-4	2	-3	-5	1
減損の戻入	-1	0	0	0	0	0	-1
処分	-881	-127	-1,152	-65	-827	-1	-3,053
為替換算調整勘定	-19	-40	-38	1	-45	-2	-143
2008年12月31日現在 / 2009年1月1日現在残高	1,933	3,157	1,739	623	436	-8	7,880
連結グループへの追加	1	1	3	0	3	0	8
減価償却	184	247	250	127	208	0	1,016
減損	98	40	10	24	10	1	183
組替え	4	-2	6	-5	3	-9	-3
減損の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-240	-236	-270	-77	-165	-1	-989
為替換算調整勘定	12	20	16	-3	13	0	58
2009年12月31日現在残高	1,992	3,227	1,754	689	508	-17	8,153
2009年12月31日現在の帳簿価額	2,685	970	635	923	860	147	6,220
2008年12月31日現在の帳簿価額	2,916	1,024	659	813	960	304	6,676

前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った有形固定資産項目に係る前払金にのみかかるものである。開発中の資産は、貸借対照表日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。担保として供されている有形固定資産は、前年同様、1百万ユーロ未満であった。

(27.2)ファイナンス・リース

以下の資産はファイナンス・リースより生じた固定資産として計上されている。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
無形固定資産	3	0
土地及び建物	76	57
技術設備及び機械	27	24
その他の設備、営業用及び事務用機器	31	30
航空機	444	407
車輛及び輸送用機器	11	3
ファイナンス・リース	592	521

金融負債の項には、対応するファイナンス・リース負債が記載されている(注記46を参照)。

(28)投資不動産

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
取得原価		
1月1日現在残高	260	45
連結グループへの追加	0	0
取得	1	0
組替え	2	0
処分	-219	0
為替換算調整勘定	1	0
12月31日現在残高	45	45
減損		
1月1日現在残高	73	13
連結グループへの追加	0	0
減価償却 / 減損	1	0
公正価値の変動	0	0
組替え	1	0
処分	-62	0
為替換算調整勘定	0	0
12月31日現在残高	13	13
12月31日現在の帳簿価額	32	32

前年度と同様、2009年度における投資不動産のうち、18百万ユーロは、米国のエクセル Inc.に関連するものであり、14百万ユーロは、ドイツポスト・アーゲーに関連するものであった。当該不動産の賃貸収益は1百万ユーロ(前年度：1百万ユーロ)で、関連する費用も1百万ユーロ(前年度：1百万ユーロ)であった。公正価値は、77百万ユーロ(前年度：78百万ユーロ)であった。

(29) 関連会社に対する投資

関連会社に対する投資は以下のとおりである。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在	203	61
増加	0	1,561
当グループの持分の増減		
損益として認識される増減	2	28
利益配分	-1	-1
その他の包括利益で認識される増減	0	123
処分	-143	0
12月31日現在の帳簿価額	61	1,772

関連会社に対する投資に関して報告された増減は、主にドイツ・ポストバンク・アーゲーによるものである。2009年3月以降、22.9%の持分売却後のドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する39.5%の持分は、持分法を用いて計上されてきた。これは、当該貸借対照表項目の最大部分を占めることから、以下の表ではドイツ・ポストバンク・アーゲーの資産、負債、銀行取引からの収益、及び純利益(全項目100%)についてのみ報告する。

ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表作成時には、2009年12月31日に終了する年度についてのドイツ・ポストバンク・アーゲーの監査済み連結財務諸表が入手できなかったため、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの数値は、直近に発行された2009年9月30日現在の半期財務諸表及び直近に発行された2008年12月31日現在の連結財務諸表に基づいている。これは、プレスリリースから情報を取得している2009年度の暫定業績については妥当しない。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
資産	231,282(1)	239,280
負債	226,263(1)	234,002
銀行取引からの収益(3)	11,232(1)	6,963
利益(+)/損失(-)	-886(2)	76

- (1) ドイツ・ポストバンク・アーゲーによる修正再表示を含まない金額。
- (2) ドイツ・ポストバンク・アーゲーによる修正再表示を含んだ暫定金額。
- (3) 銀行取引からの収益には、利子収入、手数料収入、及び純取引収入を含む。

ドイツポスト・アーゲーによるドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する株式投資は、2009年12月31日現在、一株当たり22.88ユーロの株価に基づくと、1,977百万ユーロの市場価値を有していた。2009年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、86,417,432株のドイツ・ポストバンク・アーゲー株式を保有していた。全てのドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式は、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式の第2、第3段階の売却に関連して、担保として差し入れられている(注記2、3、及び50を参照)。

(30)長期金融資産

	2008年1月1日 (調整済)(1)	2008年 (調整済)(1)	(単位：百万ユーロ)
			2009年
売却可能金融資産	301	158	150
貸付金及び受取債権	579	461	353
損益を通して公正価値で計上される金融資産	95	89	805
満期保有金融資産	10	10	27
リース受取債権	0	0	52
その他	0	0	61
長期金融資産	985	718	1448

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

勘定科目表の改訂後、これまでその他の長期資産に計上されていたデリバティブ(2008年度：89百万ユーロ、2008年1月1日：95百万ユーロ)及び差入敷金(2008年度：55百万ユーロ、2008年1月1日：33百万ユーロ)が長期金融資産に組替えられ、「貸付金及び受取債権」及び「売却可能金融資産」の区分内の科目が再整理された。

損益を通して公正価値で計上される金融資産には、主にドイツ・ポストバンクの持分のドイツバンク・アーゲーへの売却に関連するプット・オプションである(注記50を参照)。当該項目には、為替リスクヘッジ目的のデリバティブも含まれる。

金融資産の33百万ユーロ(前年度：30百万ユーロ)の評価減は、減損が生じたため、損益計算書に計上されている。当該金額の大半(26百万ユーロ)は、貸付金及び受取債権に関するものであり、6百万ユーロは、損益を通して公正価値で計上される金融資産、1百万ユーロは、売却可能金融資産に関するものである。

類似する長期金融資産に関する2009年12月31日現在の市場金利と比較すると、住宅建設助成貸付金のほとんどが、低金利又は無利子である。これらは、貸借対照表上、現在価値21百万ユーロ(前年度：19百万ユーロ)で認識されている。これらの貸付金の元本金額の総額は、23百万ユーロ(前年度：24百万ユーロ)である。

処分に関する制限の詳細については、注記50(担保)を参照されたい。

(31) その他の固定資産

	2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	(単位：百万ユーロ)	
			2009年	
年金資産	247	262	288	
その他	122	108	60	
その他の固定資産	369	370	348	

(1) 調整済の前期の金額, 注記5を参照。

勘定科目表の改訂の一部として、デリバティブ(2008年度：89百万ユーロ、2008年1月1日：95百万ユーロ)及び差入敷金(2008年度：55百万ユーロ、2008年1月1日：33百万ユーロ)がその他の固定資産に組替えられた。

年金資産に関する詳細な情報は、注記44に記載されている。

(32) 繰延税金

	2008年		(単位：百万ユーロ)	
	資産	負債	2009年	
	資産	負債	資産	負債
無形固定資産	98	294	57	295
有形固定資産	61	38	90	32
長期金融資産	47	2	3	0
その他の固定資産	9	29	33	36
その他の流動資産	29	41	33	41
引当金	338	245	211	14
金融負債	293	1	412	97
その他の負債	167	250	67	47
繰越欠損金	58	-	142	-
総額	1,100	900	1,048	562
純額	-67	-67	-380	-380
帳簿価額	1,033	833	668	182

繰越欠損金にかかる繰延税金のうち85百万ユーロ(前年度：2百万ユーロ)はドイツの繰延欠損金に関するもので、57百万ユーロ(前年度：56百万ユーロ)は海外の繰延欠損金に関するものである。

当グループが納税計画において、これらの繰越欠損金及び一時差異をおそらく利用することができないであろうと予想されるため、約166億ユーロ(前年度：163億ユーロ)の繰越欠損金及び約3,208百万ユーロ(前年度：約696百万ユーロ)の一時差異に係る繰延税金資産は計上認識しなかった。当該繰越欠損金の大半は、ドイツポスト・アーゲーに関するものである。これらは無期限に利用することが可能である。外国会社については、多額な重要な繰越欠損金が2020年以前に失効することはない。

ドイツ内外の子会社の利益に関連する464百万ユーロ(前年度：386百万ユーロ)の一時差異は、予測可能な将来においては戻入れられない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

#### 満期日構成

	(単位：百万ユーロ)		
	短期	長期	合計
2009			
繰延税金資産	120	548	668
繰延税金負債	30	152	182
2008			
繰延税金資産	284	749	1,033
繰延税金負債	488	345	833

(33) 棚卸資産

貨物センターにおける郵便切手及び予備部品の棚卸資産の標準原価は、合計13百万ユーロ(前年度：12百万ユーロ)となった。これらの棚卸資産について、重大な評価引当金を計上する必要性はなかった。

棚卸資産

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
製品及び再販目的購入商品	57	47
航空機の予備部品	6	7
原材料、貯蔵品及び消耗品	187	156
仕掛品	17	15
前払金	2	1
棚卸資産	269	226

(34) 法人所得税資産及び法人所得税負債

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
法人所得税資産	191	196
法人所得税負債	351	292

法人所得税資産及び法人所得税負債は、全て流動資産であり、その期間は1年未満である。

(35) 受取債権及びその他の流動資産

勘定科目表の改訂を受け、従前この項目に計上されていたデリバティブ(2008年度：475百万ユーロ、2008年1月1日：52百万ユーロ)、リース受取債権(2008年度：25百万ユーロ、2008年1月1日：17百万ユーロ)、その他の金融資産(2008年度：124百万ユーロ、2008年1月1日：39百万ユーロ)、及び差入敷金(2008年度：10百万ユーロ、2008年1月1日：22百万ユーロ)は短期金融資産に組替えられた。

	2008年1月1日 (調整済)(1)	2008年 (調整済)(1)	(単位：百万ユーロ) 2009年
売掛金	6,377	5,591	4,881
前払費用	1,038	676	620
繰延収益	558	462	472
当期末収税	461	450	368
原価配賦より生じた収益	83	71	65
貸方項目にかかる借方残高	63	51	52
資産の売却により生じた受取債権	196	56	44
グループ会社に対する受取債権	53	34	28
従業員に対する受取債権	30	28	26
損失補填(遡及請求)にかかる受取債権	19	17	19
代金引換にかかる受取債権	18	15	18
保険事業にかかる受取債権	32	37	15
民間郵便代理業者に対する受取債権	7	13	9
その他の資産	741	580	522
受取債権及びその他の流動資産	9,676	8,081	7,157

(1) 調整済の前期の金額。注記5を参照。

未収税のうち307百万ユーロ(前年度：341百万ユーロ)は付加価値税に関連し、34百万ユーロ(前年度：43百万ユーロ)は関税に関連し、45百万ユーロ(前年度：66百万ユーロ)はその他の未収税に関連している。その他の資産には、数多くの個別項目が含まれている。

(36)短期金融資産

勘定科目表の改訂を受け、従前は受取債権及びその他の流動資産に計上されていたデリバティブ(2008年度：475百万ユーロ、2008年1月1日：52百万ユーロ)、リース受取債権(2008年度：25百万ユーロ、2008年1月1日：17百万ユーロ)、その他の金融資産(2008年度：124百万ユーロ、2008年1月1日：39百万ユーロ)、及び入敷金(2008年度：10百万ユーロ、2008年1月1日：22百万ユーロ；貸付金及び受取債権において認識)は、全て短期金融資産に組替えられた。

短期金融資産

	(単位：百万ユーロ)		
	2008年1月1日 (調整済)(1)	2008年 (調整済)(1)	2009年
売却可能金融資産	20	13	1,618
貸付金及び受取債権	73	45	90
満期保有金融資産	1	1	1
損益を通して公正価値で認識される金融資産	52	475	31
リース受取債権	17	25	48
その他	39	125	106
短期金融資産	202	684	1,894

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

売却可能金融資産のうち、1,605百万ユーロは公正価値で測定された。当グループは、資本市場に投資されていたドイツ・バンク株式の売却により、現金収入を得ている(区分：売却可能金融資産)。

処分に関する制限の詳細については、注記50に記載されている。

(37)現金及び現金等価物

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
現金	20	19
未達現金	346	313
銀行残高	658	612
現金等価物	56	1,982
その他の現金及び現金等価物	270	138
現金及び現金等価物	1,350	3,064

(38)売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

これらの科目に計上されている金額は、主に以下の項目に関連している。

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2008年	2009年	2008年	2009年
DHL エクスプレス・フランス SAS - Day Definite 国内事業	0	70	0	98
DHL エクスプレス UK - Day Definite 国内事業	0	51	0	51
ドイツポスト・アーゲー - 不動産	31	18	0	0
DHL サプライ・チェーン・スペイン - 建物	15	16	0	0
DHL ネットワークオペレーションズ USA - 航空機	2	12	0	0
Astar AirCargo Inc. USA - 航空機	0	5	0	0
ドイツ・ポストバンク・グループ	231,824	0	227,736	0
その他	0	7	0	1
売却目的で保有する資産及び 売却目的で保有する資産に関連する負債	231,872	179	227,736	150

DHL エクスプレス・フランスは、自社のDay Definite国内事業を処分する予定である。金融投資会社 Caravelleが買い手候補である。資産及び負債は、IFRS第5号に従い、売却を目的として保有する資産及び売却を目的として保有する資産に関連する負債に組替えられた。

DHL エクスプレス・フランス： Day Definite国内事業

(単位：百万ユーロ)  
 2009年12月31日

資産	
長期金融資産	2
受取債権及びその他の流動資産	62
現金及び現金等価物	6
資産合計	70
資本及び負債	
長期引当金	8
短期引当金	14
流動金融負債	6

流動負債	70
資本及び負債合計	98

さらに、DHL エクスプレス UKは、自社のDay Definite国内事業を英国の集配サービス会社であるHome Delivery Networkに売却した。当該売却は、貸借対照表日付現在、未だカルテル規制当局の承認を得られることが条件となる。当該契約は、DHL ExpressのDay Definite国内事業に限定したものである。英国では、DHL Expressは今後、専ら国際・国内のTime Definite及びSame Dayの速達に注力することになる。資産及び負債は、IFRS第5号に従い、売却を目的として保有する資産及び売却を目的として保有する資産に関連する負債として計上されている。

DHL エクスプレス UK： Day Difinite国内事業

(単位：百万ユーロ)  
 2009年12月31日

資産	
棚卸資産	1
受取債権及びその他の流動資産	50
資産合計	51
資本及び負債	
長期引当金	6
短期引当金	11
流動負債	34
資本及び負債合計	51

以下の表は、持分法によるDHLエクスプレスUKに起因する損益を示している。

持分法により認識された累積損益

(単位：百万ユーロ)

	ドイツポスト・ アーゲーの株主に 帰属する株主持分	少数株主持分	資本合計
2009			
外国為替準備金	14	0	14

IFRS第5号による流動資産への組替え前の、直近の固定資産評価の結果、DHL エクスプレス UK及びDHL エクスプレス・フランスにおいて、それぞれ32百万ユーロの減損が生じた。組替え後、DHL Express UKについて、売却費用控除後の公正価値に対し、16百万ユーロのさらなる調整が行われている。

US Express事業再編の一環並びにオペレーティングリースの契約及び解約により、ABX Airが使用していた航空機はDHL Network Operationsにより取得され、現在は売却可能なものとして計上されている。

US Express事業の再編及び不況の影響により、Astar AirCargoに余剰能力が生じたため、航空機を5百万ユーロで売却することが予定されている。

2008年12月31日現在及び2009年2月28日まで、ドイツ・ポストバンク・グループに関する金額は、IFRS第5号に従い、売却を目的として保有する資産及び売却を目的として保有する資産に関連する負債として計上されていた。

### ドイツ・ポストバンク・グループ

(単位：百万ユーロ)

資産	2008年12月31日
無形固定資産	1,400
有形固定資産	900
投資不動産	73
長期金融資産	111
繰延税金資産	557
法人所得税資産	162
短期受取債権及びその他の流動資産	810
金融サービスより生じた受取債権及びその他の有価証券	224,394
現金及び現金等価物	3,417
資産合計	231,824
資本及び負債	
長期引当金	2,111
長期金融負債	5,431
繰延税金負債	831
短期引当金	30
法人所得税引当金	186
流動金融負債	310

流動負債	960
金融サービスより生じた負債	217,877
資本及び負債合計	227,736

ドイツ・ポストバンク・グループは、22.9%の株式の売却及びこれに伴う支配権の喪失により、2009年2月28日付で非連結化された。2009年3月1日以降、ドイツ・ポストバンク・グループの残る39.5%の株式は、関連会社に対する投資として持分法により計上されている。以下の表は、持分法により認識されている、ドイツ・ポストバンク・グループに起因する累積損益を示すものである。

持分法により認識された累積損益

	(単位：百万ユーロ)		
	ドイツポスト・ アーゲーの株主に 帰属する株主持分	少数株主持分	資本合計
IAS第39号による再評価準備金	-259	-263	-522
外国為替準備金	-76	-55	-131
	-335	-318	-653

(39)資本金

(39.1)株式資本

KfWバンケングルッペ(KfW Bankengruppe)(旧ドイツ復興金融公庫)(注記55.1を参照)は、ドイツポスト・アーゲーの株式資本の30.5パーセントを所有している。浮遊株の比率は69.5パーセントである。

12月31日現在株式保有状況

	株式数	
	2008年	2009年
KfW	368,277,358	368,277,358
浮遊株	840,738,516	840,738,516
12月31日現在株式資本	1,209,015,874	1,209,015,874

(39.2)資本金

2008年12月31日に終了した事業年度において、資本金の増減はなく、1,209百万ユーロであった。払込済資本金は、1株が株式資本における想定持分1ユーロを有する無額面登録株式(普通株式)1,209,015,874株で構成され、全て払込済である。

資本金の推移

	(単位：ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	1,207,470,598	1,209,015,874
2004年ストックオプション制度の トランシュによるオプションの行使 - 条件付資本金	1,545,276	0
12月31日現在残高	1,209,015,874	1,209,015,874

2009年12月31日現在の授權資本金・条件付資本金

	百万ユーロ	目的
2009年度授權資本金	240	現金 / 非現金出資による株式資本増加のためを行う(2014年4月20日まで)
条件付資本金	56	オプション / 轉換権の行使

(39.3)自己株式を取得する権限

2009年4月21日付の定時株主総会決議により、当社は、2010年9月30日までに決議日現在の発行済み株式総数の10パーセントまでの自己株式を取得する権限を授与された。この権限授与により、取締役会は、法律が認めらるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で触れられた目標を達成するために当該権限を行使す

ることが認められる。2009年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは自己株式を保有していない。

(39.4) 資本金に関する開示

2009年度の自己資本比率は23.8パーセント(前年度:「持分法によるポストバンク」に基づいたもので23.8パーセント)であった。会社資本は、純負債額を総資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリング比率より左右される。2009年度の純ギアリング比率は-25.7パーセント(前年度:23.7パーセント)であった。

	2008年 調整済(1)	(単位:百万ユーロ) 2009年
金融負債合計	4,874	7,439
控除:現金及び現金等価物	-1,350	-3,064
控除:短期金融資産	-684	-1,894
控除:長期預金	-256	-120
控除:長期デリバティブ商品	-89	-805
控除:ウィリアムズ・リーの少数株主 に対する金融負債	-29	-23
控除:強制転換社債	0	-2,670
控除:現金担保	0	-1,200
控除:ポストバンク売却に伴うデリバ ティブ測定の正味の影響	0	647
純負債/純流動性	2,466	-1,690
総資本	7,937	8,273
純資産合計	10,403	6,583
ギアリング比率(%)	23.7	-25.7

(1) 調整済の前期の金額。注記5を参照。

(40) その他の剰余金

	(単位:百万ユーロ)	
	2008年	2009年
資本剰余金	2,142	2,147
IAS第39号に準拠した再評価剰余金	-254	7
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金	-60	-77
IFRS第3号に準拠した再評価剰余金	8	7
外国為替換算調整勘定	-1,397	-1,215
その他の剰余金	439	869

(40.1)資本剰余金

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在の資本剰余金	2,119	2,142
増加	23	0
内、株式割当制度	0	5
内、ストックオプション制度による行使	19	0
内、ストックオプション制度による発行	4	0
12月31日現在の資本剰余金	2,142	2,147

2003年ストックオプション制度の2004年度ランシュの行使期間は、2009年6月30日に終了した。本制度の条件の下では、2009年6月30日までに行使されなかった当該ランシュのオプション及び株式評価益権(「SAR」)は全て放棄されたこととなる。従って、2009年7月1日以降、2003年ストックオプション制度に基づく未行使のオプション又はSARは存在しない。

当グループの一部の取締役向けの変動報酬付与の新制度が本年度施行されたが、これは、IFSR2号に従った、持分決済型の株式報酬取引である。従って、2009年12月31日現在、5百万ユーロが資本剰余金として計上された。ストックオプション制度の詳細は、注記54を参照されたい。

(40.2)IAS第39号に準拠した再評価剰余金

再評価剰余金は、資本に直接計上された、売却可能金融商品の公正価値の変動より生じた損益を含んでいる。この剰余金は、当該資産が売却又は処分された時、若しくは当該資産の公正価値が取得原価を永続的に下回る場合に損益への戻入れが行われる。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	-251	-254
為替換算調整勘定	2	-5
認識されない利益(+)/損失(-)	-484	455
資本に直接認識される繰延税金	29	32
関連会社の株式	0	130
認識される利益(+)/損失(-)	450	-351
12月31日現在のIAS第39号に準拠した再評価剰余金残高	-254	7

損益に計上された351百万ユーロの組替え及び455百万ユーロの剰余金の増加は、主にドイツ・ポストバンクAGの売却に関連するものである。

(40.3) IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金

ヘッジ剰余金は、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分により調整される。このヘッジ剰余金は、ヘッジ項目が決済された時点で、損益への計上が行われる。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	-97	-32
追加	-97	-1
貸借対照表上の処分(基準調整)	9	4
損益計算書上の処分	153	-49
12月31日現在のヘッジ剰余金残高	-32	-78
繰延税金	-28	1
12月31日現在のヘッジ剰余金残高	-60	-77

ヘッジ剰余金の変動は、主に将来時点で実行される為替取引に係る未認識ヘッジ損益の受領による。未認識利益54百万ユーロ(前年度：マイナス148百万ユーロ)が本年度ヘッジ剰余金から戻入れられ、その他の営業収入の営業利益として認識された。未認識損失5百万ユーロ(前年度：マイナス5百万ユーロ)は純財務収益・純財務費用に移された。4百万ユーロ(前年度：9百万ユーロ)は非金融固定資産を取得するためのヘッジ取引から生じた認識損失に関連するものである。これらの損失は、資産の取得原価に割り当てられている。公正価値に関する繰延税金もヘッジ剰余金に影響した。

(40.4) IFRS第3号に準拠した再評価剰余金

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	0	8
損益として認識されない変動	8	-1
12月31日現在のIFRS第3号に準拠した再評価剰余金残高	8	7

IFRS3号に準拠した再評価剰余金には、買収価額の配賦によるDHLロジスティクス(中国)Co., Ltd.(旧エクセル・シノトランスフレート・フォワーディングCo., Ltd.)の含み剰余金が含まれる。これは、従前の50%の持分に含まれていた顧客関係や繰延税金の調整に関連する。

(40.5)外国換算調整勘定

為替換算調整勘定には、外国通貨建てで財務諸表を作成している子会社を連結する際に生じた換算差額が含まれている。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	-897	-1,397
損益として認識される変動	0	31
損益として認識されない変動	-500	151
外国為替調整勘定の12月31日現在残高	-1,397	-1,215

(41)留保利益

留保利益には、過年度に生じた連結未処分利益が含まれている。本事業年度における剰余金の変動も、株主持分変動計算書に表示されている。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
1月1日現在残高	8,953	6,178
配当金の支払い	-1,087	-725
連結当期純利益	-1,688	644
その他の変動	0	1
留保利益の12月31日現在残高	6,178	6,098

(42)ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分

2009年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分は、8,176万ユーロ(前年度：7,826百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、ドイツ商法に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された未処分剰余金881百万ユーロに基づいて支払われている。支払が予定されている配当金総額725百万ユーロ(一株当たり0.60ユーロ)を控除した残額の156百万ユーロは、次年度に繰り越される。

2009年度においては、2008年度分の配当金725百万ユーロが支払われた。前年度においては、2007年度分の配当金支払いは、1,087百万ユーロに上った。これは、2008年度分は0.60ユーロ、2007年分は0.90ユーロの一株当たり配当金となる。当該配当金は、ドイツ居住者である株主に関しては非課税である。この支払に関して、キャピタルゲイン税(投資所得税)が源泉徴収されることはない。

(43)少数株主持分

少数株主持分は、企業結合会計による連結持分におけるグループ外株主の持分に関する調整及び損益に関するこれらの株主の割当分を含む。これらの少数株主持分は、主として以下の会社に関するものである。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
ドイツ・ポストバンク・グループ	1,914	0
DHLシノトランス	67	53
その他の会社	45	44
少数株主持分	2,026	97

(44)年金及びその他の従業員給付に係る引当金

年金債務に関する以下の情報は、次の地域ごとに分類されている。ドイツ、英国、その他及びドイツ・ポストバンク・グループである。2009年3月以降、ドイツ・ポストバンク・グループは関連会社に含まれている。その金額は、IFRS5号に準拠して2008年12月31日から組替えがなされ、2009年の年金債務に係る開示から除外された。

(44.1)地域別の年金及びその他の従業員給付に係る引当金

	(単位：百万ユーロ)				
	2009年12月31日				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポストバンク・グループ	合計
年金及びその他の従業員給付に係る引当金	4,204	187	183	-	4,574
年金資産	0	128	160	-	288
年金引当金純額	4,204	59	23	-	4,286

	(単位：百万ユーロ)				
	2008年12月31日				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポストバンク・グループ	合計
年金及びその他の従業員給付に係る引当金	4,299	183	203	1,149	5,834
年金資産	0	-120	-142	0	-262
年金引当金純額	4,299	63	61	1,149	5,572

IFRS第5号に準拠した組替	0	0	0	-1,149	-1,149
年金引当金純額	4,299	63	61	0	4,423

(44.2)保険数理上の仮定

当グループの確定給付債務の大半は、ドイツ及び英国の制度に関連するものである。また相当の年金制度が、その他のユーロ圏の国々、スイス及び米国で提供されている。主要な給付制度の保険数理上の測定は、以下の仮定に基づいている。

(単位：%)

	2009年12月31日				
	ドイツ	英国	その他の ユーロ圏国	スイス	米国
割引率	5.25	5.75	5.25	3.00	5.75
将来の昇給率	2.50	3.84	2.63	3.00	-
将来のインフレ率	2.00	2.75	2.00	1.50	-

(単位：%)

	2008年12月31日				
	ドイツ	英国	その他の ユーロ圏国	スイス	米国
割引率	5.75	6.50	5.75	2.75	6.00
将来の昇給率	2.50	3.00-4.75	2.00-4.00	3.00	4.00
将来のインフレ率	2.00	3.25	2.00	1.50	2.50

ドイツのグループ会社に関して、寿命は、クラウス・ヒューベック博士により出版された2005年版生命表を用いて計算された。英国の給付制度に関しては、寿命は、現行の年金積立評価で用いられる死亡率に基づいている。これらは、各制度固有の死亡率分析を基に、予想される将来の平均余命の延長に対応する増加分を考慮に入れている。その他の国々に関しては、各国の生命表が用いられた。

(44.3)期間費用の算出

期間費用の算出には、以下の制度資産に係る平均期待収益率が使用された。

	2009年12月31日					(単位：%)
	ドイツ	英国	その他の ユーロ圏国	スイス	米国	
制度資産の平均期待収益率	4.22	6.74	6.20	4.25	7.50	
						(単位：%)
	2008年12月31日					
	ドイツ	英国	その他の ユーロ圏国	スイス	米国	
制度資産の平均期待収益率	3.75-4.25	4.50-7.25	5.00-7.00	4.25	7.50	

制度資産の平均期待収益率は、債券(国債及び社債)に係る現行の長期の利率を考慮して算定された。この過程において、制度資産構成を考慮に入れつつ、過去の市場収益率及び現在の市場予測に基づく適切なリスク・プレミアムを適用している。

(44.4)債務の現在価値、制度資産の公正価値及び年金引当金の調整

(単位：百万ユーロ)

	2009年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポストバンク・グループ	合計
積立済又は一部積立済の確定給付債務の現在価値、12月31日現在	3,879	2,996	1,368	-	8,243
未積立の確定給付債務の現在価値、12月31日現在	3,251	8	162	-	3,421
確定給付債務合計の現在価値、12月31日現在	7,130	3,004	1,530	-	11,664
制度資産の公正価値、12月31日現在	-2,073	-3,060	-1,339	-	-6,472
未認識純利益(+)/損失(-)	-852	114	-184	-	-922
未認識過去勤務費用	-1	0	0	-	-1
資産制限に対する資産の調整	0	1	16	-	17
年金引当金純額、12月31日現在	4,204	59	23	-	4,286
年金資産、12月31日現在	0	128	160	-	288
年金及びその他の従業員給付に係る引当金、12月31日現在	4,204	187	183	-	4,574

(単位：百万ユーロ)

	2008年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポストバンク・グループ	合計
積立済又は一部積立済の確定給付債務の現在価値、12月31日現在	3,558	2,677	1,301	660	8,196
未積立の確定給付債務の現在価値、12月31日現在	3,123	7	187	733	4,050
確定給付債務合計の現在価値、12月31日現在	6,681	2,684	1,488	1,393	12,246
制度資産の公正価値、12月31日現在	-1,992	-2,594	-1,257	-392	-6,235
未認識純利益(+)/損失(-)	-388	-28	-171	148	-439
未認識過去勤務費用	-2	0	0	0	-2
資産制限に対する資産の調整	0	1	1	0	2
年金引当金純額、12月31日現在	4,299	63	61	1,149	5,572
年金資産、12月31日現在	0	120	142	0	262
年金及びその他の従業員給付に係る引当金、12月31日現在	4,299	183	203	1,149	5,834
IFRS第5号に準拠した組替え	0	0	0	-1,149	-1,149
年金及びその他の従業員給付に係る引当金、12月31日現在	4,299	183	203	0	4,685

(44.5) 確定給付債務合計の現在価値の変動

(単位：百万ユーロ)

	2009年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト・ バンク・ グループ	合計
確定給付債務の現在価値、 1月1日現在	6,681	2,684	1,488	-	10,853
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	69	40	48	-	157
従業員の拠出額	8	18	13	-	39
利息費用	373	188	72	-	633
給付支払額	-487	-161	-104	-	-752
過去勤務費用	16	0	1	-	17
縮小	0	0	-23	-	-23
清算	0	0	0	-	0
譲渡	-1	5	-6	-	-2
取得 / 処分	0	0	-2	-	-2
保険数理上の利益(-) / 損失(+)	471	-7	36	-	500
為替換算による影響	0	237	7	-	244
確定給付債務合計の現在価値、 12月31日現在	7,130	3,004	1,530	-	11,664

(単位：百万ユーロ)

	2008年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト・ バンク・ グループ	合計
確定給付債務合計の現在価値、 1月1日現在	6,923	3,752	1,427	1,427	13,529
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	77	65	52	25	219
従業員の拠出額	14	21	13	3	51
利息費用	366	197	70	78	711
給付支払額	-504	-163	-74	-84	-825
過去勤務費用	29	-12	1	-2	16
縮小	0	0	-14	0	-14
清算	0	0	0	0	0
譲渡	19	38	-4	-1	52
取得 / 処分	0	0	-5	0	-5
保険数理上の利益(-) / 損失(+)	-243	-335	-15	-53	-646
為替換算による影響	0	-879	37	0	-842
確定給付債務合計の現在価値、 12月31日現在	6,681	2,684	1,488	1,393	12,246
IFRS第5号に準拠した組替え	0	0	0	-1,393	-1,393
確定給付債務合計の現在価値、 12月31日現在	6,681	2,684	1,488	0	10,853

(44.6) 制度資産の公正価値の変動

	(単位：百万ユーロ)				
	2009年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト トバンク・グ ループ	合計
制度資産の公正価値、1月1日現在	1,992	2,594	1,257	-	5,843
雇用主の拠出額	203	62	57	-	322
従業員の拠出額	0	4	13	-	17
制度資産の期待収益	76	188	71	-	335
制度資産に係る利益(+)/損失(-)	9	138	27	-	174
給付支払額	-207	-160	-90	-	-457
譲渡	0	5	1	-	6
取得	0	0	0	-	0
清算	0	0	0	-	0
為替換算による影響	0	229	3	-	232
制度資産の公正価値、12月31日現在	2,073	3,060	1,339	-	6,472
	(単位：百万ユーロ)				
	2008年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト トバンク・グ ループ	合計
制度資産の公正価値、1月1日現在	1,914	4,048	1,418	392	7,772
雇用主の拠出額	215	56	44	7	322
従業員の拠出額	0	21	13	0	34
制度資産の期待収益	74	243	82	16	415
制度資産に係る利益(+)/損失(-)	-8	-760	-273	-6	-1,047
給付支払額	-203	-162	-62	-17	-444
譲渡	0	36	0	0	36
取得	0	0	0	0	0
清算	0	0	-11	0	-11
為替換算による影響	0	-888	46	0	-842
制度資産の公正価値、12月31日現在	1,992	2,594	1,257	392	6,235
IFRS第5号に準拠した組替え	0	0	0	-392	-392
制度資産の公正価値、12月31日現在	1,992	2,594	1,257	0	5,843

金融市場の危機による前年度のマイナス収益率から一転、2009年度は、主要な制度が全てプラスの収益率を上げた。総収益率(為替差益調整前)は、約9パーセント(約510百万ユーロ)であった。特に、英国の給付制度の為替差益は、ユーロ建ての制度資産を更に約4パーセント(約230百万ユーロ)増加させた。但し、同程度の大きさの損失が給付債務で認識された。

制度資産は、固定利付証券(37パーセント、前年度：33パーセント)、株式及び投資信託(29パーセント、前年度：28パーセント)、不動産(20パーセント、前年度：20パーセント)、現金及び現金等価物(11パーセント、前年度：11パーセント)、保険契約(1パーセント、前年度：6パーセント)並びにその他の資産(2パーセント、前年度：2パーセント)から構成されている。

不動産のうち83パーセント(前年度：84パーセント)の公正価値は1,050百万ユーロ(前年度：1,041百万ユーロ)であり、所有者であるドイツポスト・アーゲー自身が利用している。

#### (44.7)積立状況

2008年度までの積立状況は、ドイツ・ポストバンク・グループの金額を含めて認識されている。

	(単位：百万ユーロ)				
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
確定給付債務の現在価値、12月31日現在	14,501	15,205	13,529	12,246	11,664
制度資産の公正価値、12月31日現在	-7,049	-7,784	-7,772	-6,235	-6,472
積立状況	7,452	7,421	5,757	6,011	5,192

ドイツ・ポストバンク・グループの金額を除いた場合、2008年12月31日現在の確定給付債務の現在価値は10,853百万ユーロ、制度資産の公正価値は5,843百万ユーロ、及び総積立状況は5,010百万ユーロとなる。

#### (44.8)利益及び損失

2008年度までの利益及び損失は、ドイツ・ポストバンク・グループの金額を含めて認識されている。

	(単位：百万ユーロ)				
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
制度資産の実際収益	187	448	473	-632	509
制度資産の期待収益	129	391	439	415	335
制度資産に係る過去の利益(+)/損失(-)	58	57	34	-1,047	174

ドイツ・ポストバンク・グループの金額を除いた場合、2008年度の実際運用収益はマイナス642百万ユーロ、制度資産の期待収益は399百万ユーロ及び制度資産の過去の利益(+)/損失(-)は、マイナス1,041百万ユーロとなる。

確定給付債務に係る保険数理上の差異の総額は、2008年度まではドイツ・ポストバンク・グループを含んだ金額が認識されている。

(単位：百万ユーロ)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
確定給付債務に係る過去の利益(+)/損失(-)	12	-226	116	11	61
仮定の変更により生じる確定給付債務に係る利益(+)/損失(-)	-1,080	488	1,298	635	-561
確定給付債務に係る保険数理上の利益(+)/損失(-)合計	-1,068	262	1,414	646	-500

ドイツ・ポストバンク・グループの金額を除いた場合、2008年度の確定給付債務に係る過去の利益は11百万ユーロで、仮定の変動に起因する確定給付債務に係る利益が582百万ユーロとなり、確定給付債務に係る保険数理上の総利益は593百万ユーロとなった。

(44.9)年金引当金純額の変動

(単位：百万ユーロ)

	2009年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト トバンク・グ ループ	合計
年金引当金純額、1月1日現在	4,299	63	61	-	4,423
年金費用	381	40	40	-	461
給付支払額	-280	-1	-14	-	-295
雇用主の拠出額	-203	-62	-57	-	-322
従業員の拠出額	8	14	0	-	22
取得 / 処分	0	0	-2	-	-2
譲渡	-1	0	-7	-	-8
為替換算による影響	0	5	2	-	7
年金引当金純額、12月31日現在	4,204	59	23	-	4,286

(単位：百万ユーロ)

	2008年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト トバンク・グ ループ	合計
年金引当金純額、1月1日現在	4,383	140	76	1,143	5,742
年金費用	399	3	57	78	537
給付支払額	-301	-1	-12	-67	-381
雇用主の拠出額	-215	-56	-44	-7	-322
従業員の拠出額	14	0	0	3	17
取得 / 処分	0	0	-5	0	-5
譲渡	19	2	-4	-1	16
為替換算による影響	0	-25	-7	0	-32
年金引当金純額、12月31日現在	4,299	63	61	1,149	5,572
IFRS第5号に準拠した組替え	0	0	0	-1,149	-1,149
年金引当金純額、12月31日現在	4,299	63	61	0	4,423

2010年度の年金引当金純額に関して641百万ユーロの支払が行われる予定である(このうち、288百万ユーロは当グループの予定直接給付支払額に関連し、353百万ユーロは年金基金への雇用主の予定拠出額に関連している。)

(44.10)年金費用

(単位：百万ユーロ)

	2009年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト バンク・グループ	合計
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	69	40	48	-	157
利息費用	373	188	72	-	633
制度資産の期待収益	-76	-188	-71	-	-335
認識された過去勤務費用	17	0	1	-	18
認識された保険数理上の利益(-) / 損失(+)	-2	0	-3	-	-5
縮小の影響額	0	0	-20	-	-20
清算の影響額	0	0	0	-	0
資産制限の影響額	0	0	13	-	13
継続事業に係る年金費用	381	40	40	-	461

(単位：百万ユーロ)

	2008年				
	ドイツ	英国	その他	ドイツ・ポスト バンク・グループ	合計
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	77	65	52	25	219
利息費用	366	197	70	78	711
制度資産の期待収益	-74	-243	-82	-16	-415
認識された過去勤務費用	31	-12	1	-2	18
認識された保険数理上の利益(-) / 損失(+)	-1	-4	42	-7	30
縮小の影響額	0	0	16	0	16
清算の影響額	0	0	0	0	0
資産制限の影響額	0	0	-42	0	-42
年金費用	399	3	57	78	537
非継続事業に係る年金費用	0	0	0	-78	-78
継続事業に係る年金費用	399	3	57	0	459

2009年度において、継続事業年金費用総額のうち163百万ユーロ(前年度：225百万ユーロ、調整済)は人件費に含まれ、298百万ユーロ(前年度：234百万ユーロ、調整済)はその他純財務費用/その他純財務収益に含まれている。

(45)その他の引当金

	(単位：百万ユーロ)					
	長期		短期		合計	
	2008	2009	2008	2009	2008	2009
その他の従業員給付	1,006	815	276	307	1,282	1,122
再編引当金	902	743	1,045	840	1,947	1,583
保険契約準備金(保険)	311	330	186	198	497	528
郵便切手	0	0	500	500	500	500
諸引当金	292	387	800	801	1,092	1,188
	2,511	2,275	2,807	2,646	5,318	4,921

(45.1)その他の引当金の変動

	(単位：百万ユーロ)					
	その他の 従業員給付	再編引当金	保険契約準 備金 (保険)	郵便切手	諸引当金	合計
2009年1月1日現在残高	1,282	1,947	497	500	1,092	5,318
連結グループの変更	-6	-8	0	0	-8	-22
取崩し	-626	-1,091	-95	-500	-758	-3,070
為替換算調整勘定	1	7	7	0	25	40
戻入れ	-241	-474	0	0	-60	-775
利息費用の引戻し	62	45	22	0	12	141
組替え	3	-35	0	0	32	0
繰入額	647	1,192	97	500	853	3,289
2009年12月31日現在残高	1,122	1,583	528	500	1,188	4,921

その他の従業員給付に対する引当金は主に、人員削減費用(解雇手当、経過給付、部分退職等)に対するものである。

再編引当金には、米国におけるエクスプレス事業及び当グループのその他の地域における再編措置から生じた費用全てが含まれる。これらは、例えば、従業員への退職手当に係る債務(部分的な退職制度及び経過給付)やターミナルの閉鎖に起因する費用に主に関連する措置である。保険契約準備金(保険)は、主に未払損失引当金及びIBNR準備金から成り立っている。詳細は注記7に記載されている。

郵便切手に対する引当金は、販売されたが未だ使用されていない郵便切手による顧客に対する書簡及び小包配送に関する未履行債務を対象とするもので、市場調査会社の調査に基づいて算出されている。これ

は、発行された郵便切手の額面価格で算出されている。

(45.2) 諸引当金

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
税金引当金	328	315
訴訟費用	117	136
事業活動より生じるリスク	95	147
郵便職員健康保険基金	31	22
公務員に対する福利厚生給付	25	22
従業員関連引当金	22	22
その他の引当金	474	524
諸引当金	1,092	1,188

税金引当金中、218百万ユーロ(前年度:227万ユーロ)は付加価値税、9百万ユーロ(前年度:15百万ユーロ)は関税、88万ユーロ(前年度:86百万ユーロ)はその他の税金引当金に関連するものである。

事業活動より生じるリスクは、予想損失及び保証債務等の債務からなる。

その他の諸引当金には数多くの個別項目が含まれるが、いずれも30百万ユーロを超えるものではない。

(45.3) 満期日までの残存期間

2009年度に認識された引当金の満期日までの残存期間は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)						
	1年未満	1年以上 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
2009年度							
その他の従業員給付	307	159	169	110	100	277	1,122
再編引当金	840	124	62	33	41	483	1,583
保険契約準備金(保険)	198	129	81	45	33	42	528
郵便切手	500	0	0	0	0	0	500
諸引当金	801	114	49	54	12	158	1,188
	2,646	526	361	242	186	960	4,921

(46)金融負債

勘定科目表の改訂を受け、従前その他の負債として計上されてきたデリバティブ(2008年度：652百万ユーロ、2008年1月1日：157百万ユーロ)は金融負債の「損益を通して公正価値で計上される負債」へ組替えがなされ、追加金融負債(2008年度：125百万ユーロ、2008年1月1日：186百万ユーロ)はその他の負債からその他の金融負債へ組替えられた(注記46.4及び46.5参照)。これに伴い、前年度金額は調整されている。金融負債は、当グループの全ての有利子負債を構成する。

(単位：百万ユーロ)

	長期			短期			合計		
	2008年 1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009	2008年 1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009	2008年 1月1日 調整済(1)	2008年 調整済 (1)	2009
債券	1,950	2,019	1,870	2	0	0	1,952	2,019	1,870
銀行に対する負債額	616	450	197	362	630	380	978	1,080	577
ファイナンス・リース 債務	551	499	241	74	32	28	625	531	269
グループ会社に対する 負債	42	121	98	23	63	28	65	184	126
損益を通して公正価値 で計上される負債	97	103	84	60	549	57	157	652	141
その他の金融負債	5,582	260	4,209	1,165	148	247	6,747	408	4,456
金融負債	8,838	3,452	6,699	1,686	1,422	740	10,524	4,874	7,439

(1)調整済の前期の金額、注記5を参照。

(46.1)債券

当社の主な債券の詳細は、以下の表のとおりである。ドイツポスト・ファイナンスBVによって発行された社債は、全てドイツポスト・アーゲーによって保証されている。

主な債券

	表面利率	発行額	発行体	2008年		2009年	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2002年 / 2012年 満期社債	5.125%	679百万 ユーロ	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	712	710	721	723
2003年 / 2014年 満期社債	4.875%	926百万 ユーロ	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	958	933	957	981

(46.2)銀行に対する負債額

銀行に対する負債額に計上された重要な個別契約の条件は、以下の表のとおりである。ここに記載された銀行に対する負債は、全てドイツポスト・アーゲーにより全額保証されている。

契約期間及び条件

	利率	満期日	(単位：百万ユーロ)	
			2008年	2009年
			帳簿価額	帳簿価額
ドイツポスト・インターナショナルB.V. (オランダ)	4.923%	2011年12月	117	114
ドイツポスト・インターナショナルB.V. (オランダ)	3か月変動	2011年6月	40	24
ドイツポスト・インターナショナルB.V. (オランダ)	5.81%	2011年2月	19	14
ドイツポスト・アーゲー(ドイツ)	4.565%	2010年12月	201	201
ドイツポスト・アーゲー(ドイツ)	3.100%	2009年1月	249	0
その他			454	224
			1,080	577

(46.3)ファイナンス・リース負債

ファイナンス・リース負債は、主に以下の項目に関連するものである。

(単位：百万ユーロ)

リース元	利率	期限	資産	2008年	2009年
DHL アヴィエーションB.V. (オランダ)	3.745%	2027年/ 2028年	航空機16機	289	34
ドイツポスト・イモ ビリエン GmbH	6%	2016年	不動産	17	15
DHL エクスプレス (US) Inc.	6.739%	2019年/ 2022年	仕分け装置 ソフト	37	35
SCM サプライ・ チェーン・マネジメ ント・インク (カナ ダ)	1.35-1.55%	2012年/ 2013年	倉庫、 オフィス機器	51	41
ドイツポスト・アー ゲー(ドイツ)	5%	2011年	IT機器	13	19

DHL Aviationの負債は、2009年度に早期決済された。リース資産は、帳簿価額は521百万ユーロ(前年度:592百万ユーロ)で有形固定資産に計上されている。資産の帳簿価額と負債額との差異は、リース料支払期間に対してリース資産の経済的耐用年数が長いことに起因する。最低支払リース料の想定金額は総額319

百万ユーロ(前年度：869百万ユーロ)となっている。

リース残存期間

	(単位：百万ユーロ)			
	現在価値		想定元本	
	2008年	2009年	2008年	2009年
1年未満	32	28	34	29
1年以上5年以内	137	155	168	180
5年超	362	86	667	110
合計	531	269	869	319

(46.4) 損益を通して公正価値で計上される金融負債

この科目に計上される金額は、デリバティブ商品の不の公正価値に関するものである。

	(単位：百万ユーロ)		
	2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009年
損益を通して公正価値で計上される その他の金融負債	157	652	141

(1)調整済の前期の金額、注記5を参照。

変動の詳細は注記50に記載されている。

(46.5) その他の金融負債

		(単位：百万ユーロ)		
		2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009年
強制転換社債 (未払利息を含む)	ドイツポスト・ アーゲー	0	0	2,670
ドイツ・ポストバンク株式の売 却に関連するその他の負債	ドイツポスト・ アーゲー	0	0	1,320
エクセルの既存株主からの ローン・ノート	ドイツポスト・ アーゲー	126	77	61
劣後債務	ドイツ・ポスト バンク・グルー プ	5,603	0	0
諸金融負債	その他のグルー プ会社	1,018	331	405
その他の金融負債		6,747	408	4,456

(1)調整済の前期の金額、注記5を参照。

その他の金融負債の増加は、主にドイツ・ポストバンク株式の売却によるものである。金融負債には、ポストバンク株式60百万株への強制転換社債、ポストバンク株式26百万の買取の現金担保、及びドイツバンクの株式をヘッジするために契約したヘッジ取引の決済による支払を含む(注記2参照)。

(47)その他の負債

	(単位：百万ユーロ)								
	2008年 1月1日 調整済 (1)	2008年 調整済 (1)	2009	2008年 1月1日 調整済 (1)	2008年 調整済 (1)	2009	2008年 1月1日 調整済(1)	2008年 調整済 (1)	2009
その他の負債	148	233	372	4,902	4,066	3,674	5,050	4,299	4,046

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

(47.1)その他の負債の内訳

	(単位：百万ユーロ)		
	2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009年
税金負債	841	672	661
功労賞与	391	430	477
有給休暇	420	440	410
従業員及び執行役員に対する支払債務	486	345	288
住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債 内、長期：281 (2008年度：113、2008年1月1日：106)	234	222	287
繰延収益 内、長期：41(2008年度：48、2008年1月1日：40)	453	313	266
賃金、給与、解雇手当	312	244	229
社会保険に関する負債	223	195	159
貸方残高を伴う債権	71	95	105
残業代	98	93	88
その他の有給休暇	65	57	71
COD負債	78	51	47
保険債務	41	29	25
発行小切手より生じた負債	8	20	19
未払賃借料	25	20	19
損害賠償に関する未払保険料及び類似の債務	17	18	15
損害賠償に関する負債 内、長期：0 (2008年度：3、2008年1月1日：2)	20	17	15
顧客に対するその他の負債	5	2	0
BHWの少数株主に対する決済	39	0	0
ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.に対する負債	4	0	0
その他の諸負債 内、長期：50(2008年度：69、2008年1月1日：0)	1,219	1,036	865
	5,050	4,299	4,046

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

勘定科目表の改訂を受け、デリバティブ(2008年度：652百万ユーロ、2008年1月1日：157百万ユーロ)及びその他の金融負債(2008年：125百万ユーロ、2008年1月1日：186百万ユーロ)は、その他の負債から金融負債へ組替えがなされ、グループ会社に対する債務(2008年：36百万ユーロ、2008年1月1日：69百万ユーロ)は、買掛金に組替えされた。これに伴い、前年度金額は調整されている。

税金負債中、318百万ユーロ(前年度:349百万ユーロ)は付加価値税、214百万ユーロ(前年度:199百万ユーロ)は関税、129百万ユーロ(前年度:124百万ユーロ)はその他の税金負債に関して計上されているものである。

住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債は、過年度の受取債権の譲渡に伴う借入条件の悪化を埋め合わせるためにドイツポスト・アーゲーが借入人に対して支払う利息補助金に係る債務及び売却された住宅建設助成貸付金に係る元本及び利息の返済から生じたパス・スルー債務に関連している。

その他の負債には、数多くの個別項目が含まれる。

(47.2)満期日までの残存期間

	(単位：百万ユーロ)		
	2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009 年
1年未満	4,902	4,066	3,674
2年以上2年以内	22	30	36
2年超3年以内	12	27	13
3年超4年以内	11	26	7
4年超5年以内	1	25	34
5年超	102	125	282
満期日までの残存期間別のその他の負債	5,050	4,299	4,046

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

満期までの期間が短いことや時価評価による金利により、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品のほとんどは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

(48)買掛金

勘定科目表の改訂を受け、従来その他の債務として認識されていたグループ会社に対する債務(2008年度：36百万ユーロ、2008年1月1日：69百万ユーロ)は、買掛金へ組替えられた。これに伴い、前年度金額が調整されている。

	(単位：百万ユーロ)		
	2008年1月1日 調整済(1)	2008年 調整済(1)	2009年
買掛金	5,453	5,016	4,861

(1)調整済の前期の金額。注記5を参照。

買掛金のうち862百万ユーロ(前年度：986百万ユーロ)は、ドイツポスト・アーゲーに関連するものである。買掛金は、そもそも1年未満の満期のものである。報告された買掛金の帳簿価額は、その公正価値と一致する。

[次へ](#)

## キャッシュ・フローの開示

### (49)キャッシュ・フローの開示

継続事業に関するキャッシュ・フロー計算書は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に準拠して作成されており、現金及び現金等価物の源泉及び用途を表示するためにキャッシュ・フローを開示している。キャッシュ・フロー計算書は営業活動、投資活動及び財務活動からのキャッシュ・フローに分類されている。現金及び現金等価物は、現金、小切手及び満期日までの残存期間が3か月以内の銀行預金で構成されており、これらは、貸借対照表に計上されている現金及び現金等価物に相当する。為替換算及び連結グループの変更による影響は、現金及び現金等価物の算定時に調整される。ドイツ・ポストバンク・グループが継続事業の一部ではなくなったため、ドイツ・ポストバンク・グループ独自の活動から生じる現金及び現金等価物の変化は別に計上されていた。

1月に合意したドイツ・バンクへのポストバンク株式を売却する取引は、予定通り2009年2月25日に完了した。その後の非連結化の結果、非継続事業に関するキャッシュ・フロー計算書は、報告対象年度のうち1月及び2月のみを対象とする。従って、報告対象年度と前年度の情報を比較することはできないため、非継続事業に関するキャッシュ・フローの詳細は今後提示しない。

#### (49.1)営業活動より生じた現金純額

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益を、純財務収益／純財務費用、現金を伴わない項目、支払税金、引当金の変動並びに固定資産及び負債の変動(運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額)と調整することによって算出される。運転資本(金融負債を除く)の増減による調整により、営業活動より生じた又は使用された現金純額がもたらされる。

運転資本の増減考慮前の継続事業のための営業活動より生じた現金純額は763百万ユーロで、前年度水準(2,714百万ユーロ)を大幅に下回った。この主な原因は、米国のエクспレス事業の再編成のために主として使用された引当金にある。運転資本の減少は、計481百万ユーロの現金流入をもたらした。負債やその他の項目に使用された現金純額が344百万ユーロであったのに対し、受取債権及びその他流動資産の変化からもたらされた現金純額は778百万ユーロであった。結果的に、営業活動から生じた現金純額は、前年度比で2,118百万ユーロ減少し、1,244百万ユーロとなった。

### 非資金損益項目

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年 (1)修正再表示	2009年
資産の再測定より生じた費用	271	236
負債の再測定より生じた収益	-137	-107
ストックオプション制度に関連する人件費	4	0
雑費	64	-1
その他の非資金損益項目	202	128

(1)前年度の金額は修正済み(注記5参照)。

#### (49.2)投資活動に使用した現金純額

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に、固定資産の処分により受け取った現金及び固定資産に対する投資により支払った現金から生じる。これには、投資活動により生じた利益及び配当金、並びに流動金融資産の変化に伴い生じたキャッシュ・フローも含まれる。投資活動に使用された現金純額は、前年度を555百万ユーロ上回り、1,469百万ユーロとなった。この増加は、前年度のローン・スター投資会社に対する不動産パッケージの売却による942百万ユーロの現金流入、及びEU国家補助の返済に伴い発生した495百万ユーロの利息の返金が理由である。固定資産の取得のために支払われた現金も大幅に減少した。有形固定資産及び無形固定資産に支払われた現金は、とりわけメールセンター及びITの近代化、並びに航空機のグローバルなネットワークの管理に使用された。昨年は、特にヨーロッパ及びアジアのハブ拠点の建設のために多額の現金が使用された。結果的に、流動金融資産の変化により、659百万ユーロの現金流出が生じるに至った。ドイツバンク株式の売却で受け取った現金は、資本市場への投資に使用された。子会社及びその他の事業部門への投資として支払われた現金は、前年度の1,417百万ユーロから、53百万ユーロと大幅に減少した。前年度は、主にドイツ・ポストバンク・アーゲーの資本増加のために現金が必要とされた。

以下の資産及び負債は、企業買収によって取得されたものである(注記2も参照)。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
固定資産	23	5
流動資産(現金及び現金等価物を除く)	174	9
引当金	-1	0
その他の負債	-305	-16

フリー・キャッシュ・フローは、営業活動により生じた現金純額と投資活動に使用した現金純額とを合算したものである。フリー・キャッシュ・フローは、配当金支払や借入金返済に充当できる会社の現金余力を示す指標と考えられている。営業活動からの現金純額が減少し、投資活動による現金純額が増加したことから、報告対象年度のフリー・キャッシュ・フローは、前年度の2,448百万ユーロから-225百万ユーロへと減少した。

#### (49.3)財務活動に使用した現金純額、及び財務活動から生じた現金純額

報告対象年度の財務活動からの現金流入は、1,681百万ユーロとなった。この増加の一因は、ドイツバンク・アーゲーが、ポストバンクの売却の一環として強制転換社債を引受けたこと、及び残りのポストバンク株に付与されたプットオプションに対する担保を支払ったことにあり、これにより固定金融負債として3,981百万ユーロが計上された。固定金融負債の返済額は、587百万ユーロとなり、前年度に比べて現金流出にわずかな増加をもたらした一方で、流動金融負債の変動により使用された現金は、548百万ユーロとなり、前年度

に比べて211百万ユーロの明確な増加となった。株主に対する配当金の支払額(725百万ユーロ)は、財務活動で支払われた現金の中で一番大きい金額となった。流動金融負債の減少により、利息の支払は、143百万ユーロ減少し、291百万ユーロとなった。前年度は、2,386百万ユーロの現金が財務活動に使用された。

#### (49.4)現金及び現金等価物

上記の現金流入及び流出により、継続事業から生じた現金及び現金等価物は3,064百万ユーロとなった(注記37参照)。これは前年度比1,714百万ユーロの大幅な増加である。この増加の一因として、外貨換算調整による20百万ユーロの増加が挙げられる。

その他の開示

(50)当グループのリスク及び金融商品

(50.1)リスク管理

当グループは、その営業活動により、為替レート、市況商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。当グループは、これらのリスクに対処するため、一次金融商品及びデリバティブ金融商品を利用している。デリバティブの利用は基礎的なリスクの対処のためだけに限定されている。そのため、投機目的によるデリバティブの利用は、当グループの内部指針では意図されていない。

利用するデリバティブの公正価値は、為替レート、金利又は市況商品価格の変動によって大きく変動する可能性がある。これらの公正価値の変動は、ヘッジ対象取引と分離して検討することはできない。なぜなら、デリバティブとヘッジ対象取引は、一体となってお互いの価値の変動を相殺し合うためである。

当グループの内部指針は、デリバティブの利用に必要とされる活動領域、責任及び統制について規定している。リスク管理のための適切なソフトウェアが、金融取引の記録、評価及び処理に利用されており、また、ヘッジ関係の有効性を定期的に評価するためにも利用されている。金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみ取引を行っている。各銀行には取引可能な範囲につき限度が設定されており、その取引状況は定期的に監視されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを制限するために導入されているヘッジ商品について、定期的に内部情報を受け取っている。利用される金融商品は、IAS第39号に準拠して会計処理される。

流動性管理

当グループは、大規模中央集中型流動性管理システムを通して、グループ会社に対する現金の提供を常に確保している。中央流動性準備金は、中央短期金融市場への出資金及び短期金融商品ファンドから成り、合計35億ユーロ(前年度:0ユーロ)を有している。その他に、銀行との間で、相互に27億ユーロ(前年度:31億ユーロ)の融資枠を有するが、貸借対照表日付においては、その内のわずか200百万ユーロしか使用されていなかった。更に、当グループは、10億ユーロ相当の未使用のコマーシャル・ペーパーを発行した。このように、当グループは、引き続き必要な投資資金を賄うための十分な資金を有している。

IFRS第7号が適用される主要な金融負債の満期日別の内訳は、以下のとおりである。

満期日別内訳 - 残存期間

(単位：百万ユーロ)

	1年未満	1年以上 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2009年12月31日現在						
固定金融負債	87	522	5,223	118	1,010	481
その他の負債	0	46	44	42	41	283
固定負債	87	568	5,267	160	1,051	764
流動金融負債	683	0	0	0	0	0

買掛金	4,861	0	0	0	0	0
その他の負債	236	0	0	0	0	0
流動負債	5,780	0	0	0	0	0
2008年12月31日現在 (1)						
固定金融負債	126	543	457	906	145	2,020
その他の負債	0	64	11	15	15	109
固定負債	126	607	468	921	160	2,129
流動金融負債	873	0	0	0	0	0
買掛金	5,016	0	0	0	0	0
その他の負債	355	0	0	0	0	0
流動負債	6,244	0	0	0	0	0

(1)前年度の金額は修正済み(注記5参照)。

「2年超3年以内」の固定負債には、2,568百万ユーロ相当の強制転換社債(ゼロクーポン債)とその2009年度の利息が含まれている。これは、2009年2月に発行され、ドイツバンクにより全て引受けられた(注記3参照)。負債の返済は、キャッシュ・フローをもたらさない。2012年2月に、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ・ポストバンク株式のうち60百万株をドイツバンク・アーゲーに譲渡することを義務付けられている。一方、2009年2月に、ドイツバンク・アーゲーは、更なる26,417,432株のポストバンク株式に付与された書面によるプットオプションに対する担保として、1,161百万ユーロの現金とその利息を前金として支払った。オプションの行使期間は、強制転換社債を行使した翌営業日から2013年2月までである。プットオプションの他に、ドイツポスト・アーゲーに対し、26,417,432株のドイツ・ポストバンク株式を同社に対し固定価格で譲渡することを義務付けるコールオプションも存在する。コールオプションの行使期間は、プットオプションの期間と同じである。いずれかのオプションが、行使される可能性は高い。26,417,432株のドイツ・ポストバンク株式が譲渡され次第、取引は実行される。

更に、ドイツバンク株式のヘッジ目的に行われた取引により生じたドイツバンク・アーゲーの負債は、120百万ユーロとなった(注記2参照)。また、同額の担保も設定された。

キャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の支払期限別の内訳は、以下の通りである。

支払期限別内訳 - 残存期間

(単位：百万ユーロ)

	1年未満	1年以上 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2009年12月31日現在						

デリバティブ債権 - 総額決済						
現金流出	-2,421	-44	-54	-20	-149	0
現金流入	2,474	63	66	20	180	0
純額決済						
現金流入	6	0	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金流出	-1,733	-129	-72	-12	-8	-172
現金流入	1,670	104	58	9	6	158
純額決済						
現金流出	-10	0	0	0	0	0
2008年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金流出	-4,332	-111	-43	-50	-21	-153
現金流入	4,763	128	54	56	21	180
純額決済						
現金流入	40	0	0	0	0	0
デリバティブ債務負債 - 総額決済						
現金流出	-5,461	-72	-69	-47	-12	-193
現金流入	4,914	52	51	35	9	123
純額決済						
現金流出	-13	0	0	0	0	0

デリバティブ金融商品は権利と義務の両方を伴う。契約の取決めでは、権利と義務が相殺し合い、純額で決済されるか、契約当事者双方が各自の義務を完全に履行しなければならない(総額決済)かが明確にされている。

ドイツバンク・アーゲーと契約した、ドイツポストバンク・アーゲーに設定されるオプションは、キャッシュ・フローをもたらさないため、概要に含まれていない。

#### 通貨リスク及び通貨管理

当グループはその世界的な活動により、計画された外貨建取引及び完了した外貨建取引による通貨リスクにさらされている。企業の財務部門はこうしたリスクを集中的に認識し、管理する役割を担っている。このため、全てのグループ会社は、その外貨に係るリスクを財務部門に報告する。財務部門は、これらの報告に

基づいて、通貨ごとに正味残高を計算し、適宜こうした残高を対外的にヘッジする。このリスク管理のために、為替予約、スワップ及び通貨オプションが利用される。貸借対照表日付で、未決済の為替予約及びスワップの想定元本は、4,502百万ユーロ(前年度：10,531百万ユーロ)であった。これに対応する公正価値は、マイナス44百万ユーロ(前年度：マイナス101百万ユーロ)であった。これらの取引は、計画され計上されたオペレーション・リスク、並びに内部的資金調達、外部的資金調達及び投資をヘッジするために利用される。

また、通貨のオペレーション・リスクをヘッジするために、想定元本が460百万ユーロ(前年度：275百万ユーロ)で、公正価値が1百万ユーロ(前年度：11百万ユーロ)の通貨オプションが利用された。また、当グループは、外貨建の長期資金調達をヘッジするために、想定元本が240百万ユーロ(前年度：269百万ユーロ)で、公正価値がマイナス11百万ユーロ(前年度：マイナス28百万ユーロ)の為替スワップを保有している。

海外業務で得た資産及び負債を当グループの通貨に換算することから生じる通貨リスク(為替換算リスク)は、2009年12月31日現在においてヘッジされていなかった。

為替予約の公正価値は、外国為替市場のレートを考慮して割引かれた将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される。通貨オプションは、ブラック・ショールズのオプション価格の式を用いて測定される。IAS第39号に準拠して2009年12月31日現在資本に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、15百万ユーロ(前年度：77百万ユーロ)が、2010年度における損失として計上される予定である。

IFRS第7号は、会社に対して、決算日における為替レートの仮定変動による損益及び資本に対する影響を示す感応度分析を開示するよう求めている。この過程で、機能通貨建てではない通貨関連金融商品のポートフォリオに関連して、為替レートの仮定変動が分析される。決算日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。

為替レートの仮定変動から生じるによる為替換算リスクは、IFRS第7号の対象外である。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社を利用する主要な通貨関連金融商品は、機能通貨建てであるか、通貨リスクが、ドイツポスト・アーゲーが保証している為替レートにより、グループ内部の銀行を経由してドイツポスト・アーゲーに移転されている。従って、為替レートの変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。いくつかの分離されたグループ会社は、グループ内部における銀行取引に参加する法的資格がない。これらの会社は、デリバティブを利用して、ドイツポスト・アーゲーに関係する主要な通貨関連金融商品から生じる通貨リスクをヘッジする。グループ内部におけるデリバティブは、当グループに連結される。グループレベルで残存するリスクは、正味残高を算出する際に考慮される。

為替レートの仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーが利用する外部とのデリバティブの公正価値に影響を及ぼし、かかる公正価値の変動は、損益に計上される。また、かかる仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの外貨建ての内部グループにおける銀行残高、外部の銀行口座の残高及び内外への貸付金の決算日現在の算定により生じる外貨にも影響を及ぼす。また、為替レートの仮定変動は、資本、並びに、簿外の確定債務及び実現性の非常に高い将来の通貨取引をヘッジするために利用される(「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に指定されている。)デリバティブの公正価値に影響を及ぼす。

2009年12月31日現在において、全ての通貨に対し、ユーロの平価を10パーセント切上げていたならば、利益が7百万ユーロ(前年度：1百万ユーロ)減少していたであろう。これらの損益に関する仮定的な影響は、主に、シンガポールドル(マイナス10百万ユーロ、前年度：マイナス15百万ユーロ)、パキスタン・ルピー(マイナス3百万ユーロ、前年度：マイナス2百万ユーロ)、バーレーン・ディナール(5百万ユーロ、前年度：3百万

ユーロ)、及び人民元(5百万ユーロ、前年度:5百万ユーロ)の変動に対してユーロが敏感に反応することに起因する。ユーロの平価切下げの場合は、その影響はおよそ正反対となる。

ユーロの10パーセントの平価切上げは、資本に計上されるヘッジ剰余金を17百万ユーロ(前年度:17百万ユーロ)増加させたであろう。この資本の仮定的な変動は、主として、米ドル(マイナス33百万ユーロ、前年度:マイナス48百万ユーロ)、英国ポンド(12百万ユーロ、前年度:18百万ユーロ)及び日本円(10百万ユーロ、前年度:13百万ユーロ)に対してユーロが敏感に反応することに起因する。逆に、通貨の平価切下げは、資本をマイナス16百万ユーロ(前年度:マイナス16百万ユーロ)変動させる。

#### 市況商品リスク

前年度通り、特に、灯油、ディーゼル、及び船舶用ディーゼル燃料などの商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、営業上の方策を通して顧客に転嫁された。更に、ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料におけるコモディティ・スワップが、残存するリスクを管理するためにわずかに行われた。かかるコモディティ・スワップは、想定元本が16百万ユーロ(前年度:スワップなし)で、公正価値が1百万ユーロ(前年度:0百万ユーロ)であった。

IFRS第7号は、会社に対して、商品価格の仮定変動の損益及び資本に対する影響を示す感応度分析を開示するよう求めている。商品価格の変動は、将来大変可能性の高い商品購入のヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)のために使用されるデリバティブの公正価値及び資本のヘッジ剰余金に影響する。全ての商品価格に関するデリバティブがキャッシュ・フロー・ヘッジとして計上されるため、商品価格の変動は損益には影響しない。

デリバティブにおける商品価格の決算日までの10%の増加は、公正価値及び資本を1百万ユーロ増加させたであろう。これに相当する商品価格の減少は、正反対の影響を及ぼしたであろう。

#### 金利リスク及び金利管理

注記46には、未払金融負債の概要が記載されている。金利デリバティブの使用により当グループは、変動金利と確定利付金融商品の間に適正な比率を保つことができる。

金利ヘッジ商品の公正価値は、当グループの財務リスク管理システムを用いて割り引かれた将来の予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。

2009年12月31日、当グループは、想定元本が1,182百万ユーロ(前年度:1,197百万ユーロ)の金利スワップを締結した。この金利スワップの公正価値は51百万ユーロ(前年度:マイナス8百万ユーロ)であった。前年度通り、決算日現在、金利オプションは締結していない。

当グループは、2009年度において、短期固定利付商品の割合を実質的に変化させなかった。短期固定利付商品と長期固定利付商品の想定量の比率は全体的に均衡の取れたもののままであった。金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き小さいものである。ポストバンク売却に関連する確定利付金融負債は、金利リスクを伴わないポストバンク株式により負債が支払われたため、上記事項に考慮されていない。

IFRS第7号に準拠して金利リスクについて表示するため、感応度分析が実施される。この感応度分析は、市場金利の仮定変動が受取利息、支払利息及び決算日現在の資本へ与える影響を算定するために利用される。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

主要な変動利付金融商品は、金利リスクにさらされるので、感応度分析の対象とされる必要がある。主要な変動利付金融商品が、キャッシュ・フロー・ヘッジにより固定利付金融商品に転換された場合には、感応度分析の対象とはならない。キャッシュ・フロー・ヘッジに使用されるデリバティブ金融商品の市場金利の変化は、資本に公正価値の変化を生じさせるという影響を与えるため、感応度分析の対象に含まなければならない。償却原価により測定される固定利付金融商品は、金利リスクにはさらされない。

金利エクスポージャーに関して指定された公正価値ヘッジは感応度分析の対象とはならない。これは、ヘッジ対象項目及びヘッジ取引の公正価値上の金利関連の変動が当該期間の損益でほぼ完全に相殺し合うからである。ヘッジ商品の変動部分のみが純財務費用又は純財務収益に影響し、感応度分析の対象となる。

ヘッジ関係の範囲外の金利デリバティブで、市場金利の変動により純財務費用又は純財務収益に影響を及ぼすものは、2009年12月31日現在のポートフォリオに含まれていない。

2009年12月31日現在の市場の金利水準が100ベース・ポイント上昇していたならば、利益は6百万ユーロ(前年度：マイナス12百万ユーロ)増加していた。前年と比べ、符号が異なるのは、ポストバンク売却からの現金流入が反映されているからである。一方、市場の金利水準が100ベース・ポイント低下していたならば、影響はその反対となっていた。市場の金利水準が100ベース・ポイント変動すると、資本勘定で認識されている金利デリバティブの公正価値に影響がでる。金利が上昇していたならば、資本勘定を24百万ユーロ(前年度：38百万ユーロ)増加させていた。一方、金利が低下していたならば、資本勘定を30百万ユーロ(前年度：38百万ユーロ)減少させていた。

#### 市場価格リスク

“ドイツ・ポストバンク・アーゲー株式取得に関する修正契約”の一環として、ドイツポスト・アーゲーは、ポストバンク株式の譲渡に関連するデリバティブ金融商品を取得した。これらは、26,417,432株のドイツ・ポストバンク株式に付与される条件付きのプット及びコールオプション、並びに60,000,000株のドイツ・ポストバンク株式の無条件の先売りである。契約の相手方は、いずれもドイツバンク・アーゲーである。

これらのプット及びコールオプションは、契約締結時に、その損益を考慮して公正価値で認識された。その結果、944百万ユーロの収益として純財務収益に計上された。プットオプションは、公正価値が961百万ユーロと認識され、コールオプションは、-17百万ユーロの負債として認識された。オプションの公正価値の変動は、その行使又は失効までは、純財務費用または純財務収益に含まれる。ポストバンク株の公正価値が、貸借対照表日までに10%減少していたならば、資産欄におけるプット及びコールオプションの公正価値は、正味61百万ユーロ増加した。ポストバンク株の増加は、純財務費用または純財務収益に負担をかけるという反対の効果をもたらした。

強制転換社債に組み込まれた先渡取引は、IAS第39号に基づき分類されなければならない。確実にIAS第39号の範囲外であるため未完成な取引として扱われなければならない。取引完了時に、対価が支払われていないため、先物為替取引に要する費用はゼロである。

2010年1月1日に施行されたIASBは、IAS39.2(g)の株式の売却に関する取引の実行の満期日に関連して、その例外対象の範囲を明確化した。契約締結時点で、取引の実行に要するとされた期間以上に時間がかかることが明らかであれば、当該先物為替取引は、IAS39.2(g)の例外に該当しない。本件における先物為替の期間は、通常の実行の期間よりも長いとされる。

従って、2010年1月1日以降は、先渡取引は、オプション(第3段階)とともに、公正価値が1,453百万ユーロであるとして損益に計上されなければならない。今後の決済日における公正価値の変動は、純財務費用または純財務収益に影響を及ぼす。これにより、ドイツポスト・アーゲー及び当グループの純財務費用または純財務収益は、変動しやすくなる。デリバティブ金融商品の公正価値の将来の変動は、ポストバンク株式の実績を反映する。ポストバンク株式の株価の上昇傾向は、純財務費用または純財務収益に悪影響を及ぼす。

非連結化後に継続保有しているポストバンク株式の公正価値の測定は、デリバティブ金融商品から生じる損益への影響と大幅に相殺してしまうが、IFRSの下、当該相殺は認められていない。残りのポストバンク株式は、強制転換社債が行使されるまでは、持分法で会計処理される投資として認識されて測定される。持分法で会計処理される帳簿価額の処分及びデリバティブ金融商品の測定から生じる影響のほとんどは、2010年2月25日までに相殺される。

第2段階及び第3段階におけるポストバンク株式の譲渡から生じる利益は、契約締結時に既に確定していた。デリバティブ金融商品の認識や測定から生じる損益は、ポストバンク株式の公正価値の傾向を反映する。ポストバンク株式の処分から生じる損益も、ポストバンク株式の公正価値次第である。これは、株式の処分の際に、それぞれのデリバティブ金融商品が認識されなくなり、損益にも影響を及ぼすからである。公正価値が、先物為替の売買価格及び/又はオプションの固定価格に近ければ、デリバティブ金融商品の価格はほぼ同額減少し、非連結化が及ぼす影響も増加する。ポストバンク株式の公正価値が減少すると、デリバティブの公正価値は増加し、株式の処分につき損失をもたらす可能性がある。そうすると、デリバティブ金融商品の測定の影響により、株式の処分から生じる利益は見越し計上される。

残りの26,417,432ポストバンク株式(第3段階)の公正価値は、強制転換社債の行使時に測定される。これらは、「損益を通し公正価値が認識される金融資産」に分類される。これ以降、株式及びオプションの公正価値の変動は、純財務費用または純財務収益において相殺される。

#### 信用リスク

当グループに生じる信用リスクとは、取引相手が営業活動及び金融取引より生じた債務を履行しないリスクである。金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、当グループは格付けの高い取引相手とのみ取引を行っている。このような、当グループの異質な顧客構造により、リスクは集中しない。各取引相手は、取引相手限度額が定められており、その使用は定期的にチェックされている。減損テストは、各取引相手の信用格付けにより、プラスの公正価値について減損が認識されるかを確認するため、貸借対照表日に実施される。2009年12月31日の時点において、いずれの取引相手についてもこのような事態は生じていない。

契約不履行リスクは、業務において継続してチェックされている。金融資産の帳簿価額総額は、契約不履行リスクの最高額を表す。売掛金4,881百万ユーロ(前年度：5,591百万ユーロ)の支払期日は1年以内である。支払期日を経過している売掛金の概要は、以下の表のとおりである。

	減損 考慮前 帳簿価額	決算日現在で 減損されておらず かつ期日未到来の もの	(単位：百万ユーロ)		
			決算日現在で期日経過しており かつ減損されていないもの	30日未満	31日以上 60日以内
2009年12月31日現在					
売掛金	5,135	3,304	727	534	166

2008年12月31日現在					
売掛金	5,788	3,594	1,196	401	125
決算日現在で期日経過しておりかつ減損されていないもの					
	91以上 120日以内	121以上 150日以内	151日以上 180日以内	180日超	
2009年12月31日現在					
売掛金	86	29	20	15	
2008年12月31日現在					
売掛金	63	31	17	32	

売掛金の変動は、以下のとおりである。

	2008年	(単位：百万ユーロ) 2009年
売掛金総額		
1月1日現在	6,595	5,788
変動	-807	-653
12月31日現在	5,788	5,135
評価性引当金		
1月1日現在	-218	-197
変動	21	-57
12月31日現在	-197	-254
12月31日現在帳簿価額	5,591	4,881

その他の金融商品は、全て支払期日が未到来であり、かつ減損されていない。契約の相手方の異質な構造により、リスクの集中は阻止されている。その他の資産は、いつでも回収が可能であると予想されている。

## 50.2 担保

貸借対照表日付における固定金融資産として、289百万ユーロ(前年度：323百万ユーロ)相当の担保が認識されており、これらのうちの多くは、ポストバンク株式の売却に係るものである。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツバンク株式売却の一環として既に完了したヘッジ取引から得た支払金を、ドイツバンク・アーゲーに対する担保として積み立てることを義務付けられている。積み立てられた担保金は、強制転換社債が2012年2月に行使された時点で、取り崩すことが可能となる。その他の担保は、住居用建物のローンや現存する借地借家の実行に関連するものである。

流動金融資産としては、40百万ユーロ(前年度：10百万ユーロ)相当の担保が認識されている。当該担保の大部分は、QTEリースの一部である。

更に、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ・ポストバンク株式のうち86,417,432株の譲渡をドイツバン

ク・アーゲーに約束した、60百万株に対する担保は、強制転換社債行使の際に取り消され、残りの26,417,432株式は、オプションを1つ行使した際に取り消される(市場価格リスクを参照)。

デリバティブ金融商品

当グループ内で使用されているデリバティブ及びその公正価値の概要は、以下の表のとおりである。想定元本が償却されるデリバティブについては、満期時の全額で報告されている。

デリバティブ金融商品

	2008年		2009年			
	想定元本	公正価値	想定元本	資産	公正価値 負債	合計
金利商品						
金利スワップ	1,197	-8	1,182	75	-24	51
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	354	-42	340	18	-24	-6
内、公正価値ヘッジ	843	34	842	57	0	57
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	1,197	-8	1,182	75	-24	51
通貨デリバティブ						
為替予約	5,927	-284	2,423	9	-49	-40
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	961	27	737	3	-31	-28
内、純投資ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	4,966	-311	1,686	6	-18	-12
通貨オプション	460	11	275	4	-3	1
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	460	11	275	4	-3	1
通貨スワップ	4,604	183	2,079	17	-21	-4
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	261	23	169	0	-4	-4
内、トレーディング目的	4,343	160	1,910	17	-17	0
為替スワップ	269	-28	240	10	-21	-11
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	193	-9	183	10	-7	3
内、公正価値ヘッジ	76	-19	57	0	-14	-14
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
	11,260	-118	5,017	40	-94	-54
商品価格に基づく取引						
商品スワップ	0	0	16	1	0	1
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	16	1	0	1
株価に基づく取引						
ストック・オプション	0	0	2,596	669	-22	647
内、トレーディング目的	0	0	2,596	669	-22	647

2008年度満期日までの期間別公正価値

(単位：百万ユーロ)

	資産					
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	5年超
金利商品						
金利スワップ	0	0	49	0	26	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	18	0
内、公正価値ヘッジ	0	0	49	0	8	0
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	49	0	26	0
通貨デリバティブ						
為替予約	9	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	3	0	0	0	0	0
内、純投資ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	6	0	0	0	0	0
通貨オプション	4	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	4	0	0	0	0	0
通貨スワップ	17	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	17	0	0	0	0	0
為替スワップ	0	0	0	0	10	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	10	0
内、公正価値ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	10	0
商品価格に基づく取引						
商品スワップ	1	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	1	0	0	0	0	0
株価に基づく取引						
ストック・オプション	0	0	669	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	669	0	0	0

(単位：百万ユーロ)

	負債					
	1年以下	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	5年超
金利商品						
金利スワップ	0	0	0	0	0	-24
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	-24
内、公正価値ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	-24
通貨デリバティブ						
為替予約	-35	-9	-4	-1	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-17	-9	-4	-1	0	0
内、純投資ヘッジ	0	0	0	0	0	0
内、トレーディング目的	-18	0	0	0	0	0
通貨オプション	-3	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-3	0	0	0	0	0
通貨スワップ	-19	-2	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-2	-2	0	0	0	0
内、トレーディング目的	-17	0	0	0	0	0
為替スワップ	0	-7	-14	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	-7	0	0	0	0
内、公正価値ヘッジ	0	0	-14	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	0	0	0	0
	-57	-18	-18	-1	0	0
商品価格に基づく取引						
商品スワップ	0	0	0	0	0	0
内、キャッシュ・フロー・ヘッジ	0	0	0	0	0	0
株価に基づく取引						
ストック・オプション	0	0	-22	0	0	0
内、トレーディング目的	0	0	-22	0	0	0

グループ内部の融資及び投資のために行われたヘッジ取引の一部は、2009年に延長された。正味残高のみの延長であったため、通貨関連のヘッジ取引の想定元本は、2008年12月31日と比べて、大幅に減少した。

ドイツ・ポストバンク・アーゲーに付与されたプット及びコールオプションは、ストック・オプションとして計上される。IAS39.2(g)に基づき、先物為替は、計上されなかった。

#### 公正価値ヘッジ

金利スワップは、ユーロ建ての固定利付負債の公正価値リスクをヘッジするために利用された。これら金利スワップの公正価値は、57百万ユーロ(前年度：34百万ユーロ)であった。2008年度と比較し、公正価値が大幅に増加したのは、市場レートのレベルの変動による。2009年12月31日現在の数値には、過去に解消された金利スワップより生じた現物のヘッジ項目の帳簿価額に対する調整額24百万ユーロ(前年度：30百万ユーロ)も含まれている。帳簿価額に対する調整額は、実効金利法を用いて当該負債の残存期間にわたり償却され、将来の支払利息を減少させる。

さらに、為替スワップは、外貨建負債をユーロ建変動利付負債に転換することにより当該負債を市場のマイナス変動に対してヘッジするために利用される。これは金利及び通貨の構成要素の公正価値リスクをヘッジする。2009年12月31日現在、これらの為替スワップの公正価値は、マイナス14百万ユーロ(前年度：マイナス19百万ユーロ)であった。

ヘッジ対象項目及び各ヘッジ取引により生じた損益の概要は以下の表のとおりである。

#### 公正価値ヘッジの非有効部分

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
ヘッジ対象項目に係る利益(-)/損失(+)	56	16
ヘッジ取引に係る利益(-)/損失(+)	-56	-17
差額(非有効部分)	0	-1

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、外貨建収益及び費用により生じる将来のキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、先物為替及び通貨スワップを利用している。先物為替及び通貨スワップの公正価値は、マイナス7百万ユーロ(前年度：74百万ユーロ)であった。更に、営業債権及び負債のための決算日現在の通貨オプションの公正価値は、1百万ユーロであった(前年度の公正価値：13百万ユーロ)。ヘッジ対象取引は、2010年度の損益計算書に計上される予定である。

決算日現在、公正価値がマイナス21百万ユーロ(前年度：マイナス26百万ユーロ)の先物為替が、将来の外貨建支払リース料及び外貨建年金に係る通貨リスクをヘッジするために契約されている。ヘッジ対象項目の支払は、最終支払期日を2013年度とする分割払いで行われる。

将来米ドルで支払う関係で、航空機の購入契約により、当グループにキャッシュ・フロー・リスクが発生している。このリスクは先物取引を利用してヘッジされた。2009年12月31日現在でのこれらのキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値は、マイナス3百万ユーロ(前年度：3百万ユーロ)であった。当該航空機は2012年

度に導入される。ヘッジに係る損益は費用と相殺され、資産の償却時に利益又は損失として認識される。

固定金利が付された外貨建ての投資より生じるリスクは、総合的な為替スワップを利用し、当該投資を固定金利が付されたユーロ建ての投資に転換することによってヘッジされる。これらの総合的な為替スワップは、通貨リスクをヘッジし、決算日現在の公正価値は、28百万ユーロ(前年度：15百万ユーロ)であった。この投資は、2014年度に満期が到来する当グループ内の貸付金に関連するものである。

当グループは、変動利付負債から生じるキャッシュ・フロー・リスクにさらされている。このキャッシュ・フロー・リスクは、ヘッジ対象項目の金利リスクを相殺する金利スワップを利用してヘッジされている。各キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値は、2009年12月31日現在、マイナス24百万ユーロ(前年度：マイナス53百万ユーロ)であった。ヘッジされた負債は、2037年度が支払期限である。また、固定利付外貨建負債は、為替スワップを利用して固定利付ユーロ建て負債に転換された。デリバティブの公正価値は、マイナス7百万ユーロ(前年度：マイナス12百万ユーロ)であった。

ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料の購入に伴うリスクは、顧客に転嫁できず、商品スワップを利用してヘッジされた。これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値は、今年度末で百万ユーロ(前年度：0ユーロ)であり、やや非効率であった。

#### (50.3) 当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の勘定科目に従って分類している。以下の表では、貸借対照表の勘定科目を、IAS第39号上のカテゴリー及びそれぞれの公正価値に対応させて調整している。

#### 2009年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整

帳簿価額	(単位：百万ユーロ)		
	IAS第39号に準拠して算定された帳簿価額		売却可能金融資産
	損益を通して公正価値で計上される金融資産及び負債	トレーディング オプション	公正価値
<b>資産の部</b>			
長期金融資産	1,448		
原価	576	0	83
公正価値	872	669	67
その他の固定資産	348		
IFRS第7号の範囲外	348	0	0
受取債権及びその他の資産	7,157		
原価	6,012	0	0
IFRS第7号の範囲外	1,145	0	0
流動金融商品	1,894		
原価	258	0	13

公正価値	1,636	23	0	1,605
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
現金及び現金等価物	3,064	0	0	0
資産合計	13,911	692	51	1,768
資本及び負債の部				
長期金融負債(1)	-6,699			
原価	-6,615	0	0	0
公正価値	-84	-22	0	0
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0
その他の固定負債	-372			
原価	-281	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	-91	0	0	0
流動金融負債	-740			
原価	-683	0	0	0
公正価値	-57	-35	0	0
買掛金	-4,861	0	0	0
その他の流動負債	-3,674			
原価	-236	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	-3,438	0	0	0
資本及び負債合計	-16,346	-57	0	0

(1) 金融負債内の債券には公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定されるものがあり、基礎調整を受ける。従って、完全に公正価値又は償却原価で会計処理されていない。

(単位：百万ユーロ)

IAS第39号に準拠して算定された帳簿価額 IAS第39号の IFRS第7号に基  
の金融商品 範囲外のその他 づく金融商品の  
の金融商品 公正価値

	貸付金及び 受取債権 / その他の金 融負債	満期保有 資産	ヘッジ商品とし て指定された デリバティブ	ファイナンス ・リース債権 及び負債	
<b>資産の部</b>					
<b>長期金融資産</b>					
原価	414	27	0	52	576
公正価値	0	0	85	0	872
<b>その他の固定資産</b>					
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>受取債権及びその他の 資産</b>					
原価	6,012	0	0	0	6,012
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>流動金融商品</b>					
原価	196	1	0	48	258
公正価値	0	0	8	0	1,636
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
現金及び現金等価物	3,064	0	0	0	3,064
資産合計	9,686	28	93	100	-
<b>資本及び負債の部</b>					
<b>長期金融負債(1)</b>					
原価	-6,374	0	0	-241	-6,841
公正価値	0	0	-62	0	-84
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>その他の固定負債</b>					
原価	-281	0	0	0	-281
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>流動金融負債</b>					
原価	-655	0	0	-28	-683
公正価値	0	0	-22	0	-57
買掛金	-4,861	0	0	0	-4,861

その他の流動負債

原価	-236	0	0	0	-236
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
資本及び負債合計	-12,407	0	-84	-269	-

2008年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	IAS第39号に準拠して算定された帳簿価額		
		損益を通して公正価値で 計上される金融資産及び負債		売却可能金融資産
		トレーディング	公正価値 オプション	
<b>資産の部</b>				
長期金融資産	718			
原価	629	0	0	129
公正価値	89	0	38	29
その他の固定資産	370			
IFRS第7号の範囲外	370	0	0	0
受取債権及びその他の資産	8,081			
原価	5,767	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	2,314	0	0	0
流動金融商品	684			
原価	199	0	0	13
公正価値	475	353	0	0
IFRS第7号の範囲外	10	0	0	0
現金及び現金等価物	1,350	0	0	0
資産合計	11,203	353	38	171
<b>資本及び負債の部</b>				
長期金融負債(1)	-3,452			
原価	-3,246	0	0	0
公正価値	-103	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	-103	0	0	0
その他の固定負債	-233			

原価	-116	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	-117	0	0	0
流動金融負債	-1,422			
原価	-873	0	0	0
公正価値	-549	-504	0	0
買掛金	-5,016	0	0	0
その他の流動負債	-4,066			
原価	-355	0	0	0
IFRS第7号の範囲外	-3,711	0	0	0
資本及び負債合計	-14,189	-504	0	0

(1) 金融負債内の債券には公正価値ヘッジのヘッジ対象項目に指定されるものがあり、基礎調整を受ける。従って、完全に公正価値又は償却原価で会計処理されていない。

(単位：百万ユーロ)

IAS第39号に準拠して算定された帳簿価額 IAS第39号の 範囲外の他の IFRS第7号に基  
の金融商品 づく金融商品の  
公正価値

	貸付金及び 受取債権 / その他の金 融負債	満期保有 資産	ヘッジ商品とし て指定された デリバティブ	ファイナンス ・リース債権 及び負債	
<b>資産の部</b>					
<b>長期金融資産</b>					
原価	461	10	0	0	600
公正価値	0	0	51	0	118
<b>その他の固定資産</b>					
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>受取債権及びその他の 資産</b>					
原価	5,767	0	0	0	5,767
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>流動金融商品</b>					
原価	160	1	0	25	199
公正価値	0	0	122	0	475
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
現金及び現金等価物	1,350	0	0	0	1,350
<b>資産合計</b>	<b>7,738</b>	<b>11</b>	<b>173</b>	<b>25</b>	<b>-</b>
<b>資本及び負債の部</b>					
<b>長期金融負債(1)</b>					
原価	-2,747	0	0	-499	-3,293
公正価値	0	0	-103	0	-103
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>その他の固定負債</b>					
原価	-116	0	0	0	-116
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
<b>流動金融負債</b>					
原価	-841	0	0	-32	-873
公正価値	0	0	-45	0	-549
買掛金	-5,016	0	0	0	-5,016

その他の流動負債

原価	-355	0	0	0	-355
IFRS第7号の範囲外	0	0	0	0	0
資本及び負債合計	-9,075	0	-148	-531	-

金融商品の活況な市場(例えば、株式市場)が存在する場合には、公正価値は、貸借対照表日現在の市場価格又は相場価格で表示される。活発な市場における市場価格がない場合には、類似商品の活発市場における相場価格、又は一般的に認識された評価手法により公正価値が算定される。使用される評価手法には、当該金融商品の公正価値を算定するための主要な要素を組み入れ、貸借対照表日現在の市況から導き出される評価パラメーターを用いている。相手方から生じるリスクは、相手方が署名した既存のクレジット・デフォルト・スワップに基づき分析される。

その他の長期受取債権及び満期日までの残存期間が1年超の金融投資の公正価値は、現在の金利パラメーターを考慮した当該資産に関する支払額の現在価値と同じである。

現金及び現金等価物、売掛金及びその他の受取債権のほとんどは、支払期日までの残存期間が短い。そのため、これらの決算日現在の帳簿価額は、その公正価値とほぼ等しい。また、買掛金及びその他の負債も、通常は支払期日までの残存期間が短い。そのため、これらの貸借対照表上の価額は、その公正価値とほぼ等しい。

売却可能金融資産には、パートナーシップ及び企業に対する持分97百万ユーロ(前年度:158百万ユーロ)が含まれている。しかし、これらの商品には、活発な市場がない。将来のキャッシュ・フローが確実に算定できないため、これらの公正価値は、評価手法を用いて算定することができない。これらの企業の株式は、取得原価で認識されている。近い将来に、2009年12月31日現在、売却可能金融資産として認識されているものの多くを、売却又は認識し直す予定はない。前年度においては、取得原価で測定された重要な持分は売却されなかった。公正価値で測定された売却可能金融資産は、負債及び持分証券に関連する。

損益を通して公正価値で測定された金融資産は、公正価値オプションを適応させた証券を含む。これらの商品は、短期的な利益をあげるために取得されたものではない。これらの資産には、活発な市場があり、その価格は公正価値で認識されている。

分類ごとに使用される公正価値の算定方法は、以下の表のとおりである。

金融資産及び負債：2009年

(単位：百万ユーロ)

レベル	1	2	3
分類	相場市場価格	観測可能な市場データに基づく重要なデータの参照による算定	観測可能な市場データに基づかない重要なデータの参照による算定
長期金融資産の公正価値	118	754	0
流動金融資産の公正価値	1,605	31	0

長期金融負債の公正価値	0	-84	0
流動金融負債の公正価値	0	-57	0

ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツバンク・アーゲーと先物取引を行った。これは、2009年12月31日現在適用されるIAS第39.2号(g)の対象の範囲に含まれるため、プラスの公正価値として計上されなかった。1,453百万ユーロの公正価値は、重要な市場データ(レベル2)を用いて算定された。

2009年度及び2008年度中に、再分類された資産は存在しなかった。

IAS第39号の算定に関するカテゴリーに従って分類された金融商品から生じた純利益及び純損失は以下のとおりである。

算定に関するカテゴリーのうちの純利益及び純損失

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
貸付金及び受取債権	214	184
満期保有金融資産	0	0
損益を通して公正価値で認識される金融資産及び負債		
トレーディング	-181	-146
公正価値オプション	18	-10
その他の金融負債	-26	46

純利益及び純損失は、主に、公正価値での算定、評価引当金及び処分(処分益/損)の影響を含む。配当金及び利息は、損益を通して公正価値で認識される金融商品としては考慮されていない。売却可能金融資産に関する純利益及び純損失の詳細は、注記40に記載されている。損益を通して公正価値で測定されない金融商品に関して取決められた利息及び手数料による収益及び費用については、開示された損益計算書に記載されている。

貸付金や売掛金に係る累計費用には、アルカンドーAGからの売掛金51百万ユーロの評価減が含まれる。

(51)偶発債務

当グループの偶発債務は、合計2,310百万ユーロ(前年度：1,828百万ユーロ)である。このうち、63百万ユーロ(前年度：84百万ユーロ)は保証債務に、246百万ユーロ(279百万ユーロ)は品質保証に、114百万ユーロ(前年度：87百万ユーロ)は訴訟リスクより生じた負債に関連する。その他の総額1,887百万ユーロ(前年度：1,378百万ユーロ)相当の偶発債務は、主に公的な国庫補助金手続から生じる債務に関連する(注記53を参照)。

(52)その他の金融債務

引当金、負債及び偶発債務に加え、IAS第17号に定義される解約不能なオペレーティング・リースから生

じるその他の金融債務6,193百万ユーロ(前年度:7,274百万ユーロ)が存在する。  
 当グループのリースから生じる将来の解約不能な支払債務は、以下の資産に関連する。

リース債務

	(単位:百万ユーロ)	
	2008年	2009年
土地及び建物	6,452	5,359
技術設備及び機械	68	106
その他の設備、営業用及び事務用機器	49	25
輸送用設備	501	376
航空機	194	312
その他	10	15
リース	7,274	6,193

オペレーティング・リースの減少は、米国のエクスプレス事業の減少に起因する(前年度:404百万ユーロ)。航空機の科目の増加は、主にエアロロジック GmbHにおける船隊の拡張に起因する。前年度は、リース債務の139百万ユーロが、ドイツ・ポストバンク・グループに関連した。

残存期間別支払リース料

	(単位:百万ユーロ)	
	2008年	2009年
決算日より1年以内	1,452	1,357
" 2年 "	1,174	1,023
" 3年 "	994	800
" 4年 "	717	600
" 5年 "	533	478
" 6年目以後	2,404	1,935
残存期間別最低支払リース料	7,274	6,193

支払リース料の最低額の割引現在価値は、割引率6.00パーセント(前年度:6.00パーセント)に基づくと、4,773百万ユーロ(前年度:5,554百万ユーロ)である。全体として、2,370百万ユーロ(前年度:2,389百万ユーロ)のレンタル及びリース支払額が生じ、そのうちの1,820百万ユーロ(前年度:1,735百万ユーロ)は解約不能なリースに関連する。解約不能なリースから生じた将来的なリース債務2,747百万ユーロ(前年度:3,006百万ユーロ)は、主にドイツポスト・イモビリエン GmbHに関連する。

固定資産に対する投資に係る購入債務は、234百万ユーロ(前年度:150百万ユーロ)であった。

## (53)訴訟

当グループの市場における主導的な地位により、ドイツポスト・アーゲーが提供するサービスの多くは、ドイツ郵便法(Postgesetz)に基づく特定業種の規制の対象となっている。規制当局は、特に料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、市場濫用行為の有無につき一般調査を実施している。その結果紛争が生じた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。

法的リスクとしては、特に、2003年度、2004年度及び2005年度の上限料金設定手続の下、ドイツポストに与えられた料金承認に対する競合他社からの抗議、並びに2008年度の上限料金設定手続の一環として、同社に与えられた料金承認に対する組合からの抗議が挙げられる。また、法的リスクとしては、規制当局が同社に与えたその他の料金承認に対する同社による抗議も挙げられる。

ドイツポストの郵便料金が過大である旨のドイツ・フェルバンド・フューア・ポスト・ウント・テレコムニカティオン(Deutscher Verband für Post und Telekommunikation)(ドイツ郵便通信連合)による申立てがきっかけとなり、欧州委員会により、競争法違反の疑いで訴訟手続が開始された。当該手続において、ドイツポスト・アーゲーは、その価格の正当性を証明する詳細な証拠を欧州委員会に提出している。

ドイツポスト・アーゲーは、規制当局により定められた条件に従い、顧客及び競業者に対し、同社のネットワークへのダウンストリーム・アクセスを許可しなければならない。規制当局による関連規制に関する行政裁判所における手続は、現在も係属中である。当該訴訟手続の結果によっては、ドイツポスト・アーゲーは、さらなる売上高及び利益の損失に直面する可能性がある。

第三者による申立てに対して、欧州委員会は、ドイツ政府に対して、ドイツ独占委員会(Monopolkommission)の申立てに関する情報の提供を要請した。当該申立ての内容は、ドイツポスト・アーゲーが、ポストバンクに対し、市場相場以下の料金でドイツポストの直販店の使用を許可することにより、EC条約上の国家援助の禁止条項に違反しているとするものである。ドイツポスト・アーゲー及びドイツ・ポストバンク・アーゲーは、この申立ては誤りであり、ドイツポスト・アーゲーが支払っている料金は、EU法が規定する競争及び国家援助に関する規定に違反していないと認識している。また、欧州委員会は、ドイツ連邦共和国に対し、1999年に、ドイツ・ポストバンクがドイツポスト・アーゲーに対し、その株式持分を全て売却したことに対する意見を求めた。しかし、欧州委員会は、ポストバンクの買収について、2002年6月19日付の決定により終結した国家援助に関する手続の一部として、調査済みであった。当時、欧州委員会は、「ポストバンクの買収には、いかなる国家援助の付与も含まれていない。」と明確に結論付けていた。

ドイツ政府は、欧州委員会に対し、すでに当該申立てには根拠がないと主張していた。それでもなお、上記情報要求に関する両申立てにつき、欧州委員会が、上記事実が国家援助に当たるとの判決を下さないという保証はない。

2007年9月12日に、欧州委員会は、ドイツポストに対する補助金疑惑に関して、ドイツ連邦共和国に対する正式な調査を開始した。調査の焦点は、ドイツ連邦共和国が、ドイツポスト・アーゲー又はその前身であるブンデスポスト(POSTDIENST)に対して、同社が1989年から2007年の間に提供した全国均一のサービスに対する対価として、国家財源を使用して過剰に補償していたか否か、また、それにより、同社がEU法に反する国家援助を与えられていたか否かであった。調査開始決定書によれば、欧州委員会は、当該期間における全ての公的資金の移転、公的保証、法により付与された独占権、書簡サービスの料金規制、及び公務員の年金に対する公的資金の支払いについての調査を予定している。また、ドイツポスト・アーゲー及びブンデスポストにおける、規制対象の書簡サービス、ユニバーサル・サービス及び競争下のサービス間の費用配分についても調査する予定である。この調査は、さらにドイツポスト・アーゲーとポストバンクとの間の協力の合意、

及び事業用小包サービスにおけるドイツポスト・アーゲーとDHLフェルトリースGmbHとの間の協力の合意にも関係する。

ドイツポスト・アーゲー及びポストバンクは、新たな調査が事実的根拠を欠いていると考えている。ドイツ・ブンデスポストの民営化に伴う全ての公的資金の移転、公的保証及び年金債務の支払いは、2002年6月19日付の決定により終結した国家援助に関する手続の争点の一部となっていた。この決定において、上記事項は、違法な国家援助とは認定されなかった。さらに、ドイツポスト・アーゲー及びポストバンクは、法的に付与された独占権及び書簡サービスの料金規制は、そもそも国家援助の一形態とみなされる法的基準を満たしていないとの見解を有している。また、ドイツポスト・アーゲーは、子会社との間の内部費用の配分は、EU法が定める国家援助の規定及び欧州裁判所の判例に沿ったものであると考えている。それでも、全体的な評価に基づくと、欧州委員会が本件を違法な国家援助と判定する可能性は排除できない。

2008年7月1日に、欧州第一審裁判所は、ドイツポスト・アーゲーに対し受領した国庫補助金の返済を義務付ける2002年6月19日付の欧州委員会による決定は無効であると判断した。かかる欧州委員会の決定の直後に上訴したものの、この決定の結果、2003年1月に、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国に対し総額907百万ユーロ(国庫補助金とされた572百万ユーロ及びその利息)を支払わなければならなかった。欧州第一審裁判所の判決により、ドイツ政府は、ドイツポスト・アーゲーに対しかかる907百万ユーロ及びその利息を返済し、2008年8月1日に、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国から総額1,067百万ユーロを受け取った。

欧州委員会は、欧州第一審裁判所の判決に対し、欧州司法裁判所に上訴した。ドイツポスト・アーゲーは、この上訴が認められることはほぼないと考えている。但し、欧州司法裁判所が上訴を許可し、欧州第一審裁判所が、再度本件争点につき判断する可能性も否定できない。訴訟は継続中ではあるものの、欧州委員会による2002年の決定が再度有効になる可能性もあり、その場合には、2008年7月1日付の欧州第一審裁判所の判決の結果、ドイツ連邦共和国から受領した総額及びその利息を、再度ドイツ連邦共和国に支払わなければならない可能性もある。

2007年10月に、DHLグローバル・フォワーディングは、運送業界におけるその他全ての大手会社とともに、国際運送業界における追加料金及び手数料の決定に関する正式な調査について、欧州委員会の競争総局からの情報提供の要請、米国司法省の反トラスト局からのサビーナの送達、及びその他の管轄における競争管理当局からの情報提供の要請を受け取った。2008年1月に、上記運送サービスの購入者を代理し、ニューヨーク地方裁判所において、反トラスト法違反を理由として集団代表訴訟が提起された。ドイツポスト・アーゲー及びDHLは、この中で被告として名前が挙げられている。かかる民事訴訟は、反トラスト法違反の疑いで調査が行なわれているという事実に基づき提起されたもののようなのだが、実際に生じた結果又は被った損失に基づいたものではない。ドイツ・ポストDHLは、上記調査又は上記集団代表訴訟の本案の結果について予測することはできないが、いずれについても財務上のリスクは限定的であると考えているため、同社の勘定に引当金は計上していない。

#### (54) 株式報酬

##### 役員向け株式報酬 (対応株式スキーム)

当グループの役員の一部向けに変動報酬を付与する新制度が2009年に実施され、これはIFRS第2号に基づき、持分決済型の株式報酬として計上される。この制度に基づき、当グループの該当役員は、2009年度の変動報酬の一部として、ドイツポスト・アーゲー株式を2010年に受け取ることになる。各役員は個別に、その

他の2009年度の変動報酬をも株式に転換し、定められた株式割合を増加させることができる。一定の条件が満たされたならば、当該役員は、4年後に同量のドイツポスト・アーゲー株式を付与される(対応株式)。従って、2009年トランシュは2014年に満了する。この対応株式の公正価格は、ドイツポスト・アーゲー株式の付与日の株価となる(11.48ユーロ)。付与された変動報酬部分のために、2009年12月31日付けで、5百万ユーロが連結財務書類上資本として計上された。2010年には、当グループのその他の役員に対しても、この制度が適用される。

#### 役員向け株式報酬制度(2003年ストックオプション制度)

2003年ストックオプション制度(SOP)の2004年トランシュの行使期間は、2009年6月30日に完了した。この制度の条項によると、2009年6月30日までに行使されていなかった全てのオプション、株式評価益権(SAR)及び本トランシュのSARは、失効した。そのため、2009年7月1日以降、2003年ストックオプション制度のオプションやSARで未行使のものはなかった。

#### 2003年ストックオプション計画

	2004年トランシュ
付与日	2004年7月1日
付与されたストックオプション	9,328,296
内、取締役への付与	841,350
内、上級役員への付与	8,486,946
付与されたSAR	1,116,374
内、取締役への付与	0
内、上級役員への付与	1,116,374
行使価格	17.00ユーロ
固定期間終了日	2007年6月30日
ドイツポスト・アーゲー株式の配当利回り	3.05%
ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック・インデックスの配当利回り	1.7%
ドイツポスト・アーゲー株式の配当利回りの変動率	28.9%
ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック・インデックスの配当利回りの変動率	14.8%
数	
2009年1月1日現在未行使のストックオプション	2,726,658
2009年1月1日現在未行使のSAR	232,568
失効したストックオプション	2,726,658

失効したSAR	232,568
行使されたストックオプション	0
行使されたSAR	0
2009年12月31日現在未行使のストックオプション	0
2009年12月31日現在未行使のSAR	0

(1) 法的な制約のため、ストックオプションに代わってSARが付与される国もあった。SARの公正価値の決定に鑑み、2009年に追加の引当金は計上されなかった。

SOPは、オプション・プライシング・モデル(公正価格算定法)を適用し、投資技術を用いることにより算定されている。2009年度に失効したオプションについては、人件費は計上されなかった(前年度：4百万ユーロ)。また、前年度同様、本制度に基づくSARについても、人件費は計上されなかった。取締役に対する株式報酬の詳細は、注記55に記載されている。

#### 役員向け2006年SAR制度

2006年SAR制度は、2005年までオプションを発行することのできる2003年SOPに優先する。2006年7月3日に、選ばれた役員が、新制度の下、株式評価益請求権を受領した。これは、要求された実績目標が達成された場合に、役員たちに対し、ドイツポスト株式の株価と固定された発行価格との差額を一定期間内に現金で受け取る権利を与えるものである。

#### 取締役向け長期インセンティブ制度(2006年LTIP)

2006年LTIPは、2005年までオプションを発行することのできる2003年SOPに優先する。2006年7月1日に、取締役は、新制度の下、株式評価益請求権を受領した。2006年LTIPの下、各SARの所有者は、行使日直前の5取引日のドイツポスト株の平均終値とSARの発行価格の差額を現金で受領することができる。

従来通り、各取締役は、各トランシュに対して、年間目標給与の10%を投資しなければならない。取締役に発行されるSARの数は、トランシュごとに、監査役会又は執行委員会により決定される。その他のストックオプション制度の基本的な特長は維持されている。例えば、2008年までに付与されたSARは、付与日から起算して3年間の固定期間の満了時までには絶対的又は相対的な業績目標が達成された場合のみ、固定期間満了後2年の間に、一部または全部を行使することができる。かかる2年の間に行使されないSARは、失効する。ドイツの取締役の報酬の適切性に関する法律(*Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung*)に基づき、2009年に発行されたSARについては、その固定期間が4年間に延長された。

付与されたSAR(存在する場合)のうち、行使可能な数量を判断するために、基準期間中及び業績期間中の株式の平均価格又は平均指標値が比較される。基準期間とは、付与日直前の連続した20取引日をいい、業績期間とは、固定期間終了前の60取引日をいう。平均(終値)価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の平均終値をいう。

絶対的な業績目標は、ドイツポスト株式の終値が発行価格を10%、15%、20%又は25%以上超えた場合に達成されたとされる。相対的な業績目標は、ダウジョーンズSTOXX600指数(SXXP, ISIN EU 0009658202)に関連する株式の業績と相関関係にある。株価が業績期間の業績指数と等しい場合又は指数を10%以上、上回った場合に達成されたものとされる。

各6個のSARのうち、絶対的業績目標に基づき最大4つのSARを獲得することができ、相対的業績目標に基づき最大2つのSARを獲得することができる。絶対的又は相対的な業績目標が固定期間満了日までに達成されなかった場合には、関連するトランシュのSARは失効し、いかなる代替品や補償も与えられない。2006年LTIPトランシュに関する詳細は、以下の表に記載されている。

2006年LTIP

ストックオプション	トランシュ2006	トランシュ2007	トランシュ2008	トランシュ2009
付与日	2006年7月1日	2007年7月1日	2008年7月1日	2009年7月1日
発行価格	20.70ユーロ	24.02ユーロ	18.40ユーロ	9.52ユーロ
固定期間満了日	2009年6月30日	2010年6月30日	2011年6月30日	2013年6月30日

取締役向けの2006年SAR制度及び長期インセンティブ制度(2006LTIP)の公正価値は、確率的シミュレーション・モデルを使用して決定された。その結果、2009年度は、2百万ユーロ(前年度：0百万ユーロ)もの費用が計上されなければならなかった。取締役に対する株式報酬の詳細は、注記55.2に記載されている。

2006年LTIP及び2006年SAR制度(取締役及び役員)について、貸借対照表日に計上された引当金は、16百万ユーロ(前年度：9百万ユーロ)であった。

(55)関連当事者に関する開示

(55.1)関連当事者に関する開示(会社及びドイツ連邦共和国)

当グループによって支配されているか、当グループが重要な影響力を行使でき、関連当事者として分類された全ての会社は、株式保有リスト上に、地理的領域ごとに、所有持分、資本及び当期純利益又は損失に関する情報と共に掲載されている。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国及びドイツ連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦政府は、ドイツポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と事業関係を結んでいる。これらの個別の顧客に提供されるサービスは、ドイツポスト・アーゲーの収益全体に対して重要性を有しない。

ドイツ復興金融公庫との関係

ドイツ復興金融公庫(KfW)は、連邦政府がドイツポスト・アーゲーやドイツテレコム・アーゲー等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦政府とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、政府は、これらの国有企業を完全に民営化するために、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回に渡りドイツポスト・アーゲー株式を購入し、これらの株式を用いて資本市場で様々な取引を行ってきた。KfWは、現在ドイツポスト・アーゲーの株式資本のうち30.5%を保有している。

#### ドイツ連邦郵便通信省との関係

ドイツ連邦共和国は、法的能力を有しドイツ連邦財務省の監督下に置かれているドイツ連邦郵便通信庁(以下「同庁」という。)を通じて、ドイツポスト・アーゲーにおける持分を管理し、株主権を行使している。 Bundespost連邦郵便通信庁設立のためのドイツ法(連邦郵便通信庁法: *Gesetz über die Errichtung einer Bundesanstalt für Post und Telekommunikation* or *Bundesanstalt Post Gesetz*)は、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク・アーゲー及びドイツテレコム・アーゲー全社に影響を及ぼす特定の法的権利及び義務を連邦郵便通信庁に委譲した。さらに、同庁は、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク・アーゲー、ドイツテレコム・アーゲー及び同庁向けの郵便職員健康保険基金、保養プログラム、ドイツ・ Bundespost補足年金基金(VAP)及び福祉サービスを管理している。この調整及び一般管理業務は、代理店契約に基づいて行われる。2009年度は、ドイツポスト・アーゲーは、連邦郵便通信庁が提供したサービスに関連して、68百万ユーロ(前年度: 64百万ユーロ)を分割払いで請求された。

#### ドイツ連邦財務省との関係

2001年度において、ドイツ連邦財務省及びドイツポスト・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーが付与した住宅手当に関連し、誤った住宅助成金の削減に係るドイツ法(*Gesetze über den Abbau der Fehlsubventionierung im Wohnungswesen*)に基づく清算金の徴収によりドイツポスト・アーゲーが受領した利益の移譲に関する条項を定めた契約を締結した。2009年度に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦政府に対して、2008年度分として総額約0.1百万ユーロ、2009年度分には、約0.61百万ユーロを支払った。上記合意に従い、2009年度分の最終的な清算は、2010年7月1日までに行われる。

また、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦財務省との間で、ドイツ連邦機関への公務員の転籍に関する契約を2004年1月30日付で締結した。この契約に基づき、公務員はまず転籍を前提として6か月間派遣され、審査に通った場合は恒久的に転籍となる。恒久的な転籍時に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦政府に発生した費用に対して、定額の手数料を支払う。2009年度において、この計画により、8名(前年度: 6名)が恒久的に転籍し、18名(前年度: 2名)が2010年における恒久的な転籍を目的として派遣されている。

#### ドイツテレコム・アーゲー及びその子会社との関係

2009年12月31日現在、連邦政府は、直接的及び間接的(ドイツ復興金融公庫を通し)にドイツテレコム・アーゲー株を31.7%保有している。少数の株主持分しか有しないにもかかわらず、連邦政府は、年次株主総会への平均的出席率の高さにより安定的多数を占めているため、ドイツテレコムと連邦政府は、依存した関係にある。従って、ドイツテレコムは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者であるといえる。2009年度において、当グループは、ドイツテレコム・アーゲーに対し、3.1億ユーロ(前年度: 3.5億ユーロ)相当の商品及びサービスを提供した。これらは、主に書簡及び小包の輸送サービスであった。同期間において、当グループは、4億ユーロ(前年度: 4億ユーロ)相当の商品及びサービス(IT関連商品及びサービスを含む。)をドイツテレコムから購入した。

#### コメルツ銀行との関係

連邦政府がコメルツ銀行の株式のうち25%及び1株を保有していることから、コメルツ銀行は関連当事者であるといえる。コメルツ銀行とドイツポスト・アーゲーは、200百万ユーロの融資制度に関し合意したが、当

該融資制度は、決算日現在未使用である。

ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.

ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.についての情報は、注記7を参照のこと。

#### 年金ファンドとの関係

ドイツポスト企業年金サービスe.V. (DPRS)及び/又はドイツポスト年金トレウハンドGmbH & Co.KG、ドイツポスト企業年金サービスe.V. & Co. オブジェクト・グローナウ KG、及びドイツポスト・グルンドシュトゥックス・ファームトウングスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブジェクト・ライプツィグ KGが法的所有者又は受益所有者であり、公正価値が1,050百万ユーロ(前年度：1,041百万ユーロ)の不動産は、ドイツポスト・インモビリエンGmbHにのみ賃貸されている。ドイツポスト・インモビリエンGmbHに対する2009年度の賃料は、66百万ユーロ(前年度：58百万ユーロ)であった。賃料は、常に支払期日通りに支払われている。ドイツポスト年金トレウハンドGmbH & Co.KGは、2009年末に設立したドイツポスト年金ファンド・アーゲーの株式を100%保有する。2009年12月31日現在、満期の債権又は負債は存在しない。2009年度において、外部の当局とドイツポスト・アーゲーのグループ会社との間に販売活動関係はなかった。

#### 非連結会社及び関連会社との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる多くの非連結子会社及び関連会社と直接的及び間接的な関係を有している。これらの活動において、非連結会社との間の商品及びサービスの提供に係る全ての取引は、独立企業間の取引として、市場における標準的な条件で行われた。2009年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務書類では以下の項目のとおりであった。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
受取債権	4	25
貸付金	12	15
内部銀行業務による受取債権	2	3
金融負債	-45	-46
負債	-3	-10
内部銀行業務による負債	-9	-3

#### (55.2) 関連当事者に関する開示(個人)

IAS第24号に基づき、当グループは、当グループと関連当事者又はその家族との間の取引についても報告を行っている。関連当事者とは、取締役、監査役、事業部長又は業務部長(レベル2の役員)及びその家族であると定義されている。

2009年度において、取締役及びその家族と当グループとの間に、報告対象の取引は存在しなかった。取締役が、ドイツポスト・アーゲーとの間で、法的取引を行った例はいくつかあった。これらは主に、ドイツ・ポストバンク・アーゲーによる総額百万ユーロ相当のサービスの提供であった。ある事例では、レベル2の役員及び/又はその家族が、ドイツポスト・アーゲーとの間で、取引関係を保っていたが、2008年度にその関係は終わり、支払いは2009年に行われた。その取引総額は0.5百万ユーロ未満であった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

	2008年	(単位：百万ユーロ) 2009年
短期従業員給付(株式報酬控除後)	13	16
退職後給付	2	2
退職給付	0	4
株式報酬	1	2
合計	16	24

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。

株式報酬の金額は、2008年度及び2009年度に認識された株式報酬費用に関係している。その詳細は、以下の表のとおりである。

[次へ](#)

株式報酬費用

(単位：千ユーロ)

	2008年			2009年		
	ストックオプション	SAR	合計	ストックオプション	SAR	合計
フランク・アベル博士	43	167	210	0	421	421
ケン・アレン (2008年2月26日から経営取締役)	-	-	-	-	177	177
ブルース・エドワーズ	0	73	73	0	276	276
ユルゲン・ゲルデス	11	96	107	0	280	280
ローレンス・ローゼン (2009年9月1日から経営取締役)	-	-	-	-	177	177
ヴァルター・ショイルレ	43	131	174	0	284	284
ヘルマン・ウデ	11	73	84	0	276	276
ジョン・アラン (2009年6月30日まで取締役)	0	84	84	0	101	101
ジョン・ミューレン (2009年2月24日まで取締役)	43	131	174	0	0	0
ヴォルフガング・クライン博士 (2008年11月9日まで取締役)	0	0	0	-	-	-
クラウス・ツムヴィンケル博士 (2008年2月17日まで取締役)	9	11	20	-	-	-
株式報酬	160	766	926	0	1,992	1,992

2008年度及び2009年度の取締役に対する株式報酬のさらなる詳細は、以下の表のとおりである。

2009年度の取締役に対する株式報酬

	フランク ・アベル 博士	ケン・ア レン	ブルー ス・エ ドワー ズ	ユルゲン ・ゲルデ ス	ローレ ンス・ ローゼ (1) ン	ヴァル ター・ ショイル レ	ヘルマン ・ウデ	ジョン ・ミュー レン(1)	ジョン ・アレ (2) ン(2)
ストックオプション									
2009年1月1日現在 未行使ストックオプ ション	65,988	0	0	17,272	0	25,988	16,316	17,272	0
付与された ストックオプション	0	0	0	0	0	0	0	0	0
失効した ストックオプション	65,988	0	0	17,272	0	25,988	16,316	17,272	0
行使された ストックオプション	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未行使ストックオプ ション2009年12月31日 現在	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行使可能ストックオプ ション2009年12月31日 現在	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加重平均決済価格(ユー ロ)	未行使								
加重平均行使価格(ユー ロ)	未行使								

満期までの加重平均期間(年)									0
SAR									
2009年1月1日現在 未行使SAR	775,000	176,244	400,508	474,172	0	660,000	337,262	660,000	285,000
付与されたSAR	360,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	0	0
失効したSAR	210,000	45,348	116,946	95,466	0	210,000	53,700	660,000	0
行使されたSAR	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未行使SAR 2009年12月31日現在	925,000	370,896	523,562	618,706	240,000	690,000	523,562	0	285,000
行使可能SAR2009年12月31日現在	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加重平均決済価格(ユーロ)	未行使								
加重平均行使価格(ユーロ)	未行使								
満期までの加重平均期間(年)	2.04	2.67	2.31	2.03	3.50	1.87	2.31	0	1.30

(1)2009年2月24日まで取締役。  
 (2)2009年6月30日まで取締役。

2008年度の取締役に対する株式報酬

付与数

	フランク ・アペル 博士	ジョン・ アラ ン	ブルー ス・エ ドワー ズ	ユルゲン ・ゲル デス	ヴォルフ ガング ・クラ イン <sup>(1)</sup> 博士	ジョン・ P・ ミュー レン	ヴァル ター・ ショイ ルレ	ヘルマ ン・ウ デ	クラウ ス・ツ ンヴィ ケル博 士 <sup>(2)</sup>
ストックオプション									
2008年1月1日現在 未行使ストックオプ ション	163,560	0	0	42,814	17,272	114,844	138,560	40,376	245,342
付与された ストックオプション	0	0	0	0	0	0	0	0	0
失効した ストックオプション	97,572	0	0	25,542	0	97,572	97,572	24,060	146,358
行使された ストックオプション	0	0	0	0	17,272	0	15,000	0	0
未行使ストックオプ ション2008年12月31日 現在	65,988	0	0	17,272	0	17,272	25,988	16,316	98,984
行使可能ストックオプ ション2008年12月31日 現在	65,988	0	0	17,272	0	17,272	25,988	16,316	98,984
加重平均決済価格(ユー ロ)	未行使	未行使	未行使	未行使	22.68	未行使	23.33	未行使	未行使
加重平均行使価格(ユー ロ)	未行使	未行使	未行使	未行使	17.00	未行使	17.00	未行使	未行使

満期までの加重平均期間(年)	0.5			0.5		0.5	0.5	0.5	0.5
SAR									
2008年1月1日現在									
SAR	430,000	55,000	170,508	244,172	0	430,000	430,000	107,262	645,000
付与されたSAR	345,000	230,000	230,000	230,000	0	230,000	230,000	230,000	0
失効したSAR	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行使されたSAR	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未行使SAR									
2008年12月31日現在	775,000	285,000	400,508	474,172	0	660,000	660,000	337,262	645,000
行使可能SAR2008年12月31日現在	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加重平均決済価格(ユーロ)	付与された全てのSARは、現在転売禁止期間にある。								
加重平均行使価格(ユーロ)	付与された全てのSARは、現在転売禁止期間にある。								
満期までの加重平均期間(年)	1.67	2.30	1.78	1.78	該当なし	1.53	1.53	2.02	1.01

(1)2008年11月9日まで取締役。

(2)2008年2月17日まで取締役。

[次へ](#)

#### 取締役会に対する報酬

2009年度の現職の取締役に対する報酬の総額は、長期インセンティブ効果も含め、22.2百万ユーロ(前年度：16.7百万ユーロ)となった。このうち、9.8百万ユーロ(前年度：9百万ユーロ)は、実績には連動していない部分(固定給与及び福利厚生給付)に、5.1百万ユーロ(前年度：2.9百万ユーロ)は実績に連動している部分に、また7.3百万ユーロ(前年度：4.8百万ユーロ)は長期インセンティブ効果(株式評価益権又はSAR)に関連するものであった。SARの数は総計1,800,000(前年度：1,725,000)であった。

#### 退職した取締役

2009年度に退職した取締役又はその扶養家族への報酬は、8.1百万ユーロ(前年度：43.1百万ユーロ)となった。IFRSに基づき算定された現在の年金のための確定給付債務(DBO)の総額は、26.1百万ユーロ(前年度：25.3百万ユーロ)であった。

#### 監査役に対する報酬

2009年度の監査役に対する報酬の総額は、約0.7百万ユーロ(前年度：0.8百万ユーロ)であった。このうち、0.6百万ユーロ(前年度：0.6百万ユーロ)は固定要素に、0ユーロ(前年度：0ユーロ)は実績連動型の報酬に、0.1百万ユーロ(前年度：0.2百万ユーロ)は出席手当に関連するものであった。取締役及び監査役に対する報酬の内訳のさらなる詳細は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載されている。コーポレート・ガバナンス報告書に含まれる報酬報告書は、当グループの経営報告書の一部をも構成する。

#### 取締役会及び監査役会による持分

2009年12月31日現在において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツポスト・アーゲーの資本金の1%に満たなかった。

#### 報告対象の取引

当社の有価証券に関係し、ドイツの有価証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)の第15a条に基づいてドイツポスト・アーゲーに対し通知されている、取締役及び監査役の取引に関しては、当社のウェブサイトwww.dp-dhl.comを参照されたい。

#### (56) 会計監査人の報酬

2008年度及び2009年度における連結財務書類の会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・アクティエンゲゼルシャフト監査法人により提供されたサービスに対する以下の手数料は、費用として計上された。

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
財務書類の監査	14	6
その他の保証及び評価に係るサービス	8	1

税務顧問サービス	1	0
その他のサービス	12	1
会計監査人の報酬	35	8

(57) ドイツ商法第264条第3項の活用

2009年度において、ドイツポスト・アーゲーは、以下の会社について、ドイツ商法(Handelsgesetzbuch)第264条第3項に基づく簡略化オプションを行使した。

- ・ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ドイツポスト・バンクベタイリグングスゲゼルシャフト mbH
- ・ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbH
- ・ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング・バンクベタイリグングスゲゼルシャフト mbH
- ・ドイツポスト・コム GmbH
- ・ドイツポスト・コンサル GmbH
- ・ドイツポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH
- ・ドイツポスト・ディレクト GmbH
- ・ドイツポスト・インモビリエン GmbH
- ・ドイツポスト・ITブリーフ GmbH
- ・ドイツポスト・ITサービス GmbH
- ・ドイツポスト・リアル・エステート GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ドイツポスト・テヒニッシャー・サービス GmbH
- ・DHL エアウェイズ GmbH
- ・DHL オートモーティブ GmbH
- ・DHL オートモーティブ オフェナウ GmbH
- ・DHL BwLog GmbH
- ・DHL エクスプレス・ドイツ GmbH
- ・DHL グローバル・フォワーディング GmbH
- ・DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・DHL ハブ・ライブチヒ GmbH
- ・DHL インターナショナル GmbH
- ・DHL ロジスティックス GmbH
- ・DHL ソリューション・ファッション GmbH

- ・ DHL ソリューション GmbH
- ・ DHL ソリューション Großgut GmbH
- ・ DHL ソリューション・リテール GmbH
- ・ DHL フェルヴァルツングス GmbH
- ・ DP DHL インハウス・コンサルティング GmbH
- ・ DP DHL マーケット・リサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ DP フリート GmbH
- ・ ヨーロピアン・エア・トランスポート・ライプチヒ GmbH
- ・ インターサブ・ゲゼルシャフト・フュア・ペルゾナル・ウント・ベラテルディーンストライストゥンゲン
- ・ ITG GmbH インターナショナル・スペディション・ウント・ロジスティック
- ・ ヴェルベアгентトゥア・ヤンセン GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・ドイチェランド GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・ダイレクト・マーケティング・ソリューションズ GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・ドキュメント・ソリューションズ GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・インハウス・ソリューションズ GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・マーケティング・ソリューションズ GmbH
- ・ ウィリアムズ・リー・プリント・ソリューションズ GmbH

(58) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

2009年12月7日、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている、2009年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。

この遵守宣言は、インターネット上のアドレス[www.corporate\\_governance\\_code.de](http://www.corporate_governance_code.de)及び当社のホームページ[www.dp-dhl.com](http://www.dp-dhl.com)からアクセスすることができる。

(59) 貸借対照表日後の重要な事象

2010年1月1日に施行された改正IAS第39号に基づき、強制転換社債として計上されていなかった為替予約は、損益を通して公正価値にて貸借対照表に計上される(注記3及び4を参照)。

貸借対照表日以降、その他に報告すべき事象はない。

(60) その他

2009年1月末に、レイプチヒ所在の連邦行政裁判所が、連邦労働省による最低賃金規制を、形式的な理由に基づき無効と判断した。連邦行政裁判所は、そのプレス・リリースにおいて、連邦労働省による当該規制の整備過程で、手続的な誤りがあった主張している。

[次へ](#)

(61)株主一覧

連結財務諸表に含まれる関連会社（アフィリエーテッド・カンパニー）					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ （千ユー ロ）	純利益 （千ユー ロ）
ヨーロッパ					
ABIS GmbH	ドイツ、フランクフルト アムマイン	35.70	EUR	350	842
エアロカー B.V.	オランダ、アムステルダ ム	100.00	EUR	7,181	813
アルパート・シャイド GmbH	ドイツ、ケルン	100.00	EUR	990	146
アプライド・ディストリビューショ ン・グループ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	5,570	0
ASG UK Ltd.	英国、ステインズミドル セックス	100.00	EUR	224	0
アクシアル S.A.	ベルギー、スヌッフ	100.00	EUR	2,765	0
ブルー・ファネル・バルクシッ プス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-2,475	0
ベアグトランス GmbH	ドイツ、デュッセルドル フ	100.00	EUR	240	-3
カルグス・エクスプレス Curier SrL.	ルーマニア、ブカレスト	99.91	EUR	-5,232	-4,863
カルグス・インターナショナル SrL.	ルーマニア、ブカレスト	100.00	EUR	-3,244	1,521
カッシン・エアー・トランスポート (Shannon) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	9,264	0
クレパ SARL	フランス、ビトリ・シュ ル・セーヌ	100.00	EUR	1,390	-62
コンテナ・サービス (アムステルダ ム) B.V.	オランダ、アムステルダ ム	100.00	EUR	245	1
コルマール Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	2,299	0
CPJ トラベル Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	151	-10
D.H.L. インターナショナル AB	スウェーデン、ストック ホルム	100.00	EUR	3,564	0
ダンマール・ラインズ AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	16,467	-1,392
ダンツァス (Oss) B.V.	オランダ、ティール	100.00	EUR	4,754	22
ダンツァス (UK) Ltd.	英国、ステーンズ	100.00	EUR	1,120	0
ダンツァス AEI (UK) Ltd.	英国、ステーンズ	100.00	EUR	8,460	0
ダンツァス AEI GmbH	ドイツ、ケルスターパハ	100.00	EUR	7,805	56
ダンツァス・ケミカルズ GmbH	ドイツ、デュッセルドル フ	100.00	EUR	-1,267	0
ダンツァス・ドイツ・ホールディ ング GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	100.00	EUR	5,326	-220,240
ダンツァス・ファッション B.V.	オランダ、フェンロー	100.00	EUR	-25,773	-6,442
ダンツァス・ファッション N.V.	ベルギー、グリムベルゲ ン	100.00	EUR	-1,209	-23
ダンツァス・ファッション・サー ビス・センターズ B.V.	オランダ、ワールウェイ ク	100.00	EUR	732	83
ダンツァス・グルンドシトゥックス ファーヴァルトゥング・デュッセル ドルフ GmbH	ドイツ、デュッセルドル フ	100.00	EUR	16,009	172
ダンツァス・グルンドシトゥックス ファーヴァルトゥング・フランクフ ルト GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	100.00	EUR	31,260	652
ダンツァス・グルンドシトゥックス ファーヴァルトゥング・グロース ゲーラウ GmbH	ドイツ、ハンブルク	100.00	EUR	28	-30
ダンツァス・ホールディング AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	231,048	42,988
ダンツァス・キエフ Ltd.	ウクライナ、キエフ	100.00	EUR	-1,471	-274
ダンツァス・オデッサ Ltd.	ウクライナ、オデッサ	100.00	EUR	-	-

ダンツァス・レーベンスミッテル フェアカルテ GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	100.00	EUR	-214	-1,674
ダンツァス・ポルスカ Sp. z o. o.	ポーランド、ワルシャワ	100.00	EUR	24	0
ダンツァス・サービス (Oss) B.V.	オランダ、ティール	100.00	EUR	45	0
ダンツァス・ファーヴァルトウング ス GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	100.00	EUR	20,888	-891
ダンツァス, S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	235,329	46,048
ユニオン・アドゥアネーラ・エスパ ニョーラ S.A.	スペイン、バルセロナ	100.00	EUR	-	-
ダルシャーン・プロパティーズ Ltd. (D)	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	8,023	-655
ドイツポスト・アドレス・ベタイリ グングスゲゼルシャフト mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	416	8,539
ドイツポスト・アドレス・ゲシェフ ツフルングス GmbH	ドイツ、ボン	51.00	EUR	27	-16
ドイツポスト・アドレス GmbH & Co. KG	ドイツ、ボン	51.00	EUR	9,380	16,437
ドイツポスト・アセクランツ・ ファーマイトルングス GmbH	ドイツ、ボン	55.00	EUR	51	-3
ドイツポスト・バンクベタイリグ グスゲゼルシャフト mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	1,329,361	2,782
ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ ホールディング バンクベタイリ グスゲゼルシャフト mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	4,014,185	1,113
ドイツポスト・ベタイリグンゲン ホールディング GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	9,077,243	-149,543
ドイツポスト・コム GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	1,150	-71
ドイツポスト・コンサルト GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	3,833	582
ドイツポスト・カスタマー・サービ ス・センター GmbH	ドイツ、モンハイム	100.00	EUR	-803	-29,315
ドイツポスト・DHL・インハウス・ コンサルティング GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	-1	7,510
ドイツポスト・DHL・マーケット・ リサーチ・アンド・イノベーション GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	7,426	-2,724
ドイツポスト・ディレクト GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	60	7,422
ドイツポスト・ファイナンス B.V.	オランダ、アメルス フォールト	100.00	EUR	11,778	552
ドイツポスト・フリート GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	511,119	1,011
ドイツポスト・グローバル・メール (ベルギー) N.V.	ベルギー、ブリュッセル	100.00	EUR	1,070	68
ドイツポスト・グローバル・メール (フランス) SAS	フランス、パンセンヌ	100.00	EUR	2,480	-1,503
ドイツポスト・グローバル・メール (オランダ) B.V.	オランダ、ユトレヒト	100.00	EUR	7,845	1,571
ドイツポスト・グローバル・メール (スイス) AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	958	839
ドイツポスト・グローバル・メール (UK) Ltd.	英国、クロイドン	100.00	EUR	7,724	0
ドイツポスト・インモビリエ ン GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	2,793	2,468
ドイツポスト・インモビリエ ント ヴィックルング・グルンド ストウツゲゼルシャフト mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	59	-339
ドイツポスト・インモビリエ ント ヴィックルング・グル ンドストウツゲゼルシャフト mbH & Co. ロ グスティクツェントレン KG	ドイツ、ボン	100.00	EUR	-28,818	-28,169
ドイツポスト・インシュア ランス Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	7,547	2,631
ドイツポスト・インター ナショナル B.V.	オランダ、アメルス フォールト	100.00	EUR	3,086,452	213,588

ザ・ネーデルランド622009 B.V.	オランダ、アッペルドルン	100.00	EUR	-	-
ドイツポスト IT プリーフ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	13,455	-7,467
ドイツポスト・IT GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	40,175	114
ドイツポスト・メール・ディストリビューション (オランダ) B.V.	オランダ、アッペルドルン	100.00	EUR	-8,145	-166
ドイツポスト・リアルエステート・ジャーマニー GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	13,408	-15,545
ドイツポスト・レインシュアランス S.A.	ルクセンブルク、ルクセンブルク	100.00	EUR	2,240	461
ドイツポスト・セレクト・メール・ネーデルランド C.V.	オランダ、ユトレヒト	100.00	EUR	-37,834	-9,269
ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH	ドイツ、エッセン	100.00	EUR	25	18
ドイツポスト・ショップ・ハノーファー GmbH	ドイツ、ハノーファー	100.00	EUR	25	60
ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH	ドイツ、ミュンヘン	100.00	EUR	25	91
ドイツポスト・テヒニシャー・サービス GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	49	-1,339
DHL (キプロス) Ltd.	キプロス、ニコシア	100.00	EUR	2,807	176
DHL エア Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	19,226	747
DHL エアウェイズ GmbH	ドイツ、ケルン	100.00	EUR	-3,187	1,584
DHL オートモーティブ GmbH	ドイツ、ハンブルク	100.00	EUR	4,549	-614
DHL オートモーティブ・オフエナウ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	60	-509
DHL オートモーティブ s.r.o.	チェコ、プラハ	100.00	EUR	9,991	1,867
DHL アヴィエイション (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	1,892	-98
DHL アヴィエイション (イタリア) Srl.	イタリア、ミラノ	100.00	EUR	3,624	2,085
DHL アヴィエイション (オランダ) B.V.	オランダ、アメルスフォールト	100.00	EUR	8,915	-10
DHL アヴィエイション (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	16,871	2,007
DHL アヴィエイション N.V./S.A.	ベルギー、ザベンテム	100.00	EUR	97,789	75,784
DHL ベウエログ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	20,949	29
DHL コンテナ・ロジスティクス (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	0	11,409
DHL ディストリビューション・ホールディングス (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	390,302	-10,867
DHL エクスプレス (スロベニア) d.o.o.	スロベニア、トルジン	100.00	EUR	-25	-665
DHL エストニア AS	エストニア、タリン	100.00	EUR	5,597	93
DHL エクセル・セントラル・サービス	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-4,168	14,419
DHL エクセル・サプライ・チェーン (デンマーク) A/S	デンマーク、カストルブ	100.00	EUR	-21,088	-9,001
DHL エクセル・サプライ・チェーン (イタリア) Spa.	イタリア、ミラノ	100.00	EUR	28,083	132
DHL エクセル・サプライ・チェーン (ノルウェー) AS	ノルウェー、オスロ	100.00	EUR	1,105	-2,654
DHL エクセル・サプライ・チェーン (ポーランド) Sp. z o.o.	ポーランド、ワルシャワ	100.00	EUR	-1,419	-1,861
DHL エクセル・サプライ・チェーン (スペイン) SL	スペイン、マドリッド	100.00	EUR	48	-3
DHL エクセル・サプライ・チェーン (スウェーデン) AB	スウェーデン、ストックホルム	100.00	EUR	13,995	-3,348
DHL エクセル・サプライ・チェーン・エスカル・ログ S.L.U.	スペイン、バルセロナ	100.00	EUR	6	-4
DHL エクセル・サプライ・チェーン・ハンガリー Ltd.	ハンガリー、Ulló	100.00	EUR	-1,274	-1,678
DHL エクセル・サプライ・チェーン・ポルトガル Lda.	ポルトガル、アルヴェルカ	100.00	EUR	7,095	1,292

DHL エクセル・サプライ・チェーン ・・トレード (ポーランド) Sp. Z o.o.	ポーランド、ワルシャワ	100.00	EUR	448	9
DHL エクセル・サプライ・チェーン トロールヘッタン AB	スウェーデン、ストック ホルム	100.00	EUR	4,152	1,338
DHL エクスプレス (オーストリア) Ges.m.b.H	オーストリア、グントラ ムスドルフ	100.00	EUR	4,096	-4,639
DHL エクスプレス (ベルギー) N.V.	ベルギー、テルナト	100.00	EUR	8,376	-4,896
DHL エクスプレス (チェコ共和国) s.r.o.	チェコ、オストラヴァ	100.00	EUR	8,047	784
DHL エクスプレス (デンマーク) A/S	デンマーク、ブレンビュ ベスター	100.00	EUR	69,614	2,438
DHL エクスプレス (フランス) SAS	フランス、ロアシー・ア ン・フランス	100.00	EUR	-5,690	-107,140
DHL エクスプレス (ギリシャ) S.A.	ギリシャ、アテネ	100.00	EUR	465	-359
DHL エクスプレス (ハンガリー) Ltd.	ハンガリー、ブタペスト	100.00	EUR	13,250	1,235
DHL エクスプレス (アイスランド) EHF	アイスランド、レイキャ ヴィーク	100.00	EUR	-40	-5
DHL エクスプレス (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	-22,442	-18,940
DHL エクスプレス (イタリア) SrL.	イタリア、ミラノ	100.00	EUR	19,641	-3,559
DHL エクスプレス (ルクセンブルク ) S.A.	ルクセンブルク、コンテ ルン	100.00	EUR	4,635	353
DHL エクスプレス (オランダ) B.V.	オランダ、アメルス フォールト	100.00	EUR	-18,758	14,280
DHL エクスプレス (ノルウェー) AS	ノルウェー、オスロ	100.00	EUR	4,005	-9,509
DHL エクスプレス (ポーランド) Sp. z o.o	ポーランド、ワルシャワ	100.00	EUR	59,774	24,860
DHL エクスプレス (スイス) AG	スイス、バーゼル	100.00	EUR	15,330	10,624
DHL エクスプレス (スロバキア) Spol Sro	スロバキア、ブラチスラ バ	100.00	EUR	7,019	764
DHL エクスプレス (スウェーデン) AB	スウェーデン、ストック ホルム	100.00	EUR	-3,739	-24,548
DHL エクスプレス (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-416,909	-124,298
DHL エクスプレス・ブルガリア EOOD	ブルガリア、ソフィア	100.00	EUR	3,827	1,685
DHL エクスプレス・ドイツ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	1,710	20,904
DHL エクスプレス・イベリア S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	201,576	27,336
デナラー SPE, S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・コルーニャ・ス 페인 S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・アリカンテ・ス 페인 S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・アラバ・スペ イン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・バルセロナ・ス 페인 S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレ・ピスカヤ・スペ イン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・カンタブリア・ スペイン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・カステージョ スペイン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・シウダッド・レ アル・スペイン S.L.	スペイン、シウダー・レ アル	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ジローナ・スペ イン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ギブスコア・ス 페인 S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ウエルバ・スペ イン S.L.	スペイン、サン・セバス ティアン	100.00	EUR	-	-

DHL エクスプレス・バレアス・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ハエン・スペイン S.L.	スペイン、シウダー・レアル	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ルーゴ・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・マドリッド・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・マラガ・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ナバラ・スペイン S.L.	スペイン、ナバラ	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・ポンテベドラ・スペイン S.L.	スペイン、ポンテベドラ	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・セルピシオス S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・セピリア・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・タラゴナ・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・バレンシア・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・バリャドリッド・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・サラゴサ・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	5,932	0
DHL ポニー・エクスプレス Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-	-
DHL@ホーム Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-	-
ロージア・ディストリビューション Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-	-
ラッスル・デイヴィス・プロパティーズ Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-	-
ラッスル・デイヴィス Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス・マケドニア d.o.o.e.l	マケドニア、スコピエ	100.00	EUR	1,595	362
DHL エクスプレス・ポルトガル Lda.	ポルトガル、モレイア・マイア	100.00	EUR	19,742	3,329
DHL エクスプレス・サービス (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-717	375
DHL ファッション (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-1,423	-3,072
DHL ファイナンス・サービス B.V.	オランダ、マーストリヒト	100.00	EUR	21,554	1,576
DHL フード・ロジスティクス, s.r.o.	チェコ、リカニー	100.00	EUR	401	21
DHL フレート (ベルギー) N.V.	ベルギー、グリムベルゲン	100.00	EUR	4,240	-2,742
DHL フレート (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	6,236	-16,962
DHL フレート (オランダ) B.V.	オランダ、アメルスフォールト	100.00	EUR	3,961	426
DHL フレート・アンド・コントラクト・ロジスティクス (UK) Ltd.	英国、ミルトン・ケインズ	100.00	EUR	-344	-28,201
DHL フレート・フィンランド Oy	フィンランド、ヴァンター	100.00	EUR	14,307	-2,220
DHL フレート・ドイツ・ホールディング GmbH	ドイツ、デュッセルドルフ	100.00	EUR	-54,282	-23,113
DHL フレート GmbH	ドイツ、デュッセルドルフ	100.00	EUR	2,469	-18,388
DHL フレート・ハンガリー・フォワーディング・アンド・ロジスティクス Ltd.	ハンガリー、ブタベスト	100.00	EUR	-179	-162

DHL フレート・スペイン S.L.	スペイン、サン・セバスティアン	100.00	EUR	7,054	541
DHL GBS (UK) Ltd.	英国、フェルサム、ミドルセックス	100.00	EUR	6,042	2,734
DHL グローバル・フォワーディング (オーストリア) Ges.m.b.H	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	15,684	-1,344
DHL グローバル・フォワーディング (ベルギー) N.V.	ベルギー、ザベンテム	100.00	EUR	32,956	-469
DHL グローバル・フォワーディング (チェコ) s.r.o.	チェコ、ブラハ	100.00	EUR	18,974	2,809
DHL グローバル・フォワーディング (デンマーク) A/S	デンマーク、カストルブ	100.00	EUR	12,271	527
DHL グローバル・フォワーディング (フィンランド) Oy	フィンランド、ヴァンター	100.00	EUR	4,218	470
DHL グローバル・フォワーディング (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	46,549	1,739
DHL グローバル・フォワーディング (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	8,032	2,792
DHL グローバル・フォワーディング (イタリア) Spa.	イタリア、ミラノ	100.00	EUR	50,646	19,297
DHL グローバル・フォワーディング (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク、ルクセンブルク	100.00	EUR	761	153
DHL グローバル・フォワーディング (オランダ) B.V.	オランダ、ルハトハーヴェン・スヒッポホル	100.00	EUR	29,726	-3,426
DHL グローバル・フォワーディング (ノルウェー) AS	ノルウェー、ガルデモーエン	100.00	EUR	-9,108	-3,417
DHL グローバル・フォワーディング (セネガル) S.A.	セネガル、ダカール	100.00	EUR	93	55
DHL グローバル・フォワーディング (スウェーデン) AB	スウェーデン、キスタ	100.00	EUR	12,271	-276
DHL グローバル・フォワーディング (UK) Ltd.	英国、ステーンズ	100.00	EUR	167,607	17,262
バイカー・ブリット & Co. Ltd.	英国、ステーンズ	100.00	EUR	-	-
DHL グローバル・フォワーディング GmbH	ドイツ、フランクフルト・アム・マイン	100.00	EUR	-686	18,821
DHL グローバル・フォワーディング・ヘラス S.A. オブ・インターナショナル・トランスポートーション・アンド・ロジスティクス	ギリシャ、ピレウス	100.00	EUR	5,423	-578
DHL グローバル・フォワーディング・ハンガリー Kft	ハンガリー、ベセス	100.00	EUR	3,586	-684
DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	25	-1,661
DHL グローバル・フォワーディング・ポルトガル, Lda.	ポルトガル、モレイラ・マイア	100.00	EUR	3,301	829
DHL グローバル・フォワーディング Sp. z o.o.	ポーランド、ウッジ	100.00	EUR	13,338	3,409
DHL グローバル・フォワーディング・スペイン SL	スペイン、マドリッド	100.00	EUR	17,547	4,195
DHL グローバル・フォワーディング Tasimacilik A.S.	トルコ、イスタンブール	100.00	EUR	8,762	1,231
DHL グローバル・メール (UK) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-12,883	3,001
DHL グローバル・メール・ノルディック AB	スウェーデン、ストックホルム	100.00	EUR	973	836
DHL グローバル・マネジメント GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	1,353,003	86
DHL グループ・サービス N.V./S.A.	ベルギー、ザベンテム	100.00	EUR	1,367	16
DHL ホールディング (フランス) SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	363,467	6,493
DHL ホールディング (イタリア) S. r.l.	イタリア、ミラノ	100.00	EUR	262,260	9,652
DHL ホールディングス (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	93	0

DHL ホーム・デリバリー GmbH	ドイツ、ハンブルク	100.00	EUR	8,263	-22,985
DHL ハブ・ライブチヒ GmbH	ドイツ、シュクロイ ディッツ	100.00	EUR	-51	2,032
DHL インフォメーション・サービス (ヨーロッパ) s.r.o.	チェコ、ブラハ	100.00	EUR	86,361	5,420
DHL インター Ltd.	英国、モス・エンド	100.00	EUR	0	1
DHL インターナショナル (アイルラ ンド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	1,048	4
DHL インターナショナル (ルーマニ ア) Srl.	ルーマニア、ブカレスト	99.00	EUR	7,978	5,018
DHL インターナショナル (UK) Ltd.	英国、ミドルセックス	100.00	EUR	42,770	-1,149
DHL インターナショナル (ウクライ ナ) ZAT	ウクライナ、キエフ	100.00	EUR	1,625	363
DHL インターナショナル B.V.	オランダ、アメルス フォールト	100.00	EUR	26,664	0
DHL インターナショナル d.o.o.	クロアチア、ザグレブ	100.00	EUR	2,138	651
DHL インターナショナル・エクスプ レス (フランス) SAS	フランス、ロアシー・ア ン・フランス	100.00	EUR	17,232	-2,318
DHL インターナショナル GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	2,038,142	-250,268
DHL インターナショナル N.V./S.A.	ベルギー、ディーゲーム	100.00	EUR	16,048	1,791
DHL インベストメント Ltd.	英国、セントヘリア	100.00	EUR	-24,579	-3,634
DHL ラトビア SIA	ラトビア、リガ	100.00	EUR	-562	-1,259
DHL レーベンスミッテル・ロジス ティク GmbH	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	948	-4,526
DHL ロジスティカ D.O.O.	スロベニア、プリニーク	100.00	EUR	693	-61
DHL ロジスティックス (ハンガリー ) Ltd.	ハンガリー、ブタベスト	100.00	EUR	15,401	26
DHL ロジスティックス (スイス) AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	21,623	3,465
DHL ロジスティックス (スロバキア ) spol. s.r.o.	スロバキア、セネック	100.00	EUR	1,280	-415
DHL ロジスティックス (ウクライナ ) Ltd.	ウクライナ、キエフ	100.00	EUR	132	-
DP エア・カーゴ・サービス・ウク ライナ Ltd.	ウクライナ、キエフ	100.00	EUR	-	-
OOO ASG ラッド・トランスポート・ ロシア	ロシア、モスクワ	100.00	EUR	-	-
DHL ロジスティックス GmbH	ドイツ、ハンブルク	100.00	EUR	1,483	-12,764
DHL ロジスティックス Srl.	ルーマニア、ブカレスト	100.00	EUR	746	275
DHL ロジスティック・サービス GmbH	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	887	-2,353
DHL Lojistik Hizmetleri A.S.	トルコ、イスタンブール	100.00	EUR	9,409	-381
DHL マネジメント (スイス) AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	21,283	20,730
DHL マネジメント・サービス Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	145	30
DHL Medjunarodni Vazdusni Ekspres d.o.o.	セルビア、ベオグラード	100.00	EUR	3,770	726
DHL ニュートラル・サービス Ltd.	英国、パークシャー/ブ ラックネル	100.00	EUR	-4,137	-2,418
DHL ノルディック AB	スウェーデン、ストック ホルム	100.00	EUR	73,685	-1,158
DHL パッケージング, s.r.o.	チェコ、ポゴレリチ	70.00	EUR	-273	508
DHL パイプライン・ロジスティッ ク GmbH	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	1,804	58
DHL クオリティー・カーゴ AS	ノルウェー、オスロ	100.00	EUR	2,437	-142
DHL レイル AB	スウェーデン、トレレボ リ	100.00	EUR	116	120
DHL セネガル SARL	セネガル、ダカール	100.00	EUR	1,233	712
DHL サービス Ltd.	英国、ミルトン・ケイン ズ	100.00	EUR	-1,027	6,958
DHL シュー・ロジスティックス s. r.o.	チェコ、ポゴレリチ	100.00	EUR	905	-263
DHL ソリューションズ (ベルギー) N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	27,323	-3,519
DHL ソリューションズ (フランス) SAS	フランス、ロアシー・ア ン・フランス	100.00	EUR	1,967	-22,960
DHL ソリューションズ・ファッショ ン GmbH	ドイツ、エッセン	100.00	EUR	-394	-92
DHL ソリューションズ GmbH	ドイツ、ハンブルク	100.00	EUR	57,578	-224,655

DHL ソリューションズ Großgut GmbH	ドイツ、フランクフルト・アム・マイン	100.00	EUR	21,423	-75,562
DHL ソリューションズ・リーテイル GmbH	ドイツ、ウンナ	100.00	EUR	3,604	-28,993
DHL ソリューションズ s.r.o.	チェコ、オストラヴァ	100.00	EUR	5,649	-343
DHL ステーンプレーテン KB	スウェーデン、ストックホルム	100.00	EUR	-1,488	-1,461
DHL ストック・エクスプレス SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-14,182	-14,720
DHL サプライ・チェーン (オーストリア) GmbH	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	3,803	4,736
DHL サプライ・チェーン (フィンランド) オイ	フィンランド、ヴァンター	100.00	EUR	4,267	-690
DHL サプライ・チェーン (オランダ) B.V.	オランダ、アメルスフォールト	100.00	EUR	132,204	-5,969
DHL サプライ・チェーン・マネジメント (ベネルクス) B.V.	オランダ、アメルスフォールト	100.00	EUR	-30,507	440
DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	25	321
DHL サプライ・チェーン, s.r.o.	チェコ、ポゴレリチ	100.00	EUR	7,838	-803
DHL テクニカル・ディストリビューション B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	-2,059	-75
DHL トレード・フェア & イベント GmbH	ドイツ、フランクフルト・アム・マイン	100.00	EUR	151	-154
DHL トランスケア・トランスポート GmbH	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	5,500	-37
DHL ヴィハイクル・サービス (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-1,678	303
DHL フェルトリーブス GmbH & Co. OHG	ドイツ、ボン	100.00	EUR	52,596	14,868
DHL フェルヴァルツングス GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	-408	-260
DHL フォイグト・インターナショナル GmbH	ドイツ、ノイミュンスター	51.00	EUR	1,096	833
DHL ヴァール・インターナショナル GmbH	ドイツ、ビーレフェルト	51.00	EUR	940	325
DHL ワールドワイド・エクスプレス・ロジスティックス N.V./S.A.	ベルギー、ディーゲーム	100.00	EUR	26,615	1,657
DHL ワールドワイド・エクスプレス Tasimacilik ve Ticaret A.S.	トルコ、イスタンブール	100.00	EUR	20,169	3,858
DHL ワールドワイド・ネットワーク N.V./S.A.	ベルギー、ディーゲーム	100.00	EUR	38,425	5,069
DZ スペシャルティ B.V.	オランダ、アメルスフォールト	100.00	EUR	62,387	-902
ヨーロッパ・エア・トランスポート・ライプチヒ GmbH	ドイツ、シュクロイディッツ	100.00	EUR	25	755
ヨーロッパ・エア・トランスポート N.V./S.A.	ベルギー、ザベンテム	100.00	EUR	18,868	26,048
エクセル (アフリカ) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-1,583	2,018
エクセル (ベルギー) N.V.	ベルギー、ウエフヘル	100.00	EUR	5,415	2,231
エクセル (ヨーロッパ・サービス・センター) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	-10,665	-14
エクセル (メヘレン) N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	3,499	-609
エクセル (マイナーツハーゲン) GmbH	ドイツ、ウンナ	100.00	EUR	199	-6
エクセル (ウオンメルヘム) N.V.	ベルギー、ウオンメルヘル	100.00	EUR	-3,352	-88
エクセル・ベジエ EURL	フランス、パリ	100.00	EUR	-226	-871
エクセル Bornem N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	737	123
エクセル・シェナ EURL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	66	-162
エクセル・チェコ共和国 s.r.o.	チェコ、プラハ	100.00	EUR	373	76
エクセル de Portugal Transitaris Lda.	ポルトガル、リスボン	100.00	EUR	94	-4
エクセル エヤエンドム AS	ノルウェー、オスロ	100.00	EUR	11,116	215
エクセル エンバイロメンタル・デベロップメント Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	1	7,882
エクセル EURL	フランス、エルシュタイン	100.00	EUR	167	-781

エクセル・ヨーロッパ Ltd.	英国、ミルトン・ケインズ	100.00	EUR	323,500	114,213
エクセル・ヨーロピアン・マネジメント・トランスポート・サービス N.V.	ベルギー、ビルボールデ	100.00	EUR	1,927	-282
エクセル・ファイナンス (1986) Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	0	6,382
エクセル・ファイナンス Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	601	659
エクセル・フランス S.A.	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	140,331	340
エクセル・フレート・マネジメント (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	0	0
エクセル・フレート・マネジメント (UK) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	7,082	0
エクセル・フレート SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	33,123	126
エクセル・ファイゴリーナ GmbH	ドイツ、グロースカロリーネンフェルト	100.00	EUR	1,451	-502
エクセル・ガリエニ	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-992	-608
エクセル・ジロンド S.A.	フランス、アルル	100.00	EUR	5,848	-1,141
エクセル・グループ・ホールディングス (オランダ) B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	59,555	-10,362
エクセル・ヘッド・オフィス・サービス Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	0	1,370
エクセル・ヘルスケア (ベルギー) N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	56,887	-1,711
エクセル・ホールディングス Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	214,670	82,082
エクセル・インシュアランス Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	7,352	172
エクセル・インターナショナル・ホールディングス (ベルギー) N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	87,538	-593
エクセル・インターナショナル・ホールディングス (オランダ1) B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	695,862	0
エクセル・インターナショナル・ホールディングス (オランダ2) B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	1,141,082	18,246
エクセル・インターナショナル・ホールディングス (オランダ5) B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	27,314	33,208
エクセル・インターナショナル・ホールディングス Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	258,564	1,600
エクセル・インベストメント Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	303,180	2,247
エクセル・インベストメント・オランダ B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	225	0
エクセル・リール SARL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	-391	-1,009
エクセル Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	1,543,334	443,253
エクセル・ロジスティクス - ファッションフロー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	1,008	0
エクセル・ロジスティクス - マネジメント・サービス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	1,159	0
エクセル・ロジスティクス (ノーザン・アイルランド) Ltd.	英国、マラスク	100.00	EUR	4,843	-53
エクセル・ロジスティクス Ltd.	英国、ミルトン・ケインズ	100.00	EUR	32,940	6,818
エクセル・ロジスティクス・プロパティ Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	55,624	5,173
エクセル・ロワール EURL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	2,660	-956
エクセル・マネジメント・サービス No 2 Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	22,456
エクセル・オーバーシーズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	150,242	16,165
エクセル・オーバーシーズ・ファイナンス	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	343,765	15,666
エクセル・ローヌ EURL SARL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	1,614	-164

エクセル・ロードフレート・サービスB.V.	オランダ、ウェフヘル	100.00	EUR	-7,737	-518
エクセル・ローマ SARL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	304	-549
エクセル・スコットランド Ltd.	英国、グラスゴー	100.00	EUR	2,431	568
エクセル・セーヌ SARL	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	1,101	-459
エクセル・サービス・ロジスティックス SAS	フランス、ロアシー・アン・フランス	100.00	EUR	5,426	-8,877
エクセル・スロバキア, s.r.o.	スロバキア、ブラチスラバ	100.00	EUR	1,082	-596
エクセル・サプライ・チェーン・ソリューションズ Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	-1,794	-2,652
エクセル・スウェーデン AB	スウェーデン、ストックホルム	100.00	EUR	15,302	165
エクセル・テクノロジー・サプライ・チェーン・ソリューションズ (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	1,861	-9,373
エクセル・トランスポート・フランスSASU	フランス、ヴィトリー・シュル・セーヌ	100.00	EUR	-299	-1,899

[次へ](#)

エクセル UK Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	46,249	18,514
エクспレス・ライン N.V./S.A	ベルギー、ディーゲム	100.00	EUR	2,024	19
F.X. コフリン (U.K.) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	2,773	-14
F.X. コフリン B.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	1,617	313
FACT デンマーク A/S	デンマーク、カストルブ	100.00	EUR	548	70
ファッション・ロジスティクス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	381	202
ファースト・メール・デュッセルドルフ GmbH	ドイツ、デュッセルドルフ	100.00	EUR	-2,077	-1,398
フォーメーション・エドキュメント・ソリューションズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	6,483	-7,225
フレート・インデムニティー・アンド・ギャランティー・カンパニー Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	18	0
フルフィルメント・プラス GmbH	ドイツ、ボン	51.00	EUR	403	192
ゲアーラハ & Co. Internationale Expeditours B.V.	オランダ、フェンロー	100.00	EUR	3,107	346
ゲアーラハ & Co. N.V.	ベルギー、アントウェルペン	100.00	EUR	5,170	-112
ゲアーラハ AG	スイス、パーゼル	100.00	EUR	5,461	4,327
ゲアーラハ Kft	ハンガリー、ブタペスト	100.00	EUR	574	-7
ゲアーラハ Sp. z o.o.	ポーランド、Gluchowo、コモーンニキ	100.00	EUR	782	229
ゲアーラハ Spol s.r.o.	チェコ、Rudna u Prahy	100.00	EUR	2,023	1,213
ゲアーラハ・ツオルディーンステ GmbH	ドイツ、フランクフルト・アム・マイン	100.00	EUR	-141	-231
ジオルジオ・ゴリ SrL.	イタリア、コッレサルヴェッティ(リヴォルノ)	60.00	EUR	16,570	7,195
グローバル・メール (オーストリア) Ges. m.b.H	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	1,833	430
ゴリ・フランス SAS	フランス、シャトーノワール・ロワイヤル	60.00	EUR	969	-227
ゴリ・イベリア S.L.	スペイン、バルセロナ	60.00	EUR	1,556	539
ゴリ・イベリア・トランシタリオス、リミターダ	ポルトガル、マトジニョシュ	45.00	EUR	622	304
ギュル GmbH	ドイツ、リンダウ (ボーデンゼー)	51.00	EUR	1,847	398
ヘンダーソン・ライン Ltd.	英国、グラスゴー	100.00	EUR	353	-5
ヒグス・インターナショナル Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	12,014	990
ヒストリア Sp. z o.o.	ポーランド、ワルシャワ	100.00	EUR	-155	0
ハル・ブライス (アンゴラ) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-3,653	-2,111
ハイベリオン・プロパティーズ Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	-5,016	0
インサイド・トラック・オートモティブ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	2,911	0
インテグレートッド・ロジスティクス・マネジメント・ベルギーB.V.	オランダ、ウエフヘル	100.00	EUR	1,576	-50
Interlanden B.V.	オランダ、アベルドールン	100.00	EUR	-183	-12,603
Wegener Transport B.V.	オランダ、アベルドールン	70.00	EUR	-	-
インターサブ ゲゼルシャフト・フュール・パーソナル・ウント・ベラートウングス ディーンストライストウングン mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	14,903	-40,507
INTEXO ホールディング (ドイツ) GmbH	ドイツ、ヒュンクセ	100.00	EUR	3,567	-2
ITG グローバル・ロジスティクス B.V.	オランダ、スヒップホル	100.00	EUR	954	-575
イー・テー・ゲー GmbH インターナツィオナレ・シュベディツィオン・ウンド・ロギスティク	ドイツ、シュヴァイク/オーバーディング	100.00	EUR	1,687	-1,404
イー・テー・ゲー・インターナツィオナレ・シュベディツィオン Ges.m.b.H.	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	25	27
ジョイント・リテール・ロジスティクス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	846	0

キャンプトン	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	-54	-102
カルケラ・トランジット SAS	フランス、ポワンタピートル	100.00	EUR	1,407	172
ケルボ・クルヤッチュス・フィ・オイ	フィンランド、ヴァンター	100.00	EUR	-1,632	-306
リアブレ AG シュベディツィオネン	スイス、シャフハウゼン	100.00	EUR	418	359
ラングテクソ・ロギスティク・フェアヴァルトゥングス GmbH	ドイツ、デュースブルク	100.00	EUR	1,010	-45
メールマージ・オランダ B.V.	オランダ、ウォルメル	100.00	EUR	157	0
マクレガー・コーリー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	19,734	5,564
マクレガー・ガウ・アンド・ホーランド (1996) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	263	0
マクレガー・シー・アンド・エア・サービス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	336	0
マーキュリー・エアスピード・インターナショナル B.V.	オランダ、ニーウ・フェネップ	100.00	EUR	-822	-20
マーキュリー・ホールディングス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	10,682	0
MSAS グローバル・ロジスティックス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	63,790	4,290
MSAS Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-3,457	0
マルチマー・ゼーフラハテンコントア Ges.m.b.H	オーストリア、ウィーン	100.00	EUR	278	-50
ナショナル・キャリアーズ Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	5,890	207
NFC インターナショナル・ホールディングス (アイルランド)	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	28,584	0
オーシャン (シェトランド) Ltd.	英国、グラスゴー	100.00	EUR	195	0
オーシャン・グループ (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	3,321	0
オーシャン・グループ・インベストメント Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	26,484	8,001
オーシャン・オーバーシーズ (ルクセンブルク) SARL	ルクセンブルク、ルクセンブルク	100.00	EUR	20,194	263,611
オーシャン・オーバーシーズ・ホールディングス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	402,226	517,742
オーシャン・トランスポート・アンド・トレーディング Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	601,233	20,275
オルビタル・セクレタリーズ Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	0	0
アウトラック・クレジット (UK) Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	1	0
パッケージング・データストア Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	739
パッケージング・マネジメント・グループ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	-75
パフォーマンス・インターナショナル N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	-842	-976
ファーマ・ロジスティックス B.V.	オランダ、ロッテルダム	100.00	EUR	342	-13
ファーマ・ロジスティックス N.V.	ベルギー、メヘレン	100.00	EUR	32,494	1,396
パワー・ヨーロッパ (カノック) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	1,233	860
パワー・ヨーロッパ (ドンカスター) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	929	564
パワー・ヨーロッパ・ディベロップメント Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	0
パワー・ヨーロッパ・ディベロップメント No.3 Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-18	-190
パワー・ヨーロッパ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	-3,263	316
パワー・ヨーロッパ・オペレーティング Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	8,982	2,296
PPL CZ s.r.o.	チェコ、プラハ	100.00	EUR	72,007	5,081
プレス・サービス ギュル GmbH	スイス、ザンクト・ガレン	51.00	EUR	1,847	398
RDC プロスペリティーズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	6,353	0
リアルコーズ Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00	EUR	473,031	26,847
ロージャー・タンカーズ Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	EUR	-3,005	1
ロス・ハウス (AL) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	336	0
シェアパワー・シュベディツィオン GmbH	ドイツ、ノイトラウブリング	50.00	EUR	3,191	925

SCI アルカティム - コーダン	フランス、プレスト	100.00	EUR	763	72
SCI アルカティム - サン・ベルトウ ヴァン	フランス、プレスト	100.00	EUR	228	161
SCI アルカティム - トゥアール	フランス、プレスト	100.00	EUR	607	20
Selektvracht B.V.	オランダ、ユトレヒト	100.00	EUR	15,034	4,088
セルマ・セルヴィス・マリ टीम ・エアリアン・エ・トランジット S. A.	フランス、ラ・ガレンヌ ・コロンブ	100.00	EUR	1,925	-39
エス・ゲ・ベ・シュペディツィオン スゲゼルシャフト mbH	ドイツ、ミュンヘン	100.00	EUR	585	165
スピードメール・インターナショナル Ltd.	英国、ロンドン	100.00	EUR	9,784	0
スター・ブローカー AG	スイス、バーゼル	100.00	EUR	14,957	3,308
シドニー・クーパー (ディストリ ビューション) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	13,337	916
T&B ウィットウッド・ホールディン グス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	18,001	675
Tankfreight (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	7,174	337
TBG USA	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	0
TBMM ホールディングス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	30	-2
ザ・ステーションリー・オフィス・ エンタープライズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	-42,129	11
ザ・ステーションリー・オフィス・ グループ Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	28,119	0
ザ・ステーションリー・オフィス・ ホールディングス Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	3,217	-12,748
ザ・ステーションリー・オフィス Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	125,027	18,650
チベット・アンド・ブリテン (USA) Ltd.	英国、ブラックネル	99.93	EUR	0	0
チベット・アンド・ブリテン・グ ループ (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	4,992	256
チベット・アンド・ブリテン・グ ループ・イベリア Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	0
チベット・アンド・ブリテン・グ ループ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	30,185	-27,744
チベット・アンド・ブリテン・イン ターナショナル・ホールディングス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	0	8,610
チベット・アンド・ブリテン・イン ターナショナル Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	EUR	676	0
トレードチーム Ltd.	英国、ベッドフォード	50.10	EUR	32,984	9,757
トラディットレード・ホールディン グス S.A.	ルクセンブルク、ルクセ ンブルク	100.00	EUR	22	-1
トランスフラッシュ McGregor (アイ ルランド) Ltd. (A)	アイルランド、ダブリン	100.00	EUR	-10,470	7,147
Transportbedrijf H. de Haan Vianen B.V.	オランダ、ユトレヒト	100.00	EUR	4,674	0
TSO ホールディングス A Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	29,217	0
TSO ホールディングス B Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	44,447	0
TSO プロパティー Ltd.	英国、ロンドン	95.96	EUR	10,627	548
UAB DHL リトアニア	リトアニア、ビルニユス	100.00	EUR	1,969	483
ヴェロン・グラウアー AG	スイス、バーゼル	100.00	EUR	739	519
ヴェトシュ AG, インターナツィオナ レ・トランスポート	スイス、ブックス	100.00	EUR	1,214	258
ヴェトシュ・インターナツィオナ レ・トランスポート Ges.m.b.H.	オーストリア、ヴォルフ ルト	100.00	EUR	-	-
VGL ディレクト・ロード・サービ ス B.V.	オランダ、ティール	100.00	EUR	-2,116	-495
ヴェルベアгентウア・ヤンセン GmbH	ドイツ、デュッセルドル フ	100.00	EUR	511	43
ウィリアムズ・リー・ベルギー B.V. B.A.	ベルギー、テルナト	95.57	EUR	-257	-12
ウィリアムズ・リー・チェコ共和国, s.r.o.	チェコ、ブルノ	95.96	EUR	728	-1,271
ウィリアムズ・リー・ドイツ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	1,804	4,555

ウィリアムズ・リー・ダイレクト・マーケティング・ソリューションズ GmbH	ドイツ, ボン	100.00	EUR	43	-82
ウィリアムズ・リー・ドキュメント・ソリューションズ GmbH	ドイツ, マンハイム	100.00	EUR	25	1,174
ウィリアムズ・リー・フィンランド・オイ	フィンランド, ヴァンター	95.96	EUR	29	5
ウィリアムズ・リー・フランス SAS	フランス, パリ	95.96	EUR	110	-265
ウィリアムズ・リー・グループ Ltd.	英国, ロンドン	95.96	EUR	136,571	2,110
ウィリアムズ・リー・グループ・マネジメント・サービス Ltd.	英国, ロンドン	95.96	EUR	344	388
ウィリアムズ・リー・ホールディングス Plc.	英国, ロンドン	95.96	EUR	478,313	3,296
ウィリアムズ・リー・ハンガリー Kft.	ハンガリー, ブタベスト	95.96	EUR	-23	-22
ウィリアムズ・リー・インハウス・ソリューションズ GmbH	ドイツ, ボン	100.00	EUR	2,292	12,129
ウィリアムズ・リー・アイルランド Ltd.	アイルランド, ダブリン	95.96	EUR	1,742	-14
ウィリアムズ・リー・イタリア SrL.	イタリア, ローマ	95.96	EUR	-22	-112
ウィリアムズ・リー Ltd.	英国, ロンドン	95.96	EUR	41,816	18,103
ウィリアムズ・リー・マーケティング・ソリューションズ GmbH	ドイツ, ミュンヘン	100.00	EUR	25	1,568
ウィリアムズ・リー・オランダ B.V.	オランダ, アムステルダム	95.96	EUR	-474	-679
ウィリアムズ・リー・プリント・ソリューションズ GmbH	ドイツ, ボン	100.00	EUR	25	-2,825
ウィリアムズ・リー S.L.	スペイン, バルセロナ	95.96	EUR	-276	-56
ウィリアムズ・リー・スウェーデン AB	スウェーデン, ニュヒェーピング	95.96	EUR	936	-32
ウィリアムズ・リー UK Ltd.	英国, ロンドン	95.96	EUR	18,112	2,384
ウィリアムズ・リー ウクライナ LLC	ウクライナ, キエフ	95.96	EUR	64	-90
ヨークシャー・エキシビション・サービス Ltd.	英国, ステーンズ	85.00	EUR	176	79
北中南米					
AEI ドローバック サービス, Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	8,119	1,088
エロ・エクスプレス・デル・アクアドール (トランザム) シア Ltda. サクサル・コロンビア	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	702	698
エロ・エクスプレス・デル・エクアドル (トランザム) シア Ltda.	エクアドル, グアヤキル	100.00	EUR	4,929	681
エアロトランス S.A.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	7	0
アヒンシア・デ・アデューワナス SIA DHL グローバル・フォワーディング (コロンビア) S.A. ニベル 1	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	2,266	400
エアー・エクスプレス・インターナショナル USA, Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	16,159	1,453
アスター・エア・カーゴ LLC	アメリカ合衆国, ニューヨーク	49.00	EUR	-120,256	-17,721
アヴィエーション・フュール Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	-4,092	-429
サーキット・ロジスティックス Inc.	カナダ, トロント	100.00	EUR	117	250
コネクト・ロジスティックス・サービス Inc.	カナダ, トロント	100.00	EUR	21,597	6,037
D.H.L. インターナショナル・エクスプレス Ltd.	カナダ, ミシサガ	100.00	EUR	74,398	92
ダンツァス・コーポレーション	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	-27,789	-6,328
DHL グローバル・フォワーディング (カナダ) Inc.	カナダ, ミシサガ	100.00	EUR	46,490	2,517
DHL (バハマ) Ltd.	バハマ, ナッソー	100.00	EUR	1,001	-96
DHL (バルバドス) Ltd.	バルバドス, サンミッシェル	100.00	EUR	1,484	-111
DHL (ボリビア) SrL.	ボリビア, サンタクルス	100.00	EUR	4,278	-250
DHL (ブリティッシュ・ヴァージン・アイランズ) Ltd.	英領ヴァージン諸島, トルトラ島	100.00	EUR	1,503	-514

DHL (コスタリカ) S.A.	コスタリカ, コルマール	100.00	EUR	6,911	-654
DHL (ホンジュラス) S.A. de C.V.	ホンジュラス, サンペドロスーラ	100.00	EUR	4,944	766
DHL(ジャマイカ)Ltd.	ジャマイカ, キングストーン	100.00	EUR	884	-855
DHL (パラグアイ) SrL.	パラグアイ, アスンシオン	100.00	EUR	3,149	774
DHL (トリニダード・ドパゴ) Ltd.	トリニダード・ドパゴ, ボートオブスペイン	100.00	EUR	699	-795
DHL (ウルグアイ) SrL.	ウルグアイ, モンテビデオ	100.00	EUR	6,779	1,072
DHL エアロ・エクスプレッソ S.A.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	19,140	848
DHL アーウェスト (パナマ) S.A.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	-2,082	-730
コボラシオン・アーウェスト・デ・メヒコ S.A. デ C.V.	メキシコ, メキシコシティ	100.00	EUR	-	-
DHL アーウェスト・デ・メヒコ S.A. デ C.V.	メキシコ, メキシコシティ	100.00	EUR	-	-
DHL アーウェスト (グアテマラ) S. A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	-	-
DHL アヴィエイション・アメリカズ Inc.	アメリカ合衆国, ブランテーション	100.00	EUR	1,299	257
DHL アヴィエイション (コスタリカ) S.A.	コスタリカ, サンホセ	100.00	EUR	1,710	177
DHL Co マニュファクチャリング・パッキング SC メヒコ	メキシコ, メキシコシティ	100.00	EUR	-266	1,287
DHL コーポレート・サービス SC メヒコ	メキシコ, テポツォトラン	100.00	EUR	5,996	1,623
DHL カスタマー・サポート (コスタリカ)S.A.	コスタリカ, レアルカリアリ	100.00	EUR	-456	0
DHL カスタムズ (コスタリカ) S.A.	コスタリカ, コルマール	100.00	EUR	1,463	-958
DHL カスタムズ・ブローカレッジ Ltd.	カナダ, ミシサガ	100.00	EUR	27	134
DHL グアテマラ S.A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	11,004	4,810
DHL ドミニカーナ S.A.	ドミニカ共和国, サントドミンゴ	100.00	EUR	-171	-418
DHL エクセル・サプライ・チェーン (アルゼンチン) S.A.	アルゼンチン, ブエノスアイレス	100.00	EUR	938	-376
DHL エクスプレス (アルゼンチン) S.A.	アルゼンチン, ブエノスアイレス	100.00	EUR	12,506	976
DHL エクスプレス (ブラジル) Ltda.	ブラジル, サンパウロ	100.00	EUR	10,978	3,739
DHL エクスプレス (カナダ) Ltd.	カナダ, ミシサガ	100.00	EUR	-156,084	-11,362
DHL エクスプレス (チリ) Ltda.	チリ, サンティアゴ	100.00	EUR	15,579	9,904
DHL エクスプレス (エクアドル) S. A.	エクアドル, キト	100.00	EUR	2,867	1,229
DHL エクスプレス (エルサルバドル) S.A. デ C.V.	エルサルバドル, サンサルバドル	100.00	EUR	3,257	1,521
DHL ロジスティックス・デ・エルサルバドル S.A. デ C.V.	エルサルバドル, サンサルバドル	100.00	EUR	-	-
ポスタル・ワン・デ・エルサルバドル S.A. デ C.V.	エルサルバドル, サンサルバドル	100.00	EUR	-	-
DHL エクスプレス (USA) Inc.	アメリカ合衆国, ブランテーション	100.00	EUR	-2,075,112	-144,878
DHL エクスプレス・コロンビア Ltda.	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	11,884	5,252
DHL エクスプレス・メヒコ S.A. デ C.V.	メキシコ, メキシコシティ	100.00	EUR	28,865	17,119
DHL エクスプレス・ペルー S.A.C.	ペルー, カヤオ	100.00	EUR	13,885	2,289
DHL エクスプレス・アデウワナス・ペルー S.A.C.	ペルー, カヤオ	100.00	EUR	-	-
DHL フレイテス・エレオス C.A.	ベネズエラ, カラカス	100.00	EUR	10,270	7,913
DHL グローバル・カスタマー・ソリューションズ (USA) Inc.	アメリカ合衆国, ブランテーション	100.00	EUR	711	967
DHL グローバル・フォワーディング (アルゼンチン) S.A.	アルゼンチン, ブエノスアイレス	99.97	EUR	4,728	49
DHL グローバル・フォワーディング (チリ) S.A.	チリ, サンティアゴ	100.00	EUR	11,115	3,259

DHL グローバル・フォワーディング (コロンビア) Ltda.	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	2,005	-543
DHL グローバル・フォワーディング(エクアドル) S.A.	エクアドル, キト	100.00	EUR	34	1
DHL グローバル・フォワーディング (エルサルバドル) S.A.	エルサルバドル, サンサルバドル	100.00	EUR	319	-79
DHL グローバル・フォワーディング (グアテマラ) S.A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	1,795	487
カガ・エレミア・インターナショナル S.A. (カリンテル)	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	-	-
DHL ソナ・フランカ(グアテマラ)S.A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	-	-
トランスポートス・エクスプレソス・インターナシヨナレス (インテルエクスプレソ) S.A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	-	-
DHL S.A.	グアテマラ, グアテマラシティ	100.00	EUR	2,470	400
DHL グローバル・フォワーディング (メキシコ) S.A. デ C.V.	メキシコ, メキシコシティ	100.00	EUR	17,573	4,441
DHL グローバル・フォワーディング (ニカラグア) S.A.	ニカラグア, マナグア	100.00	EUR	-65	-6
DHL グローバル・フォワーディング (パナマ) S.A.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	3,086	509
DHL ホールディング・パナマ Inc.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	-	-
DHL グローバル・フォワーディング・デポジット・アデュアネロ (コロンビア) S.S.	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	1,801	279
DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント・ラテンアメリカ Inc.	アメリカ合衆国, コーラル・ゲーブルズ	100.00	EUR	2,931	2,374
DHL グローバル・フォワーディング・ペルー S.A.	ペルー, リマ	100.00	EUR	2,582	-166
DHL グローバル・フォワーディング・ベネズエラ, カラカス	ベネズエラ, カラカス	100.00	EUR	7,753	2,550
DHL グローバル・フォワーディング・ソナ・フランカ (コロンビア) S.A.	コロンビア, ボコダ	100.00	EUR	2,895	-381
DHL ホールディング・セントラルアメリカ Inc.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	37,174	3,180
ラヒンツ & Co. Srl.	コスタリカ, サンホセ	50.00	EUR	-	-
DHL インプラント・サービス SC メヒコ	メキシコ, テポツォトラン	100.00	EUR	919	-11
DHL インフォメーション・サービス(アメリカス) Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	810	3,628
DHL インターナショナル・アンティーク SARL	マルティニーク, ラメンテン	100.00	EUR	-557	-386
DHL インターナショナル・ハイチ S.A.	ハイチ, ポルトーブラン	100.00	EUR	591	-66
DHL ロジスティックス (ブラジル) Ltda.	ブラジル, サンパウロ	100.00	EUR	-38,675	-24,328
DHL マネジメント・セナム S.A.	コスタリカ, エレディア?	100.00	EUR	2,279	319
DHL メトロポリタン・ロジスティックス SC メヒコ	メキシコ, テポツォトラン	100.00	EUR	-434	44
DHL ネットワーク・オペレーションズ (USA) Corp.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	-486,279	-258,063
DHL ニカラグア S.A.	ニカラグア, マナグア	100.00	EUR	1,059	167
DHL キュラソー N.V.	オランダ領アンティル, キュラソー島	100.00	EUR	1,187	-255
DHL パナマ S.A.	パナマ, パナマシティ	100.00	EUR	2,359	-70
DHL リージョナル・ロジスティックス SC メヒコ	メキシコ, テポツォトラン	100.00	EUR	-2,757	-337
DHL リージョナル・サービス Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	1,459	973
DHL ソリューションズ (USA) Inc.	アメリカ合衆国, プランテーション	100.00	EUR	-13,474	-4,997
DHL スペシャライズド・サービス USA, Inc.	アメリカ合衆国, ウェスターヴィル	100.00	EUR	0	0

DHL セイント・マーチン N.V.	オランダ領アンティル、 フィリッスバーグ	100.00	EUR	2,047	-70
DHL ワールドワイド・エクスプレス (アルバ) N.V.	アルバ、オラニエスタッド	100.00	EUR	4	0
ディマルサ・ロジスティックス Inc.	プエルトリコ、サンファン?	100.00	EUR	1,002	103
ドイツポスト・ワールドネット・ ファイナンス (USA) 1, LLC	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	100.00	EUR	0	0
ドイツポスト・ワールドネット・ ファイナンス (USA) 2, LLC	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	100.00	EUR	0	0
ドイツポスト・ワールドネット・ ファイナンス (USA) LP	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	100.00	EUR	48	292
ドイツポスト・ワールドネット・ ホールディングス (USA), Inc.	アメリカ合衆国、コロ ンバス	100.00	EUR	4,855,378	-5,410
エクセル・オートモーション S.A. デ C.V.	メキシコ、メキシコシ ティ	100.00	EUR	5,563	722
エクセル・カナダ Ltd.	カナダ、トロント	100.00	EUR	-8,543	-6,013
エクセル・チリ S.A.	チリ、サンティアゴ	99.99	EUR	1,215	149
エクセル・ダイレクト Inc.	アメリカ合衆国、ウェ スターヴィル	100.00	EUR	26,907	879
エクセル・グローバル・ロジ スティックス・ブラジル S.A.	ブラジル、サンパウロ	100.00	EUR	4,092	442
エクセル・グローバル・ロジ スティックス Inc.	アメリカ合衆国、パーム ・シティ	100.00	EUR	-21	-3,433
エクセル Inc.	アメリカ合衆国、ウェ スターヴィル	100.00	EUR	86,507	50,428
エクセル・インベストメンツ Inc.	アメリカ合衆国、ウィ ルミントン	100.00	EUR	668,885	28,912
エクセル・ロジスティックス・アル ゼンチン S.A.	アルゼンチン、ブエノ スアイレス	100.00	EUR	520	139
エクセル・ロジスティックス・ノ ルデスチ Ltda.	ブラジル、カマサリ	100.00	EUR	4,898	-817
エクセル・ロジスティックス S.A. デ C.V.	メキシコ、メキシコシ ティ	100.00	EUR	7,286	4,879
エクセル・サプライ・チェーン・ サービス・デ・メヒコ S.A. デ C.V.	メキシコ、テポツォトラ ン	100.00	EUR	408	-7
エクセル・トランスポート・サー ビス・インク Inc.	アメリカ合衆国、メン フィス	100.00	EUR	-171,769	-10,957
エクセル・トランスポート・サー ビス・インク Inc. (カナダ支部)	カナダ、ミシサガ	100.00	EUR	377	-116
エクセル・トラックインク Inc.	アメリカ合衆国、メン フィス	100.00	EUR	-1,266	-33
F.X. Coughlin do Brasil Ltda.	ブラジル、サンパウロ	100.00	EUR	-5,451	0
フレッシュリンク・カナダ Ltd.	カナダ、トロント	100.00	EUR	655	109
ジェネシス・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェ スターヴィル	100.00	EUR	7,482	3,137
ジョルジオ・ゴリ USA, Inc.	アメリカ合衆国、ボル チモア	60.00	EUR	4,197	2,282
グローバル・メール Inc.	アメリカ合衆国、コロ ンバス	100.00	EUR	105,347	-5,106
ゴリ・アルゼンチン S.A	アルゼンチン、メンド ーサ	57.00	EUR	89	-72
ゴリ・チリ S.A.	チリ、サンティアゴ	59.40	EUR	4,061	342
ハーモニー・ロジスティックス・カ ナダ Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	7,215	1,911
ハートランド・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェ スターヴィル	100.00	EUR	1,984	355
ハイベリオン・インモビリアリア S. A. デ C.V.	メキシコ、テポツォトラ ン	100.00	EUR	2,447	141
lbryl Inc.	ケイマン諸島、ジョ ージタウン	100.00	EUR	-10,876	-7,424
インテグラシオン・アドゥワネーラ S.A.	コスタリカ、パリオ ト ーノン	51.00	EUR	460	12
ITG インターナショナル・トランス ポーツ, Inc.	アメリカ合衆国、チェ ルシー	100.00	EUR	400	25
ラノ・ロジスティックス LP	アメリカ合衆国、ウェ スターヴィル	100.00	EUR	5,031	439

マリアス・フォールズ・インシュラ ンスCo. Ltd.	バミューダ諸島、ハミルトン	100.00	EUR	31,397	-3,762
マトリックス・ロジスティクス・サ ービシズ Ltd.	カナダ、トロント	100.00	EUR	-369	-3
マーキュリー・エアフライト・イン ターナショナル Inc.	アメリカ合衆国、アヴェ ネル	100.00	EUR	585	64
マーキュリー・ホールディングス Inc.	アメリカ合衆国、アヴェ ネル	100.00	EUR	241	0
MTS ホールディングス LLC	アメリカ合衆国、ウェス トン	100.00	EUR	0	0
メール・ターミナル・サービス・ オブ・カリフォルニア, LLC (CA) (SFO&LAC)	アメリカ合衆国、ウェス トン	100.00	EUR	-	-
メール・ターミナル・サービス・ オブ・イリノイ, LLC (IL) (ORD)	アメリカ合衆国、ウェス トン	100.00	EUR	-	-
メール・ターミナル・サービス・ オブ・ニュージャージー, LLC (NJ) (EWR)	アメリカ合衆国、ウェス トン	100.00	EUR	-	-
メール・ターミナル・サービス, LLC (DE) シリーズ	アメリカ合衆国、ウェス トン	100.00	EUR	-	-
ポーラー・エア・カーゴ・ワールド ワイド Inc.	アメリカ合衆国、パー チェス	49.00	EUR	8,863	596
リレー・ロジスティクス Inc	カナダ、トロント	100.00	EUR	12	0
サターン・インテグレイテッド・ロ ジスティクス Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	181	179
SCM サプライ・チェーン・マネジメ ント Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	-344	-699
スカイ・クーリエ, Inc.	アメリカ合衆国、スター リング	100.00	EUR	4,855	1,400
スマートメール LLC	アメリカ合衆国、デラ ウェア	100.00		-	-
サウス・ベイ・ターミナルズ LLC	アメリカ合衆国、ウェス ターヴィル	100.00	EUR	-4,503	-2,844
サミット・ロジスティクス Inc (カ ナダ)	カナダ、トロント	100.00	EUR	11,036	1,150
タフィノール S.A.	ウルグアイ、モンテビデオ	100.00	EUR	-26	0
チベット・アンド・ブリテン・グ ループ・カナダ Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	13,588	5
チベット・アンド・ブリテン・グ ループ・北米, LLC	アメリカ合衆国、ウェス ターヴィル	99.93	EUR	-21,055	4,962
トムエア LLC	アメリカ合衆国、ドー バー	100.00	EUR	4,824	-400
トラックー・ロジスティクス Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	1,372	165
トランスケア・サプライ・チェーン ・マネジメント Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	353	52
トランスガード・インシュランス Ltd.	バミューダ諸島、ベド フォード	100.00	EUR	653	26
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	ブラジル、バルエリ	100.00	EUR	27,674	5,907
ヴァンセカール・インタナシナル C.A. スクルサル・コロンビア	コロンビア、ボコダ	100.00	EUR	225	63
ヴァンセカール・インタナシナル, C.A.	ベネズエラ、マイケティ ア	100.00	EUR	15,930	4,710
ベンチャー・ロジスティクス S.A. デ C.V.	メキシコ、メキシコシ ティ	100.00	EUR	1,875	611
ウェスタン・ディストリビュー ション・センターズ・アルパータ Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	860	0
ウィリアムズ・リー (ブラジル) Assessoria Em Solucoes Empresariais Ltda.	ブラジル、リオデジャネ イロ	95.96	EUR	259	320
ウィリアムズ・リー (カナダ) Inc.	カナダ、モントリオール	95.96	EUR	222	54
ウィリアムズ・リー・アルゼンチン S.A.	アルゼンチン、ブエノス アイレス	95.96	EUR	-213	-106
ウィリアムズ・リー・ホールディン グス, Inc.	アメリカ合衆国、シカゴ	95.96	EUR	25,670	0
ウィリアムズ・リー Inc.	アメリカ合衆国、シカゴ	95.96	EUR	71,720	527

ウィリアムズ・リー・メヒコ, S. デ R.L. デ C.V.	メキシコ、メキシコシ ティ	95.96	EUR	-269	-101
ウィルミントン・エア・パーク, LLC	アメリカ合衆国、プラン テーション	100.00	EUR	-225,417	-15,844
ゼニス・ロジスティックス Inc.	カナダ、トロント	100.00	EUR	1,711	-10
アジア・太平洋					
エア・エクスプレス・インターナ ショナル (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア、プジョン	100.00	EUR	1,885	141
ASG (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、タラマ リーン VIC	100.00	EUR	28	0
アジア・オーバーナイト (タイ) Ltd.	タイ、バンコク	48.71	EUR	498	63
アジア・パシフィック・インフォ メーション・サービス Sdn. Bhd.	マレーシア、プジョン	100.00	EUR	16,305	1,400
北京シノトランス・エクスプレス Co. Ltd.	中国、北京	51.67	EUR	-1,912	-2,172
ブルー・ダーツ・アヴィエーション Ltd.	インド、チェンナイ	39.71	EUR	4,486	-105
ブルー・ダーツ・エクスプレス Ltd.	インド、ムンバイ	81.03	EUR	76,512	7,553
キャピタル AEI Pte. Ltd.	スリランカ、コロンボ	70.00	EUR	330	-612
ダンツァス (中国) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	4,433	3,085
ダンツァス AEI (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	64	-12
ダンツァス AEI ロジスティックス (上海) Co. Ltd.	中国、上海	100.00	EUR	3,200	472

[次へ](#)

ダンツァス・フライト (インド) Pvt Ltd.	インド、ムンバイ	100.00	EUR	67	0
ダンツァス・インターコンティネンタル Inc.	フィリピン、マニラ	40.00	EUR	-1,154	0
ダンツァス Pty. Ltd.	オーストラリア、メルボルン	100.00	EUR	3,193	0
ダンツァス・中富・フライト・エージェンシー Co. Ltd.	中国、上海	49.00	EUR	61,539	4,352
ダンツァスマル・ドメスティック・ロジスティクス・サービス Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール	49.00	EUR	1,034	422
ドイツポスト・グローバル・メール (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、マスコット	100.00	EUR	-6,551	714
DHL (成都) サービス Ltd.	中国、成都	100.00	EUR	566	-120
DHL エア・フライト・フォワード Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール	48.85	EUR	1,831	300
DHL アジア・パシフィック・シェアード・サービスズ Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール	100.00	EUR	-3,118	189
DHL アヴィエイション (アジア太平洋) Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	1,258	0
DHL アヴィエイション (香港) Ltd.	中国、香港	75.00	EUR	8,137	1,014
DHL アヴィエイション (フィリピン), Inc.	フィリピン、マカティシティ	100.00	EUR	0	15
DHL アヴィエイション・サービスズ (上海) Co. Ltd.	中国、上海	100.00	EUR	4,806	-258
DHL ダンツァス・エア・アンド・オーション (カンボジア) Ltd.	カンボジア、プノンペン	100.00	EUR	24	0
DHL エクセル・ロジスティクス (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア、シャーアラム&ペナン スランゴール	100.00	EUR	1,920	163
DHL エクセル・サプライ・チェーン (バングラデシュ) Pte. Ltd.	バングラデシュ、ダッカ	100.00	EUR	26	51
DHL エクセル・サプライ・チェーン (韓国) Ltd.	韓国、ソウル	100.00	EUR	2,284	-974
DHL エクセル・サプライ・チェーン (台湾) Co. Ltd.	台湾、台北	100.00	EUR	609	-146
DHL エクセル・サプライ・チェーン・マネジメント・フィリピン., Inc.	フィリピン、マニラ	100.00	EUR	1,061	167
DHL エクセル・サプライ・チェーン・フィリピン., Inc.	フィリピン、マニラ	100.00	EUR	1,218	-924
DHL エクスプレス (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、シドニー	100.00	EUR	14,929	3,463
DHL エクスプレス (ブルネイ) Sdn. Bhd.	ブルネイ、ブルネイ ダル	90.00	EUR	463	236
DHL エクスプレス (カンボジア) Ltd.	カンボジア、プノンペン	100.00	EUR	192	100
DHL エクスプレス (フィジー) Ltd.	フィジー、スバ	100.00	EUR	473	56
DHL エクスプレス (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	18,961	2,609
DHL エクスプレス (インド) Pte. Ltd.	インド、ムンバイ	100.00	EUR	19,625	3,356
DHL エクスプレス (マカオ) Ltd.	マカオ、マカオ	100.00	EUR	400	75
DHL エクスプレス (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール	70.00	EUR	8,814	2,186
DHL エクスプレス (ニュージーランド) Ltd.	ニュージーランド、オークランド	100.00	EUR	4,456	1,343
DHL エクスプレス (パプアニューギニア) Ltd.	パプアニューギニア、ポート・モレスビー	100.00	EUR	323	-28
DHL エクスプレス (フィリピン) Cor.	フィリピン、マカティシティ	100.00	EUR	5,925	-926
DHL エクスプレス (シンガポール) Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	121,745	927
DHL エクスプレス (台湾) Corp.	台湾、台北	100.00	EUR	9,429	2,842
DHL エクスプレス (タイ) Ltd.	タイ、バンコク	49.00	EUR	3,231	188
DHL エクスプレス・インターナショナル (タイ) Ltd.	タイ、バンコク	100.00	EUR	5,418	1,157
DHL エクスプレス Lda.	東ティモール、ディリ	100.00	EUR	342	10
DHL エクスプレス・ネパール Pvt Ltd.	ネパール、カトマンズ	100.00	EUR	507	379

DHL グローバル・フォワーディング (フィリピン), Inc.	フィリピン、マニラ	100.00	EUR	2,169	590
DHL グローバル・フォワーディング (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、タラマリーナ VIC	100.00	EUR	62,123	10,792
DHL グローバル・フォワーディング (フィジー) Ltd.	フィジー、ラウトカ	100.00	EUR	300	0
DHL グローバル・フォワーディング (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	-67,325	3,708
DHL グローバル・フォワーディング (韓国) Ltd.	韓国、ソウル	100.00	EUR	11,740	2,551
DHL グローバル・フォワーディング (クウェート) Company WLL	クウェート、サファット	49.00	EUR	4,549	3,317
DHL グローバル・フォワーディング (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア、クアラルンプール	100.00	EUR	15,272	2,921
DHL グローバル・フォワーディング (ニュージーランド) Ltd.	ニュージーランド、オークランド	100.00	EUR	14,056	3,398
DHL グローバル・フォワーディング (パプアニューギニア) Ltd.	パプアニューギニア、ポート・モレスビー	100.00	EUR	-88	0
DHL グローバル・フォワーディング (シンガポール) Pte. Ltd. 台湾支店	台湾、台北	100.00	EUR	2,290	2,156
DHL グローバル・フォワーディング (シンガポール) Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	57,253	19,322
DHL グローバル・フォワーディング (タイ) Ltd.	タイ、バンコク	100.00	EUR	21,632	3,867
DHL グローバル・フォワーディング (ベトナム) コーポレーション	ベトナム、ホーチミン	49.00	EUR	1,476	1,283
DHL グローバル・フォワーディング・カレドニア	ニューカレドニア、ヌメア	100.00	EUR	2,923	397
DHL グローバル・フォワーディング・ジャパン株式会社	日本、東京	100.00	EUR	19,168	3,387
DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント (アジア太平洋) Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	175,159	31,777
DHL グローバル・フォワーディング・ポリネシア SARL	フランス領 ポリネシア、ファアア	100.00	EUR	3,511	494
DHL グローバル・メール (日本) 株式会社	日本、東京	100.00	EUR	-526	-124
DHL グローバル・メール (シンガポール) Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	401	227
DHL ホールディングス (ニュージーランド) Ltd.	ニュージーランド、オークランド	100.00	EUR	11,457	2,706
DHL 仁川・ハブ Ltd. (韓国)	韓国、仁川	100.00	EUR	5,252	1,025
DHL インターナショナル・ギニー・エクアトリアル SrL.	グアム、マラボ	100.00	EUR	-216	92
DHL インターナショナル・トランスポートーション Co. WLL	クウェート、サファット	0.00	EUR	141	0
DHL ISC (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	4,064	2,659
ディ・エイチ・エル・ジャパン株式会社	日本、東京	100.00	EUR	47,505	4,150
DHL キールズ Pte. Ltd.	スリランカ、コロンボ	50.00	EUR	2,645	242
DHL コリア Ltd.	韓国、ソウル	95.00	EUR	25,681	2,463
DHL ラオス Ltd.	ラオス、シーコータポーン	100.00	EUR	334	133
DHL レミュール・ロジスティクス Pte. Ltd.	インド、ムンバイ	76.00	EUR	53,120	6,943
DHL ロジスティクス (北京) Co. Ltd.	中国、北京	100.00	EUR	-11,051	-3,647
DHL ロジスティクス (カンボジア) Ltd.	カンボジア、プノンペン	100.00	EUR	1,137	267
DHL ロジスティクス (中国) Co. Ltd.	中国、北京	100.00	EUR	8,941	7,367
DHL パキスタン Pte. Ltd.	パキスタン、カラチ	100.00	EUR	4,427	552
DHL プロジェクト&チャーターリング (中国) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	12	-1
DHL プロパティーズ (M) Sdh. Bhd.	マレーシア、シャーアラム&ペナン スランゴール	100.00	EUR	4,414	517
DHL SCM 株式会社	日本、埼玉	100.00	EUR	-642	-273

DHL シノトランス・ボンディッド・ウェアハウス (北京) Co. Ltd.	中国、北京	51.68	EUR	717	381
DHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.	中国、北京	51.68	EUR	153,571	49,462
DHL サプライ・チェーン (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、マスコット	100.00	EUR	10,180	2,776
DHL サプライ・チェーン (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	52,243	16,912
DHL サプライ・チェーン (マレーシア) Sdn. Bhd.	マレーシア、シャーアラム&ペナン スランゴール	100.00	EUR	5,856	-130
DHL サプライ・チェーン (ニュージーランド) Ltd.	ニュージーランド、オークランド	100.00	EUR	23,881	2,374
DHL サプライ・チェーン (ベトナム) Ltd.	ベトナム、ホーチミン	100.00	EUR	153	307
DHL サプライ・チェーン Ltd.	日本、品川区	100.00	EUR	-20,567	1,478
DHL サプライ・チェーン・サービス株式会社	日本、品川区	100.00	EUR	705	56
DHL サプライ・チェーン・シンガポール Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	39,149	-677
DHL ワールドワイド・エクスプレス (バングラデシュ) Pte. Ltd.	バングラデシュ、ダッカ	90.00	EUR	647	668
DHL-VNPT エクスプレス Ltd.	ベトナム、ホーチミン	51.00	EUR	2,009	-239
東莞 DHL サプライ・チェーン Co. Ltd.	中国、東莞	100.00	EUR	310	5
エクセル (オーストラリア) Pty. Ltd.	オーストラリア、ビクトリア	100.00	EUR	4,546	0
エクセル・コソリデーション・サービス Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	8,804	-4,103
エクセル・ディストリビューション (タイ) Ltd.	タイ、ノンタブリー	100.00	EUR	16,354	1,785
エクセル・フライト・フォワーディング (深川) Co. Ltd.	中国、広東省深川市	100.00	EUR	1,054	180
エクセル・ジャパン (ファイナンス) Ltd.	日本、品川区	100.00	EUR	9,968	170
エクセル・ロジスティクス (上海) Co. Ltd.	中国、上海	100.00	EUR	-1,514	-1,951
エクセル・ロジスティクス・ファースト Ltd.	タイ、バンコク	49.00	EUR	4,624	1,606
エクセル・ロジスティクス・サービス (M) Sdn. Bhd.	マレーシア、シャーアラム&ペナン スランゴール	100.00	EUR	24	0
エクセル・ロジスティクス・サービス・ランカ Pte. Ltd.	スリランカ、コロンボ	100.00	EUR	461	405
エクセル・パキスタン Pte. Ltd.	パキスタン、カラチ	60.00	EUR	1,092	361
エクセル・台湾・ロジスティクス Co. Ltd.	台湾、台北	100.00	EUR	-257	0
エクセル・タイ Ltd.	タイ、バンコク	100.00	EUR	726	0
ゴリ・オーストラリア Pty. Ltd.	オーストラリア、ブライトン リサンズ	60.00	EUR	2,529	1,389
MSAS グローバル・ロジスティクス (ファースト) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	1,149	6,218
PT. Cargorama マルチ Servisindo	インドネシア、ジャカルタ	100.00	EUR	25	0
PT. ビロティカ・セメスタ	インドネシア、ジャカルタ	0.00	EUR	816	1,170
PT. ダンツァス・サラナ・ベルカサ	インドネシア、ジャカルタ	100.00	EUR	-211	99
PT. DHL エクセル・サプライチェーン・インドネシア	インドネシア、ジャカルタ	100.00	EUR	-2,622	-254
PT. DHL グローバル・フォワーディング・インドネシア	インドネシア、ジャカルタ	100.00	EUR	5,424	1,910
上海・ダンツァス・フライト・エージェンシー Co. Ltd.	中国、上海	100.00	EUR	975	45
上海・チュアンイー エクスプレス Ltd.	中国、上海	51.67	EUR	1,975	142
上海・チュアンイー エクスプレス・カンパニー Ltd.	中国、上海	51.67	EUR	1,863	0
シンハー・サーン Co. Ltd.	タイ、バンコク	100.00	EUR	-14	-5

スター・ブローカー (香港) Ltd.	中国、香港	100.00	EUR	41	-1
チベット・アンド・ブリテン Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	100.00	EUR	-763	-22
トレード・クリッパーズ・カーゴ Ltd.	バングラデシュ、デッカ	85.00	EUR	94	98
ウィリアム・リー・アジア Ltd.	中国、香港	95.96	EUR	2,258	471
MDF オーストラリア Pty. Ltd. t/a クリエイティス	オーストラリア、シドニー	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー Pty. Ltd.	オーストラリア、シドニー	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー (北京) Ltd.	中国、北京	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー (香港) Ltd.	中国、香港	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー・ジャパン Ltd.	日本、東京	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール	95.96	EUR	-	-
ウィリアム・リー・インド Pte. Ltd.	インド、ニューデリー	62.85	EUR	1,636	425
その他の地域					
パディングトレード 33 Pty. Ltd.	南アフリカ、ベノニ	100.00	EUR	2,971	512
ダンツァス・アブダビー LLC	アラブ首長国連邦、アブダビ	49.00	EUR	3,416	1,119
ダンツァス・パーレーン WLL	パーレーン、マナーマ	40.00	EUR	2,277	1,911
DHL (ガーナ) Ltd.	ガーナ、アクラ	100.00	EUR	1,588	-154
DHL (イスラエル) Ltd.	イスラエル、エアポートシティ	100.00	EUR	7,656	2,079
DHL (モーリシャス) Ltd.	モーリシャス、ポートルイス	100.00	EUR	1,238	403
DHL (ナミビア) Pty. Ltd.	ナミビア、ウィントフーク	100.00	EUR	1,054	469
DHL (タンザニア) Ltd.	タンザニア、ダルエスサラーム	100.00	EUR	871	296
DHL エア・フライト・フォワードアー (エジプト) WLL	エジプト、カイロ	100.00	EUR	0	0
DHL アヴィエイション (ナイジェリア) Ltd.	ナイジェリア、ラゴス	100.00	EUR	141	18
DHL アヴィエイション Pte. Ltd.	ジンバブエ、ハラレ	100.00	EUR	0	0
DHL アヴィエイション Pty. Ltd.	南アフリカ、ヨハネスブルグ	100.00	EUR	4,067	652
DHL アヴィエイション・ケニア Ltd.	ケニア、ナイロビ	100.00	EUR	16	0
DHL アヴィエイション・モロッコ S.A.	モロッコ、カサブランカ	100.00	EUR	1,676	722
DHL アヴィエイション・アザー・リージョンズ B.S.C. (C)	パーレーン、マナーマ	100.00	EUR	7,261	6,972
DHL ブルキナファソ SARL	ブルキナファソ、ワガドゥグ	100.00	EUR	658	135
DHL エジプト WLL	エジプト、カイロ	100.00	EUR	208	-58
DHL エクセル・サプライ・チェーン・ケニア Ltd.	ケニア、ナイロビ	100.00	EUR	4,566	1,002
DHL エクセル・サプライ・チェーン・タンザニア Ltd.	タンザニア、ダルエスサラーム	100.00	EUR	-113	16
DHL エクスプレス・モロッコ S.A.	モロッコ、カサブランカ	100.00	EUR	-165	-158
DHL グローバル・フォワーディング & Co. LLC	オマーン、マスカット	40.00	EUR	3,614	2,160
DHL グローバル・フォワーディング (アンゴラ) - Comércio e Transportes, Ltda.	アンゴラ、ルアンダ	99.00	EUR	-2,607	-3,001
DHL グローバル・フォワーディング (カメルーン)	カメルーン、ドゥアラ	62.00	EUR	0	0
DHL グローバル・フォワーディング (ケニア) Ltd.	ケニア、ナイロビ	100.00	EUR	2,041	418
DHL グローバル・フォワーディング (ウガンダ) Ltd.	ウガンダ、カンパラ	100.00	EUR	284	144
DHL グローバル・フォワーディング・コートジボアール S.A.	コートジボアール、アビジャン	100.00	EUR	23	-15
DHL グローバル・フォワーディング・ガボン S.A.	ガボン、リースブルヴィル	100.00	EUR	-248	-132
DHL グローバル・フォワーディング・レバノン S.A.L	レバノン、バイルート	100.00	EUR	1,298	754

DHL グローバル・フォワーディング・ナイジェリア Ltd.	ナイジェリア、ラゴス	100.00	EUR	848	108
DHL グローバル・フォワーディング・カタール LLC	カタール、ドーハ	49.00	EUR	262	183
DHL グローバル・フォワーディング S.A.E.	エジプト、カイロ	100.00	EUR	4,285	1,768
DHL グローバル・フォワーディング SA Pty. Ltd.	南アフリカ、ボックスバーク	74.99	EUR	18,441	1,953
DHL グローバル・メール 000	ロシア、モスクワ	100.00	EUR	-366	-398
DHL インターナショナル (アルバニア) Ltd.	アルバニア、ティラナ	100.00	EUR	829	263
DHL インターナショナル (アルジェリア) SARL	アルジェリア、アルジェ	100.00	EUR	1,583	799
DHL インターナショナル (バーレーン) WLL	バーレーン、マナーマ	49.00	EUR	46	0
DHL インターナショナル (コンゴ) SPRL	コンゴ、キンシャサ	100.00	EUR	2,219	507
DHL インターナショナル (ガンビア) Ltd.	ガンビア、セレクンダ	100.00	EUR	125	36
DHL インターナショナル (リベリア) Ltd.	リベリア、モンロビア	100.00	EUR	-430	-83
DHL インターナショナル Pty. Ltd.	南アフリカ、イサンド	74.99	EUR	14,093	2,351
DHL インターナショナル (Pvt) Ltd.	ジンバブエ、ハラレ	100.00	EUR	1,061	-976
DHL インターナショナル (SL) Ltd.	シエラレオネ、フリータウン	100.00	EUR	664	100
DHL インターナショナル (ウガンダ) Ltd.	ウガンダ、カンパラ	100.00	EUR	717	156
DHL インターナショナル・ベナン SARL	ベナン、コトヌー	100.00	EUR	564	131
DHL インターナショナル・ボツワナ Pty. Ltd.	ボツワナ、ハボローネ	100.00	EUR	158	59
DHL インターナショナル BSC ©	バーレーン、マナーマ	100.00	EUR	1,416	1,068
DHL インターナショナル・カメルーン SARL	カタール、ドーハ	100.00	EUR	1,137	-258
DHL インターナショナル・中央アフリカ SARL	中央アフリカ、バンギ	100.00	EUR	247	54
DHL インターナショナル・チャド SARL	チャド、ヌジャメナ	100.00	EUR	-63	99
DHL インターナショナル・コンゴ SARL	コンゴ、キンシャサ	100.00	EUR	3,413	1,037
DHL インターナショナル・コートジボワール SARL	コートジボワール、アビジャン	100.00	EUR	1,026	314
DHL インターナショナル・ガボン SARL	ガボン、リーブルヴィル	90.00	EUR	-1,292	-143
DHL インターナショナル・ギニア SARL	ギニア、コナクリ	100.00	EUR	685	28
DHL インターナショナル・イラン PJSC	イラン、テヘラン	49.00	EUR	2,727	2,103
DHL インターナショナル・カザフスタン LLP	カザフスタン、アルマトイ	100.00	EUR	2,973	1,771
DHL インターナショナル Ltd.	マルタ、ルア	100.00	EUR	342	-28
DHL インターナショナル・マダガスカル S.A.	マダガスカル、アンタナナリボ	100.00	EUR	895	-185
DHL インターナショナル・マラウイ Ltd.	マラウイ、ブランタイヤ	100.00	EUR	388	11
DHL インターナショナル・マリ SARL	マリ、バマコ	100.00	EUR	476	198
DHL インターナショナル・モーリタニア SARL	モーリタニア、ヌバシ	100.00	EUR	216	-63
DHL インターナショナル・ニジェール SARL	ニジェール、ニアメ	100.00	EUR	438	35
DHL インターナショナル・ナイジェリア Ltd.	ナイジェリア、ラゴス	100.00	EUR	2,520	-587
DHL インターナショナル・レユニオン SARL	レユニオン、サント=マリー	100.00	EUR	-203	-382
DHL インターナショナル・トーゴ SARL	トーゴ、ロメ	100.00	EUR	189	119
DHL インターナショナル・ザンビア Ltd.	ザンビア、ルサカ	100.00	EUR	-716	-1,159

DHL インターナショナル ZAO, ロシア	ロシア、モスクワ	100.00	EUR	43,050	32,489
DHL インターナショナル-サラエヴォ d.o.o.	ボスニア・ヘルツェゴ、サラエヴォ	100.00	EUR	526	-46
DHL レソト (Proprietary) Ltd.	レソト、マセル	100.00	EUR	360	92
DHL ロジスティクス (カザフスタン) LLP	カザフスタン、アクタウ	100.00	EUR	1,161	681
DHL ロジスティクス・ガーナ Ltd.	ガーナ、テマ	100.00	EUR	398	452
DHL ロジスティック・モロッコ S.A.	モロッコ、カサブランカ	100.00	EUR	39	-241
DHL ロジスティック 000	ロシア、ヒムキ	100.00	EUR	-951	-955
DHL モザンビーク Lda.	モザンビーク、マプト	100.00	EUR	1,855	-233
DHL オペレーション BV ジョーダン・サービス・ウィズ・リミテッド・リアビリティ	ヨルダン、アンマーン	100.00	EUR	246	204
DHL カタール Ltd.	カタール、ドーハ	49.00	EUR	-598	0
DHL リーショナル・サービス (インド洋) Ltd.	モーリシャス、ポートルイス	100.00	EUR	1	0
DHL リーショナル・サービス Ltd.	ナイジェリア、ラゴス	100.00	EUR	106	0
DHL サプライ・チェーン (南アフリカ) Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーマストン	100.00	EUR	-42,192	-6,284
DHL スワジランド Pty. Ltd.	スワジランド、ムババネ	100.00	EUR	254	85
DHL ワールドワイド・エクスプレス・アンド・カンパニー LLC	オマーン、ルイ	70.00	EUR	317	188
DHL ワールドワイド・エクスプレス (アブダビ) LLC	アラブ首長国連邦、アブダビ	49.00	EUR	57	0
DHL ワールドワイド・エクスプレス (ドバイ) LLC	アラブ首長国連邦、ドバイ	49.00	EUR	0	0
DHL ワールドワイド・エクスプレス (シャルジャ) LLC	アラブ首長国連邦、シャルジャ	49.00	EUR	95	0
DHL ワールドワイド・エクスプレス・カーゴ LLC	アラブ首長国連邦、ドバイ	49.00	EUR	57	0
DHL ワールドワイド・エクスプレス・エチオピア Plc.	エチオピア、アディスアベバ	100.00	EUR	43	-534
DHL ワールドワイド・エクスプレス・ケニア Ltd.	ケニア、ナイロビ	56.44	EUR	3,690	330
ドキュメント・ハンドリング (東アフリカ) Ltd.	ケニア、ナイロビ	51.00	EUR	55	483
エクセル (ナイジェリア) Ltd.	ナイジェリア、ラゴス	100.00	EUR	-171	0
エクセル・コントラクト・ロジスティック・ナイジェリア Ltd.	ナイジェリア、イケジャ	100.00	EUR	791	141
エクセル・ミドル・イースト (Fze)	アラブ首長国連邦、ドバイ	100.00	EUR	128	2,189
エクセル・サプライ・チェーン・サービス (南アフリカ) Pty. Ltd.	南アフリカ、ヨハネスブルグ	100.00	EUR	15,666	-53
F.C. (フライング・カーゴ) インターナショナル・トランスポートーション Ltd.	イスラエル、ロード	100.00	EUR	11,943	2,465
ガーナム・クリアリング・アンド・フォワーディング・エスタブリッシュメント	アラブ首長国連邦、アブダビ	0.00	EUR	0	0
ジョルジオ・ゴリ・インターナショナル・フライト・フォワーズ Pty. Ltd.	南アフリカ、ファーンデル	60.00	EUR	239	92
ハル・プライズ (アンゴラ) Ltd. (アンゴラ支部)	アンゴラ、ルアンダ	100.00	EUR	8,090	1,287
ハル・プライズ・アンゴラ Viagens e Turismo Lda.	アンゴラ、ルアンダ	100.00	EUR	-	-
キネシス・ロジスティック Pty. Ltd	南アフリカ、ジャーマストン	100.00	EUR	-314	0
LLC ウィリアムズ・リー	ロシア、モスクワ	96.92	EUR	-611	-354
Misr フライト SARL	エジプト、カイロ	100.00	EUR	335	-28
Sherkate HamI-oNaghl Sarie DHL Kish	イラン、テヘラン	100.00	EUR	0	-7
SNAS レバノン SARL	レバノン、バイルート	45.00	EUR	425	219
SNAS トレーニング・アンド・コントラクティング	サウジアラビア、リヤード	0.00	EUR	0	0
SSA リーショナル・サービス Pty. Ltd.	南アフリカ、ヨハネスブルグ	100.00	EUR	1,039	103

トンプソン・ロジスティック・サービス Ltd	ケニア、ナイロビ	50.25	EUR	-319	167
チベット・アンド・ブリテン (タンザニア 支部)	ケニア、ナイロビ	100.00	EUR	187	129
トランズ・ケア・ファッションSARL (モロッコ)	モロッコ、カサブランカ	100.00	EUR	-528	0
Ukhozi ロジスティック Pty. Ltd.	南アフリカ、ヨハネスブルグ	100.00	EUR	97	17
Uniauto-Organizacoes テクニカズ e インダストリアシス SARL	アンゴラ、ルアンダ	98.93	EUR	14	0

連結財務諸表に含まれない関連会社 (アフィリエーテッド・カンパニー)

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純利益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
4C トレードマーク・マネージメント Ltd.	英国、ロンドン	52.31	GBP	0	0
4CX ヘラス S.A.	ギリシャ、アテネ	52.31		-	-
4CX インポート・アンド・エクスポート S.A.	トルコ、イスタンブール	52.31		-	-
エアボーン・エクスプレス (オランダ) B.V.	オランダ、スヒップホル	100.00		-	-
エアボーン・エクスプレス・イ・シググ チュナ AB	スウェーデン、ストックホルム	100.00		-	-
アリスティア・マッキントッシュ・トラスティ Co. Ltd.	英国、ロンドン	63.33		-	-
アーバックル・スミス・インベストメント Ltd (スコットランド)	英国、グラスゴー	100.00	GBP	651	0
アーバックル, スミス・アンド・カンパニー Ltd.	英国、グラスゴー	100.00	GBP	5,298	0
ASG リーシング HB	スウェーデン、ストックホルム	100.00		-	-
バーナード・ブルック・トランスポート (エランド) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	887	0
ベタイリグングスゲゼルシャフト・プリヴァットシュトゥツェ・ゲー・ファウ・ツェット・アイフェルトーアGBR	ドイツ、グラーフシャフトホルツヴァイラー	53.54	EUR	0	0
ブランドフォード・インターナショナル Ltd.	英国、ハウズロー	100.00	GBP	0	0
カラヤン・カーゴ・インターナショナル (ブリティッシュ・ヴァージン・アイランズ) Ltd.	英国、トルトラ	100.00		-	-
カシン・エアー・トランスポート (コルク) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
カシン・インターナショナル・ディストリビューション Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
カシン・パートナーズ Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
チェンジセント Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ダンツァス・ユーロネット GmbH	ドイツ、デュッセルドルフ	100.00		-	-
ダンツァス・ロジスティクス Ltd.	英国、ステーンズ	100.00		-	-
ダートフォード・セキュリティーズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
デゲモルト・グルンドシュトゥツクス フェアヴァルトゥングスゲゼルシャフト mbH & Co. イモビリエン・フェアミートゥングス KG	ドイツ、マイナーツハーゲン	100.00		-	-
ドイツポスト・グルンドシュトゥツクス フェアミートゥングス・ベタ mbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	26	0
ドイツポスト・イモビリエンエントヴィークルング・グルンドシュトゥツクスゲゼルシャフト mbH&Co. オブイェクト・ワイッセンホルン KG	ドイツ、ボン	100.00	EUR	128	26
ドイツポスト・ペンション e.V.	ドイツ、ボン	100.00		-	-

ドイツポスト・パンクジオンストロイハ ンド GmbH & Co. KG	ドイツ、ボン	100.00	EUR	0	0
ドイツポスト・フェアヴァルトウングス ・オブジェクト GmbH	ドイツ、ボン	100.00		-	-
DHL エンプロイヤー・ベネフィット・ファ ンド ASBL/VZW	ベルギー、ディーゲーム	100.00		-	-
DHL エクセル・サプライ・チェーン Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
DHL グローバル・フォワーディング Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
DHL ペンションズ・インベストメント・ ファンド Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00		-	-
DHL トラストティーズ Ltd.	英国、ベッドフォード	100.00		-	-
DHL UK ペンションズ・トラストティーズ Ltd.	英国、ハウズロー	100.00		-	-
エラン・インターナショナル (アイルラ ンド) Ltd.	アイルランド、ダブリ ン	100.00		-	-
エリオット・スローン Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
エクセル・ロジスティックス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル (北アイルランド) Ltd.	英国、マラスク	100.00	GBP	511	0
エクセル・エクスプレス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル・ホールディングス (ロシア) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル・ロジスティックス (アイルラ ンド) Ltd.	アイルランド、ダブリ ン	100.00		-	-
エクセル・ノミニエー No 2 Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル・サンド・アンド・バラスト Co. Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	189	0
エクセル・セクレタリアル・サービズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル・シェアー・スキーム・トラ スティー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
エクセル・タスクフォース Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	-48	0
ファンコード Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ファッションフロー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
フォルム・ゲルブ GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	25	8
ガーディアン・カード・システムズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ヒグス・エア・エスパニア S.A. (D)	スペイン、バルセロナ	100.00		-	-
ハイテク・ロジスティックス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	639	0
イヒ・ツイー・ウム・デー・エー GmbH	ドイツ、ボン	100.00	EUR	112	0
インダストリアル・アンド・マリン・エ ンジニアリング Co. オブ・ナイジェリ ア Ltd.	英国、ロンドン	100.00		-	-
DHL システムズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
インターナショナル・ガーマント・サー ビズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	142	0
アイ・ティー・フォア・ロジスティク ス AG	ドイツ、ポツダム	75.10	EUR	82	16
KXC (エクセル) GP インベストメント LTD.	英国、ブラックネル	100.00		-	-
KXC (エクセル) LP インベストメント LTD.	英国、ブラックネル	100.00		-	-
レターアルター Ltd.	英国、ロンドン	63.48		-	-
メール・サービス GmbH ハノーファー	ドイツ、ハノーファー	100.00	EUR	25	4
メール・サービス GmbH ケルン	ドイツ、ケルン	100.00	EUR	25	28
マーキュリー・エアフライト・ホール ディングス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	500	0
メキシコブレイド Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ミルズデイル	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	40
MSAS カシン・インターナショナル Ltd.	アイルランド、ダブリ ン	100.00		-	-
MSAS ハイテク・ロジスティックス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	-112	0
MSAS プロジェクト・サービズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	406

ナショナル・パブリッシング Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ネプチューン・ロジスティックス Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
ニュースラウンド・インターナショナル・エアフライト Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	2	0
NFC インターナショナル Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
NFC インベストメンツ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	1	0
オーシャン (BFL) Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
オーシャン・グループ・シェアード・スキーム・トラスティー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
オーシャンエア・インターナショナル Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	1,444
アウトトラック・クレジット・アイルランド Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-

[次へ](#)

パワー・ヨーロッパ・ディベロップメント No. 2 Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
プリント・トゥー・ポスト Ltd.	英国、ロンドン	66.15		-	-
SCI パリ - ル・アーヴル	フランス、ロアシー = ア ン = フランス	100.00		-	-
SGS ホールディング AB	スウェーデン、ストック ホルム	100.00		-	-
ジークフリード・フェーグレ・インスティ トゥート (SVI) - インターナツィオナレ・ ゲゼルシャフト・フューア・ディアログマー ケティング mbH	ドイツ、ケーニヒス シュタイン	100.00	EUR	50	18
スプリングボード・クリエイティブ・ソ リューションズ Ltd.	英国、ロンドン	63.48		-	-
SW ポスト・Beheer B.V.	オランダ、ユトレヒト	51.00		-	-
タンククリーン (アイルランド) Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
タンクフライト Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	2	0
ザ・ステーションリー・オフィス・ブック ショップ Ltd.	英国、ロンドン	63.48		-	-
ザ・ステーションリー・オフィス・ペンショ ン・トラステーズ Ltd.	英国、ロンドン	63.48		-	-
ザ・ステーションリー・オフィス・トラス ティーズ Ltd.	英国、ロンドン	63.48		-	-
チベット・アンド・ブリテン (N.I.) Ltd.	英国、パリークレア	100.00	GBP	-5	0
チベット・アンド・ブリテン・アプライド Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	2,387
チベット・アンド・ブリテン・アウトモー ティブ・アセッツ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00		-	-
チベット・アンド・ブリテン・コンシュー マー・グループ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
チベット・アンド・ブリテン・コンシュー マー Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	10	0
チベット・アンド・ブリテン・デリー・ロジ スティクス Sp. Z o.o.	ポーランド、ワルシャワ	100.00		-	-
チベット・アンド・ブリテン Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
チベット・アンド・ブリテン・ペンション・ トラスト Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
チベット・アンド・ブリテン・クエスト・ト ラステーズ Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	0	0
トラック・ワン・ロジスティクス Ltd.	英国、ブラックネル	100.00	GBP	-92	0

トランスケア・ガルフ・ロジスティックス ・インターナショナル Ltd.	英国、ベドフォード	100.00		-	-
トラックス・アンド・チャイルド・セーフ ティ Ltd.	英国、ベドフォード	100.00	GBP	100	0
TSO コンテント・ソリューションズ Ltd.	英国、ノリッチ	63.48		-	-
TSS トランズリンク・ SHIPPING・サービシ ズ Ltd.	アイルランド、ダブリン	100.00		-	-
ユニットランス・ドイチェランド・ゲゼルシャ フト・フューア・テルミンフェアケーレ mbH Vetchlane Ltd.	ドイツ、デュッセルドル フ アイルランド、ダブリン	65.39 100.00		-	-
ファウ・ツェット・エヌ・コンラード・アー デナウアー・ブラツ K.d. ö .R. & Co. KG	ドイツ、デュッセルドル フ	100.00		-	-
ウィリアムズ・リー (No. 1) Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー (US アクイジション) Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・ビジネス・フォームズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・コミュニケーションズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・コンサルティング Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・グループ・クレスト・ トラスティーズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・グループ・トラス ティーズ Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・インターナショナル Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
ウィリアムズ・リー・リサーチ Ltd. ウォンブルトン	英国、ロンドン アイルランド、ダブリン	95.96 100.00		-	-
北中南米 1012244 オンタリオ Inc. 4CX Inc.	カナダ、トロント アメリカ合衆国、ウィル ミントン	100.00 52.31		-	-
アドバンス・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェス ターヴィル	100.00	USD	-89	0
アルカディア・ガーンジー Ltd.	英国、セント・ピーター ・ポート	99.99		-	-
アクシス・ロジスティックス Inc. プラスエクスプレス, Inc.	カナダ、トロント ケイマン諸島、ジョージ タウン	100.00 100.00	CAD	3	0

コンパス・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	-2,383	0
カントリーワイド・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	2,978	0
ドイツポスト・ワールドネット USA Inc.	アメリカ合衆国、ワシントン	100.00		-	-
DHL カスタマーサービス SC メヒコ	メキシコ、テポツォトラン	100.00		-	-
DHL エクスプレス (ベリーズ) Ltd.	ベリーズ、ベリーズシティ	100.00		-	-
DHL エクスプレス・アドゥワナス・ベネズエラ C.A.	ベネズエラ・ボリバル、カラカス	100.00		0	0
DHL グローバル・フォワーディング・アドゥワナス・ペルー S.A.	ペルー、カラオ	100.00		-	-
DHL インターナショナル (アンティグア) Ltd.	アンティグア・バーブーダ、セント・ジョンズ	100.00		-	-
DHL サービスオス S.A. デ C.V.	メキシコ合衆国、メキシコシティ	100.00		-	-
DHL セントルシア Ltd.	セントルシア、カストリーズ	100.00		-	-
エリート・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	1,002	0
エクセル・グローバス・ロジスティックス (カナダ) Inc.	カナダ、セント・ローレンス	100.00		-	-
ファステン・フレッシュ・ロジスティックス Inc.	カナダ、トロント	100.00	CAD	0	0
ギャラクシー・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	15,469	0
ハーベスト・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	4,211	0
ハイペリオン・プロパティーズ Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
アイスワークス・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	654	0
マトリックス・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	-1,956	0
マーチャンツ・デスパッチ Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
マーチャンツ・ホーム・デリバリー・サービス・オブ・ワシントン Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
ミッション・ロジスティックス Inc.	カナダ、トロント	100.00	CAD	1	0

ノーススター・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	-1,278	0
ピナクル・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	3,447	0
パワーパッケージング (ジュネーヴ) LLC	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	59,375	0
パワーパッケージング Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
ラディックス・グループ・インターナショナル Inc.	アメリカ合衆国、コロンバス	100.00		-	-
セーフ・ウェイ・アルゼンチン S.A.	アルゼンチン、ブエノスアイレス	100.00		-	-
SF キャピタル Corp.	カナダ、トロント	100.00	CAD	214	0
SIA DHL エクスプレス・コロンビア Ltda.	コロンビア、ボゴタ	100.00		-	-
スカイホーク・トランスポート Ltd.	カナダ、ミシサガ	100.00		-	-
サウスレイク・フィナンシャル・サービス L.P.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
スペクトラム・サプライ・チェイン・サービス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
スペクトラム・サプライ・チェイン・サービス・パートナーシップ LP	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	-5,046	0
SSCS Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
サミット・ロジスティックス Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	99.93	USD	5,118	0
SWO ディストリビューション・センターズ Ltd.	カナダ、トロント	100.00	CAD	2	0
TBG フライトスマート Inc.	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	CAD	5,725	0
TBG ケラー・テキサス, Inc	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00	USD	2,654	0
TBGC リーシング Ltd.	カナダ、トロント	100.00		-	-
TBGNA GP LLC	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
TBGNA LLC	カナダ、トロント	100.00		-	-
USC ディストリビューション・サービス LLC	アメリカ合衆国、ウェスターヴィル	100.00		-	-
アジア・太平洋 コンコルド・エア・ロジスティックス Ltd.	インド、ムンバイ	80.71	INR	-43,805	-24,298

DHL チャイナ Ltd.	中国、カオルーンバイ	100.00		0	0
DHL カスタムズ・ブローカレッジ Corp.	フィリピン、パサイシ ティー	100.00	PHP	1,132	35
エクセル・ロジスティックス・デルブロス・ フィリピン Inc.	フィリピン、マニラ	60.00		-	-
F.X.コフリン・オーストラリア Pty. Ltd.	オーストラリア、マス コット	100.00		-	-
スカイライン・エアー・ロジスティックス Ltd.	インド、ムンバイ	99.99	INR	-36,797	-12,498
チベット・アンド・ブリテン Kontena Nasional Sdn. Bhd.	マレーシア、ダールル エーサン	60.00	MYR	-352	0
Watthanothai Co. Ltd.	タイ、バンコク	100.00	TBH	1,346	-25
ヤマト・ダイアログ・アンド・メディア Co. Ltd.	日本、東京	49.00	JPY	-629,076	3,194
その他の地域					
ブルー・ファネル・アンゴラ Ltda.	アンゴラ、ルアンダ	100.00		-	-
ダンツァス AEI Pty. Ltd.	ケニア、ナイロビ	100.00		-	-
ダンツァス AEI Pty. Ltd.	ジンバブエ、ハラレ	100.00		-	-
ダンツァス AEI インターコンチネンタル Ltd.	ザンビア、ルサカ	100.00		-	-
ダンツァス AEI インターコンチネンタル Ltd.	マラウイ、ブランタイヤ	100.00		-	-
ダンツァス・ザンビア Ltd.	ザンビア、ルサカ	100.00		-	-
DMW-エキスボ	ロシア、モスクワ	66.00		-	-
エルダー・デンプスター Ltda.	アンゴラ、ルアンダ	100.00		-	-
エクセル・コントラクト・ロジスティックス (SA) Pty. Ltd.	南アフリカ、エランズフォ ンテイン	100.00		-	-
エクセル・ロジスティックス (ザンビア) Ltd.	ザンビア、ルサカ	100.00		-	-
エクセル・ネットワーク・ロジスティックス (南アフリカ) Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00		-	-
エクセル・南アフリカ・ロジスティックス Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00		-	-
ファッション・ロジスティックス Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00		-	-
ファッション・ロジスティックス Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00		-	-
インターナショナル・サプライ・チェーン (SA) Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00		-	-

パーマー・ウーマースリー・ディストリ ビューター Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00	-	-
SA Warehousing Services Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00	-	-
STA ヌルミネン ストアケア Pty. Ltd.	ロシア、モスクワ 南アフリカ、ジャーミス トン	100.00 100.00	- -	- -
シナジスティック・アライアンス・インベス トメント Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00	-	-
チベット・アンド・ブリテン (SA) Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00	-	-
チベット・アンド・ブリテン・エジプト Ltd.	エジプト、カイロ	50.00	-	-
ユニファスト Pty. Ltd.	南アフリカ、ジャーミス トン	100.00	-	-

合併会社（比例連結）

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイ ティ (千 ユー ロ)	純利益 (千ユー ロ)
ヨーロッパ					
エアロロジック GmbH	ドイツ、ライプチヒ	50.00	EUR	10,679	-1,889
エクセル・デラモード・ロジスティック SrL.	ルーマニア、ブカレスト	50.00	EUR	2,291	1,266
北中南米					
EC ロジスティカ S.A.	アルゼンチン、ブエノス アイレス	51.00	EUR	180	98
EV ロジスティックス	カナダ、バンクーバー	50.00	EUR	-710	1,341
イノジスティックス LLC	アメリカ合衆国、ウェス ターヴィル	49.00	EUR	371	70
ライフ・コン・エックス LLC	アメリカ合衆国、プラン テーション	50.00	EUR	-1,128	121
アジア・太平洋					
パーセル・ダイレクト・グループ Pty. Ltd.	オーストラリア、マス コット	50.00	EUR	19,602	-4,279

クーリエ・プリーズ Pty. Ltd.	オーストラリア、ビクトリア	50.00	AUD	-	-
エクスプレス・クーリエ・オーストラリア (SUB1) Pty. Ltd.	オーストラリア、マスコット	50.00	AUD	-	-
ヒルズ・パーセル・ダイレクト Pty. Ltd.	オーストラリア、ビクトリア	50.00	AUD	-	-
ノーザン・コープ・パーセル・エクスプレス (SA) Pty. Ltd.	オーストラリア、ピンブル	50.00	AUD	-	-
ノーザン・コープ・パーセル・エクスプレス Pty. Ltd.	オーストラリア、ピンブル	50.00	AUD	-	-
パーセル・ダイレクト・オーストラリア Pty. Ltd.	オーストラリア、クイーンズランド	50.00	AUD	-	-
パーセル・オーバーナイト・ダイレクト Pty. Ltd.	オーストラリア、ビクトリア	50.00	AUD	-	-
エクスプレス・クーリエ Ltd.	ニュージーランド、ウエリントン	50.00	EUR	75,701	5,490
ロードスター・トランスポート Ltd.	ニュージーランド、ウエリントン	50.00	EUR	-	-
その他の地域					
バーワン・エクセル LLC	オマーン、マスカット	49.00	EUR	702	4,940
ダンザス DV. ユジノ LLC	ロシア、ユジノ-サハリンスク	50.00	EUR	295	-225
エクセル・サウディア LLC	サウジアラビア、アル・コバール	50.00	EUR	3,100	2,570

関連会社（アソシエーテッド・カンパニー）（持分法により連結財務諸表に計上）

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ（千ユーロ）	純利益（千ユーロ）
ヨーロッパ					
ベトリースツェンター・フュア・バンケン AG	ドイツ、フランクフルト・アム・メイン	39.498	EUR	281,834	36,957
ベトリースツェンター・フュア・バンケン・プロツェッシング GmbH	ドイツ、フランクフルト・アム・メイン	39.498	EUR	2,932	1,598
ベー・ハー・ヴェー- ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌングスヴィアトシャフト mbH & Co. イモビリエンフェアヴァルトウンゲ KG	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	92,245	4,876

ベー・ハー・ヴェー - ゲゼルシャフト・ フュア・ヴォーヌングスウィアトシャフト mbH	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	974,950	-5,656
ベー・ハー・ヴェー・パウスパーカッセ・ アーゲー	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	1,436,613	-5,395
ベー・ハー・ヴェー・ゲゼルシャフト・ファ ・フォーアゾルゲ mbH	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	236,704	2,065
ベー・ハー・ヴェー ホールディング Aktiengesellschaft	ドイツ、ベルリン	39.498	EUR	805,395	-27,918
ベー・ハー・ヴェー・イモビリエン GmbH	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	2,475	-203
カーゴ・センター・スウェーデン AB	スウェーデン、ストック ホルム	50.00	SEK	17,974	-17,586
ドイツ・フォン・マネジメント GmbH & Co. デー・ツェ・エム・レンディテフォン 15 KG	ドイツ、ミュンヘン	23.20	EUR	0	0
ドイツポストバンク AG	ドイツ、ボン	39.498	EUR	43,364	593
ドイツポストバンク・フィナンシャル・セン ター・オブジェクト SARL	ルクセンブルク、ムン バック	35.548	EUR	2,281	917
ドイツポストバンク・フィナンシャル・サー ビス GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	39.498	EUR	4,805	-34
ドイツポストバンク・インターナショナル S.A.	ルクセンブルク、ムン バック	39.498	EUR	912,055	102,938
ドイツポストバンク・フェアメーゲンス・メ ネジメント S.A.	ルクセンブルク、ムン バック	39.498	EUR	28,420	10,570
デー・ペ・ベー・イー イモビリエン S.C.A. (KGaA)	ルクセンブルク、ムン バック	3.952	EUR	348	120
DSL ポートフォリオ GmbH & Co. KG	ドイツ、ボン	39.498	EUR	-1	-15
DSLホールディング AG i.A.	ドイツ、ボン	39.498	EUR	57,042	2,342
DSL ポートフォリオ・フェルヴァルトウング ス GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	16,843	964
PB コンスーマー2008-1 GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	0	EUR	-13,958	184
PB ファクタリング GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	16,561	1,075
PB フィアメンクンデン AG	ドイツ、ボン	39.498	EUR	2,023	697
PB シュペツィアールインヴェストメントア クツィエンゲゼルシャフト・ミト・タイルゲ ゼルシャフトスフェアメーゲン	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	39.498	EUR	300	0
ポストバンク・ベタイリゲンゲン GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	325	300
ポストバンク・ダイレクト GmbH	ドイツ、ライプチヒ	39.50	EUR	21,060	200
ポストバンク Filialvertrieb AG	ドイツ、ボン	39.498	EUR	-847	1,288

ポストバンク・フィナンズベラトゥングス AG	ドイツ、ハーメルン	39.498	EUR	75,082	-21,676
ポストバンク・イモビリエ・ウンド・パウ メネジメント GmbH & Co. オブジェクト・ラ イプツィグ KG	ドイツ、ボン	35.548	EUR	-8,493	3,724
ポストバンク・イモビリエン・ウンドパウメ ネジメント GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	18,874	0
ポストバンク・リーシング GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	5,111	-183
ポストバンク・サポート GmbH	ドイツ、ケルン	39.498	EUR	751	-9
ポストバンク・システムズ AG	ドイツ、ボン	39.498	EUR	162,047	11,932
ポストバンク・フェアジヘルングスフェアミ トルング GmbH	ドイツ、ボン	39.498	EUR	25	0
ユニポスト・サービシオス・ヘネラーレス S.L.	スペイン、バルセロナ	37.63	EUR	18,160	2,504
VÖB-ZVD バンク・フュア・ツァールングス ディーンストライストウンゲン GmbH 北中南米	ドイツ、ボン	29.624	EUR	12,021	3,129
ドイツポストバンク・ファンディング LLC I	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	25	17
ドイツポストバンク・ファンディング LLC II	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	8	8
ドイツポストバンク・ファンディング LLC III	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	29	6
ドイツポストバンク・ファンディング LLC IV	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	67	19
ドイツポストバンク・ファンディング・トラ スト I	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	1	0
ドイツポストバンク・ファンディング・トラ スト II	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	1	0
ドイツポストバンク・ファンディング・トラ スト III	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	1	0
ドイツポストバンク・ファンディング・トラ スト IV	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	57	3
PB (USA) ホールディングス, Inc.	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	390,781	-45,926
PB リアルティ・コーポレーション	アメリカ合衆国、ニュー ヨーク	39.498	EUR	-	-
PB キャピタル・コーポレーション	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	-	-

PB ファイナンス(デラウエア), Inc.	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	-	-
PBC カーネギー LLC	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	39.498	EUR	-	-
アジア・太平洋					
エアー・ホンコン Ltd.	中国、香港	40.00	HKD	-268,446	-2,228,426
ドイツポストバンク・ホーム・ファイナンス Ltd.	インド、ニューデリー	39.498	EUR	66,509	8,833
タスマン・カーゴ・エアラインズ Pty. Ltd.	オーストラリア、シド ニー	49.00	AUD	5,822	217
その他の地域					
ダンツァス AEI エミレーツ LCC (ドバイ)	アラブ首長国、ドバイ	40.00	AED	167,626	53,834

#### 非連結合弁会社

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイ ティ(千 ユーロ)	純利益 (千ユー ロ)
ヨーロッパ					
エアロジック・マネジメント GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	50.00	EUR	0	0
Birkart SGS ポーランド Sp. z o. o.	ポーランド、ウッジ	50.00		-	-
LTTTS サービス・ディストリビューション・ フェアヴァルトウングス GmbH	ドイツ、エッセン	50.00		-	-
マルト・グルンドシュトゥックス・フェア ヴァルトウングスゲゼルシャフト mbH & Co. KG	ドイツ、グルンヴァルト	50.00		-	-

#### 非連結関連会社(アソシエーテッド・カンパニー)

社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイ ティ(千 ユーロ)	純利益 (千ユー ロ)
ヨーロッパ					
エアメール・センター・フランクフルト GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	20.00		-	-
オートモーティブ・ロジスティックス (UK) Ltd.	英国、ブラックネル	50.00		-	-
バルザ・グルンドシュトゥックス・フェア ヴァルトウングスゲゼルシャフト mbH & Co. Vermietungs KG	ドイツ、マインツ	24.00		-	-

BHW ディレクト・セアヴィス GmbH	ドイツ、ハーメルン	39.50	EUR	2,364	864
BHW ユーロファイナンス B.V.	オランダ、アムステルダム	39.50		-	-
BHW フィナンシャル S.r.l.	イタリア、ペローナ	39.50	EUR	1	0
BHW インベスト SARL	ルクセンブルク、ルクセンブルク	39.50	EUR	39	5
バイク-ロジスティック GmbH ゲゼルシャフト・フュア・ツワイラドトランスポート・カボション グルンドシュトゥックスフェア	ドイツ、ニュルンベルク	25.00		-	-
ヴァルテュングスゲゼルシャフト mbH & Co. フェアミーテュングス KG	ドイツ、マインツ	24.00		-	-
クリス・ファウラー・インターナショナル Ltd.	英国、ロンドン	95.96		-	-
クレダ・オブジェクトアンラーゲーウインド・フェアメーゲンゲゼルシャフト CREDA mbH	ドイツ、ボン	39.50	EUR	1,000	0
DCM GmbH & Co. フェアメーゲンサウフバウ・フォン 2 K	ドイツ、ミュンヘン	23.81		-	-
ドイツ・フォン・マネジメント GmbH & Co. DCM レンディテフォン 18 KG	ドイツ、ミュンヘン	24.94	EUR	0	0
ディオリト・グルンドシュトゥックスフェア	ドイツ、マインツ	24.00		-	-
ヴァルテュングスゲゼルシャフト mbH & Co. フェアミーテュングス KG					
DSF ドイツ・システム・フィナンツプラン・ゲゼルシャフト・フュア・フィナンツディーンストフェアミットルング mbH	ドイツ、ボン	39.50	EUR	363	6
DVD ゲゼルシャフト・フュア・デーファウ・ゲシュトゥツテ・ディーンストライストウングエン mbH & Co. KG	ドイツ、ケルン	20.14		-	-
イージーヒム GmbH	ドイツ、ハーメルン	39.50		-	-
ヨーロッパアン EPC コンペテンス・センター GmbH	ドイツ、ケルン	30.00	EUR	206	7
EXPO ロジスティック OOD	ブルガリア、ソフィア	50.00		-	-
エクスポ-ダン	ウクライナ、キエフ	50.00		-	-
エクスポ-スベッド Sp. z o.o.	ポーランド、ワルシャワ	50.00		-	-
フンフテ・SAB・トロイハンド・ウインド・フェアヴァルトウング GmbH & Co	ドイツ、ズール	29.22		-	-
ズール・リムバハ・ツェントルム KG					
ガールデルムエン・ペリシャブル・センター AS	ノルウェー、ガーデンモエン	33.33		-	-

フーミド・グルンドシュトゥックスフェア ヴァルテュングスゲゼルシャフト mbH & Co. フェアミートウンクス KG	ドイツ、マインツ	24.00		-	-
イフィゲーニエ・フェルヴァルトウンクス GmbH	ドイツ、ボン	39.50		-	-
ユルテ グルンドシュトゥックスフェアヴァ ルテュングスゲス mbH & Co. フェアミー トウンクスKG	ドイツ、マインツ	24.00	EUR	0	0
Kattun リュンドシュトゥックスフェアヴァ ルテュングスゲゼルシャフト mbH & Co. フェアミートウンクス KG	ドイツ、マインツ	24.01		-	-
マックス・ホールディング B.V.	オランダ、マーストリヒ ト	30.00		-	-
PB ユーロ・タックス・フィナンツディー ンストライストウンゲン GmbH	ドイツ、ボン	39.50		-	-
PB ゼクステ・ベタイチグンゲン GmbH	ドイツ、フランクフルト ・アム・マイン	39.50	EUR	0	0
ポストバンク P.O.S. トランズアクト GmbH	ドイツ、エシュボルン	39.50		-	-
ポストバンク・ヴェアトリープスアカデミー GmbH	ドイツ、ハーメルン	39.50		-	-
プロフレッシュ・システムロジスティック GmbH	ドイツ、ハンブルグ	33.33		-	-
ラロス フェアヴァルトウンクス GmbH & Co. フェアミートウンクス KG	ドイツ、ミュンヘン	37.13	EUR	-2	0
SAB リアル・エステート・フェアヴァルトウ ンクス GmbH	ドイツ、ボン	39.50		-	-
ユニポスト S.A. 北中南米	スペイン、バルセロナ	37.36		-	-
2650 ヴァージニア・アヴェニュー NW LCC	アメリカ合衆国、ドー バー	39.50		-	-
BITS Ltd.	バミューダ諸島、ハミル トン	40.00	EUR	696	-239
DHL インターナショナル (ケイマン) Ltd.	ケイマン諸島、ジョージ タウン	40.00	EUR	837	172
ダイヤモンド・ロジスティックス	アメリカ合衆国、ウィル ミントン	50.00		-	-
インベルシオネス 3340, C.A.	ベネズエラ・ボリバル、 カラカス	49.00		-	-
マイアミ MEI, LLC	アメリカ合衆国、ニュー ヨーク	39.50		-	-

PB ハリウッド II ロフツ, LLC	アメリカ合衆国、ド バー	39.50		-	-
ウィルミントン・コ マース・パーク・パ ートナーシップ アジア・太平洋	アメリカ合衆国、プラン テーション	50.00	USD	4,342	2,175
BHW フィナンシャル・ コンサルタンツ Ltd. マクセル Pte. Ltd.	インド、デリー シンガポール、シンガ ポール	39.50		-	-
		50.00	SGD	0	0
その他の地域					
ダンツァス AEI Int. (モ ーリシャス) Ltd.	モーリシャス、ポ ートルイス	35.00		-	-
DHL イエメン・カンパ ニーLtd. (エクスプレ ス・クーリエ)	イエメン、サヌア	49.00		-	-
ドラケンスバーグ・ロ ジスティックス Pty. Ltd	南アフリカ、ジャ ーミントン	50.00		-	-

## 責任声明

私どもの知る限り、及び適用される会計原則に準拠して、当連結財務書類は、当グループの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正な概観を与えており、また当グループの経営報告書は、当グループで予想される展開に関連する主要な機会及びリスクの記載とともに、当グループの展開及び事業実績及び位置付けの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2010年2月19日  
ドイツポスト・アーゲー  
経営取締役会

フランク・アペル	ケン・アレン
ユルゲン・ゲルデス	ヴァルター・ショイルレ
ブルース・エドワーズ	ローレンス・ローゼン
ヘルマン・ウデ	

[次へ](#)

## (2) 個別財務諸表

## (イ) 損益計算書

		12月31日に終了した事業年度				
		2008年		2009年		
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	
1	売上高	(5)	13,327	14,953	12,799	14,360
2	その他の営業収益	(6)	1,198	1,344	1,720	1,930
			14,525	16,297	14,519	16,290
3	材料費	(7)				
	a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的で購入した商品		325	365	286	321
	b) サービス費用		4,129	4,633	3,928	4,407
			4,454	4,997	4,214	4,728
4	人件費	(8)				
	a) 賃金、給料及び諸手当		5,411	6,071	5,588	6,270
	b) 社会保険料、退職給付費用及び その他給付		1,420	1,593	1,755	1,969
			6,831	7,664	7,343	8,239
5	無形固定資産償却費及び有形固定資 産の減価償却費	(9)	272	305	268	301
6	その他の営業費用	(10)	1,498	1,681	1,350	1,515
			13,055	14,648	13,175	14,782
7	財務損益純額	(11)	-3,248	-3,644	-810	-909
8	経常損益		-1,778	-1,995	534	599
9	特別損益	(12)	1,067	1,197	0	0
10	法人所得税費用	(13)	-46	-52	-21	-24
11	当期純利益/損失		-757	-849	513	576
12	前期末処分利益の繰越	(14)	0	0	368	413
12	留保利益の取崩し	(15)	1,850	2,076	0	0
13	当期末処分利益		1,093	1,226	881	988

(口) 貸借対照表

資産の部

	注記	2008年12月31日現在		2009年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
<b>A 固定資産</b>					
無形固定資産	(17)	41	46	37	42
有形固定資産	(18)	2,213	2,483	2,181	2,447
長期金融資産	(19)	20,103	22,556	20,108	22,561
		<u>22,357</u>	<u>25,085</u>	<u>22,326</u>	<u>25,050</u>
<b>B 流動資産</b>					
棚卸資産	(20)	66	74	60	67
受取債権及びその他の資産	(21)	9,757	10,947	6,029	6,765
有価証券	(22)	5,134	5,760	5,702	6,398
現金及び現金等価物	(23)	316	355	2,195	2,463
		<u>15,273</u>	<u>17,136</u>	<u>13,986</u>	<u>15,692</u>
<b>C 前払費用</b>	<b>(31)</b>	<b>181</b>	<b>203</b>	<b>164</b>	<b>184</b>
		<u>37,811</u>	<u>42,424</u>	<u>36,476</u>	<u>40,926</u>

資本及び負債の部

	注記	2008年12月31日現在		2009年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
<b>A 資本</b>					
資本金	(24-26)	1,209	1,356	1,209	1,356
条件付資本金 56百万ユーロ					
資本準備金	(26)	3,343	3,751	3,343	3,751
留保利益	(26)	5,217	5,853	5,217	5,853
当期末処分利益	(26)	1,093	1,226	881	988
		<u>10,862</u>	<u>12,187</u>	<u>10,650</u>	<u>11,949</u>
<b>B 引当金</b>	<b>(27-29)</b>	<b>7,707</b>	<b>8,647</b>	<b>7,705</b>	<b>8,645</b>
<b>C 負債</b>	<b>(30)</b>	<b>19,232</b>	<b>21,578</b>	<b>18,115</b>	<b>20,325</b>
<b>D 繰延収益</b>	<b>(31)</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>7</b>
		<u>37,811</u>	<u>42,424</u>	<u>36,476</u>	<u>40,926</u>

## (八)ドイツポスト・アーゲーの財務諸表に対する注記

2009年12月31日終了事業年度

### (1) 会計方針

ドイツポスト・アーゲーの2009年12月31日に終了した事業年度の年次財務諸表書類は、ドイツ商法(第238ff条及び第264ff条)及び株式会社法の会計及び報告規則に準拠して作成されている。

ドイツポスト・DHLの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315a条第1項に準拠して国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づき連結財務諸表を作成している。このため、連結財務諸表はドイツ商法の要件に準拠して作成されているものではない。

### (2) 外貨為替換算

年次財務諸表に計上されている外貨建の受取債権及び流動資産並びに外貨建債務は、原則として、決算日レートで換算されている。ヘッジされていない債権債務には、低価法の方式が適用されている。

営業活動より生じた為替差損益は、その他の営業収益及びその他の営業費用として認識されている。その他の為替差損益は、財務損益純額に計上されている。

### (3) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

貸借対照表及び損益計算書は、ドイツ商法第266条第2項及び第3項、並びに第275条第2項に基づいて作成されている。損益計算書は、総費用形式(費用種類別)で作成されている。金額は、百万ユーロ(? m)単位で表されている。ドイツ商法第265条第7項第2号で認められるところにより、アラビア数字の付された、貸借対照表及び一部の損益計算書の項目は、財務諸表の表示の明瞭性を向上させるために、統合されている。これらの項目は、必要に応じて、注記において分けて開示している。

国際的な会計慣行に従い、財務諸表は、損益計算書から始まっており、キャッシュ・フロー計算書及び株主持分変動計算書は、注記の別紙として添付している。

### (4) 会計方針

以下に詳述されているドイツ商法第252条及び第253条に準拠した会計方針の適用については、以下の段落及び項目にその概要を示した例外を除き、原則として前年度から変更されていない。

#### 無形固定資産

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む取得原価で計上し、定額法による償却及び評価減により減価されている。これらの耐用年数は5年であるが、契約期間がそれよりも短い場合には、それに応じて短縮されている。

#### 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用される有形固定資産は、購入又は製造に係る付随費用を含む取得原価又は製造原価で計上され、定額法により減価されている。

減価償却は、原則として、定額法を用いて費用計上されている。また、以下の耐用年数が適用される。

耐用年数

建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
乗用車	6年
トラック	8年
その他の車輛	10年
ITシステム	4 - 5年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が150ユーロ～1,000ユーロの少額資産	5年

受領した補助金は、繰延収益に計上され、当該有形固定資産の耐用年数にわたり戻入れられる。

有形固定資産のうち動産は、取得月から、比例配分により減価償却される。  
少額資産(取得原価150ユーロ以下)は、取得年度に全額費用処理される。  
取得原価150ユーロ以上1,000ユーロ以下の少額資産は、資産計上され、5年で減価償却又は償却される。  
ドイツ商法第253条第2項に従った評価減は、26百万ユーロ(前年度は0百万ユーロ)となった。  
ドイツ商法第280条に従った、評価減戻入の事由は存在しなかった。

#### 長期金融資産

関連会社株式及びその他の株式投資は、取得原価又は公正価値のいずれか低い金額で計上される。  
外国の関連会社における外貨建の株式及び投資は、取得日の為替レートで換算される。取得に係る為替リスクがヘッジされている場合、ヘッジ・レートで計上される。  
低利息又は無利息の長期貸付金は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。累積利息の金額は、貸付金に追加計上される。

#### 棚卸資産

貨物郵送センターの郵便切手、並びにコンベア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、固定価格で棚卸資産に計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、移動平均価格、加重平均価格、又はそれよりも低い貸借対照表日現在の時価で計上される。再販目的購入商品は、低価法に従い、取得原価又は移動平均価格で評価される。必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。

#### 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。  
IFRSの要件に準拠し、一般的な信用リスクをカバーするための一般評価引当金は認識されていない。一般的な債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金を計上している。  
外貨建受取債権は、取引日の為替レートで換算される。低価法の方法によることが求められていることから、貸借対照表日において、決算日レートの方が低い場合には、決算日レートで測定される。ヘッジされている外貨建受取債権は、原則として、決算日レートで換算される。ヘッジによる相殺の効果は、考慮される。  
これまで現金及び現金等価物として計上してきた、グループ内部銀行業務による当グループ会社に対する受取債権は、報告対象年度から本項目に計上されている。それに伴い、過年度の金額の修正再表示を行った。

#### 有価証券

有価証券は、貸借対照表日において、低価法により計上されている。

#### 現金及び現金等価物

銀行預金、手許現金及び小切手は、額面価額で計上される。外貨建の現金は、決算日レートで測定されている。

## 引当金

年金引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。この算出方法は、所得税法第6a条に準拠している。クラウス・ヒューベック博士が発行した2005年度版生命表が、引当金の算出に適用されており、割引率は6パーセントである。

税金引当金及びその他の引当金は、信頼できる予測が可能であり、将来の経済的資源の流出を生じさせる、第三者に対する債務について設定されている。それらは、保守的な商慣行上要求される金額に設定されている。

年金引当金、部分退職及び経過給付引当金、記念給付引当金、郵便職員健康保険基金に対する引当金及び空き賃貸不動産の予想損失額に対する引当金を除き、割り引かれている引当金は存在しない。

現在価値を算定する際に用いる割引率は、2009年12月31日の決算日現在でIFRSの数値に調整された、再編引当金(部分退職及び経過給付、人員再編)は、3.00パーセント(前年度:5.25パーセント)のレートを用いて割り引かれている。記念給付引当金及び郵便職員健康保険基金に対する引当金は、共に5.25パーセント(前年度:5.5パーセント)のレートを用いて割り引かれている。空き賃貸不動産の予想損失額は、各賃貸期間に応じて、3.0パーセント又は4.0パーセントのレートを用いて割り引かれている。

## 負債

負債は、額面価額又はより高い償還価額で計上されている。償還価額が発行価額を上回る場合、差額は、資産計上の上、負債の期間にわたって償却される。

外貨建負債は、取引日の為替レートで換算される。貸借対照表日において、決算日レートの方が高い場合には、必要に応じて、決算日レートで測定される。ヘッジ対象の外貨建負債も、原則として、決算日レートで測定される。ヘッジによる相殺の効果は、考慮される。

損益計算書の開示

(5) 売上高

郵便部門

郵便部門には、メール・コミュニケーション、ダイアログ・マーケティング、プレス・サービス、パーセル・ジャーマニー、国際郵便、年金サービス、小売店舗及びその他サービス事業等がある。

その他

その他のグループ会社に対する商品の販売による売上高は、その他として計上されている。

部門別売上高

部門	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
郵便部門	13,303	12,785
その他	24	14
	13,327	12,799

売上高の減少の主要な理由は、メール・コミュニケーション、ダイアログ・マーケティング及びメール・ジャーマニーの中の国際郵便事業であった。

地域別売上高

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
ドイツ	12,726	12,260
EU(ドイツを除く)	497	440
ヨーロッパ(EUを除く)	51	44
アメリカ大陸	17	20
アジア/太平洋	26	27
その他の地域	10	8
	13,327	12,799

(6) その他の営業収益

その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2008年	2009年
引当金の取崩し及び戻入れにより生じた収益	231	556
流動資産処分益	0	464
償還	248	250
賃貸及びリース収益	157	104
デリバティブ収益	87	97
過年度の請求より生じた収益	34	20
固定資産処分益	241	15
その他	200	214
	1,198	1,720

その他の営業収益の増加は主に、引当金の戻入れ及び流動資産処分により生じた収益によるものである。引当金の戻入れは主に、退職金及びデリバティブの予想損失に関連する。流動資産処分にかかる利益は、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式売却により生じた収益に関連する。

下位項目のその他は、損害賠償及び負債の計上取消しにより生じた収益、並びに当社の主力事業に属さないサービスにより生じた収益に関連するものである。

(7) 売上原価

売上原価は、消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用、並びに購入サービス費から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的で購入した商品

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
燃料及び電熱材料	127	98
事務用機器及びその他の業務用貯蔵品費	111	97
再販売目的購入商品	67	73
スペアパーツ及び修理材料	20	18
	325	286

サービス費用

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
交通費	1,429	1,351
追加不動産費用を含む賃借及びリース費用	590	569
小売店舗代理店契約	489	519
手数料	316	345
ITサービス費	298	264
修繕費	212	199
購入したソフトウェア開発サービス費	188	140
その他	607	541
	4,129	3,928

下位項目のその他は、そのほとんどが関連会社との代理店契約の費用からなる。これには前年度の8百万ユーロ(前年度：3百万ユーロ)も含まれる。

(8) 人件費 / 従業員

人件費

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年

賃金、給与及び諸手当	5,411	5,588
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、退職給付費用839百万ユーロ(前年度：567百万ユーロ)	1,420	1,755
	6,831	7,343

人件費の増加は主に、労使協定賃金・給与の増加並びに人員再編及び年金のための引当金繰入れが前年に比べて増加したことによるものである。

2009会計年度以降、年金資産からの収益は、人件費ではなく、財務損益純額として計上されている。前年度分の金額は修正再表示されず、75百万ユーロ(前年度：73百万ユーロ)の影響を生じた。

報告対象年度において、ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.への拠出金は559百万ユーロ(前年度：557百万ユーロ)であった。ドイツ連邦郵便通信年金サービスe.V.は、ドイツ郵便従業員保護法(Postpersonalrechtsgesetz)第15条第1項及び第16条第1項に従い、退職した公務員への年金及びその他の助成金給付の支払責任を負う特別年金基金である。

2000会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、並びに休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセント相当額を当該特別年金基金に拠出する法的義務を負っている。当該割合拠出の規定により、年間2,045百万ユーロという固定金額の拠出を義務付けられていた2000年より前と比べると、拠出金額は大幅に減少した。

ドイツ連邦政府は、特別年金基金が常に積立会社に対する債務を履行できることを保証している。従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

	(単位：人)	
	2008年	2009年
賃金労働者	127,306	127,868
公務員	51,304	49,691
	178,610	177,559

貸借対照表日現在、常勤従業員相当に換算した従業員数は、合計142,895名(前年度：142,312名)であった。

給与制従業員及び時給制労働者の数は562名増加し、公務員数は報告対象年度において1,613名減少した。

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。貸借対照表日現在でこの身分を有している従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となっている。

(9) 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
無形固定資産の償却費	23	20

有形固定資産の減価償却費

土地及び建物	76	92
技術設備及び機械	98	73
その他の設備、営業用及び事務用機器	75	83
	<u>272</u>	<u>268</u>

報告対象年度では、土地及び建物の減価償却費には、26百万ユーロ(前年度：0百万ユーロ)の評価減が含まれている。

(10) その他の営業費用

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
ドイツポスト・フリートGmbHのサービス・レベル契約	227	214
貸倒引当金	36	152
広告宣伝費	177	120
交通費及び研修費用並びに交際費	141	109
弁護士、コンサルティング及び監査費用	126	101
引当金繰入れ	98	97
ドイツポスト・ワールドネット・グループ内の従業員の配置による費用	73	85
連邦機関及び博物館財団の費用	70	81
税金	141	56
損害賠償の支払	38	49
その他	371	286
	<u>1,498</u>	<u>1,350</u>

その他の営業費用の減少は、2009年度の経費削減及び2008年度の税金のための引当金繰入れによるものである。一方、2009年に貸倒引当金の増加があった。

下位項目のその他には、保険料、通信費、資産処分損、福利厚生費、一般取引条件に基づく保証費用及びデリバティブ費用が含まれる。

その他の営業費用には、前年度の費用5百万ユーロ(前年度：144百万ユーロ)が含まれている。

(11) 財務損益純額

	(単位：百万ユーロ)	
	2008年	2009年
投資より生じた収益		
内、関連会社から221百万ユーロ(前年度：0百万ユーロ)	0	221
長期金融資産及び流動資産に分類された有価証券の評価減	229	226
共同利益契約に基づく収益		
内、関連会社から4百万ユーロ(前年度：4百万ユーロ)	4	4
損失負担費用		
内、関連会社から260百万ユーロ(前年度：2,548百万ユーロ)	2,548	260
純投資収益	-2,773	-261
その他の受取利息及び類似収益		
内、関連会社から233百万ユーロ(前年度：411百万ユーロ)	1,591	1,178
長期貸付金より生じた収益		
内、関連会社から5百万ユーロ(前年度：80百万ユーロ)	81	5
支払利息及び類似費用		
内、関連会社へ145百万ユーロ(前年度：336百万ユーロ)	2,147	1,732
利息収益純額	-475	-549
財務損益純額	-3,248	-810

前年度と比較して財務収益純額が増加したのは、純投資収益の大幅な改善によるものである。これは、損益移転契約に基づく損失負担が減少したことによるものである。

226百万ユーロの評価減のうち、19百万ユーロは資本投資の帳簿価額の評価減によるものであり、207百万ユーロはドイツ・ポストバンク・アーゲー株式の評価及び減損損失によるものである。

報告対象年度から、年金資金からの収益は人件費ではなく本項目に計上され、2009年度においては75百万ユーロ(前年度：73百万ユーロ)の影響を及ぼす。

(12) 特別損益

前年度の特別利益は、違法とされていたドイツ連邦政府による国庫補助1,067百万ユーロの払戻しを反映した。このうち、907百万ユーロは当初ドイツポスト・アーゲーが支払った金額であり、160百万ユーロはその利息である。欧州委員会の決定は、1994年から1998年の小包事業の不足費用を対象としていた。

(13) 法人所得税費用

21百万ユーロの法人所得税の支払義務が報告対象年度に発生した。

(14) 前期末処分利益の繰越

前期末処分利益の繰越は368百万ユーロであった。

(15) 留保利益の取崩し

報告対象年度においては、その他の留保利益の取崩しはなかった(前年度：1,850百万ユーロ)。

(16) 利益処分

年次株主総会により決議された前年度の当期末処分利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

12月31日現在

	2008年	2009年
前期末処分利益	1,338	1,093
配当金として分配	1,088	725
その他の留保利益への振替え	250	0
当期末処分利益の繰越	0	368

貸借対照表の開示

資産

(17) 無形固定資産

無形固定資産の変動及び内訳は、固定資産変動表(別紙1)に表示されている。

(18) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、固定資産変動表(別紙1)に表示されている。投資額のうち、7百万ユーロが土地及び建物に、91百万ユーロが技術設備(主に輸送及び配送システム)に、128百万ユーロがその他の機器、営業用及び事務用機器に関連している。その他の機器、営業用及び事務用機器に対する投資額は、主としてコンピューター機器及び少額資産及びその他の資産に関するものである。

(19) 長期金融資産

長期金融資産の変化は別紙1(固定資産変動表)に表示されている。株主リストは、別紙6に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

	(単位：百万ユーロ)	
	12月31日現在	
	2008年	2009年
関連会社に対する投資	12,413	12,398
関連会社に対する貸付金	7,670	7,688
その他の持分投資	1	1
住宅建設促進貸付金	19	21
	20,103	20,108

関連会社に対する貸付金は前年度と比べてほぼ変わらず、7,688百万ユーロであった。報告された金額は主に、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに対する貸付金64億ユーロ及びDZスペシャリティB.V.に対する貸付金10億ユーロで構成される。契約上、DZスペシャリティに対する貸付の契約期間は、いずれかの当事者が報告対象年度後に到来する決算日までに契約を解除しない限り、その都度、1年間延長される。

無利息の貸付金は、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに対する全体的なエクスポージャーの測定の観点から割り引かれていない。この長期貸付金に加えて、認識額が約66億ユーロの持分投資が特別にこの項目に組み込まれた結果、当該貸付金に付されていない利息は、持分投資による収益を同額分増加させることで反映されている。

(20) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

12月31日現在

	2008年	2009年
消耗品及び貯蔵品	25	25
再販目的購入商品	41	35
	66	60

棚卸資産項目の消耗品及び貯蔵品は、事務用機器、貯蔵品、スペアパーツ及びその他のメンテナンス用機器から構成されている。

再販目的購入商品には、切手収集関連商品及び電話端末装置、テレホンカード、その他の商品などの小売店舗の商品が含まれる。

(21) 受取債権及びその他の資産

(単位：百万ユーロ)

12月31日現在

	2008年	2009年
売掛金	176	182
関連会社に対する受取債権 内、売掛金21百万ユーロ(前年度：35百万ユーロ)	9,278	5,297
その他の持分投資先に対する受取債権 内、売掛金6(前年度：0)	0	68
その他の資産	303	482
	9,757	6,029

関連会社及びその他の持分投資先に対する受取債権3,801百万ユーロ(前年度：7,576百万ユーロ)は、グループ内銀行業務による受取債権に関連している。

また、関連会社に対する短期貸付債権は、1,469百万ユーロ(前年度：1,581百万ユーロ)に減少した。これは主に、短期貸付の発行の減少によるものである。

(22) 有価証券

有価証券

	12月31日現在	
	2008年	2009年
関係会社株式	5,134	0
その他の有価証券	0	5,702
	5,134	5,702

その他の有価証券は、ドイツポストが保有するドイツ・ポストバンク・アーゲー株式(4,076百万ユーロ)及びファンド(1,600百万ユーロ)を含む。

### (23) 現金及び現金等価物

	(単位：百万ユーロ) 12月31日現在	
	2008年	2009年
銀行預金	196	2,094
手許現金 / 小切手	120	101
	316	2,195

銀行預金に計上された金額は、当座口座、短期金融市場投資(翌日物及び1か月物)及び資金清算口座に関連している。合計金額のうち、1,461百万ユーロ(前年度：1百万ユーロ)は、その他の銀行への短期金融市場投資に起因しており、うち473百万ユーロはドイツ・ポストバンク・アーゲーへの投資(前年度：31百万ユーロ)に起因している。

### キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書(注記の別紙4)は、当社のキャッシュ・フロー及び利用を開示する。キャッシュ・フロー計算書に表示される現金及び現金等価物は、貸借対照表のキャッシュ項目を全て含んでいる。

運転資本の増減考慮前の当期純利益 / キャッシュ・フローI(営業活動によるキャッシュフロー)は、1,756百万ユーロ増加し、1,289百万ユーロとなった。この増加は主に、2009年報告年度の純利益に起因する。キャッシュ・フローをベースにして、運転資本及び前払費用の増加並びに負債及び繰延収益増加を考慮し、営業活動による純キャッシュは11億ユーロであった。

報告対象年度の投資活動による純キャッシュは19億ユーロ(前年度：19億ユーロのキャッシュ・アウトフロー)であった。長期金融資産の投資の減少に加えて、その変動は主に、関連会社からの有利子債権に関する現金支出並びにドイツ・ポストバンク・アーゲー株式の処分起因した。

報告対象年度の財務活動に使用した現金純額は1,072百万ユーロであり、前年度の現金収入1,027百万ユーロと比較される。手許資金の流出は特に、配当金の支払及び債務の返済に起因した。ドイツ・ポストバンク・アーゲーの売却による現金収入に加えて、その変動は主に、関連会社への有利子負債の返済によるものであった。2009年12月31日現在における現金及び現金等価物の金額はおよそ2,195百万ユーロ(前年度：316百万ユーロ)となった。

## 貸借対照表の開示

### 資本及び負債

#### (24) 資本

	(単位：百万ユーロ)	
	12月31日現在	
	2008年	2009年
資本金	1,209	1,209
資本準備金	3,343	3,343
留保利益		
その他の留保利益	5,217	5,217
当期末処分利益	1,093	881
	<u>10,862</u>	<u>10,650</u>

2009年12月31日現在、資本は前年度と比較して合計212百万ユーロ減少した。資本の詳細は以下に記載されている。

#### (25) 資本金

##### 株式資本

株式資本は、前年度比で変動せず、1,209,015,874株(無額面)の登録株式で構成されていた。

2009年12月31日現在、株主の構成は変動がなく以下のとおりである。浮動株840,738,516株(69.5パーセント)。ドイツ復興金融公庫は368,277,358株を継続して所有していた(30.5パーセント)。

報告対象年度にドイツ証券取引法第26条第1項に基づき発行された、ドイツ証券取引法第21条第1項に基づき受領した議決権に関する開示は、別紙3になされている。

別紙3は、第25条第1項第1文・第2文に基づき開示された、2003年度からのKfWの議決権に関する開示も

含む。

#### 授權資本金

2009年4月21日付の年次株主総会の決議により、取締役会は監査役会の承認の下、現金払込で、及び/又は現金払込を伴わずに240百万株を上限として無額面登録株式を発行することにより、2014年4月20日までに当社の株式資本を増加させる権限を得た。原則として、株主は新株予約権を有する。

2005年5月18日付の年次株主総会で付与された、2010年5月17日を期限とする株式資本を増加させる権限は、2009年度授權資本金の発効日をもって失効した。

#### 条件付資本金

2003年6月5日付の年次株主総会において、2003年ストックオプション制度に利用するため条件付で60百万ユーロの条件付増資を行うことが決議された。

これらのストックオプションは、関連する付与日から3年間の行使禁止期間の終了後より行使可能となり、行使期間は2年間である。

制度では最後のオプションの行使期間は2009年6月30日までであった。報告対象年度においてオプションは行使されなかった。

また、2007年5月8日付の年次株主総会において、新株予約権又は新株予約権付社債若しくは転換社債に付される新株予約権の転換権に供するため条件付で56百万ユーロの増資を行うことが決議された。増資の権限は、2012年5月7日まで引続き有効であり、今日までに新株予約権付社債又は転換社債は発行されていない。

#### (26) 資本準備金

報告対象年度において、資本準備金の変動はなかった。前年度において、ドイツ商法第272条第2項第2号に準拠した資本準備金は、2000年及び2003年ストックオプション制度により取締役会の構成員及びその他の上級役員に対して発行されたストックオプションを認識したことにより、及び19百万ユーロの条件付増資からのプレミアムにより、4百万ユーロ増加した。

報告対象年度において2003年ストックオプション制度によるストックオプションの行使はなされなかった。

2009年4月21日付の年次株主総会において、2008年度の修正後当期純利益から368百万ユーロをその他の留保利益へ繰越し、2008年度について725百万ユーロの配当を行うことが決議された。当該配当金は、報告対象年度において支払われた。

報告対象年度において、留保利益からの取崩しはなかった(前年度：1,850百万ユーロ)。

#### (27) 引当金

引当金は、年金及び類似債務に係る引当金、税金引当金、並びにその他の引当金に分類される。

#### (28) 年金及び類似債務に係る引当金

	(単位：百万ユーロ)					2008年12月31日 現在
	2007年12月31日 現在	取崩し	戻入れ	組替	繰入額	
年金引当金	4,681	480	0	0	563	4,764

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対して直接給付請求権を有する給与制従業員及び時給制労働者に対する直接給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(VAP)、ドイツポスト企業年金サービスe.V. (DPRS)、及び2009年度に設立されたDPペンジオンフォンス・アーゲーを通じて支給され、積立てが行われる。直接給付債務については、3,143百万ユーロ(前年度：3,160百万ユーロ)の引当金が計上されており、間接債務については、1,621百万ユーロ(前年度：1,521百万ユーロ)が計上されている。

企業年金制度の再編の一環として、ドイツポスト・アーゲーは、2000年1月1日、2000年7月1日及び2001年1月1日付でそれぞれ、平行債務(VAP規則第77条)の方法により、VAPの支払債務を引き受けた。これらの直接給付債務は、貸借対照日現在、2,391百万ユーロ(前年度：2,471百万ユーロ)であった。

その他の直接給付債務については、752百万ユーロ(前年度：689百万ユーロ)が引き当てられている。この引当金には、経営陣に対する給付債務、並びに企業年金制度(郵政年金)に関する労使協定第15号に従った給付債務が含まれている。この規定は、1997年4月30日以降入社し労使協定の対象となる全従業員、及び旧東ドイツの州で労働契約を締結し労使協定の対象となる従業員が対象となっている。さらに、これらの引当金には、稼働率が50パーセント未満のパートタイム従業員に対する債務も含まれている。

給与制従業員及び時給制労働者に対する、VAP及びDPRSを通じて積立てが行われる間接給付債務は、貸借対照表日現在、全額が引き当てられている。DPペンジオンフォンス・アーゲーを通じて積立てが行われる債務は、資産が負債を超過しているため、決算日において引き当てる必要がなかった。

年金引当金は、ドイツの所得税法第6a条に準拠して加入年齢方式を用い、6パーセントの割引率を適用して認識されている。この計算は、利用可能な制度資産を考慮に入れ、クラウス・ヒューベック博士による2005年度版生命表に基づいて行われた。

#### (29) 税金引当金及びその他の引当金

	(単位：百万ユーロ)					2009年12月31日 現在
	2008年12月31日 現在	取崩し	戻入れ	振替	繰入額	
1 税金引当金	328	1	4	0	12	335
2 その他の引当金						
a) 従業員関連引当金						
再編	1,092	170	242	0	282	962
有給休暇	184	184	0	0	205	205
超過勤務	79	79	0	0	79	79

変動型の給与及び賃金	68	68	0	0	79	79
経営陣賞与	63	62	1	0	65	65
その他の有給休暇	54	54	0	0	70	70
記念給付	33	2	0	0	7	38
郵便職員健康保険基金	31	10	0	0	1	22
郵便職員健康保険基金 補助金	29	2	0	0	0	27
公務員補助金	25	25	0	0	22	22
補足保険	18	1	0	0	6	23
株式評価益請求権	9	0	3	0	10	16
その他	16	12	3	0	6	7
b) その他の引当金						
郵便切手	500	500	0	0	500	500
デリバティブ	119	0	42	0	10	87
未決済請求書	109	52	28	0	45	74
不動産売上に関する負 担	58	6	43	3	35	47
延滞税	54	0	0	0	11	65
不動産の空き	3	1	1	0	50	51
訴訟費用	36	2	9	0	19	44
その他	118	37	5	-3	50	123
小計	2,698	1,267	377	0	1,552	2,606
引当金合計	3,026	1,268	381	0	1,564	2,941

継続中の外部税務監査の結果、未払税金の潜在的な滞納に対し、引当金が計上された。

再編費用に対する引当金は、主に余剰人員に対する費用(解雇手当、経過給付、部分退職等)を含んでいる。

郵便切手に対する引当金は、決算日までに売却されたがサービスが提供されていない郵便切手に関連している。引当金の数値は、顧客が保有する郵便切手についての市場調査会社による調査に基づいている。

### (30) 負債

(単位：百万ユーロ)

12月31日現在

	2008年	2009年
銀行に対する負債額	562	4,215
買掛金	825	741
関連会社に対する債務 内、買掛金4百万ユーロ(前年度：121百万ユーロ)	16,952	12,125
その他の持分投資先に対する債務 内、買掛金9(前年度：0)	3	94
その他の負債 内、税金関連119百万ユーロ(前年度：126百万ユーロ) 内、社会保険料関連31百万ユーロ(前年度：7百万ユーロ)	890	940
	19,232	18,115

負債の満期日までの残存期間は、「負債の満期日までの残存期間」(別紙2)に表示されている。決算日において、ドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する借入金(78百万ユーロ)のみが担保で保証されている。その他の借入については、担保による保証がなされていない。

銀行に対する負債額項目における増加は主に、「ポストバンク契約」(3,990百万ユーロ)の結果を生じたドイツバンク・アーゲーに対する固定負債に関連する。関連会社に対する債務は、買掛金、11,487百万ユーロ(前年度：8,507百万ユーロ)のグループの資金管理による負債(内部銀行業務)、借入金及びその他の負債である。前年度比減少はとりわけ、ドイツ・ポストバンク・アーゲー株式の取得により生じたドイツポストBanketeiligungsgesellschaft mbHに対する債務(5,208百万ユーロ)の返済によるものである。グループ内の内部銀行業務はまた、関連会社に対する債務のさらなる減少を生じさせた。

ドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する債務は、その他の持分投資先に対する債務の項目に含まれているので、銀行に対する負債額の下位項目には分類されない。

その他の負債の増加は、そのほとんどが住宅建設貸付金(78.5百万ユーロ)(もはや利益が生じない)の認識における変動によるものである。

### (31) 前払費用及び繰延収益

決算日における前払費用164百万ユーロは、主として公務員給与の前払125百万ユーロに関連するものである。前年度においては、本項目で前払費用は181百万ユーロと報告され、その内141百万ユーロが公務員給与の前払いであった。

繰延収益は、主としてドイツ・ポストバンク・アーゲーの投資に係る補助金に関するものであり、これは各資産の予想残存耐用年数にわたって戻入れが行われる。

[次へ](#)

## その他の開示

### (32) オフ・バランスシート項目

#### 信託活動

2009年12月31日現在における信託活動は、住宅建設促進貸付金の管理及びドイツ社会保障法(SGB)第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金(郵政年金サービス)による現金給付に係る責務に関連している。2009年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、76百万ユーロ(前年度：61百万ユーロ)であり、住宅建設促進のための信託資産は、363百万ユーロ(前年度：394百万ユーロ)である。

また、ドイツポスト・アーゲーは、貸借対照表日現在、ポストバンク・ファクタリングGmbHの信託資産350百万ユーロ(前年度：419百万ユーロ)の管理を行っている。

#### その他の金融債務

貸借対照表日現在、その他の金融債務は、4,579百万ユーロであった。この内、3,339百万ユーロに相当する債務は、関連会社に対するものである。前年度は、その他の金融債務は、4,467百万ユーロであり、その内、関連会社に対するものが3,785百万ユーロであった。

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエンGmbHから全てリースしている。

### (33) 偶発債務

ドイツ民法(BGB)第765条に基づいて生じた保証債務は、全て関連会社に対するものであるが、その金額は103百万ユーロ(前年度：52百万ユーロ)であった。

引き受けた保証債務は5,114百万ユーロ(前年度：4,866百万ユーロ)であり、コンフォート・レターは、915百万ユーロ(前年度：339百万ユーロ)であった。この内、関連会社に関して引き受けた保証債務は4,367百万ユーロ(前年度：4,643百万ユーロ)であり、関連会社に関して発行されたコンフォート・レターは908百万ユーロ(前年度：335百万ユーロ)であった。

### (34) ヘッジに関する方針及びデリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利及び市況商品価格の変動による金融リスクに必然的にさらされている。そこで、リスクの集中を回避する管理システムの一環として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストDHLのグループ内部における銀行の役割を引き受けた。この業務には、グループ会社のリスクに関してグループ会社内部でヘッジ取引を結び、その全部又は一部を外部市場に移行させることが含まれる。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺させるために利用されている。

グループ会社が世界中に存在していることから、計画中の外貨建取引及び完了した外貨建取引による通貨リスクが生じる。一般に、外貨建てのキャッシュ・フローはまとめられ、満期日ごとにマッチングさ

れる。通貨リスクは、為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションを用いてまとめてヘッジされる。

金利リスクは、金融資産及び金融負債における市場金利の変動から生じる。金利デリバティブ、中でも金利スワップは、個々の金融契約に拘束されることなく、各ポートフォリオにおける異なる金利条件のバランスを保ち、金利リスクの管理及び減少のために、利用されている。

ディーゼル燃料、燃料油及びとりわけ航空燃料等の燃料は、当社の郵便、ロジスティックス及びエクスプレス事業の価格に直接的に影響するリスク要因である。価格の上昇分は、一般的に料金の上乗せによって顧客に転嫁される。仮に、そうした価格転嫁が不可能な場合には、少なくとも残りのリスクを部分的にヘッジするために、デリバティブが利用されている。

利用しているデリバティブ商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関連会社	第三者	合計	関連会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ	1,783	1,183	2,966	-149.4	76.4	-73.0
通貨関連商品						
為替予約	122	2,339	2,461	0.4	-18.5	-18.1
通貨オプション	0	275	275	0	1.4	1.4
通貨スワップ	60	2,079	2,139	2.6	-4.1	-1.5
金利 / 通貨関連商品						
為替スワップ	163	183	346	-10.1	3.2	-6.9
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	16	16	0	1.2	1.2
合計	2,128	6,075	8,203	-156.5	59.6	-96.9

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引(グループ内銀行機能)と銀行との対外的な取引は区別されている。公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブの種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約及び通貨スワップは、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。通貨オプションは、ブラック・ショールズ・オプション価格決定モデルを利用して算定された。金利スワップ及び為替スワップの公正価値は、予想されるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づき、累計未払利息を加味し、算出された。これらの商品の公正価値は、企業の財務部で使用されている財務リスク管理システムを利用して算定された。商品価格スワップの公正価値に関する情報は、当初ヘッジ取引を行っていた銀行から提供された。

ドイツ商法の下では、デリバティブは、貸借対照表において認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不つりあいな原則に従って測定される。予想損失に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されない。したがってデリバティブに関しては、通常、貸借対照表日現在の負の公正価値に係る予想損失に対する引当金が報告される。

この基本原則の例外として、一定の条件の下では、デリバティブにマイクロ・ヘッジが認識されることがある。デリバティブと、貸借対照表項目又は特定の契約が締結された取引の基礎数値との間に特定の関係性を明示することができる場合に、マイクロ・ヘッジが設定される。マイクロ・ヘッジが設定された場合、当

該デリバティブは予想損失に対する引当金に含めない。

2009年12月31日現在、予想損失に対する引当金としては、87百万ユーロが報告されている。

(35) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第1項第11号及び第11a号により作成が要求される株式保有リストは、別紙6に掲載されている。

(36) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法(Aktiengesetz (AktG))第161条により要求される2009年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。この遵守宣言には、インターネット上のアドレス[www.corporate-governance-code.de](http://www.corporate-governance-code.de)又は当社のホームページ[www.dp-dhl.com](http://www.dp-dhl.com)からアクセスすることが可能である。

(37) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類において開示されていることからドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

(38) 関係当事者との取引

以下の表は、改正ドイツ商法第285条第21号により開示が要求されている重要な関係当事者との取引の概要であり、当該当事者との関係及び取引について、種類別に記載したものである。

(単位：百万ユーロ)

関係性	取引の種類	
	提供されたサービス	提供したサービス
子会社	4	0
関連会社	304	463
重要な経営陣(各親族を含む。)	1	0

(39) 取締役会及び監査役会

2009年度において、取締役が受け取った報酬は、総額20.96百万ユーロ(前年度：11.64百万ユーロ)であった。

このうち、9.00百万ユーロについては、業績連動部分(固定年間報酬5.68百万ユーロ、補助給付3.32百万ユーロ)であり、4.71百万ユーロについては、業績非連動部分であった。2009年度において、取締役は、2006年度長期インセンティブ制度の条項に基づき、発行日(2009年7月1日)価額の総額が7.25百万ユーロである1,800,000個の株式評価益請求権を受け取った。前年度においては、取締役は、発行日(2008年7月1日)価額の総額が4.78百万ユーロであった1,725,000の株式評価益請求権を付与された。

各現取締役の報酬(2009年度)

	年間基本報酬	補助給付	年間賞与	(単位：ユーロ)
				2009年7月1日に付与された株式評価益請求権の価値*
フランク・アペル、会長	1,582,831	27,969	1,376,430	1,450,800
ケン・アレン*)	602,217	84,677	562,953	967,200
ブルース・エドワーズ**)	215,000	125,505	93,482	967,200
ユルゲン・ゲルデス	787,500	27,972	639,529	967,200
ヴァルター・ショイルレ*****)	860,000	22,656	747,856	967,200
ヘルマン・ウーデ	715,000	15,322	455,670	967,200
ローレンス・ローゼン***)	286,667	8,001	249,285	967,200
ジョン・P・ミューレン***)****)	69,875	104,876	91,805	0
ジョン・アラン*****)	564,375	353,658	490,781	0

\*) 2009年2月26日から

\*\*) ドイツポスト・アーゲーから支給された金額のみが表示されている

\*\*\*) 2009年9月1日から

\*\*\*\*) 2009年2月24日まで

\*\*\*\*\*) 2009年6月30日まで

各現取締役の報酬(2008年度)

	年間基本報酬	補助給付	年間賞与	(単位：ユーロ)
				2008年7月1日に付与された株式評価益請求権の価値
フランク・アペル*)、会長***)	1,357,588	28,387	0	955,650
ジョン・アラン	1,046,580	593,906	0	637,100
ブルース・エドワーズ***)****)	177,433	28,368	0	637,100
ユルゲン・ゲルデス	715,000	37,222	0	637,100
ジョン・P・ミューレン***)	384,529	288,184	0	637,100
ヴァルター・ショイルレ	860,000	23,891	0	637,100

ヘルマン・ウーデ**)	590,067	12,603	0	637,100
クラウス・ツンヴィンケル****)	207,265	26,596	480,184*****)	0

\*) 2008年2月18日から取締役会の会長

\*\* ) 2008年3月4日から

\*\*\* ) ドイツポスト・アーゲーから支給された金額のみが表示されている

\*\*\*\* ) 2008年2月17日まで取締役会の会長

\*\*\*\*\* ) 2008年に支払われた272,920ユーロは、2007年度ボーナスの割合を含んでいる。

コードの勧告により2008年以降締結された契約における退職金上限額に関する条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

2008年6月6日付のドイツのコーポレート・ガバナンス・コード第4.2.3条の勧告に従って、2008年度以降取締役との間で締結された契約においては、契約が正当な理由がなく早期に終了した場合には、退職金は、残存期間の報酬を超過して受領できないと定める規定がある。また、退職金は、補助給付を含めて、2年分の報酬額に制限される(退職金上限額)。

支配権の変更がある場合には、取締役は、当該支配権の変更から6ヶ月以内に、満3ヶ月の事前通知を行い、正当に取締役を退任し、委任契約を解除することができる(特別解除権)。

当該契約の条項によると、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定められている。まず、当社の株主が、ドイツ有価証券購入及び引き受けに関する法律(Wertpapier er werbsund Übernahmegesetz (WpUG))第29条(2)において定義されている支配権を取得した場合、すなわち当該株主に帰属する第三者の議決権と合わせて(同法第30条)、最低30パーセントの議決権を保有するに至った場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法(Aktiengesetz (AktG))第291条に規定されているとおり、当社が従属会社となる旨の支配契約を締結し、当該契約の効力が生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ組織変更法(Umwandlungsgesetz)第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合(但し、他方の法人における合意された換算率が50パーセント未満であることにより、当該法人の価値が大きくない場合を除く。)が挙げられる。

取締役が特別解除権を行使するか、支配権の変更から9ヶ月以内に取締役の委任契約が会社との合意により解除される場合には、当該取締役は、その契約の残存期間における報酬を請求する権利がある。もっとも、当該支払は、前述のドイツ企業統治法の勧告に基づき、退職金の上限の150パーセント以内に制限されている。また、取締役が退職時に60歳に達していない場合には、退職金の金額は25パーセント減額される。なお、取締役の委任契約の残存期間が2年以下であり、取締役が退職時に62歳に達していない場合には、退職金の金額はその上限額と同額となる。支配権の変更時に、取締役の委任契約の残存期間が9ヶ月以内であり、かつ当該契約が延長されなかった場合に、当該取締役が62歳に達する前に契約が終了する場合においても、同様とする。

取締役の委任契約には、契約終了後2年間有効な競業禁止条項が存在する。競業が制限される期間においては、取締役は、対価として、最終的な契約で定められている基本年俸の50パーセント(ローゼン氏については75パーセント)を月割りで按分計算して毎月受領する。その他の勤労所得が存在し、当該所得が上記対価と合わせて、最終的な年収の月額分を超過する場合には、競業が制限される期間中に支払われる対

価から差引かれる。当該対価の支払額自体は、退職金又は年金の支払から差引かれる。取締役の委任契約の終了以前又は終了時において、当社は、取締役に競業禁止条項の遵守義務を課さないことを宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言日の6ヵ月後から、競業を制限することによる対価の支払義務から免責される。もっとも、ローゼン氏の委任契約には、かかる一方的な免責条項が定められていない。

#### その他の条項

ローレンス・ローゼン氏は、2010年、2011年及び2012年に総額2.55百万ユーロの補償を受け取る。これは、当社への移籍の結果消滅する権利に対する補償である。

ジョン・アレン氏の委任契約の競業禁止条項により、同氏は、当社を退職後2年間競業禁止義務を負っている。かかる競業禁止の制約を受ける2年の間、同氏は、最終的な年収の月額分の50パーセントの対価(月額47,031ユーロ)を受領する。もっとも、年収の半分を超過する勤労所得が存在する場合には、超過する限度で、上記対価から差し引かれる。

ジョン・P.・ミュレン氏との委任契約は、2010年2月28日に終了した。同氏の報酬は、同日まで支払われる。その後は、同氏は、契約の残存期間(2010年12月31日まで)につき、契約上決められた金額の支払いを受ける。上記以外に、契約の終了にあたりいかなる退職金に関する取り決めもされていない。

上記の取り決めを除き、いかなる取締役も、契約終了時に追加の給付を約束されていない。

#### 旧制度の下の給付受給権

各取締役は、取締役が永続的な就労不能、死亡又は高齢を理由に当社の役務を離れる場合に給付の支払いを行うという直接年金受給権についてそれぞれ合意している。かかる給付は、取締役としての勤務年数が5年以上あることを条件として、取締役としての委任契約終了時に取得できる。永続的な就労不能を理由とする給付の支払条件は、最低5年間勤務していることである。高齢を理由とする年金の給付は、55歳(ユルゲン・ゲルデス氏の場合は62歳)以降に行われる。取締役は、年金の受取方法について、通常の年金の支払い又は元金一括払いのいずれかを選択することができる。給付は、年金給付対象となる報酬に応じて、勤務年数に基づく最終的な報酬の一定割合が支払われる。

年金給付対象となる報酬は、年収(基本年俸)のうち契約期間の最後の12ヶ月の平均額である。2002年度から2007年度の間新たに任命された取締役は、取締役会での5年の勤務後に、最終的な報酬の25パーセントに相当する給付の受給資格を有する。一方で、当該取締役が受給しうる給付の最高の割合は、10年の勤務後の50パーセントである。2002年度より前に任命された取締役が受給する可能性のある給付については、最終的な報酬に対する最高の割合は、60パーセントである。

最終的な報酬に対する割合は、各人が合意した契約条項に従い、勤務年数又は取締役としての任命期間のいずれかに沿って徐々に上昇する。

退職後の年金の支払いについては、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して、上方又は下方に調整される。

## 旧制度下の年金受給権の内訳(2009年度)

## 各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	最終的な報酬に対する割合	最終的な報酬に対する最高割合	年金債務に関する勤務費用(2009年度)
	2009年12月31日現在		
フランク・アペル、会長	25%	50%	415,539
ユルゲン・ゲルデス*)	0%	50%	117,912
ジョン・P・ミューレン (2009年2月24日まで)	45%	50%	674,211**)
ヴァルター・ショイルレ	30%	60%	506,408
合計			1,714,070

\*) 支給される最低限の期間を満たしていない、給付が開始される場合には、給付受給権に関する旧制度の規定が適用される

\*\* ) 年間額

## 旧制度下の年金受給権の内訳(2008年度)

## 各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	最終的な報酬に対する割合	最終的な報酬に対する最高割合	年金債務に関する勤務費用(2008年度)
	2008年12月31日現在		
フランク・アペル、会長 (2008年2月18日から)	25%	50%	444,897*)
ユルゲン・ゲルデス**)	0%	50%	112,312
ジョン・P・ミューレン	35%	50%	546,824
ヴァルター・ショイルレ	30%	60%	528,795

\*) 取締役の会長としての役職による報酬の増加額

\*\* ) 支給される最低限の期間を満たしていない、給付が開始される場合は、給付受給権に関する旧制度の規定が適用される

## 新制度の下の給付受給権

給付受給権を管理する新たな制度は、2008年度に導入された。2008年3月4日より、新たに任命された取締役は、従来の最終報酬に基づく年金制度ではなく、確定拠出制度に基づく給付を受領している。

新たな確定拠出制度においては、当社は、該当する取締役の固定年間報酬の25パーセントに相当する一律の年度拠出額をネット上の年金口座へ支払う。拠出支払の期間は、15年に限定される。取締役が退職するまでの間、課税計算にかかる年金繰入額の割引率が年金資産に適用される。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で元本が支払われるものである。年金は、取締役が定年(62歳)に達した場合、永続的に就労不能となった場合、又は任期中に死亡した場合に支払われる。受給者は、自己の年金受給権に関してオプションを有している。かかる年金受給権が行使された場合、扶養遺族に関する個別の情報と将来の年金調

整1%を考慮に入れ、課税計算に適用される計算原則に基づき元本が年金として支払われる。取締役が定年に達することなく取締役会から退職する場合、それ以降の拠出又は利息の支払いがされることなく、退職日までに積み立てられた元金の額のまま年金口座に維持される。

ケン・アレン氏、ローレンス・ローゼン氏、ヘルマン・ウーデ氏及びブルース・エドワーズ氏には、この新たな年金制度が適用される。ヘルマン・ウーデ氏の給付受給権については、置き換えられた給付、すなわち取締役に任名された日に適用されていた評価基準を用いた給付が継続していたならば支払われたであろう金額の最小限の年金を保証する規定が存在する。

新制度下の年金受給権の内訳：新制度の各人の内訳(2009年度)

各取締役の給付受給権(新制度)

	(単位：ユーロ)		
	2009年度拠出総額	2009年12月31日現在の年金勘定残高	年金債務に関する勤務費用(2009年度)
ケン・アレン*)	148,958 (***)	156,370	150,597(*****)
ブルース・エドワーズ	215,000	406,460	221,591
ローレンス・ローゼン**)	871,667(****)	888,763	70,234(*****)
ヘルマン・ウーデ	178,750	704,793(*****)	177,182
合計			619,604

\*) 2009年2月26日から経営取締役会のメンバー

\*\* ) 2009年9月1日から経営取締役会のメンバー

\*\*\* ) 10ヶ月の比例配分

\*\*\*\* ) 4ヶ月の比例配分に800,000ユーロの開始額が加算された金額

\*\*\*\*\* ) 死亡時の最低額として、929,765ユーロ、就労不能時の最低額として1,606,058ユーロ(いずれも2009年12月31日現在)

\*\*\*\*\* ) 5.75%の割引率で2009年1月1日に計上された額

新制度下の年金受給権の内訳：新制度の各人の内訳(2008年度)

各取締役の給付受給権(新制度)

	(単位：ユーロ)		
	2008年度拠出総額	2008年12月31日現在の年金勘定残高	年金債務に関する勤務費用(2008年度)
ブルース・エドワーズ*)	134,063	140,052	137,565
ヘルマン・ウーデ*)	465,361(**)	486,149	133,647

\*) 2008年3月4日からの取締役のメンバー

\*\* ) 以前の年金受給権の切り替えによる331,298ユーロの当初残高を含んでいる

旧取締役又はその扶養遺族に対する報酬は、4.84百万ユーロ(前年度：26.01百万ユーロ。)であった。年金引当金としては、19.2百万ユーロ(前年度：19.4百万ユーロ)が計上されている。

監査役の報酬

定時株主総会で決議された当社の定款第17条に基づき、監査役の年収は、固定報酬、短期業績連動型の報酬及び長期のインセンティブ効果を有する業績連動型の報酬から構成される。

固定された基本報酬額は20,000ユーロであり、短期業績連動型の報酬は、該当する会計年度の1株当りの連結純利益が0.50ユーロを0.03ユーロ上回る毎に300ユーロとなっている。2009年においては、1株当りの連結純利益が0.53ユーロであったので、0.50ユーロを0.03ユーロ上回った。2009年度において、監査役は、2011年度における1株当りの連結当期純利益が2008年度における1株当りの連結当期純利益を3パーセント超える毎に300ユーロの長期的なインセンティブ効果を有する業績連動型の報酬の受給権を有している。もっとも、当該報酬は、20,000ユーロを超過してはならない。当該報酬は、2012年度の定時株主総会終了時に支払われる。

監査役会の会長は上記報酬の2倍の報酬額を、同副会長は1.5倍の報酬額を受領する。監査会の委員会の委員長も2倍の報酬額を、同委員会の委員も1.5倍の報酬額を受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会委員には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者は、所属期間に比例する金額の報酬を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた費用を請求することができる。監査役会の報酬及び立替費用に対する付加価値税も払い戻される。さらに、監査役は、監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき500ユーロの会議出席手当てを受領する。

2009年度の、非業績連動型の報酬(固定報酬及び会議出席手当)は、約747,500ユーロ(前年度：766,833ユーロ)であり、業績連動型の報酬は、9,263ユーロ(前年度：0ユーロ)であった。以下の表は、各監査役に支払われた報酬の内容である。

(単位：ユーロ)	固定報酬	短期業績 連動型の 報酬	会議出席 手当	合計	前年度の報酬 (2008年)
ヴルフ・フォン・シンメルマン (2009年1月1日から会長)	70,000	1,050	11,000	82,050	25,000
ユルゲン・ヴェーバー (副会長)	60,000	900	10,000	70,900	72,500
ヴォルフガング・アベル	30,000	450	8,000	38,450	32,667
ヴィルレム・G・フォン・アグトメル	20,000	300	3,500	23,800	24,000
ロルフ・パウワーマイスター	30,000	450	9,000	39,450	31,667
ヘロ・ブラームス	40,000	600	9,500	50,100	50,500
ハインリッヒ・ヨーゼフ・ブッシュ	20,000	300	3,500	23,800	15,833
ヴェルナー・ガツェー	40,000	600	11,000	51,600	54,500
アネッテ・ハームス	20,000	300	4,000	24,300	25,000
ヘニング・カゲルマン博士 (2009年2月18日から)	17,500	263	3,500	21,263	-
トーマス・コチェルニク	40,000	600	9,000	49,600	33,667
ラルフ・クルーガー (2009年4月21日まで)	11,667	175	3,000	14,842	50,000

アンケ・ケファルト	20,000	300	4,000	24,300	16,333
ローランド・エトカー	37,083	556	7,000	44,640	39,000
ハリー・ロールズ	20,000	300	4,000	24,300	24,500
アンドレアス・シャードラー	20,000	300	4,000	24,300	16,333
ウルリヒ・シュローダー	20,000	300	3,000	23,300	8,667
シュテファン・ショルト博士 (2009年4月21日から)	21,250	319	4,000	25,569	-
ヘルガ・チエル	30,000	450	8,000	38,450	26,500
エルマー・トイム	20,000	300	3,500	23,800	24,500
シュテファニー・ヴェッケッセル	30,000	450	7,500	37,950	34,167

監査役及び取締役については、「第5-4 役員の状況」に記載のリストにおいて掲載されている。

別紙 1

固定資産変動表(2009年1月1日から2009年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	取得原価及び製造原価				2009年12月 31日現在
	2009年1月 1日現在	取得	振替	処分	
1 無形固定資産					
使用権、ソフトウェア	186	17	0	6	197
2 有形固定資産					
土地及び建物	2,728	7	1	2	2,734
技術設備及び機械	1,945	91	0	35	2,001
その他の機器	787	128	0	50	865
建設仮勘定	2	1	-1	2	0
	5,462	227	0	89	5,600
小計	5,648	244	0	95	5,797
3 長期金融資産					
関連会社に対する投資	12,973	3	0	0	12,976
関連会社に対する貸付金	7,670	51	0	33	7,688
その他の持分投資	1	0	0	0	1
その他の持分投資先に対する 貸付金	0	0	0	0	0
住宅建設助成貸付金	19	3	0	1	21
	20,663	57	0	34	20,686
合計	26,311	301	0	129	26,483

別紙1(続き)  
 (単位:百万ユーロ)

	償却累計額及び減価償却累計額				帳簿価額	
	2009年1月1 日現在	償却費/ 減価償却費	振替	処分	2009年12月 31日現在	2009年1月1 日現在
1 無形固定資産						
使用権 ソフトウェア	145	20	0	5	160	37
2 有形固定資産						
土地及び建物	975	92	0	0	1,067	1,667
技術設備及び機械	1,753	73	0	35	1,791	210
その他の機器	521	83	0	43	561	304
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0
	3,249	248	0	78	3,419	2,181
小計	3,394	268	0	83	3,579	2,218
3 長期金融資産						
関連会社に対する投資	560	18	0	0	578	12,398
関連会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	7,688
その他の持分投資	0	0	0	0	0	1
その他の持分投資先に対する 貸付金	0	0	0	0	0	0
住宅建設助成貸付金	0	0	0	0	0	21
	560	18	0	0	578	20,108
合計	3,954	286	0	83	4,157	22,326
合計	3,954	286	0	83	4,157	22,326

別紙 2

負債の満期日までの残存期間(2009年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2008年12月31日現在			2009年12月31日現在		
	合計	内、 1年未満	内、 5年超	合計	内、 1年未満	内、 5年超
銀行に対する負債額	562	362	0	4,215	224	0
買掛金	825	825	0	741	741	0
関連会社に対する債務	16,952	16,755	0	12,125	11,998	0
内、買掛金2431百万ユーロ (2008年12月31日：121百万ユーロ)						
その他の持分投資先に対する債務	3	3	0	94	19	0
内、買掛金(9) (2008年12月31日：0)						
その他の負債	890	434	302	940	331	465
内、税金関連19百万ユーロ (2008年12月31日：126百万ユーロ)						
内、社会保険料関連31百万ユーロ (2008年12月31日：7百万ユーロ)						
合計	19,232	18,379	302	18,115	13,313	465

[次へ](#)

別紙 3

ドイツ証券取引法第21条第1項、第25条第1項第1文・第2文及び第26条第1項に基づく開示						
報告者	開示日	修正日	基準値	議決権比率	議決権数	議決権保有者
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	2009年12月1日	2009年12月1日	3%	3.10%	37,504,854	ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
ブラックロック・ホルドコ2・インク	2009年12月1日	2009年12月1日	3%	3.10%	37,504,854	ブラックロック・ホルドコ2・インク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
ブラックロック・インク	2009年12月1日	2009年12月1日	3%	3.18%	38,412,752	ブラックロック・インク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
アライアンス・バーンスタイン・エルピー	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	アライアンス・バーンスタイン・エルピー、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第21条第1項第1文第6号による)
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション、アメリカ、ニューヨーク	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
エクイタブル・ホールディングス・エルエルシー、アメリカ、ニューヨーク	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	エクイタブル・ホールディングス・エルエルシー、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
アクサ・エクイタブル・ライフ・インシュランス・カンパニー、アメリカ、ニューヨーク	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	アクサ・エクイタブル・ライフ・インシュランス・カンパニー、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
アクサ・エクイタブル・フィナンシャル・サービシーズ・エルエルシー、アメリカ、ニューヨーク	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	アクサ・エクイタブル・フィナンシャル・サービシーズ・エルエルシー、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
アクサ・フィナンシャル・インク、アメリカ、ニューヨーク	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.05%	36,907,861	アクサ・フィナンシャル・インク、アメリカ、ニューヨーク(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文による)
アクサ・エスエー、フランス、パリ	2009年5月29日	2009年5月27日	3%	3.45%	41,750,788	アクサ・エスエー、フランス、パリ(ドイツ証券取引法第21条第1項第1文第6号及び第2文による)
ランズダウン・パートナーズ・リミティッド・パートナーシップ、イギリス、ロンドン	2009年5月22日	2009年5月21日	3%	2.98%	36,057,595	ランズダウン・パートナーズ・リミティッド・パートナーシップ、イギリス、ロンドン(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号による)
ランズダウン・パートナーズ・リミティッド、イギリス、ロンドン	2009年5月22日	2009年5月21日	3%	2.98%	36,057,595	ランズダウン・パートナーズ・リミティッド、イギリス、ロンドン(ドイツ証券取引法第22条第1項第1文第6号及び第2文及び第3文による)
ランズダウン・UKエクイティ・ファンド・リミティッド、ケイマン諸島、ジョージタウン	2009年5月20日	2009年5月19日	3%	2.67%	32,267,191	

ランズダウン・UKエクイティ・ ファンド・リミテッド、ケイ マン諸島、ジョージタウン	2009年3月11日	2009年3月9日	3%	3.01%	36,338,698	
ドイツ復興金融公庫、フランク フルト・アム・マイン		2003年11月14日	25%	48.28%		

[次へ](#)

別紙 4

キャッシュ・フロー計算書

2009年1月1日から同年12月31日までの事業年度

	2008年		2009年		差異	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
当期純利益	-757	-849	513	576	1,270	1,425
固定資産処分益	-236	-265	-13	-15	223	250
固定資産の償却費及び 減価償却費	427	479	286	321	-140	-157
非資金損益項目の調整	99	111	503	564	403	452
運転資本の増減考慮前の当期 純利益 / キャッシュ・フロー	-467	-524	1,289	1,446	1,756	1,970
流動資産(現金及び現金等価物 を除く)及び前払費用の増減	-945	-1,060	-215	-241	730	819
引当金の増減	-34	-38	-3	-3	31	35
負債(金融負債を除く)及び 繰延収益の増減	2,461	2,761	16	18	-2,445	-2,743
営業活動より生じた現金純額	1,015	1,139	1,087	1,220	72	81
固定資産処分による収入						
無形固定資産	0	0	1	1	1	1
有形固定資産	990	1,111	24	27	-966	-1,084
長期金融資産	86	96	33	37	-53	-59
	1,076	1,207	58	65	-1,018	-1,142

2009年1月1日から同年12月31日までの事業年度

	2008年		2009年		差異	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
固定資産の取得による支出						
無形固定資産	-20	-22	-17	-19	3	3
有形固定資産	-141	-158	-227	-255	-86	-96
長期金融資産	-1,118	-1,254	-57	-64	1,061	1,190
	-1,279	-1,435	-301	-338	978	1,097
現金投資の短期財務管理に関する収入 1)	3,527	3,957	5,803	6,511	2,276	2,554
現金投資の短期財務管理に関する支出 1)	-5,247	-5,887	-3,696	-4,147	1,551	1,740
投資活動により生じた現金純額	-1,923	-2,158	1,864	2,091	3,787	4,249
配当金の支払い	-1,088	-1,221	-725	-813	363	407
ストックオプション制度に基づく株式の発行	20	22	0	0	-20	-22
金融負債による収入	2,710	3,041	9,020	10,120	6,310	7,080
金融負債の返済	-615	-690	-9,367	-10,510	-8,752	-9,820
財務活動より生じた現金純額	1,027	1,152	-1,072	-1,203	-2,099	-2,355
現金及び現金等価物の増減純額	119	134	1,879	2,108	1,760	1,975
現金及び現金等価物 期首残高	197	221	316	355	119	134
現金及び現金等価物 期末残高	316	355	2,195	2,463	1,879	2,108

1) 前期の数字が調整されている。

別紙 5

株主持分変動計算書

2009年1月1日から同年12月31日までの事業年度

(単位：百万ユーロ)	資本金	資本剰余金	留保利益	当期末処分利益	資本合計
2009年1月1日現在	1,209	3,343	5,217	1,093	10,862
株主との資本取引	0	0	0	-725	-725
損益認識されない その他の資本の増減	0	0	0	0	0
損益認識される資本の増減	0	0	0	513	513
2009年12月31日現在	1,209	3,343	5,217	881	10,650

2009年1月1日から同年12月31日までの事業年度

(単位：億円)	資本金	資本剰余金	留保利益	当期末処分利益	資本合計
2009年1月1日現在	1,356	3,751	5,853	1,226	12,187
株主との資本取引	0	0	0	-813	-813
損益認識されない その他の資本の増減	0	25	-2,145	2,145	28
損益認識される資本の増減		5		-1,015	-1,009
2009年12月31日現在	1,621	4,482	6,994	1,465	14,562

別紙 6

別紙6は、前記「1 - (1) - (ト)連結財務書類に対する注記 - 注記(61)」を参照されたい。

## 責任声明

私どもの知る限り、及び適用される報告原則に準拠して、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する主要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2010年2月19日

ドイツポスト・アーゲー経営取締役会

フランク・アペル

ケン・アレン

ブルース・エドワーズ

ジャーゲン・ゲルデス

ローレンス・A・ロレン

ウォルター・ショイルレ

ヘルマン・ウーデ

## 2 【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務書類及び個別財務書類に対する注記を参照されたい。

## 3 【その他】

### (1) 決算日後の状況

2010年1月1日に施行された改正IAS第39号に基づき、強制転換社債として計上されていなかった為替予約は、損益を通して公正価値にて貸借対照表に計上される。前記「1 - (1) - (ト)連結財務諸表に対する注記 - 注記(3)及び(4)」を参照されたい。

貸借対照表日以降、その他に報告すべき事象はない。

### (2) 訴訟

前記「第3 - 4 - (2) (リ) 訴訟」及び前記「1 - (1) - (ト) 連結財務書類に対する注記 - 注記(53)」を参照されたい。

#### 4 【日本とドイツ(国際財務報告基準)における会計原則及び会計慣行の相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務書類を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

##### (1) 財務書類

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務書類が主要財務書類と見なされている。

日本においては、包括利益について会計基準は規定されていない。ただし、純資産の部に直接計上される項目は、株主持分変動計算書において表示される。

##### (2) 損益計算書の表示

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業利益、財務費用、持分法適用時の関係会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分法投資損益、法人税等、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、少数株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、営業費用、営業外収益(費用)、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

##### (3) 連結の範囲等

国際財務報告基準では、ジョイント・ベンチャーは比例連結法を用いて連結される。

日本においては、比例連結法の適用は認められていない。

##### (4) リース

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借手に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。

日本においては、所有権が借手に移転をすると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、一定の注記を財務諸表に開示することを条件にオペレーティング・リース取引として会計処理することが認められてきた。なお、企業会計基準委員会から企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止された。同基準は2008年4月1日以降開始事業年度から適用される。

##### (5) 開発費用

IAS第38号「無形資産」では要件を満たした場合には開発費用の資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

#### (6) 企業結合

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、全ての企業結合はパーチェス法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、IAS第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、企業が特定の要件を満たした場合、企業結合を持分の結合とみなし、持分プーリング法の適用を要求している。特定の要件とは、(1)企業への対価が議決権のある株式である、(2)企業結合後の議決権比率がほぼ等しいこと、(3)議決権以外の支配関係を示す事実が存在しないこと、の3つの条件からなる。持分の結合要件を満たさない企業結合は取得とみなされ、パーチェス法が要求されることになる。当該基準の適用前では、連結会計については、基本的にパーチェス法で会計処理することが要求されていたが、個別財務諸表における合併会計については、取得した資産の受入れ価額が時価以下の範囲であれば、再調達原価若しくは帳簿価額のどちらかを選択できた。

また、のれんについても同じく2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用され、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。当該基準の適用前は、連結調整勘定及びのれんは、それぞれ20年及び5年以内で償却するか、あるいは取得年度に全額償却されていた。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

「企業結合に係る会計基準」が改正され、上述の持分プーリング法が廃止されることとなった。同改正は、2010年4月1日以後実施される企業結合から適用される。

#### (7) 減損会計

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、長期性資産の減損会計について、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

(8) 投資不動産

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価(減価償却累計額および減損損失累計額控除後)もしくは公正価値で計上される。

日本においては、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理され、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。なお、国際会計基準で取得原価基準による会計処理を選択した場合に要求される時価情報の注記は、日本では要求されていない。

ただし、日本においても、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、今後注記が必要となる。同基準は、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

(9) 少数株主持分

国際財務報告基準では、少数株主持分は資本として表示される。

日本においては、2006年4月までは少数株主持分は負債と資本の間(負債の後)に表示されていた。「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準」が2005年12月に公表され、会社法施行日(2006年5月11日)から適用されている。当該基準では「資本」として計上されていたものは「純資産」として計上される。「純資産」には株主資本、少数株主持分、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益が含まれる。

(10) 会計方針の変更に伴う財務書類の遡及修正

国際財務報告基準では、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計方針の変更があった場合には、過年度の財務書類が遡及的に修正再表示される。

日本においては、遡及修正は要求されていない。

ただし、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、今後遡及修正が必要となる。同基準は、2011年4月1日以後開始する事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用される。

(11) 退職給付会計

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、未認識の保険数理差損益が給付債務の現在価値の10%もしくは制度資産の公正価値の10%のどちらか大きい方を超えない場合、当該未超過部分については償却する必要はない(コリドール・アプローチ)。

日本においては、すべての未認識の保険数理差損益は償却の対象とされる(コリドール・アプローチではない)。

(12) 有給休暇引当金

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることはほとんどない。

#### (13)ヘッジ会計

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

##### (イ) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

##### (ロ) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本に計上し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産または負債として繰り延べる(「繰延ヘッジ」)。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件および契約期間がヘッジ対象となる資産または負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減して処理すること(金利スワップの特例処理)が認められている。

#### (14)セグメント別報告

IAS第14号「セグメント報告」に代わるものとして、2009年1月1日以後開始する事業年度からIFRS第8号「事業セグメント」が適用された。ドイツポストDHLは、4つの事業セグメントを報告している。これらのセグメントは、提供される製品及びサービス、並びに関与しているブランド、流通経路及び顧客のプロフィールに沿って、各セグメント担当経営陣により独立して経営されている。会社内の各部門は、ドイツポストDHLの経営陣のトップに直接報告を行ない最終的な責任を負うセグメント・マネージャーが存在する場合に、セグメントとして定義される。

日本においては、セグメント情報について、事業の種類別セグメント情報、国又は地域別のセグメント情報、及び海外売上高が開示される。また、2009年3月27日に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が改訂された。この基準は、2010年4月1日以後開始する事業年度から適用され、IFRS第8号と同様、マネジメント・アプローチを導入している。

## 第7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

## 第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1 当社株式の株式事務

当社株式を取得する者(本項において以下「実質株主」という。)は、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」という。)との間の外国証券取引口座約款により、実質株主の名義で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手順の概要である。

#### (1) 証券の保管

当社株式は、窓口証券会社のために、ドイツにおける保管機関(以下「現地保管機関」という。)又はその名義人の名義で登録される。原則として、実質株主には窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は、譲渡することができない。

#### (2) 当社株式の譲渡に関する手続き

実質株主は、窓口証券会社の発行した預り証を提示した上で、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内で実質株主が指定した外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替を口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定める手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

#### (3) 実質株主に対する諸通知

発行者が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する責任を負う。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

#### (4) 実質株主の議決権の行使に関する手続き

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

#### (5) 現金配当の交付手続き

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(6) 株式配当等の交付手続き

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社のために現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

株式分割の方法により発行される当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人に対して交付される。実質株主には窓口証券会社の預り証が交付される。但し、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

(7) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社のためにドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じてそれぞれの実質株主に支払われる。

2 日本における実質株主の権利行使方法

(1) 株主名簿管理人、名義書換取扱場所及び実質株主明細表の作成

日本には、当社株式に関する発行者の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表(以下「実質株主明細表」という。)を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

(2) 実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払い又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定める上記基準日と同一の暦日となる。

(3) 事業年度の終了

発行者の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

(4) 公告

日本における公告は行われぬ。

(5) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設するときに、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

(6) 本邦における課税

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、( )個人の場合は、2004年1月1日から2011年12月31日までに支払いを受けるべき上場株式等の配当については、7%の所得税と3%の地方税が、2012年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当については、15%の所得税と5%の地方税が、( )法人の場合は、2004年1月1日から2011年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、7%の所得税が、2012年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当については、15%の所得税が源泉徴収される。かかる配当所得については個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税もしくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除が利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

( ) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

( ) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられる。ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

## 第9 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

### 2 【その他の参考情報】

2009年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に基づき、当社が提出した書類は以下の通りである。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度	自 2008年1月1日 至 2008年12月31日	2009年6月29日、関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2009年1月1日 至 2009年6月30日	2009年9月29日、関東財務局長に提出
臨時報告書			2009年5月22日、関東財務局長に提出
臨時報告書			2009年6月9日、関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当なし。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

### 第3 【指数等の情報】

該当なし。

( 訳文 )  
監 査 報 告 書

私どもは、ドイツポスト・アーゲー(ボン)により作成された連結損益計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表及び連結財務書類に対する注記で構成される2008年1月1日より12月31日までの事業年度の連結財務書類並びにグループ経営報告書についての監査を行った。EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠した商法の追加規定並びに定款の追加規定に従った連結財務書類及びグループ経営報告書の作成は、親会社の経営取締役会が責任を持つものである。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて連結財務書類及びグループ経営報告書について意見を表明することにある。

私どもはドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、さらに国際監査基準(ISA)に従って連結財務書類の監査を行った。これらの基準は、適用される財務報告の枠組みに従った連結財務書類及びグループ経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼす虚偽記載がないことについて合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを要求している。監査手続の決定にあたっては、グループの事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性に関する予想を考慮に入れている。会計関連の内部統制システムの有効性並びに連結財務書類及びグループ経営報告書の開示を裏付ける証拠は、監査の枠組みにおいて主に試査により検証される。監査は、連結に含まれる会社の年次財務書類、これらの会社が連結に含まれるかどうかの決定、使用された会計方法及び連結原則並びに会社の経営取締役会により作成された重要な見積りに関する評価、さらに連結財務書類及びグループ経営報告書の全体的な表示に関する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に合理的な基礎を提供していることを確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査の結果に基づく私どもの意見では、連結財務書類は、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(HGB)第315a条第1項に準拠した商法の追加規定並びに定款の追加規定及びIFRS全規定に従っており、これらの規定に従ってグループの純資産、財政状態、経営成績の真実かつ公正な概観を与えている。グループ経営報告書は連結財務書類とともに、全体として、グループの状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開における機会及びリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2009年2月13日/25日

プライスウォーターハウスクーパース  
アクティエンゲゼルシャフト  
監査法人

(クラウス・ディーター・ルスケ) (ハンス・ヨアヒム・ホルテ)  
(経済監査士) (経済監査士)

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den von der Deutsche Post AG, Bonn, aufgestellten Konzernabschluss – bestehend aus Gewinn- und Verlustrechnung, Bilanz, Kapitalflussrechnung, Eigenkapitalveränderungsrechnung und Anhang (Notes) – sowie den Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2008 geprüft. Die Aufstellung von Konzernabschluss und Konzernlagebericht nach den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 a Abs. 1 HGB anzuwendenden handelsrechtlichen Vorschriften sowie den ergänzenden Bestimmungen der Satzung liegt in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Konzernabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Konzernabschluss unter Beachtung der anzuwendenden Rechnungslegungsvorschriften und durch den Konzernlagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld des Konzerns sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie die Nachweise für die Angaben im Konzernabschluss und Konzernlagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der Jahresabschlüsse der in den Konzernabschluss einbezogenen Unternehmen, der Abgrenzung des Konsolidierungskreises, der angewandten Bilanzierungs- und Konsolidierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 a Abs. 1 HGB anzuwendenden handelsrechtlichen Vorschriften sowie den ergänzenden Bestimmungen der Satzung und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns. Der Konzernlagebericht steht im Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 13. Februar 2009/25. Februar 2009

PricewaterhouseCoopers

Aktiengesellschaft

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Klaus-Dieter Ruske

Wirtschaftsprüfer

Hans-Joachim Holte

Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途

保管しております。

( 訳文 )  
監 査 報 告 書

私どもは、ドイツポスト・アーゲー(ボン)により作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本変動表、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務書類に対する注記で構成される2009年1月1日より12月31日までの事業年度の連結財務書類並びにグループ経営報告書についての監査を行った。EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に準拠した商法の追加規定並びに定款の追加規定に従った連結財務書類及びグループ経営報告書の作成は、親会社の経営取締役会が責任を持つものである。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて連結財務書類及びグループ経営報告書について意見を表明することにある。

私どもはドイツ商法第317条及び公認会計士協会(IDW)が公布した、財務書類監査に関するドイツにおける一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、さらに国際監査基準(ISA)に従って連結財務書類の監査を行った。これらの基準は、適用される財務報告の枠組みに従った連結財務書類及びグループ経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼす虚偽記載がないことについて合理的な保証を得るために監査を計画し、実施することを要求している。監査手続の決定にあたっては、グループの事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性に関する予想を考慮に入れている。会計関連の内部統制システムの有効性並びに連結財務書類及びグループ経営報告書の開示を裏付ける証拠は、監査の枠組みにおいて主に試査により検証される。監査は、連結に含まれる会社の年次財務書類、これらの会社が連結に含まれるかどうかの決定、使用された会計方法及び連結原則並びに会社の経営取締役会により作成された重要な見積りに関する評価、さらに連結財務書類及びグループ経営報告書の全体的な表示に関する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に合理的な基礎を提供していることを確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査の結果に基づく私どもの意見では、連結財務書類は、EUにより採用された国際財務報告基準(IFRS)及びドイツ商法(HGB)第315a条第1項に準拠した商法の追加規定並びに定款の追加規定及びIFRS全規定に従っており、これらの規定に従ってグループの純資産、財政状態、経営成績の真実かつ公正な概観を与えている。グループ経営報告書は連結財務書類とともに、全体として、グループの状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開における機会及びリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2010年2月19日

プライスウォーターハウスクーパース  
アクティエンゲゼルシャフト  
監査法人

(クラウス・ディーター・ルスケ) (ディートマー・プリュム)  
(経済監査士) (経済監査士)

[次へ](#)

## BESTÄTIGUNGSVERMERK DES ABSCHLUSSPRÜFERS

Wir haben den von der Deutsche Post AG, Bonn, aufgestellten Konzernabschluss – bestehend aus Gewinn- und Verlustrechnung und Gesamtergebnisrechnung, Bilanz, Kapitalflussrechnung, Eigenkapitalveränderungsrechnung und Anhang – sowie den Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2009 geprüft. Die Aufstellung von Konzernabschluss und Konzernlagebericht nach den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 a Abs. 1 HGB anzuwendenden handelsrechtlichen Vorschriften sowie den ergänzenden Bestimmungen der Satzung liegt in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Konzernabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Konzernabschluss unter Beachtung der anzuwendenden Rechnungslegungsvorschriften und durch den Konzernlagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld des Konzerns sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie die Nachweise für die Angaben im Konzernabschluss und Konzernlagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der Jahresabschlüsse der in den Konzernabschluss einbezogenen Unternehmen, der Abgrenzung des Konsolidierungskreises, der angewandten Bilanzierungs- und Konsolidierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 a Abs. 1 HGB anzuwendenden handelsrechtlichen Vorschriften sowie den ergänzenden Bestimmungen der Satzung und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns. Der Konzernlagebericht steht im Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 19. Februar 2010

PricewaterhouseCoopers  
Aktiengesellschaft  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Klaus-Dieter Ruske      Dietmar Prümm  
Wirtschaftsprüfer      Wirtschaftsprüfer

( 訳文 )  
監 査 報 告 書

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2008年1月1日より2008年12月31日までの事業年度の会計帳簿及び経営報告書を含む、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から構成される年次財務書類の監査を行った。会計帳簿の記録並びに年次財務書類及び経営報告書の作成は、ドイツ商法(及び株式保有契約書/会社定款に規定された規則)に準拠し作成されており、会社経営陣の責任によるものである。私ども監査人の責任は、私どもの監査に基づいてこれらの会計帳簿を含む年次財務書類及び経営報告書について意見を表明することである。

私どもは、ドイツ商法317条及び、ドイツ公認会計士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に従った年次財務書類及び経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があるかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査計画手続の決定にあたっては、会社の事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性を考慮に入れている。監査には、会計処理に係る内部統制の有効性、並びに会計帳簿、年次財務書類及び経営報告書に記載されている開示についての証拠を主に試査により検証することが含まれている。監査はまた、適用された会計原則及び経営陣による重要な見積り、更に年次財務書類及び経営報告書の全体的な表示の評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な根拠を与えているものと確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査に基づく私どもの意見では、年次財務書類は、法的要件及び会社定款に規定された規則に従っており、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて、会社の純資産、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示している。経営報告書は年次財務書類とともに、全体として、会社の状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開におけるリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2009年2月13日/25日

プライスウォーターハウスクーパース  
アクティエンゲゼルシャフト  
監査法人

(クラウス・ディーター・ルスケ) (ハンス・ヨアヒム・ホルテ)  
(経済監査士) (経済監査士)

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss – bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang – unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2008 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und den ergänzenden Bestimmungen der Satzung liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft.

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben. Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden.

Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichtes.

Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet. Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt. Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und den ergänzenden Bestimmungen der Satzung und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht im Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 13./25. Februar 2009  
PricewaterhouseCoopers  
Aktiengesellschaft  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
(Klaus-Dieter Ruske)  
Wirtschaftsprüfer  
(Hans-Joachim Holte)  
Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。

( 訳文 )  
監 査 報 告 書

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2009年1月1日より2009年12月31日までの事業年度の会計帳簿及び経営報告書を含む、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から構成される年次財務書類の監査を行った。会計帳簿の記録並びに年次財務書類及び経営報告書の作成は、ドイツ商法(及び株式保有契約書/会社定款に規定された規則)に準拠し作成されており、会社経営陣の責任によるものである。私ども監査人の責任は、私どもの監査に基づいてこれらの会計帳簿を含む年次財務書類及び経営報告書について意見を表明することである。

私どもは、ドイツ商法317条及び、ドイツ公認会計士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に従った年次財務書類及び経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があるかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査計画手続の決定にあたっては、会社の事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性を考慮に入れている。監査には、会計処理に係る内部統制の有効性、並びに会計帳簿、年次財務書類及び経営報告書に記載されている開示についての証拠を主に試査により検証することが含まれている。監査はまた、適用された会計原則及び経営陣による重要な見積り、更に年次財務書類及び経営報告書の全体的な表示の評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な根拠を与えているものと確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査に基づく私どもの意見では、年次財務書類は、法的要件及び会社定款に規定された規則に従っており、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて、会社の純資産、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示している。経営報告書は年次財務書類とともに、全体として、会社の状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開におけるリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2010年2月19日

プライスウォーターハウスクーパース  
アクティエンゲゼルシャフト  
監査法人

(クラウス・ディーター・ルスケ) (ディートマー・プリュム)  
(経済監査士) (経済監査士)

[次へ](#)

## **Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers**

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung, sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2009 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und den ergänzenden Bestimmungen der Satzung liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach §317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichtes. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und den ergänzenden

Bestimmungen der Satzung und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht im Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 19.Februar2010

**PricewaterhouseCoopers**  
**Aktiengesellschaft**  
**Wirtschaftsprüfungsgesellschaft**

Klaus-Dieter Ruske    Dietmar Prümm  
Wirtschaftsprüfer    Wirtschaftsprüfer